第二部 社會運動

第一篇　勞働爭議……一二六
第一章　工・鑛・交通勞働者の爭議……一二六
第一節　爭議の大勢……一二六
第二節　主要なる爭議……一二三
第三節　特に重要なる爭議……一二九
第二章　小作爭議……一四一
第三章　俸給生活者の爭議……一五五
第一節　爭議の大勢……一五五
第二節　特に重要なる爭議……一五七
第四章　婦人勞働者及職業婦人の爭議……一五八
第二篇　勞働組合……一六〇
第一章　工・鑛・交通勞働者の運動……一六〇
第一節　勞働組合の組織狀況……一六〇
第二節　勞働組合の共通運動……一六三
一　國際勞働會議……一六三
二　勞働祭……一七二
三　メーデー禁止反對運動……一七五
四　官業勞働彈壓反對運動……一七六
五　社會立法獲得運動……一八〇
六　組合戰線統一運動……一九〇
第三節　勞働組合各個の運動……一九一
一　日本勞働組合會議及加盟團體……一九一
二　「中間派」的諸組合……二一〇
三　愛國勞働組合全國懇話會及加盟團體……二一八
四　海軍官業勞働組合聯盟……二二五
五　單獨組合……二二七
第二章　農民の運動……二三一
第一節　全國的農民組合の運動……二三四
一　全國農民組合……二三四
二　日本農民組合……二四一
三　日本農民組合總同盟……二四二
第二節　地方的農民組合の運動……二四三
第三章　俸給生活者の運動……二四五
第四章　婦人勞働者の運動……二四七
第五章　勞働者教育運動……二四八
附　主要勞農組合一覽表……二五一
第三篇　無產政黨……二七九
第一章　無產政黨の共通運動……二七九
第一節　無產政黨の選擧運動……二七九
第二節　政治戰線統一運動……二八五
第二章　無產政黨各個の運動……二八九
第一節　社會大衆黨……二八九
第二節　勞農無產協議會……三〇一
第三節　國家社會主義的諸政黨……三〇四
第四篇　消費組合運動……三〇八
第一章　一般狀況……三〇八
第二章　單獨組合の情勢……三一〇
第五篇　其他の社會運動……三一四
第一章　社會主義的團體の設立及解散……三一四
第一節　社會主義的團體の設立……三一四
第二節　社會主義的團體の解散……三一四
第二章　社會主義的團體及個人の活動……三一五
第一節　社會主義的團體及個人の活動……三一五
第二節　其他の社會主義的團體及個人の活動……三一五
第三章　特殊事件（日本共產黨事件）……三一九
第四章　學生運動……三二二
第五章　藝術家の運動……三二三
第六章　婦人運動……三二四
第七章　水平運動……三二五
第八章　植民地における運動……三二七
第一節　朝鮮……三二七
第二節　臺灣……三二九
第六篇　國家主義的運動……三三〇
第一章　國家主義的團體の設立及解散……三三〇
第一節　國家主義的團體の設立……三三〇
第二節　國家主義的團體の解散……三三二
第二章　國家主義的團體及個人の活動……三三三
第一節　國家主義的團体の共通運動……三三三
第二節　國家主義的團體各個の運動……三三五
第三章　特殊事件……三三五
國家主義的及國粹團體一覽……三三七

第二部（社會運動）統計表

第一表　昭和十一年同盟罷怠業工場閉鎖統計表
　其一　業態別件數
　其二　月別件數
　其三　月別累年數
　其四　要求事項別件數
　其五　結果表
　其六　結果累年表
　其七　府縣別勞働爭議件數
第二表　小作爭議統計表
　其一　府縣別數（關係人員、面積、要求事項）
　其二　累年表
第三表　勞働組合及組合員統計表
第四表　小作人組合及組合員統計表
第五表　消費組合統計表

第一篇　勞働爭議

第一章　工・鑛・交通勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

最近の趨勢　昭和十一年中における勞働爭議は昨年度にも増して非常時的色彩が濃厚であり、その趨勢には極めて複雜なるモメントを包藏してゐる。

昭和六年を頂點として七、八、九、十年と累年漸減しつあつた爭議は、十一年を轉機として增加を示すに至つた。殊に賃銀增額要求の傾向を內包する爭議增加の氣運は偶發的現象ではなく、十一年を定點として今後の爭議內容の上に新しい動向を看取せしむるに至つてゐる。尙參加人員についてみれば、最近における減少傾向は本年一段と進展し、昭和六年以來の最少記錄をすら示してゐる。繼續期間亦明かに短期のものが增加し、長期のものが激減してゐる。したがつて爭議の規模も本質的には縮少化の傾向を辿つてゐると云はねばならぬ。爭議の手段、戰術の如きも例外はあれ、總じて穩健化の趨勢にある。

かかる傾向が何に基づいたかは匆卒な斷定を許さぬ問題であるが、先づ個々の爭議の規模の縮少については、爭議そのものが、抵抗の大なる獨占的巨大資本の領域から漸次下向して中小脆弱の產業領域に移つてゐることは指摘し得られる點であらう。

最近までにおける爭議減少の傾向は第一には滿洲事變以後勞働組合がとり來つた產業平和政策、爭議最小化方針、團體協約の促進、勞資協調の方針等々に制約されてゐるが、しかも他方において軍需インフレ、輸出インフレによる事業界の好轉に勞働就業人員は增加し、定額賃銀は絕えず低下の傾向を辿つてゐるとはいへ、一方殘業、夜業等の勞働强化による手取り賃銀の增加が經濟鬪爭の退潮を導く有力な原因であつたやうである。しかるに本年においては特に臨時工問題を中心として重工業部門に爭議が頻發するに至つた。本年度における臨時工問題の特質たるものは「臨時工體制」の解決方法が日程に上つてゐるといふことである。今年中における臨時工に關する係爭は日本車輛名古屋工場（全日本勞働總同盟指導）を皮切りとし、神戸川崎造船所葺合製鈑工場において、請負單價の切下げと同時に臨時工制度撤廢といふ劃期的聲明を發表したが、ついで三月三十一日臨時工八三名の解雇を發表したため、勞働組合を少からず刺戟し、一時爭議發生が豫想されてゐたが結局不發に終つてゐる。更に日本光學工業會社に起つた直屬臨時工の陳情運動、合同油脂兵庫工場の臨時

工會社直屬制の要求運動等々これら一聯の問題は臨時工制度の全面的檢討を要することを物語つてゐるものであつて、來るべき退手法施行における產業再編成の必要を喚起してゐるものである。

爭議鬪爭の性質が幾分とも微溫化したといふ事實については、件數減少と同じ理由の外に、從來鬪爭激化主義をとつてゐた左翼非合法的組合の沈衰があげられる。

日本の政治、經濟が國際的に占める危機的情勢の繼續は、近年における物價騰貴による生活の脅威と將來への不安とが今日の勞働不安、爭議發生の傾向を支配した諸要因の基礎事實をなしたとみられるのである。

しかも、爭議原因についてみるときは、昨年にも增して、一般的に勞働者側の能動的・積極的態度が前進してゐる。注目すべきはそれにも拘らず、この反抗の鬪爭力が充分に伸張し得なかつたといふことである。

爭議件數 昭和十一年中における爭議件數は、總數一、九七五件である。これを前年と比較すれば一〇三件を增加してゐるが、同盟罷怠業、工場閉鎖を伴うたもののみを採れば五四七件で、前年に比し多少の減少を示してゐる。

勞働爭議件數累年比較

	勞働爭議總件數	內同盟罷怠業工場閉鎖件數
大正十三年	九三三	一六四
大正十四年	八一六	一三九
大正十五年	一、二六〇	四九五
昭和二年	一、二〇二	三八三
昭和三年	一、〇二一	(四)三九七
	(八)	
昭和四年	一、四二〇	(五)五七六
	(一二)	
昭和五年	二、二九〇	(六)九〇七
	(六)	
昭和六年	二、四五六	(一四)九九八
	(四一)	
昭和七年	二、二一七	(二三)八九三
	(五八)	
昭和八年	一、八九七	(一二)六一〇
	(三八)	
昭和九年	一、九一五	(三)六二六
	(二二)	
昭和十年	一、八七二	(六)五九〇
	(二三)	
昭和十一年	一、九七五	五四七

(備考) (1)括孤內の數字は前年より繼續の爭議を示す。(2)二ヶ年に繼續せる爭議は兩年共加算せり。

以上の如く本年度上半期は戒嚴令下にあつたため、發生件數は比較的減少したともみられるが、十一年が十年に比較して增加した事は、下半期以降の勞働爭議增加の趨勢を物語るものである。尤も十一年末以後の顯著な物價騰貴の反映は本年度爭議中には未だ十分に現はれてゐないやうである。從つて要は問題を明十二年に持越した關係にある。

地方別爭議件數 次に勞働爭議を府縣別にみれば、發生の多きは毎年殆んど變りなく、大阪四〇〇件（六三件——括孤

内は同盟罷業工場閉鎖を伴ったものを示す。以下同様)、東京二九一件(五〇件)、愛知一九六件(三九件)、兵庫一二二件(三〇件)、京都一〇六件(五一件)の順序である。神奈川、北海道、群馬、福岡、和歌山之に次ぎ、少きは宮城、青森、鳥取、沖縄の各一件、福井の二件、滋賀、秋田、香川、宮崎の各三件で、山形は一件もない。尚、岡山、和歌山、福岡は殆んど倍増し、北海道は半減してゐる。

業種別件數　その紛議の程度のものを含めた總件數と、同盟罷怠業工場閉鎖を伴うた爭議件數とを業種別にみれば次の如くである。

業種別爭議件數

	總件數	内、同盟罷怠業工場閉鎖
總數	一、九七五	五四七
機械器具製造工業	四二三	八三
化學工業	二五九	八八
染織工業	三二二	一二二
飲食物製造工業	五七	一九
雜工業	一九八	五〇
鑛業	一〇四	四二
瓦斯電氣事業	七	—
運輸業	二七〇	六一
土木建築業	一一九	三八
通信業	二	一
其の他の業	二一四	四三

次に上表下欄の同盟罷怠業工場閉鎖の件數を内譯すれば次の如くである。

	同盟罷業	同盟怠業 工場閉鎖	計
機械器具製造工業	七一	一〇	二	八三
化學工業	八五	二	一	八八
染織工業	一一七	四	一	一二二
飲食物製造工業	一六	—	三	一九
雜工業	四六	三	一	五〇
鑛業	三五	三	四	四二
運輸業	五五	六	—	六一
通信業	一	—	—	—
土木建築業	三四	四	一	三八
其の他	三八	四	一	四三
總計	四九八	三六	一三	五四七

本年度爭議の業種別狀況は右表の如くであるが、發生件數において十年度より著しく增加せるものは機械器具工業の一〇〇件增加の四二三件と、染織工業の七〇件增加の三二二件であり、反對に減少せるものは化學工業の二〇件減の二五九件、飲食物製造工業の一四件減の五七件等である。このうち機械器具工業の爭議件數が著しく增加してゐるのは注目されるが、これは臨時工がこの部門に最も多く吸收され、臨時工

問題を契機とする紛爭が爭議發生の原因となつたものとみられ、この點臨時工問題と合せて考慮されるべきであらう。

更に同盟罷怠業・工場閉鎖の手段を伴うたもののうち、紡織工業一二二件（一〇一――括弧内は十年度件數。以下同様）化學工業八八件（一二二）機械器具製造工業八三件（八九）運輸業六一件（六〇）雜工業五〇件（六六）鑛業四二件（二六）飲食物製造工業一九件（一九）であつて、機械器具製造工業の如き總件數において前年よりも可なりの増加を示せるに拘らずこれらの手段を伴ふ爭議は反對に減少してゐる。他方、鑛業・染織工業においては總件數、同盟罷怠業工場閉鎖を伴ふ件數共に増加を示してゐる。

爭議の規模　爭議の規模としては先づ參加人員に着目し得るが、その累年の趨勢は左表の如くである。

爭議全數（紛議をふくむ）についての狀況

	總爭議件數	總參加人員	一件當り參加人員
大正十二年	六四七	六八、八一四	一〇六
大正十三年	九三三	九四、〇四七	一〇一
大正十四年	八一六	八九、三八七	一一〇
大正十五年	一、二六〇	一二七、二六七	一〇一
昭和二年	一、二〇二	一〇三、三五〇	六八
昭和三年	（八）一、〇三一	（三、六一五）一〇一、八九五	一一〇
昭和四年	（一三）一、四三〇	（四五六）一七二、一四四	一三一
昭和五年	（六）二、二九〇	（一、五三八）一九一、八三八	八二
昭和六年	（四一）二、四五六	（二、三六七）一五四、五二八	六三
昭和七年	（五八）二、二一七	（五、一七六）一二三、三一三	五六
昭和八年	（三八）一、八九七	（四、二一七）一一六、七三三	八二
昭和九年	（二二）一、九一五	（三九〇）一二〇、三〇七	六三
昭和十年	（二三）一、八七二	（一、四〇八）一〇三、九六二	五六
昭和十一年	一、九七五	九二、七二四	四七

（備考）(1)括弧内の數字は前年より繼續の爭議を示す。(2)二ケ年に繼續せる爭議は兩年共加算せり。

右のうち同盟罷怠業工場閉鎖についての狀況

年次	件數	參加人員	一件當り參加人員	損失作業延日數
大正十二年	二七〇	三六、二五九	一三四	四二一、八七三
大正十三年	三三三	五四、五二六	一六四	六一三、一四四
大正十四年	二九三	四〇、七四二	一三九	二九五、〇二七
大正十五年	四九五	六七、二三四	一三六	六九八、〇七一
昭和二年	三八三	四六、六七二	一二二	一、一七七、三五三
昭和三年	（四）三九七	（二、九一五）四六、二五二	一一七	五八三、五九五
昭和四年	（五）五七六	（一六三）七七、四四四	一三四	五七一、八六〇
昭和五年	（六）九〇七	（一、五三八）八一、三六二	九〇	一、〇八五、〇七四
昭和六年	（一四）九九八	（一、二三一）六四、五三六	六五	九八〇、〇五四
昭和七年	（二三）八九三	（一、四四五）五四、七八三	六一	六一八、六一四
昭和八年	（一二）六一〇	（二、六三六）四九、四二三	八一	三八四、五六五
昭和九年	（三）六二六	（五八）四九、五三六	七九	四四六、一七六
昭和十年	（六）五九〇	（八四）三七、七三四	六四	三〇一、三三四

昭和十一年	五四七	三〇、九〇〇	五六	一六三、五九〇

〔備考〕(1)括弧内の數字は前年より繼續の爭議を示す。(2)二ヶ年に繼續せる爭議は兩年共之を加算す。(3)大正十三年以後は損失作業延日數中に怠業日數を加算せず。

まづ昭和十一年中の爭議參加人員について見るに、總人員九一、七二四人であつて、一件平均參加人員は六三人である。これを前年度と比較すれば、多少の減少を來してゐる。同盟罷怠業、工場閉鎖を伴うたものをとれば、一件平均五六人でこれまた可なりの減少を示してゐる。これを數年前に比すれば非常に低下しており、その最高期に比し半數にも及んでゐない。これは明らかに大規模事業における爭議が著しく減少してゐる證左であつて、昭和十一年中の統計についても明確にこれを知ることが出來る。即ち、同盟罷怠業、工場閉鎖を伴うた爭議五四七件中その約三分の一に當る二〇〇件は一五人以下の爭議である。件數の最も多かつたのは五〇人未滿のものであるが、固より大規模爭議とはいへない。これがまた約三割の二一二件を占め、百人未滿六六件、三百人未滿五六件といふ狀態である。これに反し三百人以上のものは全部で僅かに十六件に過ぎない。この事實の一面は謂ゆるインフレ景氣が極めて跛行的で、中小企業は依然惠まれず弱少企業に爭議の瀕發した事を示すものである。參加人員の減少化は近年の傾向であるが十一年に至り更にこの傾向を著しく進めた事は注目すべきである。

參加人員と對應して爭議の規模といふものを構成する爭議の繼續期間をみるに、昭和七年以來長期のものは年と共に減少し、十一年に至つては更に著しく現はれてゐる。遡つて大正六年頃を中心とした數年間が最近と同樣長期繼續のものが比較的少かつた事實と對應して注目を惹くところである。

同盟罷怠業、工場閉鎖繼續日數別表

	三日以下	四日以上十一日未滿	十一日以上三十一日以上	三十一日以上	自然消滅	未解決	計
大正三年	二八	二	—	—	—	—	五〇
同四年	四一	一八	—	五	—	—	六四
同五年	六九	三四	—	五	—	—	一〇八
同六年	二〇三	八四	—	二	—	—	三九八
同七年	二二〇	七二	—	一五	—	—	四一七
同八年	二六三	二二五	—	九	—	—	四九七
同九年	一六七	八二	—	三	—	—	二八二
同十年	二八	七四	—	四	—	二	二四六
同十一年	二八	九〇	四	八	—	—	一五〇
同十二年	二八	八五	五	二	—	—	二七〇
同十三年	二三	二二	七	二	—	—	三三三
同十四年	二三	九六	七六	八	—	—	二九三
同十五年	一四九	一八四	一〇〇	六〇	二	—	四九五
昭和二年	一四四	二八	六	四六	三	四	三八五

同三年	一五九	一三五	七一	二五	二	五	三九七
同四年	一六六	一九七	一四六	五六	五	六	五七六
同五年	一八六	三一七	二六九	一一〇	一一	一四	九〇七
同六年	二七一	三〇五	二四四	一四八	七	二三	九九八
同七年	二八七	二六八	一九七	一一八	一一	一二	八九三
同八年	二〇三	一九七	一〇三	四一	三三	三三	六一〇
同九年	三一六	二〇二	六八	二八	二	—	六一六
同十年	二八〇	一九五	七三	四二	—	—	五九〇
同十一年	三一六	一七五	四二	一三	—	一	五四七

爭議の原因並びに要求事項　爭議原因中謂ゆる「賃銀增額要求」等の積極的爭議は昭和八年前後より一般に增加の傾向にある。その主なる原因とみらるべきものは、近年物價騰貴に依る勞働者生活費の增嵩に拘はらず、賃銀はこれに比例せず、生活防衛のための必然的結果として此の種爭議が增加したものとみられる。十一年末頃より現れた物價急騰の傾向は今後賃上要求の爭議增加の傾向に拍車をかけるものと見られる。十一年中におけるこれら各種の要求の詳細は次表の如くである。

要求事項別爭議件數

	同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計
賃銀增額	二一一	一二	五	二二八
賃銀減額反對	五六	三	一	六〇

賃銀算定支給方法變更又は反對	三七	一	—	三八
勞働時間短縮	一五	—	—	一五
公休日の設定	二	—	—	二
作業方法規定の變更又は反對	一二	一	—	一三
勞働組合の自由又は公認	五	—	—	五
勞働委員會設置又は組織權限の變更	—	—	—	—
工場設備其の他福利增進施設	四	—	—	四
解雇手當の確立又は增額	一七	一	一	一一
解雇反對	三六	五	四	四五
監督者排斥	二五	三	一	二九
賃銀支拂	三五	六	—	四一
休業反對	一	—	—	一
休業手當の支給又は增額	—	—	—	—
雜	四二	四	一	四七
總計	四九八	三六	一三	五四七

以下特筆に値する二、三の事項に付若干の考察を加へてみよう。

上記の如く積極的要求が急激に增加し總數の五二%を占めるに至つたが、此の大部分は賃銀增額の要求であつた。同盟罷

怠業工場閉鎖を伴うた爭議は、前掲統計の示す如く五四七件であつたが、此の中二二八件は此の種の要求に基くもので總數の四一%强を占めた。從つて積極的性質を有する爾餘數項の要求は全部で一〇%にしか當らない。

次に積極的要求の一として或は多くの場合において勞働賃銀と並んで勞働條件の一として常に重視されて來た勞働時間の問題が今日に限らず常に主要な要求として現れることの案外少いのは注目に價する。思ふに經濟的に惠まれざる一般勞働者は勞働時間の若干の延長よりもむしろ實收賃銀の多い事を望む結果であらうが、此の心理は兎角不安の多い勞働界の實狀よりして相當諒察し得るものがある。併しこれも程度問題であつて過重の勞働をも甘受せんとするものではない。現に本年の如きも勞働時間の短縮を主たる要求として掲げたのは僅かに十五件に止まるが、從たる要求として提出したものを加ふれば相當數に上るであらう。

資本の攻勢にもとづく消極的要求の最たるものとして從來長くその首位を占めてゐた賃銀減額反對は、十一年は著しく減少し前年より二二件減の六〇件である。これを數年前に比すれば實に大きな開きがある。かくこの種要求が低減してゐることは一面事業界の好轉であるが、未だ相當多數に發生してゐるのは、臨時工の採用により既就業者への賃銀引下げが相當行はれたものの思はれる。なほ同じ消極的要求としての休業反對、休業手當の支給又は增額を要求する爭議が減少しつゝあるに拘はらず、解雇反對又は解雇者の復職要求の爭議が多少ながら增加を示してゐるが、このことはインフレ景氣が跛行的であり、殊に爭議の小規模にみられる如く、中小企業が依然インフレの恩澤に浴せざることを如實に示すものである。

次に、解雇、退職手當の確立又は增額を要求する場合の爭議は十一年は前年に比し著しく減少を示した。これは軍需景氣に伴ふ解雇減少に原因する。尤も勞働者の現狀よりすれば解雇は最大の苦痛であり、これが防衛のための制度或ひは增額に關する爭議のあることも亦當然であらう。この點に關して退職手當法の實施により、一應問題が緩和されたかにみえるが、猶其の額及同法適用外の小工場其の他においては問題の餘地があるものと考へられる。

以上は同盟罷怠業、工場閉鎖を伴うたものゝみについてゞあるが、之等を伴はない謂ゆる紛議の程度のものを加へたものについても略同樣の事を言ひ得る。

爭議の結果　爭議の要求事項が如何に解決されたかは見る人の立場、客觀的情勢等複雜な諸要件を考慮しなければならないであらう。本年度爭議中（同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたものゝみ）、要求が貫徹されたとみらるべきものは三二%强（前年は二七%）を占めてゐるが、この傾向は物價高の傾向と

相俟つて暫時繼續されるであらう。更に要求不貫徹の點よりみても大體同樣の結論をえることができる。只此結果の區別を貫徹、妥協、不貫徹の三點に求めてゐる關係上貫徹の多少が直ちにその反對の結果を不貫徹の上に顯現するものではなく、謂ゆる「妥協」なるものゝ存在によつて多少修正されることのあるは疑なき事實である。

第二節　主要なる爭議

1　工場工業における主要爭議

一、染織工場

	(工場名)	(參加人員)	(關係團體名)
〔一月〕	京都染工場(京都)	二五	全評京都纖維
	川越紡織工場(栃木)	一五〇(女)	
	清水染工場捺染部(埼玉)	二一	
〔二月〕	湯川其他一二西陣ビロード工場(京都)	四〇〇	全勞京都聯合會
	泉織物澤工場(大阪)	六	全總
〔三月〕	松山染工場(京都)	不明	全評京都纖維
〔四月〕	津島羊毛染工會社(愛知)	一七〇	全評中部地評
	宅間友仙中堂寺工場(京都)	四〇(總)	
	和歌山染工北島工場(和歌山)	七〇〇	和歌山合同勞働
〔五月〕○	津島羊毛會社(愛知)再燃	一四〇	中部勞働聯盟・共榮促進會
	日東編物會社(大阪)	二〇	全評關西地評
○	和泉紡忠岡工場(同)	五〇〇(總)	全勞系東和工友會
一、	製絲工場公益社(新潟)	五〇〇	
〔六月〕	宮下敷物刺繍工場(兵庫)	一〇八	
	矢作工業名古屋工場(愛知)	一三〇	大日本忠孝勞働
〔七月〕	村井友仙工場(京都)	四〇	全總京都友仙職工
	吳羽紡織工場(長野)	一五〇(女)	
〔八月〕	秩父銘仙型紙商組合(埼玉)	不明	職工同志會
○	關西製絨所(愛知)	三二七	全評中部紡染勞働
	和泉紡春木工場(大阪)	不明	全勞系東和工友會
〔九月〕	泉州織物會社(大阪)	一四〇(女)	
	高瀨染工所(同)	六四(總)	總同盟大阪聯合會
○	日本晒工場(福岡)	二六(總)	日本石炭坑夫組合
	影山捺染工場(栃木)	一七	型付職工組合
○	東京モスリン會社五工場(東京)	(從業員六千名)	全總京モス退手法對策委員會
	愛知織物千種工場(愛知)	一二八	中部勞働聯盟
〔十月〕	石田晒彥工場(京都)	一〇	全評京都纖維
	濱名合名會社(同)	四五〇	全總關西紡織勞働
○	東郊紡績會社(大阪)	一〇	同右
	桐生友仙早佐系十二工場(群馬)	不明	社大黨桐生支部
〔十一月〕	大日本染絨會社(愛知)	二八〇	全評中部地評
	日本苧麻研究所(靜岡)	九五(總)	
〔十二月〕	濱名紡績會社(靜岡)	不明	社大黨縣聯合會

二　金屬工場

〔一月〕○日本車輛製造會社（愛知）（臨時工）　三〇（總）全評中部金屬　總同盟中京鐵工
伊藤鑄物工場（同）
坂口伸鐵工場（大阪）　一一五（總）全評大阪金屬
〔二月〕伊藤愷六鑄物工場（埼玉）　四〇　總同盟東京鐵工
〔三月〕片山鐵工所（東京）　三〇　關東工聯
○昭和鐵工所鑄物部（福岡）　二〇〇　全國水平社
○戸畑工作所（同）　二〇　總同盟九州聯合會
○大阪製鐵所（大阪）　七二四　全勞大阪金屬
昭和鋼材所（同）　三一（總）　同　右
〔四月〕○川崎造船所（兵庫）　不明　全勞兵庫縣聯合會
浦時計製作所（愛知）　九　總聯合愛知縣聯
〔五月〕○旭輕合金製作所（東京）　六九
安治川伸鐵會社（大阪）　二九　全勞大阪金屬
辻製作所（大阪）　二一（總）全勞大阪金屬
林内石油コンロ製造商會（愛知）　五〇（總）
前田鐵工所（和歌山）　一〇
〔六月〕○小内鐵工所他十工場（和歌山）八〇（總）鐵心會、全紀南勞働團協、全評關西地評社大黨
○東京瓦斯電氣工業會社（東京）二七一
○日本バルブ製造會社（同）　不明　全評
○神戸薄鐵工業會社（兵庫）　五〇　全總神戸一般
高橋シャーリング工場（大阪）一六（總）全總大阪金屬
旭工業所（神奈川）　五四（總）全總神奈川鐵工
〔七月〕帝蓄レコード會社（奈良）　一五〇（總）全總大阪聯合會
澤村亞鉛工場（大阪）　六〇（總）全評大阪金屬
東亞企業横濱工場（神奈川）　八〇（總）總同盟神奈川縣聯
○三菱重工業名古屋航空機製作所（愛知）　不明　國潮社總合勞働
伊藤ポンプ製作所（愛知）　一〇　全評中部金屬
〔八月〕○中島電機製作所（東京）　一九〇　總聯合東京聯合會
東海鉛管會社（神奈川）　二〇〇　全總東海鉛管支部
○大鍍鍍金工場（兵庫）　四五　全評阪神協議會
百々鐵工所（大阪）　二〇　全評大阪金屬
中央パイプ製作所（愛知）　一一　全評中部金屬
エタニツトパイプ工場（埼玉）　不明　總同盟東京鐵工
日本鋼業會社（福岡）　三六　全評九州金屬
〔九月〕豐國鋼材會社（大阪）　六〇（總）全勞大阪金屬
日の本鐵工所（同）　一五　同　右
前田製鋼會社（同）　七〇（總）同　右
高田金屬製作所（同）　六〇　全評大阪金屬
○合資會社大竹工場（東京）　六〇（總）全總關東合同
東洋工業機械部（廣島）　一三八　全總廣島合同勞働
津上製作所（同）　二〇　全評關東金屬
〔十月〕日滿工業會社（大阪）　四〇（總）全評關西地評
○三藤電機工場（同）　不明　全總大阪金屬
○帝國機械工業會社（神奈川）　一八　生產黨
三重珐瑯會社（三重）　一〇七　社大黨、名古屋合同

〔十一月〕阪神鐵工所（兵庫）　三〇〇　全總兵庫縣聯
紫藤金屬製作所（大阪）　二二　全勞系大阪金屬
壽製作所十條工場（京都）　五〇　全總京都金屬
東海電極田浦工場（熊本）　二〇〇（總）社大黨支部
〔十二月〕尼崎製釘所（兵庫）　不明　全總
大塚鐵工所（福岡）　四三　全總九州聯合會

三、化學工場

〔二月〕豊橋製陶所（愛知）　七〇　三河愛國從業員聯盟
〔三月〕豊國セメント門司工場（福岡）二六　總同盟九州聯合會
乾製紙吹田工場（大阪）　五〇　總同盟合同勞働
○九州製油所（福岡）　四九（總）總同盟九州聯合會
關西蠅取紙製造會社（岡山）　五二　全評岡山地方勞働
○大分製紙會社（大分）　一五〇　社大黨縣支部　全評大分勞働
○日華製油若松工場（福岡）　二五〇
〔四月〕日本レイヨン岡崎工場（愛知）　二九七　愛國皇民協會
かもめ蠅取紙會社（岡山）　一八（總）全評倉敷勞働
〔五月〕名古屋硬質紙器會社（愛知）　二〇　全評中部化學
○東洋セメント小倉工場（福岡）六〇（鮮）日本西部產勞
〔六月〕日本光學工業大井工場（東京）不明　全國評議會
〔七月〕昭和透明紙高槻工場（大阪）　不明　全日本勞働總同盟
○三國セルロイド會社（大阪）九〇〇　自治會　總聯合、生產黨
泉州瓦斯工業組合加入工場（大阪）　五〇〇（總）
岡崎化學工業研究所（愛知）　四〇
東京セメント採掘場（埼玉）一六〇
大同ゴム製造所（大阪）　五五（總）
陶町製陶工場（岐阜）　一、〇〇〇（總）勞資協調會
兒玉瓦工業組合（埼玉）　一〇〇（總）
〔九月〕〇平尾賛平商店東京工場（東京）　二三〇　全日本勞働總同盟
〔十月〕大正煉瓦外五製瓦工場（兵庫）　二三〇
後藤セルロイド工場（愛知）　一三　名古屋合同勞働
德平外十四脂紙工場（高知）六〇〇　勤勞同志會
三重珐瑯會社（三重）　一〇七　社大黨支部　全評名古屋合同勞働
新津硝子工業會社（新潟）　七　北日本農民組合　全國農民組合
高知典具紙業者（高知）一、五〇〇　總同盟典具紙從業員組合
〔十一月〕宮光硫酸瓶製造工場（栃木）　三〇　瓶子勞働組合
第二東海電極田浦工場（熊本）　一五〇　社大黨熊本支部
秋山ゴム製造所（大阪）　一三〇（總）
黑崎窯業結束部（福岡）　一〇〇　總同盟九州聯合會
〔十二月〕昭和曹達會社（愛知）　一五〇（總）全評中部地評　大日本忠孝勞働

四、飲食物工場

〔二月〕　市川製氷所（千葉）　五　全日本製氷從業員組合
〔四月〕　林兼商店トマトサーシン工場（長崎）　七一
　　いなり揚げ會社（大阪）　八〇（總）總同盟
〔五月〕　石室製菓會社（大阪）　四〇
　　神戸屋パン製造所（大阪）　四〇　全評大阪一般

五　雜　工　場

〔一月〕　田付製軸所外六工場（兵庫）　（五四〇內女四〇〇）
〔三月〕　大日本マンクリートポール製造會社（栃木）　八〇（總）
　　角田製函第一工場（愛知）　五〇　組同盟中京木材勞働
〔四月〕　大和木工會社（愛知）　二九〇
　　青柳印刷所（栃木）　不明　社大黨宇都宮支部
〔五月〕　森川石粉工場（廣島）　四〇　總同盟福山勞働組合
〔六月〕　西川製材所（和歌山）　一五（總）和歌山一般勞働
　　鐵仙足袋工場　埼玉）　四〇（總）社大黨、鐵仙足袋從業員組合
　　脇田コークス煉炭製造所（大阪）　三〇（總）總同盟合同勞働
　　高木ボロ整製商會（愛知）　三二（女二二）大日本忠孝勞働
〔八月〕　鈴木製額所（愛知）　三〇　中部勞働聯盟
〔九月〕○　山田金屬文具製造會社（廣島）五四（女）廣島勞働組合
　　宮內製材工場（青森）　二〇　社大黨縣聯合會
　　花畑製材小雜賀分工場（和歌山）　三八（總）
　　宇山カーボン工場（神奈川）　七〇　日本產業軍
〔十月〕　野村製材工場（和歌山）　四二（總）
　　大山印刷所（東京）　不明　東京印刷工組合
〔十一月〕○一心足袋工場（埼玉）　一二　社大黨支部
　　○佐間レート足袋工場（埼玉）　二九　社大黨支部
　　新宮木材同業組合（和歌山）　不明　工友會、其他
〔十二月〕○時事新報社（東京）　四二〇（總）全總同盟

2　家內工業における主要爭議

〔一月〕　紀勢中線工事場森組、小川組（和歌山）　三〇〇（鮮）
〔二月〕○　三池港峯壁工事場白石組（福岡）　一〇〇
〔三月〕　西灘鹽田（兵庫）　四〇〇
　　鶴見合同運送會社（神奈川）　不明　總同盟神奈川縣聯合會
　　小樽丸八組（北海道）　三一　全小樽勞働
〔四月〕　紀勢西線工事場下田組、鴻池組、西本組、東海工業（和歌山）　六〇〇（鮮）
〔五月〕　厚狹町內務省直轄國道改修工事場（山口）　六〇
　　撫養鹽田（德島）　三六〇　撫養鹽田勞働組合
　　澁澤倉庫（大阪）　五四　全總同盟大阪運輸勞働
〔六月〕　新宮建具商組合（和歌山）　二〇　紀南建具職人擁護同志會

直江津港石炭荷役場（新潟）三七〇（鮮）
〔七月〕玉島町鹽田（岡山）　一〇〇（總）全評岡山勞働者組合
ニツケルエンドライオンス會社（兵庫）　六二　港從神戸支部
土佐セメント原石採掘場（高知）　六〇　總同盟高知縣聯
庄内川工事場登錄勞働者（愛知）　九〇〇　全評中部自由勞働者古屋合同
〔八月〕森重組（大阪）　三二（解）全勞大阪運輸
多摩御陵參道工事場清水組（東京）　七五（石工）
和歌山簞笥工業組合（和歌山）六七　簞笥職人自治會
〔九月〕關西電力發電所工事場間組（岐阜）　一〇〇（鮮）
小樽井上石炭部平田組（北海道）　一二　全小樽勞働組合
片岡組（大阪）　二〇　全總大阪合同勞働
萩市鹽干漁製造工場（山口）一〇〇（女）
大谷館野石材採掘場（栃木）　八〇　全總同盟縣聯
中央線上松驛合同運送吉澤組（長野）　三六
〔十月〕難波石材採掘場（岡山）　一九　全評岡山勞働者組合
門司石炭商組合（福岡）一、五〇〇
鈴木染物店（群馬）　三　關東手中染工組合
〔十一月〕下關棧橋友田組（山口）　八〇（大工）
牟岐線工事場藤田組（德島）　二六
東京川砂業組合所屬船（東京）　一四〇（雙）日本港灣從業員

野崎鹽田（岡山）　一七〇
和歌山簞笥工業組合（和歌山）二〇〇　自治會
〔十二月〕安治川發電所町作業場水本組（大阪）　一三〇

3　鑛山業における主要爭議

〔三月〕帝國產金大仁鑛業所八幡坑（靜岡）　二三　全日本勞働總同盟、社大黨縣聯
土肥立花金山（靜岡）　二三（總）　同　右
〔四月〕共同石炭横島炭坑（福岡）　六〇　日本石炭鑛夫組合
〔五月〕伊豆持越金山（靜岡）　一、六〇〇　全日本勞働總同盟
〔六月〕伊豆持越金山（靜岡）再越　一五〇　同　右
高田炭坑（福岡）　一五　日本石炭鑛夫組合
昭和炭坑（福岡）　一五〇　九州鑛山坑夫組合
〔七月〕古河下山田鑛業所（福岡）　四　全總九州鑛山坑夫
〔八月〕東京セメント吾野採掘所（埼玉）　一七三（總）
〔九月〕湯川鑛山（和歌山）　六五（總）
白河炭坑（福島）　五〇
〔十月〕小坂堀内鑛山（秋田）　八〇（總）
〔十二月〕宮川硫黄山（秋田）　八〇

4　交通業における主要爭議

一、水上交通業

〔一月〕越佐航路汽船（新潟）　一八〇（總）日本港灣從
〔四月〕佐渡汽船おけさ丸、他三隻（新潟）　三〇（總）同　右
〔五月〕岡田汽船會社（廣島）　三〇（五隻）同右
竹鶴回漕店（兵庫）　一五（五機船）　同右
〔六月〕大阪發動機船會社（大阪）　四〇　港從大阪支部
江田島汽船會社　七〇（一四隻）日本港灣從
〔七月〕○日本船主協會　兵庫）　一三隻　新日本海員組合
○昭和石炭會社（福岡、大阪）　千隻　日本港灣從、若松出炭運賃低協下防止協議會
佐渡汽船會社（新潟）　三〇　日本港灣從
〔八月〕宇和島盛運社所屬機船天盛丸他九隻（愛媛）　七〇　日本港灣從
〔九月〕熊野商船會社（和歌山）　三〇（五隻）
〔十月〕○阪若汽船組合（福岡）　一六〇（三曳船）若松港灣同志會

二、陸上交通

〔一月〕舊太平橋バス（長野）　四〇
〔二月〕沖縄運輸自動車商會（沖縄）　二五
共同國道タクシーサービス詰所（兵庫）　四〇　尼崎化學一般勞働
〔三月〕大タク急配社（大阪）　三五　交總大阪自從
〔四月〕○北九州合同バス　福岡）　一五〇　全總同盟九州聯合會日本製鐵從
中村電軌會社（愛知）　七〇
〔五月〕○中央自動車運送部（東京）　六〇　全評關東運輸
中丹自動車會社（京都）　三〇
中央バス（愛知）　八三
川口バス（埼玉）　七〇　交總東京交通勞働
〔六月〕○オーバン自動車會社（東京）　七〇　交總東京自勞
南紀バス（和歌山）　四五　交總大阪自從
安神タクシー（大阪）　二七（總）全勞大阪運輸
道了山バス（靜岡）　二〇
飯塚バス（福岡）　二〇
豐橋常用自動車タクシー（愛知）　七〇　東三愛國自動車運轉者組合
〔七月〕○伊勢電鐵（三重）　五〇　伊勢愛國交通從業員組合　三河愛國從業員組合
京濱バス（東京）　不明　京濱電鐵バス電鐵從業員組合
合同タクシー（大阪）　一〇〇　交總大阪自勞
敷島タクシー（大阪）　不明　全勞大阪運輸
〔八月〕若松循環バス（福岡）　一五
川口バス（埼玉）再燃　八〇　交總東京自勞
帝國タクシー（大阪）　一〇〇　交總大阪自從
○東都バス（東京）　八八　交總東京自勞、東京勞働團體　其他
〔九月〕大和索道自動車部（奈良）　二四
○環狀バス（東京）　不明（總）交總東交、自勞

湘南電鐵自動車部（神奈川）	不明	神奈川交通勞働、社大黨	
宇治山田合同電氣軌道部（三重）	六〇（總）	合電愛岡交通從業員組合	
○福博電車（福岡）	七〇〇	福岡合同勞働組合	
〔十月〕福博電車（福岡）再燃	八一	福岡合同勞働、全農福佐聯合會	
八代自動車會社（熊本）	二一（總）	社大黨支部	
ダルマ自動車（愛知）	三〇（總）		
○大阪タクシー商業組合（大阪）	一七	全大阪タクシー從業員會、總同盟、交總大阪自從	
成田バス（千葉）	四一		
〔十二月〕多摩湖バス（靜岡）	二五		
新三河特バス（愛知）	七〇		
神都バス（三重）	一二		

〔備考〕本表には同盟罷、怠業等の外紛議程度のものも含む。○印は特に世の注目を惹いたと思はれるもの。

第三節　特に重要なる爭議の顚末

本年度においても謂ゆる大爭議といふものは比較的少い。それについては第一節に述べた通りで、參加人員の多數を擁するものも少くなかつたが、近年參加人員、爭議期間共に減少し、本年も依然その傾向が顯著であつた。いま本年中の爭議で比較的に特徴があり、且つ世の視聽を集めたものとしては伊豆持越金山爭議（五月）、東都バス爭議（八月）、時事新報社爭議（十二月）等であつた。就中記錄的な東都バス爭議は結果において苦杯を喫し、爭議中も屢々爭議團の統制系統が攪亂されたが應援團と協力、一體となつて要求貫徹に努めたことは、本年交通業において統制に對する爭議が頻發した中でも最も特徴的に戰はれたといへやう。殊に官勞問題を機會に資本家側の組合否認態度が漸く硬化されつゝある折柄組合公認を目指して戰はれたことは注目に價する。

東都乘合自動車爭議

爭議發生——昭和十二年八月三十日、終結十月二日。關係組合——交總系東京自動車勞働組合。

發生　舊板橋乘合が玉電系に買收されて以來業員は劣惡な待遇をうけつつあつたが、會社は交通統制の準備工作として、(1)勞働組合又は思想團體に加入せざる事。(2)競業、投機は勿論直接間接に他の業務に關與せざる事。(3)故意又は過失により會社に損失を及ぼしたるときは辯償する事。等々を從業員に誓約せしめんとした。

爭議團結成、要求項目　〔從業員〕總數一〇三名（內運轉手四八技工、助手八、車掌四七）。〔車臺數〕三五臺。〔資本系統〕玉電系姉妹會社玉川バス、鳩ヶ谷バスは子會社。〔爭議參加人員〕男子四七、婦人三九名（內脫落者一三名）合計七三名。

八月三十一日朝自勞指導下に嘆願書を提出、怠業に入る。會社は之を拒絕、從業員を罷詰にせんとす。同夜全員會議召集二十項

目の嘆願書に六項目を附加、一日午前六時の期限付要求を提出、一日初發よりストライキに入る。（爭議團）團長海帆德行（自勞）副團長八木昌次・村岡友一（從業員）。主腦部の下に警備班、連絡係、遊説係、炊事係、情報係、救護係、婦人係、指導員、書記局、會計を編成す。（要求條項）（拔萃）、(1)監督者の解職、新監督は從業員の推薦により決定のこと。(2)ダイヤ改正、勤務八時間とし定時間外は殘業とし、時間外手當三割增並キロ歩合四厘とすること。(3)最低日給運轉手一圓三十錢、車掌六十錢とする事。(4)昇給制度退職手當制度確立。(5)車掌の罰金制度撤廢。(6)車掌生理中は非常務とする。(7)誓約書の撤廢。其他十九條。

經過　（九月一日―九月四日）　會社側は要求書提出と同時に八木副團長以下第一次馘首發表し、全員に勸告狀を發し切崩しを開始。△城北無產團體協議會開かれ、東都バス爭議の應援方法を決定。東交總同盟を中心とする各種團體に應援委員會結成。△四日板橋署において會社側二名爭議團側從業員代表八名、組合並應援團代表三名と會見、會社側は次回の回答を約して決裂。△四日夜從業員大會を開き經過報告についで組合確認の要求貫徹た決議。（五日―十四日）城北無產團體協議會は城北市民に訴ふ檄文二萬枚を配布。六日夜巢鴨に、七日夜王子に夫々東都バス爭議眞相發表演説會を開催、區民大會の名において決議文を作成會社に提出。△本文を作成會社に提出。△東交は東都バス爭議應援を支部に指令す。關西地方よりも檄文鬪爭資金を供給。△爭議團は五日午前二時スキヤツプ防止の爲玉川、甲州、關東各バス及び太平自動車を歴訪、勸誘狀を手交。△六日第一回班長會議開催。△八日、婦人部會强硬態度を決議。八、九日社長、重役宅へ十二人宛へタリ込み總檢さる。△九月以降東交各職場訪問―基金カンパ・家族への働きかけを開始、十二日、家族團結成大會。△應援團は九月十日付「東都バス爭議應援鬪爭方針書草案」を發表、これに基き、東交各支部、自勞各支部・總同盟・青バス新宿支部、豐島支部・關東工聯・川口バス、社大黨、市民クラブ等「東都バス爭議應援職場代表者會議」準備會第一回會議を開催。△新に根津系と連關ある京濱バスの代表三名參加し、玉川、甲州バスを吸收して十八日第二回職代會議を開催。第三回職代會議にて決議文を會社側に手交。△十三・十四日警視廳に勞資、組合の三者會見したるも交渉は事實上決裂。

（十五日―二十日）　十六日、再要求提出從業員大會、積極的活動開始。要求項目十一ケ條を會社側へ提出。（內容）(1)馘首者の全員復職。(2)爭議中の日給支給。(3)誓約書の撤廢。其他。△十七日、上野公園へ遠足　歸途會社重役へ示威△十八日社大勞協提携の下に「東都バス料金値下同盟」演説會。翌日會社へ決議文を手交。△十九日警視廳は解雇者全員を招致、爭議團は解雇反對表明。ガソリンタンクに糠團子投入、十二臺を運轉不能に陷入れた「ヌカ事件」勃發・八名檢擧され、當局彈壓方針を以つて臨む。

（二十一日以後）　二十日自勞各支部自動車七十臺を連ねデモを敢行、會社側に甚大な損害を與へ、會社側暴力團と衝突して流血の慘事を惹起。△自動車デモの犠牲者二十日より二十三日迄合計

八十一名（內婦人部一四名、運轉手十五名のほかは自勞）二十六日までに十四名釋放。總檢の結果指導部壞滅したるも再び成立。

終結 十月一日警視聽において交渉に入り、二日午前七時半左記條件のもとに解決された。

〔解決覺書〕 一、解雇二十二名中十四名復職。一、誓約書の內容は適當に改む。一、運轉手八錢・車掌四錢其他は右に準じ增給を行ふ。一、昇給並退職手當制度確立發表す。其他九項目。

第二章 小作爭議

概觀 「農村の窮乏は近年愈々深刻の度を增し、殊に昭和九年以來の全國的凶作は一層農村の窮乏に拍車を加へた」（勞働時報）かくて小作爭議は又しても本年度に於て量質共に未曾有の新記錄を印するに至つたのである。卽ち、社會局調によれば爭議件數は五、七一四件（農林省調では五、七六九件）に上り前年同期に比して一割四分を增加し最高記錄を出してゐるのである。尤もその速度は昭和九、十兩年に比して可成り鈍つてゐるが、これは右兩年が異常に不作の年であり從つて不作を原因とする爭議が寧ろ例外的に激增したに反し本年は作況稍々良好であつたため此の種爭議が昭和九、十兩年よりも減少したことによるものと考へられる。卽ち、社會局調によれば此の種爭議の總件數に對する割合は昭和九・十年の三六％三八％に對し、本年は一九％に減少してゐるのである。

かくの如き爭議件數の增加傾向は、それが主として地主側の攻擊を意味する小作權關係の爭議（土地返還爭議）の增大によつて齎らされたものであることは、之を內容的にみれば自ら明らかであらう。卽ち、此の種爭議は昭和五年の農業恐慌以來急激に增加し、昭和八年豐作の傳へられるに及んで地主は愈々攻勢に出で一躍一、二一六件總數の四六％（社會局調）となり各種原因の首位を占めるに至つたのである。昭和九、十兩年に於ては前述の如く凶作による小作料減免爭議が異常に增加したためその割合は稍々低下したが、本年は再び增加して二、九二九件の多きに上り總數の五一％（農林省調）では三、二四四件、總數の五六％）を占むる有樣で其の增加著しきものがあるのである。ところで此の種の原因による爭議は云ふまでもなく小作關係の根本的存廢問題であり、小作人地主兩階級にとつていづれも生活權防衞のための鬪爭であるから、その性質最も深刻なりと見るべきものであつて、斯る爭議が增加することは卽ち爭議そのものが深刻化したものであると解する事が出來るのである。而も從來は主として特殊の數府縣に限られてゐたこの種の爭議が近年全國いづれの府縣に於ても見られるやうになり、爭議の深刻化は今や全國的にさへなつて來たのである。

更に爭議規模、即ち關係人員及び耕地面積について云へば本來土地返還爭議はその性質上爭議規模の狹少なるを通例とするのであるから、この爭議の增加は爭議全體としての規模の減少を齎らしつゝあつた。尤も、昭和九、十兩年に於ては凶作を原因とする集團的爭議の激增のため爭議規模は急激なる增大をみたが、昭和十一年にはふたたび斯る爭議の減少と小作權關係の爭議の激增によつて爭議規模も嘗てその例を見ざるほどの縮少を示すに至つたのである。

件數　昭和十一年に於ける爭議件數は社會局調によれば、五、七一四件、農林省調によれば、五、七六九件で、前年に比し前者は七一〇件（一四・一％）の增加を、後者は一、〇五五件（一五・四％）の減少を示してゐる。後者の減少はその數字が昭和十二年一月十日迄に報告のあつた昭和十一年度發生の爭議件數に基くものであるからである。即ちそれは未だ完結しない數字であり今後尙報告せられる件數も相當に上ることゝ豫想されるから確定件數が發表されるに至れば爭議件數は却つて增加するものと思はれる。いま試に昭和十年の爭議發生件數のうち同じく翌年一月十日迄の報告到達の分を昭和十一年發生の現在判明の件數と比較してみると、昭和十年は五、五一二件なるに對し昭和十一年は前揭の如く五、七六九件で、二五七件の增加を示してゐる。要するに昭和十一年の小作爭議件數は社會局調によるも從來の最高記錄である昨年を拔いて新記錄を示し、農林省調によつてみるも同一爭議報告到達期間をとればこれまた新記錄を出してゐるのである。

次に小作爭議の趨勢をみるに大正九年の四〇八件（社會局調）が大正十年には、その前後よりの農民組合の勃興に伴ひ思想的背景を帶びた近代的爭議の形態をとつて一躍一、六〇〇餘件に上り、以後年と共に激增して大正十五年には二、〇二九件（農林省調では二、七五一件）に上つた。然るに同年以後は打續く共產黨檢擧事件勞農黨其他左翼團體の解散等の影響を受けて農民組合運動が一時停頓したため、この事情を反映して爭議件數も漸減の傾向を辿るかの如くであつた。併しこの趨勢は昭和四年以來俄然一變し、農業恐慌の深化と共に爾來益々增加し、每年の如く新記錄を現出して既に昨年度に於て五、〇〇〇件を突破するの有樣であつた。そして、本年もその增加の程度は昨年までのそれに比し稍々鈍つたが、發生件數の最高記錄を示したこと右の如くである。

いま大正六年以降に於ける小作爭議の件數を發生年次別に示せば次の如し。

	件		件
大正六年	…（八五）	昭和二年	一、三四四（三、〇五二）
同　七年	…（二九六）	同　三年	一、〇九九（一、八六六）
同　八年	…（三二六）	同　四年	一、五〇一（三、四三四）

同　九年	四〇八（四〇八）	同　五年	一、七三三（二、四七八）
同　十年	一、六八〇（一、六八〇）	同　六年	二、二三一（三、四一九）
同十一年	一、五七八（一、五七八）	同　七年	二、〇八三（三、四一四）
同十二年	一、八六九（一、九一七）	同　八年	二、六七七（四、〇〇〇）
同十三年	一、二六〇（一、五三二）	同　九年	三、八四九（五、八二八）
同十四年	一、三五四（二、二〇六）	同　十年	五、〇〇四（六、八二四）
同十五年	二、〇三九（二、七五一）	同十一年	五、七一四（五、七六九）

（備考）社會局調。括弧内は農林省調。

社會局調は毎年四月十日迄に到着せる報告に基きその前年の數字を算出せるもの。昭和十二年七月「勞働時報」臨時增刊「昭和十一年勞働運動概況」による。農林省調は毎年一月より十二月に至る滿一ヶ年間に於ける發生件數に就て道府縣廳の報告に基き集計したるもの。但し昭和十一年の數字は昭和十二年一月十日迄に報告到着せるものなること既述の如し。「農務時報」第一〇六號所載「小作爭議の概要」による。

發生時期　本年中發生の爭議五、七一四件を其の發生月別に見れば左表の如くであつて、米收穫期を中心として翌年五六月頃迄に其の數最も多く、七、八、九月等の夏季（農繁期）に發生の尠いことは例年の通りである。（社會局調）

一　月	六〇二	五　月	六〇〇	九　月	二二
二　月	四二八	六　月	三五一	十　月	三五八
三　月	八五〇	七　月	二〇〇	十一月	四五三

四　月　八六九　八　月　一三六　十二月　六三五

關係人員及耕地面積　近年小作地返還に關する爭議が漸次增加せる事後述の如くであるが、此種爭議にあつては一般に個人的關係の爭議が多く、その背景には團體的行動を伴ふが一爭議の參加人員としては一人對一人或は數人を出でない比較的少人數のものが多數を占めると共に、これが關係土地面積も亦小作料關係の爭議に比し著しく狹少なるを常例とする爲め、自ら一爭議平均關係範圍は減少の傾向にあつたのである。然るに昭和九年、十年に於ては全國的災害關係から一時的小作料減免爭議多く從つてこの關係範圍も急激に增加したが、之は寧ろ特例に屬する。本年度に於てはかゝる旱害並に凶作の影響なきため爭議關係範圍は從前の減少傾向を示してゐる。

なほ之を地方別に入れば、比較的範圍狹少な個人的爭議は東北地方に多く、關西、濃尾地方には團體的爭議の多いことは後述の如くである。

（社會局調）

	關係人員數		關係耕地面積		一爭議平均關係人員數		一爭議平均關係耕地面積	
	小作人數	地主數			小作人數	地主數		
大正十年	一四五、八九八人	三四、一八〇人	八八、六八〇町	八六、八人	二〇、三人	五三、八町
同　十一年	一三五、七五〇	二九、〇七八	九〇、三五三	七九、七	一八、四	五七、二

同十二年	二九、一二〇	三一、〇三六	八六、三五九	六九・二	一七・二	四六・三	同十一年	五五、三七四	一六、六五八	三五、八八四	九・七	二・九	六・三
同十三年	八八、三一三	二一、九一〇	五五、四六五	七〇・〇	一七・四	四四・〇	同十年	六八、五四八	一九、〇三六	四六、六二四	一三・七	三・八	九・三
同十四年	八六、四〇四	二一、九三八	五五、五五八	六三・八	一四・七	四一・〇	同九年	七二、七八七	二一、〇五八	五八、五九一	一八・九	五・五	一五・二
同十五年	二六、六六九	三〇、六〇一	七六、二〇三	八二・一	一五・〇	三七・六	同八年	三三、〇一八	九、二九一	三三、九六七	一二・〇	三・五	八・六
昭和二年	六五、九九九	一七、〇六八	四四、七六六	四九・一	一二・七	三三・三	同七年	三四、九五五	九、二四二	二四、四八三	一六・七	四・四	一一・八
同三年	四八、九六三	一二、七〇六	三四、五五七	四五・八	一一・九	二二・四	同六年	四七、七二九	一四、四一四	三六、七二〇	二一・四	六・五	一六・五
同四年	四八、五六五	一一、〇七八	三四、七二七	三二・六	七・五	二三・一	同五年	三七、一八三	八、九六二	二八、五〇六	二一・六	五・二	一六・五
同五年	三七、一八三	八、九六二	二八、五〇六	二一・六	五・二	一六・五	同四年	四八、五六五	一一、〇七八	三四、七二七	三二・六	七・五	二三・一
同六年	四七、七二九	一四、四一四	三六、七二〇	二一・四	六・五	一六・五	同三年	四八、九六三	一二、七〇六	三四、五五七	四五・八	一一・九	二二・四
同七年	三四、九五五	九、二四二	二四、四八三	一六・七	四・四	一一・八	昭和二年	六五、九九九	一七、〇六八	四四、七六六	四九・一	一二・七	三三・三
同八年	三三、〇一八	九、二九一	三三、九六七	一二・〇	三・五	八・六	同十五年	二六、六六九	三〇、六〇一	七六、二〇三	八二・一	一五・〇	三七・六
同九年	七二、七八七	二一、〇五八	五八、五九一	一八・九	五・五	一五・二	同十四年	八六、四〇四	二一、九三八	五五、五五八	六三・八	一四・七	四一・〇
同十年	六八、五四八	一九、〇三六	四六、六二四	一三・七	三・八	九・三	同十三年	八八、三一三	二一、九一〇	五五、四六五	七〇・〇	一七・四	四四・〇
同十一年	五五、三七四	一六、六五八	三五、八八四	九・七	二・九	六・三	同十二年	二九、一二〇	三一、〇三六	八六、三五九	六九・二	一七・二	四六・三

爭議總件數

	總數	一爭議平均	總數	一爭議平均	總數	一爭議平均
	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
地主	五、八二八件	—	六、八二四件	—	五、七六九件	—
小作人	三四、〇三五人	五・八人	二八、五七四人	四・二人	一七、五二三人	三・〇人
計	三二、〇三一	二〇・八	二二三、一六四	一六・六	五八、六七五	一〇・二
參加人員	一五五、〇六六	二六・六	一四一、七三八	二〇・八	七六、一九八	一三・二

（農林省調）

關係土地面積

田	七三、九二三・三町	一二・七町
畑	九、三七四・三	一・六
其の他	二、五四〇・四	〇・四
計	八五、八三八・〇	一四・七

六四、一八一・〇町	九・四町	二八、七六七・四町
六、〇六三・六	〇・九	二、一三七・四
五〇〇・五	〇・一	九三六・三
七〇、七四五・一	一〇・四	三一、八四一・一

五〇町
〇・四
〇・一
五・五

分布狀態　小作爭議の地方的分布狀況をみるに大正六、七年頃は爭議地方は極めて狹少なる地域即ち岐阜、愛知等の濃尾平野地方を發端の地として之に大阪、兵庫、奈良等の近畿地方の一部並に岡山、香川、福岡等の一部に極限せられてゐたが、其の後年を重ねるに從ひ此等の地方に於て勿論其の數を增加するの外、漸次其の他の地域にも擴大し四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰其の他の諸地方にも爭議の發生あり、殊に近年は從來比較的平靜なりと一般から見られて居つた東北地方就中靑森、宮城、福島及北海道等の地方が一躍激甚なる爭議地と化したことは特に注目に値する。

尙昭和十一年に於ける爭議發生の件數より觀て其の多き地方及其の少き地方各十地方を當該地方の小作人組合總數と對比して示せば次の通りである。

爭議多き地方

	件		件
山梨	五三(二七一)	岡山	二四(二二九)
福島	四二(二三〇)	山形	二〇七(七一)

爭議少き地方

	件		件
沖縄	—(—)	長崎	二五(一)
川三	(四三)	大分	二六(一三)

（農林省調）

宮城 三四（四三） 北海道 二〇三（二四） 神奈川 一五（三九） 京都 二七（九二）
青森 三三（二九） 福岡 二〇〇（一八六） 愛媛 一七（四九） 靜岡 二八（一〇七）
栃木 二九（八九） 群馬 一九九（八二） 東京 二〇（二〇） 福井 三（四八）

（備考）―括弧内は小作人組合數、但し組合數は昭和十年末現在の組合に付翌十一月一日迄に到達したる報告書に基き集計さるもの、「昭和十年小作年報」に據る。

即ち爭議件數を組合數との比較においてみれば、爭議多き地方はどちらかと云へば寧ろ組合の多い地方であると云へやう。但しこの傾向はそれほど明瞭ではない。たゞ爭議發生件數を組合の組織狀況と照合してみれば、組合の新興組織地方或ひは組織再建地方には爭議件數が多いと云つても差支へないやうである。

更に係爭土地面積及人員を其の多いものから列擧すれば面積では大阪、北海道、岡山、福岡、新潟、山梨、富山、三重、奈良の順であつて、人員から之を見れば岡山、山梨、大阪、福岡、福島、兵庫、新潟、愛知、三重の諸地方であつて兩者共相通ずるところがある。之を前掲件數の多寡による順位と比較して見ると關西、濃尾地方に團體的爭議多く、東北地方に個人的の範圍狹少なる爭議の多きを知ることが出來る。

爭議原因　爭議の原因は多種多樣であるのみならず、その原因も表面上一應の理由なるに止まり眞の原因は却つて他にある場合も少くなく、從つて之等を適確に捕捉する事は容易ではない。

從來原因中最も主要なるものは風害、水害、蟲害、旱害等による不作であつて、常にその大半を占め、大正十五年の如きは總數の七七%を占めたが、爾來漸次減少の傾向を辿り、昭和八年の如きは僅かに總數の二〇%（社會局調）に過ぎない狀態となつた。然るに昭和九・十兩年は全國的凶作の影響を受けて俄かに激增し昭和十年の如きは三八%（社會局調、農林省調では三六%）を占め再び各種原因の首位を占めたが十一年は再び減少し總數の一九%（社會局調・農林省調では一八%）を占めてゐるに過ぎない。

なほ茲に昭和五年以降の顯著なる現象として特筆すべきは地主側に於て自作の經營、小作料の滯納、小作地の賣却又は道路、宅地、敷地其の他に使用目的變更の爲め地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、之に對して小作人は小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の支給等を主張して爭議となるものが逐年其の件數を增加しつつあることである。いま最近各年に於ける此の種爭議件數並に總件數に對する割合を農林省調に基き列擧すれば次の如し。

	件數	總件數に對する割合		件數	總件數に對する割合
大正十三年	三五件	一・六%	昭和六年	一、三〇七件	三八・二%

同　十四年	一七二	七・八	同　七年	一、五二〇	四四・五
同　十五年	三二六	一一・五	同　八年	二、二七五	五六・九
昭和　二年	四三二	二・一	同　九年	二、七〇四	四六・四
同　三年	四六一	四三・七	同　十年	三、〇三一	四四・四
同　四年	七〇四	二八・九	同　十一年	三、二四四	五六・二
同　五年	一、〇〇三	四〇四			

以上の如く大正十三年には僅に二五件に過ぎなかつたものが昭和五年には一千件を突破し、爾來漸增して昭和八年二、二七五件、昭和十年は更に三、〇三一件に增加し、昭和十一年は尙未だ總件數を確知する事は出來ないが、昭和十二年一月十日迄の報告の分に依つて見るも既に三、二四四件（總件數の五六％）に激增し昭和十年の同期件數より約五百件餘を增加してゐる。而も斯る爭議は從前は主として特殊の數府縣にのみ統計上に現はれて居つたが、近時は全國何れの府縣にも多少とも此の傾向を見るやうになつた。就中近時斯る爭議の多い地方は福島、宮城、山梨、靑森、栃木、山形、秋田、群馬、茨城等の諸地方であつて、尙大阪、兵庫、愛知、京都福岡等の大都市附近には地目變換に因る此の種爭議の發生を見る。此の他負債を有する自作農階級のものが、抵當權を實行せられたる結果土地引渡を要求せられたる場合、小作人として耕作繼續方を要求し、此の間農民組合等が介在して普通の小作爭議と同樣な經過を辿るものが近年漸增せんとするの傾向を示し、昭和八年一八件、昭和九年四一件、昭和十年四七件、昭和十一年に於ても既に四二件に達し、年々增加せんとする傾向にある。

此等土地返還に關する爭議は小作關係の根本的存廢に關する爭議であるから其の性質最も深刻なりと見るべきものであつて、此等の爭議が增加することは卽ち爭議そのものが深刻化したことを語るものである。

次に同じく農林省調によれば、原因別件數において小作料滯納が一三％を占めて三位にある。これは小作人が小作料の一部又は全部を滯納し、之に對して地主から小作料支拂の督促を受けて爭議となるもので、農村不況、災害のための種爭議も益々增加するやうである。

更に小作料値上によるものが從來僅少であつたのに最近著しく增加しつゝあることは中小地主の疲弊を物語る側面として注目すべき現象である。

いま參考迄に社會局及農林省調にかゝる最近數年の原因別爭議件數の比較を示せば次の如し。

（社會局調）

	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年 件數	昭和十年 總件數に對する割合	昭和十一年 件數	昭和十一年 總件數に對する割合
風水旱害等に依るもの	六三二	五三一	一、三八六	一、九一一	三八・三%	一、〇九一	一九・一%
小作料高率	三九	五八	九八	六七	一・三	一六三	二・九
小作料増額	四〇	三九	一三	九二	一・八	一三三	二・一
小作慣行の改廢	五	一	二	三	〇・一	一二六	二・〇
小作地引上其の他小作權關係	八四八	一、三一六	一、三六四	一、六〇三	三二・〇	二、九二九	五一・三
農産物價格下落	三八	四九	三八	六	〇・一	五	〇・一
生産費又は諸物價騰貴	七	二八	三〇	三	—	二	—
他の勞銀に比し小作人の收入過少又は小作收支不償	三	一四	二	—	—	一〇	〇・二
他の例に倣ひたるもの	五六二	七四一	八〇八	一三一九	二六・四	一、二七五	二三・三
其の他	二、〇八三	二、六七七	三、八四九	五、〇〇四	一〇〇・〇	六、七一四	一〇〇・〇

（農林省調）

	昭和九年 件數	昭和九年 割合	昭和十年 件數	昭和十年 割合	昭和十一年 件數	昭和十一年 割合
小作料	件	%	件	%	件	%
小作料値上	二四	二・〇	二	一・七	一五〇	二・六
小作料有期改定期間滿了	二〇	〇・三	二〇	〇・三	三〇	〇・五
風水旱害病蟲害其の他の不作	一、九四〇	三三・三	二、四五一	三五・九	一、〇五六	一八・三
小作料高率	八五	一・五	六六	一・〇	三一	二・一

米麥其の他農産物價格下落	三一	〇・五	一三	〇・二	二	〇・〇三四
勞費多く收支不償	七	〇・一	六	〇・一	九	〇・二
小作農薄益生計困難	二三	〇・二	二三	〇・二	七	〇・一
小作料不統一	—	—	—	—	—	—
產米檢査込米奬勵米關係	七四	一・三	八	〇・一	三六	〇・六
模倣及農民組合の指示・決議	二五	〇・四	—	—	—	—
小作權關係又は小作地引上	二、七〇四	四六・四	三、〇三一	四四・四	三、二四四	五六・二
區劃・耕地整理關係	一六	〇・三	一四	〇・二	九	〇・二
前所有者の小作申込を拒絶	四一	〇・七	四七	〇・七	四二	〇・六
小作料過徵又は小作面積相違	一二	〇・二	一三	〇・二	一三	〇・二
小作料滯納	五〇五	八・七	七三四	一〇・七	七六〇	一三・二
小作人に小作地買取要求	八	〇・一	二六	〇・四	二四	〇・六
調停事項不履行	七	〇・一	一一	〇・二	一五	〇・三
契約不履行	六	〇・一	二四	〇・三	二四	〇・四
小作證書及保證人關係	一六	〇・三	八	〇・一	七	〇・一
其の他	一〇六	三・五	三二七	三・三	二一	三・七
計	五、八二八	一〇〇・〇	六、八二四	一〇〇・〇	五、七六九	一〇〇・〇

〔備考〕小作爭議は一事件に付ても單一の原因に因りて起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものとがあるが、右表に掲げた數字は各爭議一事件に付主な原因と看做されるもの一個のみを採りて計上したものである。

要求事項　爭議に於ける小作人の要求事項は爭議と全く表裏の關係をなし不可分の關係に立つべき性質のものである。從つて爭議の原因に就て述べた所は直ちにその反面の結果を現出することゝなる。近年小作權關係のものが爭議原因として非常に增加して來たことは前述の如くであるが、之に對して要求事項も小作權關係のものが非常に多く、社會局調によれば三、五七五件で五九%に上つてゐる。而してこの小作權關係のうち小作契約の繼續要求が壓倒的多數を占めてゐる。

一般に小作權關係の爭議は前述の如く地主が土地の返還を求め或は小作權の存續を拒否せんとするために起るもので爭議の性質を益々深刻ならしめてゐるのである。

次は小作料關係のもの即ち小作料の一時的減額要求等が多い。これは昭和六年を境として漸次減少の傾向を示すが如くに見えたが、昭和九・十兩年の災害を機として小作料の一時的減額と永久的減額の要求事項が著しく増加し其の重要性を加へて來た。但し本年は絶對的にも相對的にも減少を示してゐる。

いま參考迄に社會局並に農林省調にかゝる要求事項別爭議件數比較を示せば次の如し。

	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年		昭和十年		(社會局調) 昭和十一年	
				件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合
小作料關係	一、〇四三	一、〇三六	一、七四九	二、一三九	三九・二%	一、六三五	二七・〇%
內 一時的減額	八七六	八五〇	一、四六六	一、八九九	三四・八	二九〇	二一・四
內 一時的免除	七四	三一	四九	六四	一・二	五三	〇・九
內 永久減額	四七	九〇	二一七	九〇	一・六	二〇八	三・五
內 小作料增額	四一	四〇	二三	八五	一・六	七二	一・二
內 込米廢止	五	五	四	一	—	三	—
小作權關係	一、一三九	一、六一六	一、八四三	二、六三三	四八・〇	三、五七五	五九・二
內 小作契約繼續	一、〇二七	一、四三五	一、六四九	二、四七五	四五・三	三、三三二	五五・二
內 小作權確認又は賠償	九四	一四六	一六四	一三三	二・四	二二六	三・七
內 永小作權の獲得	一八	三五	三〇	一四	〇・三	一六	〇・三
奬勵米等の給付又は增額	一九	二五	三三	一九	〇・三	三六	〇・六
小作人の特別なる支出に對する補償	二〇	二四	一七	五	〇・一	一九	〇・三

納米の格下俵裝等に就ての和	七	一三	六四	七	一三	〇・四	七	一三	〇・一	七	一三
制限緩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
組合の自由又は確認	三六	四八一	四九九	七七四	六五五	一三・〇	七七四	六五五	一三・八	七七四	六五五
共の他	二、四五四	三、一九五	四、二〇五	六、〇三六	五、四六三	一〇〇・〇	六、〇三六	五、四六三	一〇〇・〇	六、〇三六	五、四六三
計											

	昭和九年		昭和十年		昭和十一年（農林省調）	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料値上反對	一二三件	一・九%	一二四件	一・七%	一四八件	二・六%
小作料有期改定期間延長	一三	〇・二	一三	〇・二	一〇	〇・二
一時的小作料減額	二、一六八	三七・二	二、六一六	三八・三	一、二五三	二一・七
永久的小作料減額	九六	一・六	九六	一・四	一四三	二・五
小作料統一又は改定	一三	〇・二	九	〇・一	三	〇・四
納米の格下又は俵裝の改更	一〇	〇・二	二〇	〇・三	一	〇・〇一七
込止	二	〇・一	一	〇・〇一四	二	〇・〇三四
奬勵米の給與並に增加	六五	一・一	九	〇・一	三三	〇・六
肥料代耕作賃及立毛の賠償	二四	〇・四	一三	〇・二	三	〇・四
小作契約の繼續	二、四二一	四一・五	二、八六二	四一・九	三、〇二八	五一・五
小作權又は永小作權の確認	四四	〇・八	四五	〇・七	六五	一・一
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	一六六	二・八	一三三	一・八	一五三	二・七
代地交付	一三	〇・二	一三	〇・二	一四	〇・二
前所有者より小作申込	四一	〇・七	四七	〇・七	四二	〇・七

小作地の買受	五三	〇・九	五八	〇・八	七三	一・五
小作米の貸與	二	〇・一	—	—	—	—
過納小作料の返還	一五	〇・三	七	〇・一	五	〇・一
契約又は調停條項の履行	四	〇・一	二	〇・二	一四	〇・二
小作料納入延期又は分割支拂	二七四	四・七	三八九	五・七	三三	五・七
其の他	二九二	五・〇	三八〇	五・六	四〇九	七・一
計	五、八二八	一〇〇・〇	六、八二四	一〇〇・〇	五、七六九	一〇〇・〇

〔備考〕小作爭議に於ける小作人の要求は一事件に付て數種の要求を爲すものがあるが、右表に掲げた數字は各爭議一事件に付主な要求と看做されるもの一個のみを採りて計上したものである。

爭議に於ける手段　以下、前掲「農務時報」所載「小作爭議の概要」中より摘記すれば左の如し。

小作爭議に當つて當事者の執る交渉方法並に對抗手段は種々であつて機に臨みて各種の方法を執るものである。今小作人側、地主側に分つて其の手段の概略を記述すれば次の如くである。

（イ）小作人側

先づ小作人側の執る交渉方法としては爭議の性質に依つて多少其の趣を異にするが、一般に小作料減免要求其の他小作條件の改定に關する爭議に在つては團體的の態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として小作人組合を組織し、又は全國農民組合其の他の系統内の農民組合に加盟して其の支部を設立し指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じて地主に對抗するのである。又小作權或は小作返還等に關する爭議の如き當事者が概ね個人的であり、其の關係範圍も比較的狹少なるものも小作人は小作人組合或は農民組合の應援を求め又は組合を背景として強硬に地主に對抗するのが例である。

而して其の對抗手段としては、小作料問題に在つては以上の如き團結の力に依つて地主に對し小作料減免其の他の要求を爲すと同時に小作料の不納同盟若は共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して幾分の金品を醵出して小作人側の結束を固むると同時に持久的の對抗手段を執り、或は農民組合の創立發會式爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を決行して輿論を喚起するを通常とし、時に子弟たる小學校兒童の同盟休校、消防組其の他の公職辭任、產業組合其の他の共同團體の脫退、公租公課の滯納申合等を決行して社會に訴ふるの手段に出ることがあるが、近年は此の手段に出づるものが尠くなつた。又土地返還問題に在つても地主より小作地返還の要求あるも之が絕對不返還を聲明して飽迄耕作權を主張し實力抗爭の擧に出で往々土地の占

有に關して地主との間に紛爭を釀し之が爲刑事事件を惹起したる例もあり、又小作料、土地返還等に關し地主側が訴訟を提起するに至れば各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し又は組合の顧問辯護士に一切を委任して小作人自らは當面の交渉を回避せんと圖るものもある。

又小作調停法は小作人には不利なりとして其の施行當初は小作人側の之を利用するものは比較的尠なかつたが、其の後漸次小作人側にも法の精神が理解されると共に最近は地主側の調停申立よりも小作人側から申立てる事件の方が非常に增加してゐるやうな有樣である。

（ロ）地主側

地主側の交渉方法としては、團體的爭議に在りては團體的一致の行動を執るの必要を感じ各地主組合を組織して小作人組合と對抗し地主階級の共同利益を擁護するに努力することであるが、併し地主側に於ては土地所有反別に差異あるのみならず、小地主にして自作を兼ねるものあり、又居村地主と不在地主との別あり、或は小作料を以て唯一の收入とするものと他の職業を兼營するものとあり、斯の如く相互の間に利害一致の程度に差異があるのと其の他各種の事情に依つて往々地主全員が同一の步調を以て行動を終始することが困難な場合が多い。之が爲地主側に於ては小作人組合のやうに其の結束が鞏固でない場合が多い。

而して地主側の執る對抗手段としては、小作料に關する爭議に於て小作料の支拂の催告にも應ぜず、殊に小作人側が小作料不納を聲明して之を完納しない場合には往々にして辯護士に委任して小作料の請求訴訟を提起し又は債權確保の手段として稻立毛其の他の動產假差押の手段に出づることがある。又小作地返還問題に在つても屢々口頭或は書面を以て小作契約解除小作地返還の通告をなし、小作人之に應じない場合には土地返還請求訴訟を提起し或は强制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以て小作人に對抗することがある。又地主側より小作調停法に依り調停を申立てゝ同法を利用することの多いことは小作人側と變りはない。

最近土地返還事件の增加と共に特に著しき地主の手段としては法律的手段に俟たずして唯口頭を以つて小作契約の解除を通告し直ちに地主自ら小作人の占有を侵害し所謂實力鬪爭を以つて土地引上の擧に出づるもの或は又地主自ら此の擧に出でずして第三者に小作契約を締結し第三者と從來の小作人との間に占有の爭奪を行はしめんとするものが多くなつたことである。兩者共此の種爭議については勢ひ傷害、暴行等の刑事事件を伴ひ爭議の激化を招く場合が極めて多い。

又關西其の他の地方に於ては地主が共同して所謂土地會社なるものを設立し、地主が其の社員となり會社に土地の所有權を移轉し又は永小作權の設定若は賃借權の登記を行ひ、會社が地主に代つて小作料の取立其の他の小作關係の事業を行ふものが增設され其の現在數昭和三年には六十五、昭和八年には百六に達せしが、最近稍々減少して八十五を算する有樣である。又昭和五、六年前

後に奈良、鳥取、島根等の諸縣に於ては從前の小作契約を一應解除して從來の小作人との間に新に請負小作契約を締結し小作關係に於ける地主側の立場を強力ならしむるの手段に出づるものもあつたが、最近は擴大しない模樣である。

小作に關する民事訴訟　小作爭議にして未だ簡單にして平易なる事件に在つては、當事者間の直接示談に依つて容易に解決するのであるが、其の稍々複雜にして深刻なる事件に在つては、地主は民事訴訟法に依り飽迄法廷に於て黑白を決せんとして各種の訴訟を提起することは既に前項に於て述べた通りである。而して此の種の訴訟事件は從來年と共に漸增の傾向があつたが、昭和三年以來、稍々減じて二千三、四百件に停頓してゐたが、昭和十年來稍々其の件數を增加した。

然れども反面當事者の手段の項に於て述べた樣に、當事者の何れもが法律による合法手段を選ばず、專ら實力を以つて解決せんとする事件激增し、爭議は訴訟事件の增減に拘らず益々憂慮すべき事態に立ち至らんとしてゐる。

今參考の爲司法省民事局の調査に依る最近數ケ年間に於ける此の種訴訟事件の件數を表示すれば次の通りである。

年次	件數	年次	件數
大正十二年	一、六九六件	昭和五年	二、八五五件
同十三年	一、九八四	同六年	二、三二五
同十四年	二、三二九	同七年	二、四五四
同十五年	四、一八四	同八年	二、四五〇
昭和二年	四、八四九	同九年	二、三一三
同三年	二、四八八	同十年	二、五七四
同四年	三、〇五二	同十一年	二、五八〇

而して近時此等小作に關する民事訴訟の最も多い地方は秋田、長野、鳥取、新潟、山梨、茨城、宮城等の諸地方であつて、小作爭議の激甚なる地方と略一致してゐる。

次に此等訴訟事件の種別內譯を見るに左表の如くであつて、小作料請求に關する事件が最も多く、土地返還請求に關する事件之に次ぎ、此の兩者を同時に提起するものも相當あり、其の他の件數は少數である。今最近三ケ年に於ける訴訟事件の種別を表示すれば左表の如し。

	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料請求	一、七一九件	七四・三%	一、九三九件	七五・三%	一、八八一件	七二・九%
小作返還請求	二六六	一一・五	三四二	一三・三	三六三	一四・一
等二部第一篇勞働爭議						一五三

小作料並に土地返還請求	二四三	一〇・五	二〇一	七・八	二三四	八・七	
小作料換價金請求	二七	一・二	二〇	〇・八	一六	〇・六	
小作權確認	三	〇・一	九	〇・三	五	〇・二	
占有保全	二	〇・一	一	〇・一	—	—	
小作權不存在確認妨害排除	六	〇・三	一六	〇・六	五	〇・二	
損害賠償	五	〇・二	一九	〇・七	三	〇・一	
其の他	四三	一・八	二七	一・一	八三	三・二	
計	二、三二三	一〇〇・〇	二、五四	一〇〇・〇	二、五八〇	一〇〇・〇	

而して此等民事訴訟事件の原告は殆ど全部が地主にして、小作人は僅に地主の土地返還請求等に反對して小作權確認、損害賠償等の受動的訴訟を提起するに止まり其の件數も亦極めて僅少である。

小作爭議の結末　小作爭議の比較的輕易なる事件に在つては當事者双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依つて圓滿に解決するのであるが、其の稍々紛糾したる事件に在つては當事者より小作調停法に依り調停の申立を爲し又は小作官に調停の申出をなし或は其の他の仲介調停者に依つて調停せられ妥協成立するのが普通である。即ち統計上から之を觀れば昭和十年發生の小作爭議總件數六、八二四件の内既に解決したるもの五、七五四件（昭和十一年六月末日報告到達現在）に就いて觀るに、當事双方又は委員代表者の直接交渉に依つて解決したるもの一、三四六件、自然消滅又は判決に依つたものが九七件であつて、其の他の大部分即ち四、三一一件（七五％）は小作調停法に依り調停成立し或は小作官其の他の調停者即ち地方有志者、町村長、區長、村會議員、農會役職員等の調停に依つて解決したものである。

次に爭議の結果を見るに、解決事件に在つては左表の如く當事者双方の互讓妥協に依つて解決したものが年々大部分を占め、小作人が其の要求を貫徹したものが之に次ぎ、小作人が當初の要求を撤回したものは比較的僅少である。

	昭和九年 件數	昭和九年 割合 %	昭和十年 件數	昭和十年 割合 %	昭和十一年 件數	昭和十一年 割合 %
解決 安 協	三、七六四	六四・六	五、一三二	七五・二	四、〇〇九	六九・五
解決 要求貫徹	九三三	一五・八	三八一	五・六	三一三	三・八
解決 要求撤回	一五七	二・七	一六〇	二・三	一三二	二・三
解決 自然消滅	七六	一・三	八二	一・二	三四	〇・六
解決 小計	四、九一九	八四・四	五、七五四	八四・三	四、三九六	七六・二
未解決	九〇九	一五・六	一、〇七〇	一五・七	一、三七三	二三・八
總計	五、八二八	一〇〇・〇	六、八二四	一〇〇・〇	五、七六九	一〇〇・〇

（備考）昭和九、十兩年は各翌年六月末日迄に、昭和十一年は十二年一月十日迄に到達したる報告に依る。

（農林省調）

以上の様に小作爭議は調停者の努力と時日の經過と相俟つたが、こゝ一二年稍々減退を示してゐる。以下その狀況を各項に亘つて略述する。

爭議の件數　當研究所において調査するところに據れば、昭和十一年中に發生したこの種の爭議は三四件で、前年の七六件に對し、四二件の減少となつてゐる。

爭議の業種別　爭議總件數三四件中最多數を占めるものは依然映畫演劇の一八件で、前年の六四件に比し著しい減少であるとは云へ、映畫資本家のトーキー化の攻勢に對する映畫從業員と其の家族の生活防衛のため必死の抗爭が依然として續けられてゐる。映畫につぐもの生命保險外交員の三件、食

第三章　俸給生活者の爭議

第一節　爭議の大勢

茲に便宜上俸給生活者と稱してゐるが、指すところは主として比較的下級の事務員、映畫說明者或ひはコツク等である。

堂の三軒、其他商店從業員・醫務從業員、新聞社其他の俸給生活者にも少數乍ら發生してゐる。

爭議の分布　本年度この種爭議は一道、三府・八縣に亘るその最も多きは東京の一二件で、大阪の一〇件がこれについでゐる。此種爭議が文化水準高き東京に最も多く、大阪その他の大都市を有する府縣が上位を占めてゐる事は略々前年同樣である。府縣別分布狀況は次の如し。

東京一二　友阪一〇　兵庫二　埼玉二　京都一　愛知一
福岡一　宮城一　奈良一　群馬一　北海道一　熊本一

爭議の原因　總件數三四件のうち、その原因が大體に從業員の受身で爭議が起されたもの及び反對に從業員がまづ要求を提出して發生した爭議がともに一七件となつてゐるが、かくの如く受・能兩樣の割合がほゞ同樣であることはこゝ數年來の傾向となつてゐる。受動的原因のうち、解雇による爭議六件はすべて映畫館に發生したものである。能動的原因のうち待遇改善を要求して發生した一〇件は主として保險外交員會社商店における薄給者によつて占められてゐる。

受動的

閉鎖	解雇	解雇手當要求	組合賃銀壓迫	休業手當要求	賃下反對不拂	收入減	計
五	六	一	一四	一	一	一	一七

能動的

賃銀値上要求	解雇手當要求	退職手當要求	待遇改善要求	感情認	組合確認要求	共他	計	總計
一	一	一	一〇	一	一	四	一七	三四

爭議の經過　罷業が大部分を占め二一件に達してゐるが、職場を離れず紛爭を續けたと思はれるものが九件となつてゐる。尙この種爭議中、特に映畫常設館におけるトーキー化の進展による爭議の發生は關係組合今後の運動にも一抹の不安をさへ與へるものであつて、爭議はしば〳〵最後の一線に據る深刻な戰術をとることも稀ではない。

罷業	怠業	示威	罷業示威	罷・怠業示威	怠業示威	紛議	計
二一	二		一	二	一	九	三四

爭議の結果　これは見る人の解釋によつて非常に異るところであるが、當研究所の調査するところでは大體次表の如き狀態を示してゐる。

爭議團に有利解決	同上不利	妥協	不明	計
六	六	一〇	一二	三四

主要なる爭議　上記二件のうち主要なるものを拾ひ上ぐれば左の如くである。

〔一月〕　吉原興業部二葉館、娯樂館（兵庫）　一〇　（參加人員）（關係團體）（全日映演從兵庫縣本部、全總同盟）

〔二月〕	はれやか本舗（東京）	一二	社員經濟闘爭協議會
	日本生命保險東京支店（東京）	四〇〇	全總生保從
	つるや食堂（大阪）	八〇（總）	全總大阪合同、大阪化學
〔三月〕	五養軒（京都）	六	京都食產五養軒班
	淺草花屋敷（東京）	二五	
	日本活動寫眞會社（東京）	一六七	日活協議會、全日映演
	萬朝報社（東京）	大半	
	國技館（大阪）	不明	總同盟關西映從
〔五月〕	昭和キネマ（大阪）	六	全評大阪一般
	今福キネマ（大阪）	不明	同右
	深川松竹館（東京）	八	全日映演從
〔七月〕	日本生命東京支店（東京）再燃	不明	全總生保從
〔八月〕	新興火災保險大阪支店（大阪）	六三	同右
	福岡刑務所看守（福岡）	七〇	
	新興系若葉館（大阪）	不明	全評大阪一般
〔九月〕	向島吾嬬館（東京）	一五	全日映演從
	日活系世界館（熊本）	一〇	全總九州聯合會
	極東映畫白鳥園撮影所（大阪）	一二〇	

第二節　特に重要なる爭議

この種爭議の代表的なものとしては日活の大量解雇に基く待遇改善要求の紛爭及び日本生命東京支店の爭議が世の注目を惹いた主なるものである。左にこれら兩爭議の大要を記述する。

日活爭議　二月二十日、日活本社は内容證明郵便を以て説明者樂士等一六七名に上る大量解雇の通告を發した。これに對し從業員側は日本映畫演劇從業員組合影響下に日活協議會を創設、解雇反對、一般從業員の待遇改善要求の闘爭を用意したが、その間戒嚴令に直面し、日活協議會の爭議指導は極めて困難な狀態におかれた模樣であつた。殊に三月十九日の當局との交渉決裂後は機關紙「聖戰」は警視廳の勸告的達示により十九號を以て發行停止の已むなきに至り、活動の不便と困難に當面しつゝも力戰を續け、遂に會社との交渉により左記の如き條件を以て解決するに至つたが、三月二十三日爭議解決と同時に日活協議會の解團式を擧げた。

〔解決條項〕

一、曩に發表された樂士、説明者等百六十七名の解雇を承諾する事。

一、技手は一割方昇給すること。

一、爭議手當四十三人分千五百圓を支給する事。

日本生命東京支店爭議　日本生命（本社大阪）東京支店外務社員は二月待遇改善を要求して全總生保從業員組合指導下に爭議に入つたが、たまゝ二・二六事件突發し、東京が戒嚴令下におかれ爭議團の活動が不能となつたゝめ、爭議團本部を大阪に移し本社と直接交渉を開始するに至つたが、恰度社長弘世助太郎氏が逝

去したゝめ、三月十四日の社長本葬まで休戰することゝなり、十五日改めて折衝を開始し、十六・七兩日の會見の結果、十八日左の條件で解決した。

〔解決條件〕

一、新社長就任と同時に、要求書の條項について希望に副ふやう新勞働政策を發表する。

一、爭議費用二千圓支給。

〔再發〕　前回の爭議は以上で一應結末をつげたのであるが、解決後會社は自ら解決條件に善處する處なく、却つて組合加入者の强制脫會をすら行ふに至つたため、全總生保從業員組合代表は會社側と會見したが、その回答は次の如くである。

一、前回の爭議は某重役の勝手な調停で會社は關知せず、從つて前の如き約束なし。一、組合壓迫は會社の自由である。

これに對し組合側は七月二日最後的手段として次の如き要求書を會社に提出、再び爭議に入つたものである。

〔要求條項〕（拔萃）　一、團體交渉權の確認　一、從事員制度撤廢　一、成績加俸制の廢止、甲乙俸による固定給の制定一、退職手當制度の明示、改善　一、恩給制度の公表、其他待遇改善要求一七項。

以上の如くして再燃した爭議は八日東京芝の全總本部に爭議團本部を設け、日本橋高島屋店内或ひは保險契約者にビラを撒布する等一路惡化の傾向を辿りつゝあつたが、七月二十六日妥協解決した。

第四章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議

第一節　婦人勞働者の爭議

婦人勞働者殊に謂ゆる女工の爭議は一般勞働者の爭議に含めてこれを第一章に一般的に記述した。婦人のみによる爭議については本年の調査を缺いでゐる。尙、最近のものでは昭和八年の社會局調査があるが、その内容は九年版に記述した。

本年度におけるこの種爭議のうちに、謂ゆる「お針子」の爭議が東京、大阪に二件發生してゐる。由來、お針子は「和服裁縫教授所」等の看板のもとで、長時間過重の勞働に從事してゐるのが通例であり、現在、警視廳管下においても約一千軒、その徒弟數六千人あるといはれてゐるが、これら働く婦人に對する保護的立法はいまだ何等制定されてゐない狀態である。

田島帶地裁縫所爭議　大阪市住吉區所在田島帶地裁縫所では京都、大阪各百貨店及び呉服問屋の帶仕立にお針子七十名を使用してゐるが、全從業員は化粧室、休憩室の新設、便所の增設、年二回の慰安會開設等の待遇改善を經營者に要求し、六月一日全勞の應援をえて、上本町十丁目蒼龍寺に爭議團本部を設け、全員「通

ひ籠城」に入つた。その後所轄阿倍野署の調停で爭議團側代表全勞大森種市、經營者田島茂三郎兩氏會見の結果、四日次の條件を以て解決した。

〔解決條件〕一、爭議團側は全要求を撤回する。一、工場主は自發的に漸次待遇を改善する。一、全從業員に金一封支給。

第二節　職業婦人の爭議

女工以外の勤勞婦人では謂ゆる職業婦人であるが、この種婦人の爭議も依然微々たるものである。當研究所調査によれば、昭和十一年中におけるその數は二〇件で、數年來漸增の傾向にある。

これを業種別に分てば、藝娼妓酌婦の一〇件、ダンサー四件、看護婦四件、女給二件となつており、藝娼妓は依然首位を占めてゐる。

地方的分布をみれば、一府一一縣にて東京の六件を筆頭に兵庫二件、福島、長野、靜岡、埼玉、愛知、奈良、德島、香川、大分、佐賀、長崎、福岡の各一件となつてゐる。

これを原因別にみれば、待遇改善要求八件、給料値上要求二件、感情のもつれ三件、解雇反對二件、給料不拂一件その他婦人側の積極的要求三件、その他一件で、婦人側が積極的に爭議に入つたものが大部分である。例年この傾向は強いやうである。

爭議の經過は罷業一二件、紛議八件となつてゐる。爭議の結果は罷業者側に有利解決とみられるもの六件、妥協五件、結末不明のもの七件である。

右二〇件のうち主なるものは次の如くである。

		參加人員	關係團體名
〔二月〕	東横ダンスホール（神奈川）	四〇	
〔三月〕	今宿遊廓一樂（佐賀） 州崎佐野樓（東京）	三 四	
〔五月〕	キヤピトルダンスホール（兵庫） カフエー「世界」（福島） 熱海柏屋旅館（靜岡）	三〇 七 五	愛國青年同盟
〔六月〕	高松檢番（香川）	一三〇	
〔七月〕	順天堂醫院（東京）再發 東京府代用精神病院保養院（東京）	五〇 七〇	全日本勞働總同盟
〔九月〕	長野市櫓堂藝妓置屋（長野）	一四〇	社大黨
〔十月〕	パレスダンスホール（大分）	一一	
〔十一月〕	大博劇場（福岡）	二二	

東京府代用精神病院保養院爭議（東京）問題の發端は全病院ボイラー係が解雇され、これが反對紛議を續けつゝあつた八名の看護婦が解雇されたことに因る。七月二十八日全日本勞働總同盟北豐島支部聯合會は本爭議に關し醫院當局と會見し、解雇反對、組合切崩し反對の決議文を手交し、從業員大會を開催せんとして事態は急角度に惡化し、看護婦、看護人、雜役婦等約八十名は街頭デ

もをもつて爭議團本部に行進中總檢束に遇ふなどのこともあつた。成行を憂慮した警視廳はこれが調停にたち、三十一日病院當事者及爭議團代表との會見の結果、(一)解雇六名承認、解雇手當及び爭議費用支給(二)待遇改善は可及的に實施す(三)勞働組合默認の條件で解決した。

第二篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通勞働者の運動

第一節　勞働組合の組織狀況

我國における勞働組合數並に組合員數の現況を社會局の發表にかゝる調査を通じて觀察してみる。

勞働組合並に組合員總數　昭和十一年末現在における勞働組合數は九七三、その組合員數四二〇、五八九人である。これを同期における勞働者總數六、〇九〇、一一六人に對比した組織率は六・九%である。これを前年に比較すると、組合數において約二〇の減少、組合員數において一一、九二七人の增加を示してゐる。これについて社會局は云ふ「組合數の減少は主として組合の整理統合が頻りに行はれたことに因るもので、此點戰線統一運動が着々奏効しつゝあることを物語つてゐる。組合員數の增加に比例して組織率の上昇を見なかつたのは一方に於て勞働者數が比較的增加したことに因るものである」と。

勞働者總數並に組織勞働者數

	勞働者總數	組織勞働者數	同上組織率
昭和六年	四、六七〇、三七五	三六八、九七五	七・九

同七年	四、八六〇、二七八	三七七、六二五	七・八
同八年	五、一二六、七一九	三八四、六一三	七・五
同九年	五、七六四、二七七	三八七、九六四	六・七
同十年	五、九〇六、五八九	四〇八、六六二	六・九
同十一年	六、〇九〇、一一六	四二〇、五八九	六・九

業態別組織狀況　組織狀況を工、鑛、交通、その他に大別して見れば、組織勞働者の數は交通勞働者が最も多く十八萬七千人に達し、組織率三三・一%である。これは絶對數においても前年を超えてゐる。尤も交通勞働者においても組織率においても前年を超えてゐる。尤も交通勞働者のうち、通信勞働者の組織率は比較的尠く、又運輸交通勞働者も海上に多く陸上は甚だ尠い。

勞働者數並勞働組合員數

	勞働者數	組織勞働者數	組織勞働者の勞働者總數に對する比率
工場勞働者	三、〇六七、四一七	一七四、八一一	五・七%
鑛山勞働者	三三〇、四八一	五、九四八	一・九
運輸交通通信勞働者	五六五、二六四	一八六、七三〇	三三・一
日傭勞働者共の他	二、一三六、九五四	五三、一〇〇	二・五
計	六、〇九〇、一一六	四二〇、五八九	六・九

更にこれを各種業態別に細別すれば、運輸・交通勞働者の一七九、二四四人最も多く、これについで機械器具の九五、

九三九人で、以下化學工業、雜工業、染織工業等の順であるが、前二者に比して格段に尠い。前記二部門のみで全組織勞働者の六三%を占めてゐる。

業態別組合數並に組合員數

	昭和十一年末 組合數	昭和十一年末 組合員數（括弧内女）	昭和十年末 組合數	昭和十年末 組合員數（括弧内女）
機械器具	七八	九五、九三九（一、九四八）	八六	一〇〇、四四六（一、八二八）
化學	一〇七	二六、三四六（三、二〇六）	一一三	二七、八二二（四、二六一）
染織	四七	一八、三二一（九、〇九五）	四一	一五、一五九（七、九〇二）
飲食物	三四	五、二六二（六三八）	三三	五、一九〇（六〇九）
雜工業	一二五	一九、二五〇（二、三二一）	一〇九	一八、七五四（二、六六〇）
鑛業	一六	五、九四八（二八）	一六	五、七九九（一一五）
瓦斯電氣	一六	九、六九三（五七）	三二	九、一〇六（五八）
運輸交通	一三五	一七九、二四四（四、二六八）	一一五	一六八、八九二（三、八〇六）
通信	三七	七、四八六（八六）	三七	七、八六四（一一八）
土木建築	三八	六、七四〇（一〇八）	四五	八、〇〇九（二）
其の他	三六〇	四六、三六〇（三、〇二〇）	三七七	四一、六二二（二、五六八）
計	九七三	四三〇、五八九（二四、六八五）	九九三	四〇八、六二二（二三、九二七）

婦人勞働者の組織狀況　婦人勞働者の勞働組合に組織せられたるものは二四、六八五人であつて全組織勞働者四二〇、五八九人に對し比率は六%、婦人勞働者總數一、八一〇、〇九三人に對する組織率は一・四%、何れも前年と大差なく組織

率は依然として甚だ低い。

婦人の組織勞働者二四、六八五人のうち、工場勞働者が一七、一七五人、そのうち最も多いのは染織關係の九、〇九五人で全婦人組織勞働者の二分の一以上を占めてゐる。（「婦人勞働者の運動」の項參照）

職業別並に産業別組合　勞働組合の組織を職業別、産業別および各種勞働者を以て組織する一般勞働組合に分けてみると産業別組合は四七三、その組合員數三五三、六九三人にして全組織勞働者の八六％强に達してゐる。他の二者は依然非常に少い。その昭和十、十一年の狀況は左の如し。

職業・産業別組合並に組合員數

	昭和十一年 組合數	昭和十一年 組合員數	昭和十年 組合數	昭和十年 組合員數
職業別	一九九	二五、六三〇	二〇五	二八、〇〇六
産業別	四七三	三五三、六九三	四七一	三四三、七三八
一般勞働者	三〇一	四一、二六七	三一七	三六、九一八
計	九七三	四三〇、五八九	九九三	四〇八、六六三

單一組合及び聯合組合　その昭和十、十一年の狀況は左の如し。

單一・聯合別組合並に組合員數

	昭和十一年末 組合數	昭和十一年末 組合員數	昭和十年末 組合數	昭和十年末 組合員數
單一組合	三九九	二四一、四〇四	五四四	二二八、一五七
聯合組合	六六	一七九、一八五	六三	一八〇、五〇五
（聯合加盟組合）（三六八）			（三八六）	
計	九七三	四三〇、五八九	九九三	四〇八、六六三

地方的分布　勞働組合員數の多いのは兵庫、東京、大阪、神奈川等の府縣であるが、兵庫縣は日本海員組合本部及海員協會本部所在地たる關係であつて、實質的にはやはり東京、大阪が最も多く、上記四府縣を合計すれば約二九萬八千人、全勞働組合員數の約七〇％を占めてゐる。この他には廣島縣福岡縣の一萬人以上が最も多い地方で、山梨、茨城、長野、福島、岩手、島根、鳥取、大分、熊本等の諸縣は五百人に滿たない。左に一千人以上の組合員をもつ府縣をかゝげてみる

廳府縣別勞働組合及び組合員數

	組合數	組合員數（內女）		組合數	組合員數（內女）
北海道	二八	八、一六六（——）	靜岡	三	二、四五三（六一八）
東京	三二	八一、四七三（一一、七八五）	岐阜	二五	四、八〇〇（一、二三八）
京都	五〇	五、六六一（一一四）	宮城	一四	二、九六六（一三三）
大阪	一〇三	六四、八四七（四、六六三）	靑森	五	一、〇八三（——）
神奈川	四九	四六、三三四（一、八〇六）	石川	一五	二、四四八（一八五）
兵庫	六七	一〇五、四九五（一、四七七）	廣島	三	二五、二一五（三六三）
長崎	二	九、三〇四（——）	山口	二	二、九四三（——）

埼玉	一	四、三八一(六八二)	和歌山	三七	二、八〇一(——)
千葉	五	一、二七九(九六)	徳島	二四	二、四九六(一二八)
栃木	八	五、五三四(一)	愛媛	一五	一、〇三三(二六)
奈良	一〇	一、〇九八(——)	高知	二四	二、九六六(四三一)
三重	一六	一、六七六(——)	福岡	一六	三、五三一(——)
愛知	一四	九、六一四(六〇一)	沖縄	九	一、二七四(——)

第二節　勞働組合の共通運動

本年度において勞働組合を通じての共通運動と目すべきものを擧ぐれば、先づ例年の如く行はれた國際勞働會議に對する運動のほか、メーデー禁止反對運動、官業勞働彈壓反對運動、社會立法獲得運動、その他組合戰線統一の運動等であつた。以下これら共同運動の概況を記述する。

一　國際勞働會議(及び亞細亞勞働會議)

I　第二十回國際勞働總會

第二十回國際勞働總會は昭和十一年(一九三六年)六月四日から同十四日までスイス、ジュネーブに開催された。この會議における重要議題は第十八回國際勞働總會採擇の週四十時間制の原則を個々の産業部門に適用することの可否、即ち時間制に關する問題と有給休日制に關する問題とであつた。今次の第二十回總會においては二十四回の本會議が開かれ、三ヶ條約案及び二ヶ勸告案が採擇された。

1　民間代表委員及顧問選任方法

第三十回國際勞働總會に派遣すべき民間代表及顧問の選任方法は十年十二月二十四日の閣議において決定されたが、從來の方法に比較し多少の變更が加へられた。

2　勞働代表並に顧問の選出事情

勞働代表並に顧問の選出は昭和六年の日本勞働倶樂部の創設、更に昭和七年九月日本勞働倶樂部の改組による日本勞働組合會議が結成されて以來組合會議自體が申告をすることとなつて代表選出の事情は著しく改革されるに至つた。

本年勞働代表並に顧問を推薦せる組合は有資格三十餘組合のうち、日本勞働組合會議のほか、左表に掲げる諸組合であつて、合計十一團體となつてゐる。

各團體の推薦せる代表委員及顧問候補者は次の如くである

推薦團體名	代表委員候補者	顧問候補者	
日本勞働組合會議	河野密	金光平	山口常次郎
東京瓦斯勞働組合	河野密	金光平	山口常次郎
統一協議會			
日本製陶勞働組合同盟	河野密	金光平	山口常次郎
日本産業勞働倶樂部	林助一	石井熊藏	今井武吉
日本勞働組合總聯合	林助一	石井熊藏	今井武吉

新日本海員組合	林助一	石井熊藏	今井武吉
中部港灣勞働組合	林助一	今井武吉	石井熊藏
日本主義勞働組合	林助一	今井武吉	石井熊藏
中部地方協議會	林助一	安田加年彦	野副勝一郎
海軍勞働組合聯盟	林助一	陶山篤太郎	藤岡文六
日本産業軍	今村等		
足尾銅山鑛職夫組合聯合會	村上政之助	木村國太郎	曳田仁作

日本勞働組合會議より稍々左翼的立場にある日本勞働組合全國評議會及び東京交通勞働組合を中心とする日本交通勞働總聯盟等の舊「關東勞働組合會議」系組合は從來の如く棄權し、國際勞働機關輕視の態度をとつてゐる。

滿洲事變を契機とする日本の國際聯盟脱退以來、國家主義乃至日本主義的立場にある勞働團體の一部には國際勞働機關排擊の態度もあつたが、昨年より積極的參加の方針を採るに至つたやうである。これら組合中海軍勞働組合聯盟は獨自の代表を推薦し、日本産業軍、足尾銅山鑛職夫組合聯合會も同様自組合より推薦したが、日本産業勞働倶樂部、總聯合、新日本海員組合等は組合會議に對抗する勢力を形成せんとして海軍勞働聯盟との聯携をはかつたが不成立に終り、代表のみ海聯推薦の林助一氏を支持することとなつた。尚、愛知縣下における國家主義組合たる中部港灣勞働組合、日本主義勞働組合中部地方協議會は右三團體の候補者を推薦した。

右表諸團體の推薦に基づく代表委員及び顧問候補者の決定に至を經緯は次の如くであつた。即ち、昨年度代表をも選出し、事實上勞働代表選出の母體たる日本勞働組合會議は、本年の第二十回勞働總會に派遣すべき勞働代表の選出に關し、一月十三、十四日の兩日東京市日本勞働總同盟本部に組合會議擴大執行委員會を開催、加盟九組合より一名乃至四名の代表委員十七名並に書記長米窪滿亮、顧問鈴木文治の兩氏出席、松岡駒吉氏議長の下に「國際勞働並同顧問選任に關する件」を上提協議した。代表は議長推薦にかゝる全國勞働組合同盟委員長にして全日本勞働總同盟結成の主要人物たる河野密氏に決定したが、顧問二名の選出に當ては海員協會は組合會議書記上條愛一氏を推し、港從、官業勞働、總聯盟、全國勞働、總同盟は夫々獨自の顧問割當を要求し、同日の委員會は決定に至らず解散された。翌十四日、各組合間に幾多の摩擦はあつたが、結局、海員協會、海員組合、總聯盟の關係外三團體の小委員會案たる總同盟より金光平、全國勞働より山口常次郎の兩氏選出を承認し、合同による「全日本勞働總同盟」の出現に視意を表する意味において三名とも新團體より選出することに決定した。

他方、日本製陶勞働組合同盟及東京瓦斯勞働組合統一協議會も組合會議と同様の申告をした。

政府は右の推薦に基き勞働者代表並に顧問を任命すると同時に政府側並に使用者側委員をも任命し、三月二十八日之を發表した。各代表並に顧問の氏名は次の通りである。

〔政府側〕

代　表　國際勞働機關帝國事務所長吉阪俊藏、社會書記官　北岡壽逸。

顧　問　社會書記官森部隆、內務事務官吉垣壽一郎、社會局事務官清水虎雄、國際勞働機關帝國事務所事務官福田喜東、地方事務官池田欽三郎。

委員付　社會局屬鑪平亮、國際勞働機關帝國事務所書記　武藤文雄。

〔使用者側〕

代　表　日本製鐵取締役澁澤正雄。

顧　問　日本商工會議所全國產業業團體聯合會囑託竹內謙二、日本製鐵總務部工場課長安永渡平。

委員付　全產聯調查課長　秋山斧助。

〔勞働者側〕

代　表　全日本勞働總同盟副會長　河野密。

顧　問　全日本勞働總同盟中央委員　金光平、同上山口常次郎。

委員付　日本勞働組合會議囑託　福田藤楠。

3、總會の概況

勞働總會の構成

勞働總會委員會　議長　ブラムスネス博士（デンマーク政府代表）

副議長　ワイナント博士（北米政府代表）、ヴアネク（チエツコスロバキヤ）、サーストン（ニユージーランド）、ソーヴ（米）、シユルヒ（スイス）、トマス・タエンゲア（スペイン）

副委員　河野密（日本）外五名

議　長　メルテンス（白）、副議長　ヘーデー（英）、他五名

幹　事　スケプネルス

各種委員會（日本側勞働代表委員參加のもの）

決議委員會（河野代表）　△有給休暇委員會（金顧問）　△鐵鋼工業勞働時間委員會（河野代表）　△紡織工業勞働時間委員會（河野代表）

參加國數及代表者數　本總會に對し代表任命書を提出した國は最初締盟國六十二ケ國中五十ケ國、任命代表總數百五十九名であつたが、六月二十日第二十次會合においてエヂプトが正式に締盟國となり、代表總數はエヂプト政府代表及び共後ソヴエット・ロシア派遣勞働代表者を加へ百六十一名（政府側九一、使用者側三五、勞働者側三五）となる。尤も、アルゼンチンの使用者はロシアの勞働者代表とは投票權を有せず。伊太利政府は最初任命書を送付したが、後に缺席を通告し、定員數は七十七名、エヂプト參加後は七十八名となる。尚、エヂプトは新に國際勞働機關に加盟し締盟國となつたことが注目される。

會議事項

〔正式會議事項〕　一、勞働者募集の或る特殊事項に關する規律

問題（最終討議）二、有給休暇制に關する問題（最終討議）三、政府の經營又は補助する公共事業における勞働時間の短縮に關する問題（最終討議）四、土木建築業における勞働時間短縮に關する問題（最終討議）五、製鐵製鋼業における勞働時間短縮に關する問題（最終討議）六、炭坑業における勞働時間短縮に關する問題（最終討議）七、繊維工業における勞働時間に關する問題（第一回討議）八、建築工事に使用さるゝ勞働者の爲の足場及び起重機に關する安全規則に關する問題（第一回討議）

（正式會議事項以外の諸問題）一、局長報告　二、第四百八條年報（諸國の勞働條約實施狀況の報告）三、諸決議案　四、一九二五年均等待遇（災害補償）條約の十ケ年間における實施狀況に關する報告　五、國際勞働局報告（團體協約、移住勞働者の募集及職業紹介、勞働者の榮養及社會政策、阿片及勞働）六、總會議事規則改正問題

採擇せられたる條約案三、勸告二、左の如し。（採擇條約案通計五二、勸告總數四七）

（一）、勞働者募集の或る特殊制度の規制に關する條約案――一二三對零にて採擇（日本の四代表全部贊成）

（二）、募集の漸次的廢止に關する勸告――一一九對零にて採擇（同右）

（三）、有給年次休暇に關する條約案――九九對一五には採擇（日本に關しては、河野勞働代表贊成、澁澤使用者代表は棄權）

（四）、有給年次休暇に關する勸告――九八對一五にて採擇（日本に關しては同右）

（五）、公共事業における勞働時間の短縮に關する條約案――七九對三八にて採擇（日本に關しては河野勞働代表贊成、澁澤使用者代表反對、政府側兩代表棄權）

以上の外、今次總會においては建築業の安全に關する質問事項が採擇されたほか、尙、次の二十三決議が可決されてゐる。

（決議）

一、埃及の加盟招請に關する決議（提議選擇委員會提案）

一、家事使用人の有給休暇に關する決議（佛勞働顧問ラカモン提案）

一、ホール・ポーターの有給休暇に關する決議（スペイン政府顧問マルケズ提案）

一、家内勞働者の有給休暇に關する決議（佛勞働顧問ラカモン提案）

一、農業における有給休暇に關する決議（スイス勞働代表シュルヒ提案）

一、土木建築の二部制技術會議に關する決議（佛政府代表ゴダール提案）

一、鐵鋼工業の三部制技術會議に關する決議（英政府代表レゲットト提案）

一、炭坑業の三部制技術會議に關する決議（アメリカ政府代表ヲ

イナント提案）

一、紡織工業の三部技術會議に關する決議（アメリカ政府付表ワイナント及同ミラー提案）

一、勞働者移民に關する決議（ギリシヤ政府代表カシマティス提案）

一、勞働者の榮養に關する決議（スイス勞働代表シュルモ提案）

一、勞働者の阿片吸煙に關する決議（佛勞働代表ジュオー提案）

一、經濟會議の招集に關する決議（佛勞働代表ジュオー及日本勞働代表河野密共同提案）

一、纖維工業勞働狀態の調査に關する決議（日本勞働代表河野提案）

一、アジア諸國における勞働狀態の改善に關する決議（日本勞働代表河野及印度勞働代表フレイ共同提案）

一、失業に關する決議（アメリカ政府代表ワイナント及同上ミラー提案）

一、團結自由に關する決議案（同右）

一、粉塵に因る疾病に關する決議（同右）

一、公共事業に關する決議（ベルギー勞働代表メルテンス提案）

一、產業の發達と生活程度に關する決議（印度勞働代表フレイ提案）——謂ゆる「ソーシヤルダンピング」問題の再調査要求。

一、勞働監督に關する決議（ポーランド政府代表ジュルキエウイッツ提案）

一、曆の改正に關する決議（智利政府代表オルヂーニ及同上ガシヤルド提案）

一、ドイツ人の離國に關する決議（ルクセンブルグ勞働代表クリール提案）

次に本總會において採擇された條約案中「年次有給休暇制に關する條約案」を掲げておく。

年次有給休暇制に關する條約案

第一條

（一）本條約は公私を問はず左の企業又は設備に雇傭せらるる一切の者に適用す。

（イ）物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣の爲にする仕立、破壞、若は解體を爲し又は材料の變造をなす事業（造船並に電氣又は各種動力の發生、變更及傳導を含む）

（ロ）建物、鐵道、飛行場、港、船渠棧橋、洪水並海蝕防止工事、運河、內海、遠洋又は航空事業、道路、隧道、陸橋、下水道、排水道、井、灌水若くは排水工事、電信電話裝置、電氣若くは瓦斯の發生又は配給工事、パイプ敷設工事、水道、其他類似の工事若くは上記の工作物又は建設物の準備若くは基礎工事の建設・改造・保存・修理・變更又は解體を全然又は主とする事業

（ハ）道路、鐵軌道、內地水路又は航空路による旅客又は貨物の運送（船渠、岸壁、波止場、倉庫又は飛行場における貨物の取扱を含む）の事業

（二）鑛山石切場其の他一切の採掘場

(ホ) 郵便電信電話施設を含む一切の商業的設備
(ヘ) 官公署にして之を雇用せらるる者は主として書記的業務に從事するもの
(ト) 新聞事業
(チ) 病者、虚弱者及精神不適者の治療又は看護の爲の設備
(リ) 旅館、料理店、下宿屋、クラブ、カフエー及其他の飲食店
(ヌ) 劇場及公衆娯樂場
(ル) 同時に商業的及工業的性質を有する設備にして(イ)乃至(ヌ)の企業の何れにも全く入れ難きもの

(二) 右に掲げたる企業及設備と本條約の適用を受けざる企業及設備との分界は各國の權限ある機關が右に關係を有する雇傭者の機關と協議したる上之を定む。

(三) 各國の權限ある機關は本條約適用範圍より左記を除外することを得。
(イ) 雇傭主の家族のみ使用する企業又は經營に使用せらるるもの
(ロ) 官公署の從業員にして其の雇傭條件中一年の有給休暇として請求し得る期間が少くとも本條約所定の期間を下らざるもの

第二條

(一) 本條約の適用を受くるものは何れも一年繼續の後少くとも六勞働日の年次有給休暇を請求する權利を有す。

(二) 十六歳未滿の者(徒弟を含む)は一年繼續勤務の後少くとも十二勞働日の年次有給休暇を受くる權利を有す。

(三) 左の各號は何れも有給休暇中に包含せられず。
(イ) 公休日及慣習的休日
(ロ) 病氣に依る缺勤日

(四) 國内の法律又は規則は特別の事情ある場合において有給休暇の如何なる部分にても本條に定めたる最低限度の期間を超過するものは之を分割することを許可することを得。

(五) 年次有給休暇の期間は國内の法律又は規則の規定する條件に依り勤續年限と共に遞增す。

第三條　第二條の規定により休暇を請求するものは其の休暇期間中左記各號の何れかを收受す。
(イ) 國内の法律又は規則に依り規定せられたる方法に從ひて計算せる通常の報酬(若し現場にて受くる報酬ある時は之と同價値の現金)
(ロ) 團體協約に依り決定せられたる報酬

第四條　有給休暇權の一方的放棄又は合意に依り放棄を含む協定は一切之を無効と見做す。

第五條　有給休暇の期間中報酬をえて勞務に從事したる者あるときは、國内の法律又は規則は其の休暇期間中の報酬を受くる權利を剝奪することを得。

第六條

若し休暇を受くる權利ある者休暇を請求する以前において雇傭主の責任に歸すべき事由に依り職を離れたる時は本條約の規定に依り受くべき權利ある休暇の各日につき第三條の定むる報酬を受く。

第七條

本條約の適用を有効ならしむる爲、雇傭主の帳簿に權限ある機關の承認せる樣式に從ひ左記事項を掲載すべし。

(イ) 被傭者の雇入期日及其の一年に請求し得る有給休暇期間

(ロ) 各被傭者のとりたる有給休暇の日付

(ハ) 各被傭者の有給休暇中受けたる報酬

第八條

本條約を批准せる締盟國は本條約の各條項の適用を確保するため罰則を設くることを要す。

第九條

法律審判慣習又は雇傭主と勞働者間との協約において本條約は規定したる條件よりも更に有利なる條件を確認せるときは本條約は其の効力を妨ぐることなし。

(第十條乃至第十六條類型條文省略)

II 第二十一回、第二十二回國際勞働總會(海事會議)

第二十一回國際勞働總會(第四回海事會議)は昭和十一年十月六日より同二十四日までスイス、ジュネーブに、また第二十二回國際勞働總會(第五回海事會議)は同じく十二月二十二日より同二十四日まで同一場所に開催された。二十二回總會が全然別個の總會形式をとつたのは、條約の改正手續上必要とされる期限上の要件をまもるためであつた。

今次の第二十一回總會にあつては前後十一回の本會議を開催、五ヶの條約案と二ヶの勸告とを採擇し、第廿二回總會にあつては三回の本會議を開き、一ヶの改正條約案を採擇した

1 勞働代表並に顧問の選定

日本勞働組合會議は六月十九日、神戸海員協會に第三回擴大執行委員會を開催、會議の性質上海上の加盟兩團體より選定することゝなり、松岡議長、川村、八木、沼田、鈴木顧問による小委員會開催の後左の如く決定した。

一、勞働代表委員候補者　日本海員組合長、日本勞働組合會議執行委員　堀内長榮

一、同顧問候補者　海員協會評議員、同若松出張所長　土田保一

一、同顧問候補者　日本海員組合教育出版部長　西巻敏雄

尙、國家主義勞働團體においては、組合會議派に對立して新日本海員組合長門司宗太郎氏を代表候補者に、同組合教育青年部長松田喬平並に同政治部長新妻德壽の兩氏を顧問候補者に推薦した。

政府は右の推薦に基き、勞働代表並に顧問をはじめ、兩海事總會に參加する日本代表團を八月六日決定、之を發表した。各代表並に顧問は次の如くである。

〔政府側〕
代表　社會局書記官兼國際勞働機關帝國事務所事務官　北岡壽逸、燈臺局長　長岡信捷。
顧問　社會局事務官　原保雄、國際勞働機關帝國事務所事務官　福田喜東、地方海員審判所審判官　長井實行、同上理事官　齋藤淨元、同上審判官　小美川眞止。
委員付　社會局屬　嵒淵照也、國際勞働機關帝國事務所事務官　武藤文雄。
〔使用者側〕
代表　三井物產船舶部長　古川虎三郎。顧問　同上船舶部監督船長　小野健、日本郵船倫敦在勤監督船長　山中政三。
〔勞働者側〕
代表　日本海員組合長　堀内長榮。
顧問　海員協會若松出張所長　土田保一、海員組合敎育出版部長　西卷敏雄。

2　總會の概況

總會の構成

役員の選擧　議長　ペールペルゲ(諾威)、副議長政府側　ロヂャース(加奈陀)、使用者側　ガーレット(英)、後に、イースト(濠)　勞働者側　トーマスタエンガ(西班牙)後に、エーレル(佛)

各種委員會(日本側代表の參加せるもの)

勞働者側　勞働時間及定員制委員會(堀内)、疾病海員保護委員會(西卷)、海員福利委員會(補缺——西卷)、職業的資格委員會(土田)、有給休暇委員會及最低年齡委員會(土田)

使用者側　勞働時間及定員制委員會、疾病海員保護委員會、有給休暇委員會及最低年齡委員會

政府側　勞働時間及定員制委員會、疾病海員保護委員會、海員福利委員會、職業的資格委員會、有給休暇委員會及最低年齡委員會の全部

參加國數及代表者數　今次總會に參加せる國は六十二締盟國中二十三ヶ國であつて、其の中完全代表派遣は二十ヶ國であつた。尙代表委員會は顧問數は第二十一回總會については代表九十五名、顧問百三十名、第二十二回總會については代表九十五名、顧問九十三名であつた。

會議事項

〔正式會議事項〕　一、(イ)船内における勞働時間の規律問題(ロ)船内における海員の保護(船内にて負傷したる海員の治療を含む)合における海員の保護(船内にて負傷したる海員の治療を含む)問題卽ち(イ)疾病に罹り又は負傷したる海員に對する船主の個人的責任問題(ロ)海員の爲の疾病保險問題　三、港内における海員の福利增進問題　四、商船内における船長並に當直に任ずべき運轉士及機關士の職業的資格についての最低要件の各海事團に依る設定問題　五、海員の爲の有給休暇問題　六、海上に使用し得る最低年齡を定むる條約案の改正問題(第二十二回總會の分)

〔正式會議事項以外の諸問題〕　一、下記諸條約施行に關する理事會報告の審議(イ)海上に使用し得る兒童の最低年齡を定むる條

約（一九二〇年第二回總會採擇）（ロ）船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に關する條約（一九二〇年第二回總會採擇）（ハ）海員に對する職業紹介所設置に關する條約（同上）（ニ）石炭夫又は火夫として使用し得る年少者の最低年齢を定むる條約（一九二一年第三回總會採擇）（ホ）海上に使用せらるゝ兒童及年少者の強制體格檢査に關する條約（一九二一年第三回總會採擇）

二、各代表選出の決議案の審議

以上兩回の海事特別會議の成功によつて、これまで國際勞働總會によつて採擇された條約案は總數五十八件、また勸告は總數四十九件となつた。尙、兩海事總會の採擇せる條約案及び勸告は次の如し、

（一）船上勞働時間及び乘組定員に關する條約案――六二對一七にて採擇（日本に關しては勞働代表のみ贊成）

（二）船上勞働時間及び乘組定員に關する勸告――六一對一五にて採擇（日本に關しては勞働代表贊成、政府代表反對、使用者代表棄權）

（三）海員の疾病負傷又は死亡の場合における船主の責任に關する條約案――七〇對一四にて採擇（日本に關しては勞働代表贊成政府代表は棄權、使用者代表は反對）

（四）海員のための疾病保險に關する條約案――六〇對五にて採擇（日本に關しては勞働代表及使用者代表贊成、政府代表は棄權）

（五）港における海員の福利に關する勸告――八八對零にて採擇（日本に關しては勞働代表贊成、政府代表は棄權）

（六）商船の船長及び士官の職業資格の最低要件に關する條約案――八〇對九にて採擇（日本に關しては勞働代表贊成、政府及使用者代表は反對）

（七）船員有給年次休暇に關する條約案――六〇對一五にて採擇（日本に關しては勞働者代表は贊成、政府及び使用者代表は反對）

（八）海上に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案（一九三六年改正）――八一對零にて採擇（日本に關しては勞働者代表、使用者代表及政府代表共に贊成）

第二十一回勞働總會にて採擇されたる決議案次の如し。

（決　議）

一、災害補償及び失業保險に關する決議（日本海員代表堀内長榮提案）

一、經濟會議の招集に關する決議（同右）

一、內外國海員の待遇均等化に關する決議（支那海員代表提案）

一、請負人制度に關する決議（同右）

一、貨物船乘組員の安全狀態及び居住設備に關する決議（英海員代表提案）

一、海員の賃銀に關する決議（アメリカ政府代表提案）

（聯合海事委員會の改選）第二十一回總會において聯合海事委員會の船主側及海員側委員改選され、日本より船主側正委員に古川虎三郎、海員側正委員に米窪滿亮の兩氏が選任された。

第二十二回總會の議題たる海上最低年齢條約の一部改正問題は今年六月の第七十六回理事會にて本總會に上程すること

に決定したのであるが、理事會の改正意圖は次の如くである。

（一）最低年齢を十四歳より十五歳に引上げ且之と關聯して條約中に規定せらるゝ除外例を改正すること。

（二）一九二〇年條約の第五條乃至第十二條に代ふるに第二十一回總會に提出する諸條約案に挿入せらるる標準條項を以てすること。

亞細亞勞働會議第二回大會

昭和九年五月、セイロン島コロンボに結成大會を擧げた亞細亞勞働會議は、二年に一回の大會に決し、同結成大會において第二回大會は印度に開催することに決定をみたのであるが、昭和十年ジュネーブにおける日印支勞働代表の懇談の結果印度側は第二回大會の東京開催を提議した。そのため八木勞働代表の歸朝後、同年八月の組合會議第四回擴大執行委員會は可及的日本に開催を決議、同年十月、ジュネーブに米窪組合會議書記長は印度ジョーシ氏と會見の結果、東京開催を非公式に決議した。越へて十一年一月印度バーケール氏より正式に印度側は日本に開催贊成の旨を通電し來り、一月組合會議第一回擴大執行委員會にて東京に第二回大會を開催することに決定、大會期日を四月八日前後とし、十名の準備委員をあげて一切の準備を一任、松岡議長、米窪書記長を中心に政府及船會社等との交渉或ひは加盟各國並びに友誼代表派遣各國に對し連絡準備をなし、準備委員會においては大會議題及大會順序等をも決定した。

しかるに三月二十二日、組合會議の問合せに對し印度側は十月末迄延期を、更に四月出發の不可能を重ねて返電したゝめ、やむなく今秋迄大會延期を決定した。しかして印度側は八月更に印度州議會選擧を理由に翌年三月まで再延期を希望したゝめ、九月十八日の準備委員會並に十九日の組合會議執行委員會において十二年四月まで再延期するに決定した。

イーストマン博士の來朝　五月東京に開催豫定の亞細亞勞働會議大會出席を兼ね、國際勞働局歐外課長イーストマン氏は五月十九日來朝、大會延期のため豫定を變更して日本各地の產業經濟其他を視察した。

日本人スタッジエール　この問題は米窪組合議書記長が國際勞働局に提案して十年末正式に承認されたのである。「日本人スタッジエール」は從來の隨員代行であるが、一方國際勞働局び英、佛にあつて勞働運動、勞働事情に通じることをも目的としてゐる。本年はその最初であるが、第一回スタッジエールとして國際勞働局東京支局員藤田藤楠氏が派遣された。

二　勞働祭

（一）メーデー

第十七回の昭和十一年度メーデーは二・二六事件の突發による戒嚴令の布行によつて全國的に禁止され、屋外示威運動は遂に行はれなかつた。（メーデー禁止反對の運動については別項參

照）尤もメーデー示威に代る各種の催しが、小規模ながら組合或ひは職場を中心として行はれたやうである。いま社會局調査によつて之をみれば、全國を通じて四十六ヶ所、約四千五百人が之に參加してゐる。之を種類別にすれば左の如くである。

座談會、懇談會等	二九ヶ所	九六〇人
各種大會	三ヶ所	九六〇人
ピクニック	八ヶ所	二五〇人
家族慰安會	二ヶ所	二、〇〇〇人
演說會	二ヶ所	二八〇人
登山、觀櫻會	二ヶ所	七〇人

之を地方別にすれば、東京の一六ヶ所（座談會、ピクニック）四七〇人、廣島の四ヶ所二、〇六〇人（家族慰安會、座談會）が參加人員において最多數であつた。

更に組合別にみれば、日本交通總聯盟系一三ヶ所（內東京交通勞働組合一一ヶ所）舊總同盟系の一二ヶ所をはじめ、日本勞働組合全國評議會の五ヶ所、全國農民組合の六ヶ所が之についでゐる。これらメーデーに代る記念運動中、その主なるものは左の如くである。

東京市　東京交通勞組合城北地區は委員懇談會、出席三〇名三輪支部は午後茶話會、二五名參加。柳島車庫は懇談會、二五名參加千住バス車庫はピクニック、懇談會、二四名一齊早退に當局狼狽。早稻田車庫は茶話會、五〇名參加。大塚自動車々庫ピクニック、三〇名參加。新宿電車々庫は茶話會、三〇名參加。廣尾車庫は茶話會五〇名參加。三田電車々庫は食堂改善等三項を要求して貫徹。電氣部は小石川班全員公休を決議、八割の六〇名ピクニックに參加、赤坂班は全員公休、七〇名高尾山へハイキング。青年部は各支部別の集會をなす。

總同盟關東木產では七時から深川社大黨支部で茶話會を開催。

大阪市　總同盟＝大阪發動機支部は二五〇生駒山へピクニック、途中示威、山上で五分間演說。西島製作所支部は約一五〇〇名全部缺勤。栗本鐵工所支部は工場主の自發的休業。汽車會社は三割約七〇〇名缺勤。勞働青年同盟では夜春日出會館で大會を開催百數十名出席。全評關西電氣堺支部では約一〇〇名工場內デモを行ふ。全評青年部では約三〇名武庫川へピクニック交總大阪市電從では晝夜二回座談會を行ひ約一〇〇名出席す。

京都市　一切の催し嚴禁さる。小幡友仙工場は全評京都纖維指導下に解雇反對の爭議に入る。

神戸市　全評＝神戸地協主催で須磨浦へピクニック、組合員二五名參加、鉢伏山上で座談會を行ふ。夜は神戸市電從、全農兵庫縣聯、全評神戸地協共同主催で勞農懇談會開催、約六〇名參加す。全勞、總同盟では午後兩組合兵庫縣聯の合同結成大會を擧行、代議員八〇〇名參加す。

名古屋市　全評＝中部地方評議會主催記念演說會に三〇〇名（勞働者一五〇、小市民インテリ一五〇）參加す。名古屋合同勞働主催の演說會は當局の干涉で開催不能となり、三ヶ所に座談會を開

催、約一四〇名參加。

小樽市　自由勞働者は紹介所でメーデー記念賃上鬪爭を行ひ要求を貫徹。

旭川市　一切の集合禁止され、組合關係者は日常茶飯事まで看視さる。

岡山市　ピクニックは禁止。全評岡山勞働、全農等三百餘名集合、途中示威に移り指導者四名檢束さる。全農は吉備、淺口の第五地區で記念懇談會を開き、夜、岡山市でメーデー懇談會を開催、出席者勞働者、農民、小市民等約四〇名、四名檢束さる。

廣島市　社大黨、全總、廣島購買組合、廣島勞働、全水の各團體共同で座談會開催、參加者九〇名、半數は木材勞働者。

八幡市　全評西部產業勞働主催座談會開催。

小倉市　縣議戰應援演說會、共他共同田打を行つた。

總同盟製綱勞働支部は支部創立十週年記念大會を開催。

宮城縣　宮城一般勞働の主催で仙臺及鹽釜町の二ケ所で懇談會を開催。

奈良縣　全農の二二支部は當日、本部事務所建設のための共同勞働を行つた。支部代表者三〇名は元縣聯委員長辻本氏の葬參を行ふた。

佐賀縣　全農福佐聯の各支部は總會を開催、重松委員長の釋放要求書を當局に送つた。

和歌山縣　和歌山染工六百餘名は三十日朝から待遇改善を要求して爭議に入る。

新潟縣　北農南部地區では花見、中蒲原では全農と共同、光山へピクニック、參加者約五〇名（勞働者二〇、農民二〇、婦人小市民數名）。

（二）日本勞働祭

メーデーを以て外國模倣の階級鬪爭主義に立つ運動なりとして亡國メーデー撲滅を叫び、日本勞働祭（或は愛國勤勞祭）の擧行を提唱し、昭和九年四月三日第一回日本勞働祭を開催以來、本年は第三回に相當するのであるが、メーデー同樣の理由によつて街頭行進は禁止された。

尤も之に代る催しとして四月三日名古屋地方に產業慰靈祭が、四月二十九日大阪市に第一回日本產業祭並に產業犧牲者慰靈祭が行はれた。又東京においては總聯合、日本產業勞働倶樂部、新日本海員組合支部及び東雷愛國同盟の代表者が明治神宮に參拜した。

名古屋市　四月三日名古屋市公會堂に開催。總聯合愛知縣聯合會、中部勞働聯盟、大日本忠孝勞働組合、國潮社總合勞働組合、中部港灣勞働組合、名古屋羅漢工組合等八四〇人參加。慰靈祭を終へて演說會を開き、宣言、決議を發表

瀨戸地方　愛國勞働組合瀨戸地方聯合協議會主催產業慰靈祭擧行、參加者約一六〇人。

豐橋地方　三河愛國從業員聯盟主催愛國勞働祭擧行。

一宮地方　日本革新勞働聯盟幹部一六名、市內清田神社に祈願參拜。

大阪市　四月二十九日、天王寺公園音樂堂に開催。關西愛國勞働團體協議會主催。總聯合大阪聯合會、新日本海員組合、大日本勞働組合協議會、日本勞働同盟、日本產業軍、生產黨勞働部、皇國農民同盟、金子鑄鋼所明德會等約九百人參加。宣言及び決議を發表して散會した。

三　メーデー禁止反對運動

歐洲大戰後勞働者階級運動の世界的昂揚に刺戟され、この國においても大正七・八年當時勞働者の經濟鬪爭も著しく激化し、また近代的勞働組合も漸次組織される等社會運動史の上に重要な一轉機を劃した。かやうにして大正九年五月二日、當時の友愛會々長鈴木文治氏司會の下に、第一回メーデーが東京上野兩大師前において行はれたのであるが、爾來勞働運動の盛衰を反映しつゝ、この勞働者の國際的連帶運動としてのメーデーは、日本においても既に囘を重ねること十六回である。その間幾多の犧牲を拂ひつゝ、メーデーを通じて直接間接に多くの運動上の教訓を與へられてきており、近年は勞働組合、農民組合の組織あるところ、都市と農村とを問はず全國的にメーデーが行はれ、本年は正に第十七回目に當つてゐた。殊に本年は勞働戰線の統一强化・運動の活潑化が異常に要求されており從來の如き分裂的メーデーを排して、より大規模に、統一的に、强力なメーデー遂行が勞農團體の間に期待されつゝあつた。かくて三月末、月餘に迫つたこのメーデー運動を意義あらしむべく各地各組合において夫々準備が進められてゐたが、內務當局は、特別議會開催、二・二六事件後戒嚴令下の社會不安醸成を理由として本年度メーデーを全國一齊に禁止するに至つた。

こゝにおいて關係各團體は、戒嚴令によつて一切の屋外集會の禁止されてゐる東京にあつてはともかく、全國的にメーデーを禁止することの不當に關して夫々當局に要請或ひは加盟組合に指令して反對を表明した。その禁止反對運動の主なるものを示せば次の如くである。

(一)　日本勞働組合會議　當局のメーデー禁止方針が報導されるや直ちにこれが反抗運動を起したのは組合會議大阪地方協議會であつた。即ち、三月二十五日大阪地方協議會は議長松浦淸一氏の名を以て、メーデー開催要請書を大阪府知事に提出した。同時に飽くまでメーデーの擧行を期して、二十八日大阪市電從・全評、全農等の大阪地方無產團體協議會と提携のもとに第一回準備會を開催した。また組合會議神戸地方協議會に於ても、三月二十七日第一回實行委員會を開き、禁止の場合は大阪と連絡の上、內務當局に必ず許可を要請することゝして、二十八日縣當局に對し地方情勢を考慮し特別許可方を要望した。

かゝる關西地方における禁止反對の要請運動と呼應して、組合會議政治委員會は三月二十七日當局のメーデー禁止問題

を協議した結果、三十一日議長松岡駒吉、全總主事菊川忠雄の兩氏は政治委員會の決定に基き「戒嚴令下の帝都はとにかく、地方においてはメーデー禁止の理由薄弱である」と抗議的陳情を行つた。かくして四月九日の政治委員會において再び對策を協議した結果「政治委員會としては、本年のメーデーは事情已むを得ざるものと認め、全國的に中止することを來る十八日神戸において開かれる擴大委員會に報告する」に決し、擴大執行委員會においても、「組合會議として總括的に中止すること。五月一日メーデー示威に代るべき催しについては各地方協議會、加盟團體に一任し適宜善處すること」を決定した。かくて組合會議の最後的メーデー對策が決定したため、屋外示威運動は全國的に廢棄されるに至つたわけである。

(二) 社會大衆黨　社會大衆黨においては「內務省のメーデー禁止は東京以外の地域においては理由なく、且つ大衆運動禁壓は徒に非合法運動を誘發せしめるものであり、剩へ一部官僚の日本主義を名とする社會運動干涉に墮し、資本家の意思に奉仕する結果となる」として四月十五日麻生　淺沼、平野、渡邊、喜入の諸氏が內相を訪問して黨の意見書を提出したが、更に第六十九議會において麻生氏は廣田首相に對し、メーデー禁壓に關する抗議的質問を行つた。

(三) 日本勞働組合全國評議會、其他　日本勞働組合全國評議會、東京交通勞働組合、東京市從業員組合、東京自動車勞働組合等社大・組合會議外の都下四團體代表北田（東交）山花（全評）谷口（市從）遠藤（自勞）の諸氏は三月二十七日、警視廳・內務省に夫々抗議をなし、同時に總同盟松岡駒吉氏に共同抗議を提唱したが之は不能に終つた。

越えて四月四日、四團體代表加藤勘十、北田、遠藤、谷口の諸氏は內務省を訪問、メーデー禁止問題に關し大臣宛に大要次の如き要請書を提出して抗議した。

「治安維持の必要上禁止するといふが、從來を省みるもメーデーが治安を害したることなく、殊に全國的に禁止するが如きは、我々の首肯し得ないところである。メーデーは勞働者農民の既得の權利であるから飽迄抗議反對する。」

其他全國評議會では、三月三十日加盟組合に對し「非常時局の重壓はメーデー示威運動の自由を奪はんとしてゐる。組合員は全力を盡し、全組織勞働者は勿論廣汎な未組織大衆を最大限に動員し、斷乎第十七回メーデーをプロレタリアのものとして戰はなくてはならない」と準備鬪爭を指令した。

全國農民組合においても「友誼團體と協力し日常鬪爭並に小作法勞働組合法獲得活動を以てこたへよ」とメーデー禁止反對の指令を發した。

四　官業勞働否認反對運動

二・二六事件以來肅軍を主張しつつあつた陸軍當局は建軍

精神強化の建前から陸軍工廠に働く勞働者の横斷的組織の結成は絶對不可なりとして、九月十日造兵廠長官永持中將の名を以て「陸軍管内各工廠に於ける職工の團體的行動は許さず勞働組合加入者は即時脱退せしむべし」との指令を發した。このため小倉、大阪、名古屋の各工廠においては官業勞働組合に右の趣旨を傳へると同時に、從業員に對しては勞働組合よりの脱退を要求し、且つ將來の組合加入をも禁止するに至つた。

工廠内における官業勞働總同盟の組織は既に二十年の歴史をもつており、陸軍勞働組合協議會のもとに、去る八月大阪向上會を主體に總聯盟純向上會並びに中立を糾合して新に結成され、五千の組合員を擁する大阪官業勞働組合を始め、名古屋向上會、小倉革正會を合して約八千の組合員を有してゐた。これら各工廠における組合の禁止は事實上官業勞働總同盟の危機を招來するのみならず、同時に官業勞働の所屬する日本勞働組合會議或ひは社會大衆黨をはじめ其他の團體に與へた衝擊も極めて大なるものであつた。といふのは、本問題は單に工廠勞働者のみに限られるのでなく、延いては他の官公業にも波及し、更に民間企業特に軍需工業勞働者にもこれに倣つて組合否認の態度に出る危惧を多分に含んでゐるからである。

本問題が突發するや、當の官業勞働總同盟をはじめ組合會議、社大黨其他の諸團體は當局に對し團結權擁護、勞働組合法獲得の建前より、一齊に抗議、要請の運動を起すに至つた。それら抗議運動の主なるものを摘記すれば左の如くである。

(一) 日本勞働組合會議 組合會議においては九月十三日東京に政治委員會を開き、松岡、菊川、原、岩永ハ其他の諸氏出席、川村官業勞働主事の報告の下に對策を協議し、翌十四日社大黨代議士と共に、内務、陸軍兩省に抗議し、更に團結權蹂躙反對、勞働組合法獲得運動に邁進する一方請願令による街頭運動を起すことを決定したが、十八日大阪に開かれた執行委員會において對策を協議し、次の如き鬪爭方針を決定した。

(イ) 社會大衆黨に對し左の如き決議をなし、其の積極的活動を要望すること。(ロ) 左記の如き組合會議の態度を聲明し抗議運動を敢行すること。(ハ) 加盟團體の各機關紙に聲明書主旨の如き陸軍當局に對する抗議文を掲載すること。(ニ) 此の問題を積極的に團結權法認の運動に發展せしめ、請願令による勞働組合法制定の請願運動を繼續して斷行すること。請願書用紙の作成其の

他必要なる費用は各加盟團體が分擔すること。

〔決議〕　我等は今回陸軍當局が陸軍工廠内從業員に下したる彈壓を以て光輝ある我が國勞働運動に對する一大冒瀆なりと斷じ、組合會議は全力を擧げて組織再建のために戰ふものであるが、社會大衆黨又此の際その全勢力を動員して不合理なる彈壓廢除のために一大政治的猛運動を展開せんことを要望す。

〔聲明書〕　我國に於ては、今日未だ勞働組合法制定されずと雖も勞働者の團結及その運動は、敢て欽定憲法の精神を顯現するを待たずとも實際問題として、例へば政府の勞働代表選出の取扱方法を見るも、又關係各省大臣の議會其の他公の機會に於ける聲明に見るも、勞働者の團結たる勞働團體及其運動は、社會的事實として公認され居る事は是を疑ふの餘地はない。此の團結自由の精神は總ての勞働者によつて享受すべきものにして軍人軍屬に非ず、只偶々官營工場に勞働しつゝあるといふ特殊の生活形態をとりつつあるに過ぎざる陸軍工廠從業員にも適用さるべき事是れ又何等疑ふ餘地はない、而も此等の從業員諸君は、過去二十年に亘る歷史と組織を有する官業勞働組合を結成し、我國勞働團體中にても最も穩健且つ着實なる運動をなし來りしものにして、常に國憲國法を遵守し、且つて肅軍の精神に背反せることなきに徵すゝや明らかである。然るに今回陸軍當局がこの工廠從業員に對し、その所屬組合より脱退を强要せる事に……絶對に反對するものである。……云々」

（二）　官業勞働總同盟　官業勞働總同盟においては　九月十一日組合首腦部は直ちに組合會議、社大黨と連絡の上全國的抗爭展開を決定したが、九月二十三日大阪に中央委員會を開き、將來の運動方針に付協議し、次の如き聲明書を發表した

〔聲明書〕　陸軍當局の從業員組合に對する不當なる彈壓は自ら稱へ來つた廣義國防の建前を裏切り國民生活安定に關して誠意なきものと斷ぜざるを得ない。殊に許すべからざるは其の後に於ても、從業員の私的生活にまで干涉を加へ、例へば部外幹部との私用に依る面接までも禁止するとか、友人の結婚披露への出席をまで見合はすとか、支部の財産の處置にまで指示する等の事實がある。斯くの如きは國民の當然の權利を蹂躙するものであり、健全合法的行爲を非合法へ追ひやる結果を招來するものと信ずる。我等は飽くまでこの反動的暴擧に反對し、今後も社大黨、組合會議と協力して團結權防衛の爲め闘ふと同時に、官業勞働總同盟の旗を死守し勞働組合としての職分に於て闘ひ續けるであらうことを聲明する。」

（三）　東京市交通勞働組合、其他　東京交通勞働、東京市團體はこの運動を通じて目下進行しつゝある戰線の全的統一に拍車をかけ强力な反フアッショの組織を築くための共同運動であるとして、組合會議に提唱したが提携ならず、上記四團體協議の上、九月十四日共同聲明の形式をもつて抗議的聲明書を發表した。尙、東京交通勞働組合及全國評議會は十六日夫々反對の聲明書を發表した。

（四）社會大衆黨　社大黨においては九月十一日聲明書を發表して、

「陸軍の計畫として傳へられる勞務委員會の如きは……全産聯の推稱して止まざる御用組合である。工廠從業員の自發的なる組合脫退といふが如き盡くこれ××××しての强制なるは明白である。……云々。」

と述べてゐるが、十三日開催されたる同黨代議士會においてもこの問題が取上げられ組合會議と協力の下に事情を糾明することゝなり、十四日麻生、川村、淺沼、龜井、塚本、川俣の六代議士は陸軍省を訪問して抗議した。更に、十七日黨本部に常任中央執行委員會は、官業勞働彈壓反對運動の大要報告を承認し、左の如き運動方針を決定した。

一、今回陸軍當局の取れる處置に對する我黨の基本的態度

（一）肅軍と勞働者の問題は無關係である。（二）國民生活の安定、廣義國防、國家革新をとなへる陸軍當局が革新の基本條件たる團結權を蹂躙する事は陸軍の自己否定である。此の陸軍當局の方針を指摘批判すること。（三）此の陸軍の處置を模倣せんとする軍需産業、一般資本家と斷乎鬪爭すること。（四）本問題を勞働組合法獲得請願運動と結びつける鬪爭を來るべき議會に集中する。

二、具體的鬪爭方法　（一）各支部聯合會は大會或は擴大委員會に於て抗議書を作成内務、陸軍兩大臣に送付する事。（二）團結權蹂躙反對の演說會に於て本問題をその鬪爭題目に取り入れ、陸軍今回の處置を糺彈する事。（三）來るべき議會を目標に勞働組合法獲得の鬪爭を起す事。（四）日本勞働組合會議と協力の下に鬪爭を展開する事。（五）一切の鬪爭を來るべき議會に集中せしむる事。

（五）勞農産協議會　協議會においては十一日聲明して「全無産大衆に呼びかけ、社會大衆黨並びに一切の勞働組合農民組合と提携してこのファッショの攻勢に對し敢然として鬪ふ」旨を明かにし、聲明書を改めて抗議書として陸軍省に抗議した。

尙、社大黨は九月二十二日、東京本所公會堂に「廣義國防批判・團結權防衛」の演說會を開いたが、勞農協議會においても二十五日、本所公會堂に團結權擁護の演說會を開催した。

（六）愛國勞働組合全國懇話會　他方愛國勞働組合側においては、生産黨の如き積極的に軍の方針を支持してゐるも、愛國懇話會においては九月十日本問題に付協議し陸、海軍大臣宛要請書を提出した。特に愛勞近畿委員會が陸海軍當局に提出した要請文の如き、

「陸軍當局が肅軍と國防强化の完璧を期する目的をもつて、社會民主主義的勞働組合に禁止を命じたるは社會民主主義的勞働者の團體に反省するの機を與へたるものとして、皇國のため大いに喜びとするところである。しかるに我國體的勞働運動の正しき發展にも　又大いなる暗影を投じたるを甚だ遺憾とす。……今般の

舉が、獨り資本家階級の絶讃を博したるは陸軍當局の處置の社會的表現において缺ぐるところありたるがためなり。……我が日頃主張する國體的勞働運動は賃銀の引下げ防止等のいはゆる勞働條件の改善のみをなすに非ずして、むしろ國體的自覺による産業協力にあり。……」

と辯明的抗議をしてゐる。かくて、九月二十七日の愛國勞働組合全國懇話會第一回大會の席上においても陸軍當局の企圖するところは組合一般に對する彈壓なりや、或ひは社會主義思想の侵入防止にありやと質問の形において議論が交はされてゐるが、本問題は愛國勞働陣營に對しても深刻な影響を與へてゐるもの丶如くである。

五　社會立法獲得運動

我國においても勞働者の利益を擁護するための社會立法は既に數個制定されてゐる。しかしながら、それらの勞働保護立法が實績において缺ぐるところの多いのは、一面勞資の力關係に左右される點もあるであらうが、根本的には社會立法の基幹ともいふべき勞働組合法が未だ制定されるに至つてゐない點に重大な原因が存在するといへよう。

二・二六事件を契機として成立した廣田内閣は今後妥當なる勞働立法に關しては敢て資本家側の反對を顧慮せず其の實施に邁進する旨を聲明した。かく國民生活の安定、庶政の一新を標榜した廣田内閣も五月の第六十九特別議會に際しては唯一つの社會立法として退職手當法案を提出したにすぎなかつた。しかも本案が議會を通過するに當つては骨抜き的修正が施された。退手法はかく滿身創痍の形ではあるが、昭和十二年一月一日を以て實施される事となり、この國社會立法制定史上に重大な意義を負つて登場した。この退手法案の法制化と並行して、さらに特別議會においては不穩文書取締法も通過した。かくの如く本年は社會立法に關し、一時期を劃した年であつたが、その他にも職業紹介法の改正、災害扶助法規の改正、土木建築勞働者の保護法規の制定をみたほか、勞働爭議調停法の私益事業適用改正案、商店法、工場法の改正、國民健康保險法、母子保護法或ひは船員保險法勞働協約法、港灣勞働者保護法の制定等々が俎上に上り多彩を極めたといへる。

以下勞働組合法制定要求運動及び退手法獲得・改正運動に現れた勞働者側の主なる運動を記述する。

（一）　勞働組合法制定要求運動

我國における勞働組合法制定運動の歴史は既に二十年近く

も經過してゐる。即ち、大正七年內務省救濟事業調査會の設置、大正九年の內務省案並に農商務省案の立案以來、最近においては昭和六年第五十九議會に提出され、衆議院は修正の上通過したるも、貴族院において審議未了となつたのを最後とする。時宛かも滿洲事變前後であり、打ち續く非常時に當面したゝめか、勞働組合法案に對し政府は今日まで何等の積極的意圖をも示してゐない。一方無產政黨の側においては、昭和四年以來四回にわたつて議會に提案してゐるが、何等審議されてゐない。勞働組合法制定要求の運動は勞働組合が今日の重大な轉換期に何らかの飛躍をなすためには社會立法の促進卽ち組合運動の政治的展開の必要が認められたゝめか、最近著しく盛上るに至つた。特に本年はメーデーの禁壓或ひは官業勞働否認問題を契機として、勞働者側における團結權擁護、勞働組合法獲得のための運動は活潑となつた感がある。また、全國農民組合の小作法請願運動が社大黨の介在に依つて、日本勞働組合會議の勞働組合法請願署名運動と合流するに至つたことも注意すべきことであつた。これら本年における勞働組合法制定要求運動の主なるものを示せば次の如くである。

日本勞働組合會議　組合會議は本年四月十六日の第二回擴大執行委員會において社大黨を通じ七十議會に勞働組合法案の提出方を政府に要求すべきを決議した。またこれと並行して社大黨と協力のもとに勞働組合法案を議會に提出した。

更に十一月二十九日、東京に政治委員會を開催し、「勞働組合法制定に關する請願運動の件」を協議し、左記の運動方針大綱を決定した。

一、內務大臣宛の勞働組合法制定請願運動は組合會議で獨自に行ふこと。

二、議會に對する請願運動は社大黨及農民組合共同主催で行ふ

〔請願運動の大要〕

一、主催團體は組合會議、社大黨、全農、農總に限る。

二、請願署名運動のため組合法、小作法の請願署名用紙、リーフレット、ポスター、傳單を作成する。

三、社會立法懇談會の開催、陳情運動、請願勞農大會の開催要請等。

かくて社會大衆黨、日本勞働組合會議、全國農民組合及日本農民組合總同盟の提携によつて十二月、潮內相に勞働組合法制定を要請したが、その理由は次の如くである。

勞働組合法制定に關する要請

一、近來の軍需インフレの結果、產業利潤は激增しつつあるも賃銀の低下、勞働時間の延長等によつて、勞働强化が加重し、從つて勞働災害が激增し、勞働者の健康は惡化の一路を辿りつつあつて、政府の工場監督官も又其の施すべき術なきを嘆ぜしむるの有樣であります。之等勞資關係の不合理を是正し、國民生活安定を企圖するためには勞働組合法の制定が急務であります。

二、今回政府の發表せる稅制改革案は政府の意圖に反し、勞働階級の負擔を加重するの虞れがあります。……然るに且つての臨時利得稅設置の經驗に徵するも、政府の監督又は取締のみによつて其の轉嫁を防止する事は不可能であつて、勞働者自らの自主的活動に俟つべきもの多く、此の點よりするも國民生活安定確保のために勞働組合は絕對に必要であります。

三、國家產業の健全なる發展は、勞働階級の產業協力に俟たねばなりません。殊に現下我が國の重大問題たる中小工業の更生の如き、勞働組合との提携協力が必要であつて、從來中小資本家が勞働組合と團體協約を中心とする產業協力によつて其の實績を擧げつゝあります。國家は之を全產業に普及するために勞働組合法を法認し、勞働に統制と規律を與へ、進んで勞働組合を基礎とする產業協力の實を擧げしむ勞働國策の樹立が急務と信じます。

四、今日尙傭主の多くは勞働組合拒否の態度强く、殊に今回の陸軍當局の官業勞働彈壓の擧あり、一般傭主側も又之に倣はんとする風潮强く、其の結果益々勞資關係を惡化し、勞働不安を高めると共に勞働階級の產業協力の精神を阻止するの結果を招來しつゝあります。此の秋に當り政府は勞働組合法を制定して、產業及勞働國策の基準を樹立することが緊要の處置なりと信じます。

社會大衆黨　社大黨は十二月十一日勞働委員會を開き、七十議會に提案すべき勞働組合法案の內容再檢討を行つてゐるが、これに先立ち、組合會議、全農、農總の三團體と十一月二十九日社會立法促進委員會を組織、勞働組合法及小作法制定請願運動に協力してゐる。また十二月の全國大會においても勞働組合法小作法制定要求請願運動に關する件を可決した

第六十九特別議會に社大黨の提出せる勞働組合法案並に鈴木文治氏の提案理由は次の如くである。

〔提案理由〕「…殊に最近兩三年來の勞働組合の傾向は產業協力主義を唱へ、鬪爭だけが勞働組合の特色であるといふ風から產業に於ける勞働組合の持分を理解して、產業上に協力しようといふ主義を立てゝからは、勞働組合がずん〳〵發展して參つたのであります。英吉利、佛蘭西、白耳義、伊太利　北米合衆國各州、加奈陀及び印度、支那にすら勞働組合法がある。然るに我が國には勞働組合法がない。……(以下略)」

〔勞働組合法案〕

第一條　本法に於て勞働組合とは勞働條件の維持改善其の他被傭者の共同利益を增進するを目的とする被傭者千名以上の團體又は其の聯合を謂ふ。勞働組合は法人とす。

第二條　勞働組合の設立者は組合規約並役員の氏名及住所を主たる事務所々在地の地方長官に屆出づることを要す。

第三條　組合規約には左の事項を記載すべし。

一、名稱二、目的三、主たる事務所四、組合員の資格に關する規定五、組合員の加入及脫退に關する規定六、組合の大會其の他の會議に關する規定七、組合の執行機關其の他役員の權限、資格及任免に關する規定八、加入金及組合費徵收方法並會計に關する規

定十、組合規約の變更に關する規定十一、組合の聯合及び合併に關する規定

第四條　勞働組合の大會は執行機關之を召集す。組合員三分の一以上の者より其の目的を定めて大會召集の要求ありたるときは執行機關之を召集す。

第五條　勞働組合が組合員扶助の目的を以て販賣組合、購買組合又は利用組合の事業を營む場合に於ては產業組合法を適用せず

第六條　勞働組合に對しては所得稅、營業收益稅、登錄稅を免除し又組合と組合員との法律行爲に關しては印紙稅を免除す。

第七條　勞働組合は勞働紛議に付役員其の他の組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任ぜず。

第八條　勞働紛議に際しては治安警察法、行政執行法、違警罪即決令、大正十五年法律第六十條及警察犯處罰令を適用せず。

第九條　雇主又は其の事務員は勞働組合員たる故を以て被傭者を解雇し若は雇傭の申込を拒絕し又は脫退を强要することを得ず。

第十條　組合員は組合規約違反に因りて組合又は組合員に及ぼしたる損害を賠償する責に任ず。

第十一條　勞働組合が雇主又は其の團體と勞働協約を締結したる場合に於ては之に違反する組合員の雇主との單獨契約は無效とす。

第十二條　勞働組合は聯合又は合併することを得。聯合組合及合併組合には本法の規定を準用す。

第二部第二篇　勞働組合

第十三條　勞働組合は左の事由に因りて解散す。

一、組合規約を以て定めたる解散事由に因りて解散す。

二、大會の決議。

第十四條　勞働組合は司法裁判所の判決を經るに非ざれば解散せらるゝことなし。

第十五條　地方長官は勞働組合の規約又は決議が法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し若し應ぜざる場合には其取消變更を地方裁判所に出訴することを要す。

第十六條　第九條の規定に違反したる雇主又は其の事務員は六月以上三年以下の懲役に處す。

附則　本法は公布の日より之を施行す。本法施行の際現に存する被傭者團體にして本法の適用を受けむとするものは本法施行の日より六月內に第二條の手續に準じ屆出を爲すことを要す。

本年十月十八日日本勞働組合會議大會で可決された勞働組合法案要綱もその內容は殆んど同樣であるが、注目すべきは右法案第一條が組合員數を特に規定してゐる點である。

勞働組合法、小作法獲得勞農大會　前年度における東北・北海道飢饉地救援運動は勞農懇話會としてその後の府縣會選擧に臨んだが、六十八議會再會を前にして、勞働組合法・退手法、小作法等社會立法獲得のため、一月十七日東京芝協調會館に勞働組合法、小作法獲得全國勞農大會を開催した。參加團體は日本勞働組合全國評議會、交通總聯盟、東京市從業

員組合、日本消費組合聯盟、單獨勞働團體及全國農民組合等の八團體であつた。この大會は社會大衆黨及日本勞働組合會議系諸組合と對立關係において主として合法左翼系統によつて開催された點に注意すべき點がある。

出席代議員六二〇名。議長杉山元治郎。副議長加藤勘十、中島喜三郎。〔スローガン一〕、自主的勞働組合法を制定しろ二、小作法を制定しろ三、第六十八議會を即時解散しろ四、反動ファッショを粉粹しろ五、勞農組合の戰線統一萬歳。〔議事〕一、小作法制定要求に關する件二、自主的勞働組合法要求の件三、退職積立金法制定要求の件四、自動車災害保險法制定要求の件五、政府の米穀政策に關する件六、第六十八議會解散要求の件七、宣言決定の件〔緊急動議〕電氣工事人取締規則改正に關する件〔以上全部可決〕〔實行委員〕杉山、岡田（全農）。中島（交總）。橋本、小野（市從）加藤、安平（全評）。森岡（日消聯）。遠藤（自勞）。南（工聯）。

尙、四月二十一日、共代表者三名は、本大會の決議に基き廣田首相及び內務、農林兩當局に勞働組合法、小作法、退職積立金法、自動車災害保險法等の制定並に米穀政策に關し要請した。（二法案獲得勞農大會を通じて、勞農無產協議會が結成されたが、その結社經過については第三篇第二章參照）

勞農無產協議會　本年七月結黨した勞農無產協議會では未だ具體的な法案を發表してゐないが、一月開催された勞農大會によつて決議された「自主的勞働組合法要求の件」に示された大綱をもつて立つものとみてよからう。その大要は次の如くである。

勞農大會決議の勞働組合法案大綱

一、組合員の組織範圍を制限せぬこと。一、組合の目的を制限せぬこと。一、組合組織活動の方法を制限せざること。一、組合の聯合體を認めること。一、組合の法人たることは任意とすること。一、組合の設立は任意屆出主義たること。一、爭議による損害を賠償せぬこと。一、罷業權を認めること。一、組合加入の妨害を處罰すること。一、組合員たるの理由を以て解雇したる場合は資本家に對しては嚴罰に處すること。一、團體協約を認めること。一、組合の解散並に組合決議の取消をせぬこと。

日本交通勞働總聯盟　交總は勞働組合法獲得のための大衆運動を主張し、次の如く述べてゐる。

「今日勞働組合法要求についてはフアツショ組合でない限りは、根本的には意見を同じくしてゐる社會大衆黨も、勞農無產協議會も、日本勞働組合會議も、非組合會議の各組合も等しく勞働組合法を要求して戰はんとしてゐる。故に事更に小異を立てる事なく大同について共同闘爭を起す事が先づ第一に考へられなければならぬ。この闘爭は無產黨議員、その他進步的議員を糾合して議會內で果敢に戰はれねばならぬことは勿論であるが、議會外に於いて强力な大衆闘爭を捲き起す事がより重要である。（中略）もう一つ必要なことは小作法を要求して起つ農民組合との共同闘爭である。勞働組合法、小作法要求の旋風を全國津々浦々から擧げる事

だ。全國的大衆的請願運動を捲き起せ。（機關紙第六三號）

小作法制定要求運動　小作法制定要求の運動は勞働組合法制定要求運動と併行して社大黨、日本勞働組合會議及全國農民組合、日本農民組合總同盟による社會立法促進委員會によつて共同闘爭が行はれ、十二月政府に對し制定を要請した。（社大黨及全國農民組合の項參照）

なほ、この運動とは別途に本年二月開かれた勞働組合法、小作法獲得勞農大會も、小作法案の要綱を可決した。

（二）　退手法獲得並に改正運動

昭和十年七月退手法案要綱が社會局より發表された。これに對する勞働者側の代表的修正、反對の運動は日本勞働組合會議及び總同盟闘東同盟の修正意見書であつた。（前年版參照）

かゝる勞働者側の要求運動に對し、全產聯は猛烈な反對運動を起しつゝあつたが、本年特別議會に上提せられるや、政民兩黨は全產聯の修正意見に即して、共同修正案を通過せしめた。この修正案の通過によつて適用範圍及び第十七條において重大な改訂が行はれた。即ち「五十人」への修正によつて約十七萬六千人が除外され、昨年七月發表の原案に比し五十萬人以上の勞働者が除外される結果となつてゐる。更に第十七條の修正によつて利益金の問題が抹消された。（退手法、同命令法案要綱その他全產聯の活動等の詳細については第三部參照）

以下本年行はれたる勞働者側の要求運動につき、その主なるものを記述する。

特別議會と退手法獲得運動　特別議會においては社大黨塚本代議士等が勞働者大衆の意志を代表して闘ひ、勞資の論戰は議會の階級性を示したともいへよう。尤も二・二六事件に依る戒嚴令の結果、一切の集會禁止と大衆運動の嚴禁とのために、院外活動の立後れを餘儀なくさせたやうである。以下特別議會を中心として展開された活動の主なるものを示せば次の如くである。

日本勞働組合會議　五日の第四回政治委員會は組合會議決定の修正案、今回の特別議會提出案の中、先の內務省原案より改惡せられたる諸點、特に適用範圍の常時十名を三十名以上とせる點等を社大黨議員團によつて究明することを決定し五月十一日松岡議長、上條常任は赤松勞働部長に對し、政治委員會の決定意見に則して改正を要請し、五月二十日次の如き聲明書を發表した。

聲明書　「本議會唯一の勞働立法たる退職積立金法案は、今や六百萬勞働大衆並に輿論監視の下に、衆議院に上程審議されつゝある。本法案が勞資關係の調整、產業平和の促進並に國民大衆の生活安定に寄與する立法たることは今更議論の餘地なく輿論も亦年餘にわたり之が實現を期待してゐるのである。全產聯亦この大勢に追隨せざるに至り、嘗ての反對的主張を改めて彼等の所謂「轉向」を聲明した程であつた。然るに本法案上程以來、本會議

並に特別委員會に於ける經過をみるに、全産聯及び關係資本家團體は、政府、民政兩黨を使嗾して、ひそかに本法案の阻止に狂奔しつゝある。卽ち、政民兩黨の代辯者達の言説行動に徴するに、彼等は憶面もなく全産聯受賣りの修正意見を以て露骨に骨抜き的修正を策すると共に、徒らに議事の引延しを以て本法案の掘り潰しを企てつゝある。殊に全産聯の態度は、往年の勞働組合法反對運動に比し、陽に修正に名を藉り、陰に反對を策する陰險陋劣なるもので、我等は、全産聯り「轉向」の反動的正體を如實に見るものである、今や本法案をめぐりて、政民兩黨は全産聯の走狗と化し、議會は全産聯の陰謀舞臺たる觀を呈し、國民生活安定の特別議會は反動重壓の劃期的議會に顚落せんとする。斯くて勢の赴くところは、一つに全産聯並に資本家團體の飽くなき反動化を助長し、二つに勤勞國民大衆の議會政治に對する絶望をもたらし、最後に、國民生活の不安と社會的混亂を刺戟することは火を睹るより明らかである。我等は、今日時局の重大性と本法案の緊要性に鑑み、本法案通過のために最善の努力を拂ふものであるが、同時に、全産聯並にその代辯者の反動的態度に對しては、深く之を銘記し「國民大衆の公敵」として徹底的に糾明を敢行するものである」。

又、修正案の議會通過に當つて發表したる聲明次の如し。

聲明書「退職積立金法案は、全産聯及び之と通謀せる政民兩黨幹部の手により、遂に資本家的保護法に變質せられ、勤勞國民大衆無限の憤懣の裡に本日その成立をみた。我等は本法内容に對し今後共從來の修正的主張を以て一貫するものであるが、全産聯の成立により、全産聯の主張せる所謂「醇風美俗法制化排擊論」は既に崩壞し、退職手當制度は一般勞働級階級の權益として法認せらるゝに至つた事實を確保し、些か自ら慰めると共に、社大黨並に輿論の健闘を謝するものである。我等は今後、此の見地に立脚して、本法によりて既得退職手當制度の改惡されんとする傾向を防衛し、更に本法の適用を除外せられたる中小企業勞働者並に一般勞働者部門の從業員に對して、汎く退職手當制度の確立を計り、進んで失業保險制度確立により本問題の根本的解決を期するものである」。

尙組合會議は五月三十日政治委員會を開き「附帶決議」に基き、組合會議代表二名以上參加を條件とする政府、勞資の協議機關を設置すべきを要請した。

社大黨修正案　社大黨の修正案は前年組合會議が提出せるのと殆んど同性質のものであるが、たゞ組合會議修正案が團體協約を挿入せるに對し一歩退却の感がないでもない。

〔社大黨修正案〕

一、適用範圍を常時十人以上の勞働者を使用するものとす。

二、工場鑛山の他に勞働者災害扶助法の適用事業にも適用す。

三、適用除外の臨時工の期限を六ヶ月より三ヶ月に、季節勞働者の期限を一ヶ年より六ヶ月に改む。

四、特別手當を一ヶ年未滿二十日分、一ヶ年以上三十五日分に改む。

五、罰則中罰金例を削除する。

勞農無産協議會の修正案　二月開かれた二法案獲得勞農大會は次の如き退職積立金法修正案を決定した。

〔要綱〕

一、適用範圍を工場鑛山の外、交通運輸・商店を含む事。

二、人數は五名以上とする事。

三、勤續年限は一年以下の場合は一年と見做す事。

四、積立率は資本家、政府全額負擔の事。但し、五十人以下の場合、政府三分の二、資本家三分の一の率たる事。

五、支給率は三十五日分以上とし、累進率を高める事。

六、各企業に於ける退職手當規程による既得權を侵さゞる事。

〔勞協修正案〕（對特別議會方針書）

一、資本家全額負擔（特定の理由あるものは國庫が積立金をなす。）

二、適用範圍を小工業、手工業、商店、交通運輸及び災害扶助法適用事業にまで擴めること。

三、管理委員會に勞働者代表を半數出す。

四、法案以上の條件を實施しつゝある企業に於いては現行の條件以下に低下せざらしむること。

五、その他、有效雇傭期間、手當條件、積立金運用規定につき修正す。

退手法改正運動　政府は議會の決議に基き準備調査會を開き、命令案要綱を諮問した。勞働者代表としては松岡駒吉、上條愛一（以上組合會議）高山久藏（總聯合）、代議士として塚本重藏（社大黨）安部磯雄（社會局參與、社大黨）の諸氏が參加した。一方各勞働團體は講演會、研究會等により退手法を究明し、全般的に既得權の擁護の爲に七十議會を期して退手法改正運動の具體的鬪爭を開始したやうである。以下それらの主なるものを掲ぐれば次の如し。

日本勞働組合會議の答申案　組合會議は命令案要綱に對する社會局の諮問に對して次の如き答申意見を八月三日社會局長官宛提出した。

〔答申案〕

△第六條　第一「第六條の規定に依り賃金及標準賃金に關し左の如く定むること」の中左の如く修正すること。

賃金　一、賃金は當時又は定期に受くる諸給與とし左に掲ぐるものを含む。（一）定期に支拾する各種賞與並に各種手當（二）削除（（一）に含む）（三）住居に關する利益又は住宅料にして賃金の額の決定に影響あるもの。

標準賃金（二）前項の金額が負傷、疾病、老衰その他の事由に因り從前に比し著しく低額なる時は過去の積立金を參酌して事業主の定むる適當なる金額。

△第十七條　第二「第十七條の規定に依る退職手當積立金の積立に關しては左の如く定むること」の中左の如く修正せられたし。

（一）法人たる事業主利益率（利益金と共の積立金額は政府命令案の要綱と同一とす）。

(二)　個人たる事業主
純益金額
八千圓を超え一萬圓以内なる時—賃金の百分の一に相當する金額。
一萬圓を超え一萬五千圓以内なる時—賃金の百分の二に相當する金額。
一萬五千圓を超ゆる時—賃金の百分の三に相當する金額。

△第二十四條第一項第三「第二十四條第一項但書の規定に依り退職手當（特別手當を除く）の全部又は一部を支給せざることを得る場合に關し左の如く定むること」中を左の如く修正せられたし。

一、背信行爲ありたるに依り解雇する時は減額して支給するを得ること。但し二分の一を下ることを得ざること。
二、勤續一年未滿の者自己の都合に依り退職する時は全部支給せざるを得ること。
三、削除
四、（要綱と同じ。）
(二)就業規則又は之に準ずべきものに依り定むる雇傭期間の滿了又は停年に達したる時。
(三)　兵役並に公務に服する時。

△第二十六條但書　一、背信行爲に依る解雇と認め得べき解雇事由の（一）を削除すること。

〔希望意見〕

一、第一條第二項の本法の適用を除外する事業。

本項は政府原案が適用範圍常時三十名以上であつた時五十名未滿の特殊事業を除外せんとしたものなるが、既に本法が適用範圍五十名以上と改正せられたるを以て、本項の除外例は當然解消せられたるものと認め、除外する事業は不認とせられたし。

二、第五條第二項の季節的事業は既に適用範圍が五十名以上との制限があり、且つ本條に於いて六月以内の期間は除外規定あるを以て季節的事業の範圍は極めて縮少するべきであつて、少くとも三ヶ月以上繼續して休業するものに限られたし。

三、第八條に事業主の積立つべき退職手當金及び準備金は、事業年度又は暦年度に積立つ規定となつて居るが、殊に個人たる事業主にあつて年一回の積立は事實困難なる場合多しと思惟せらるゝを以て、之を毎月積立てるの方策を採る樣考慮せられたし。

四、第十八條の退職手當積立金の但書中　事業主の手加減を加へ得る勤務年限、勤務狀態其の他により異る率を以て積立つることを得るものは三分の一にとゞめ、他の三分の二は勞働者の賃金に比例して積立つる樣にせられたし。

五、衆議院に於ける附帶決議に鑑み、且つ本法適用外の中小工場に於いて既に事業主が自發的に本法に基く制度の實施を試みつゝある現狀に鑑み、且つ政府最初の立案が共の適用範圍が十名以上の工場鑛山にありし主旨に鑑み、第三條共の他により本法適用外の中小企業に廣く普及發達せらるるの方途を講ぜられたし。

六、同じく衆議院における附帶決議により、政府は速やかに積立金の運用に就て國家管理による特別の金庫を設置せられたし。

更に組合會議は明年一月の實施期を控へ、川崎造船所共濟會その他の事例を引いて施行に關し政府の善處方を十一月十

六日關係當局に要請した。

日本勞働組合全國評議會　全國評議會は七月二十六日退手法改正運動並に既得權擁護闘爭を指令した。また十一月前後退手法の施行細則公布を控へて、退手運動を職場内へ移すべきことを組織に對して强調した。其他 退手法關係資料を發行したが、特に關西においては大阪地方無産團體協議會と共同運動を行ひ、「退手法早わかり」のパンフレットを發行してゐる。更に七月の關東、關西、中部各地方評議會大會において退手法改正運動の件を可決した。殊に所屬關西電氣勞働組合は九月十五日、大同電力、昭和電力全從業員大會を開き既得權擁護の運動を起した。

全國評議會の退手法改正運動方針指定　七月十八日全評第三回執行委員會は退手法改正運動に關する件を上程し、その實行方法を決議した。その要點は次の如くである。

一、改正要求案を全國評議會總本部に於て作成すること。

二、社大黨、勞農無産協議會の中央機關に對して我々の改正案を提示し全國的な協力を求めること。

三、全國各地に於て友誼團體と共に我々の「勞働者案」を支持する同盟を作り、猛運動を起すこと。

四、このカムパは對議會闘爭として全國的組織にまで發展せしむる事。

五、その他具體的指令は常中一任。

名古屋地方勞働組合有志懇話會改正案　本年八月十六日勞働者の既得權擁護のため、全評中部地評提唱の下に「退手法改正名古屋地方勞働組合有志懇談會」が結成され、製陶勞働、全總同盟、名古屋合同勞働、全評中部地評の諸團體が世話役をあげて、從來の行懸りを棄てゝ、改正のため共同運動を行つた。この運動は戰線統一の點からみるも注目すべきことであつた。

八月二十五日懇談會は退手法改正原案、命令案要綱に對する意見書、要請書を決定した。

全總東京聯合會改正案　全總東京聯合會は九月六日の合同結成大會にて「退職積立金及退職手當法改正要求要綱」を可決した。

全評關西地方評議會改正案　九月の全評關西地方試會議執行委員會は退手法に關する「勞働者案」を承認し、これを發表した。

愛國勞働組合全國懇話會改正案　懇話會は九月の大會で退職積立金法改正要綱を決定した。總聯合も十一月の全國大會において改正案を決定したが、内容は同一である。

〔改正要綱〕

(一)　適用範圍　(イ)常時二十五人以上を使用する工場。(ロ)除外例を削除すること。(ハ)舟船乘組勞働者にも適用せよ。

(二)引續き三ヶ月以上の臨時工にも適用すること。

(三)　賃金及標準賃金　本法に於ける賃銀は健康保險法におけ

る賃銀と異り、各個人獨自の賃銀を以て算定すべきが至當であつて所謂本人の勤怠技術等を充分に參酌して各人の生活賃銀を基礎とすべき事を要求すべき立場から（イ）賃銀の決定は、一般的に日給、請負給、增步、賞與、實物給與、住宅料、通勤手當等で各工場に依つて給與せらるるものは實際上の生活賃銀と認め得べきものであるが故に右を通算して賃銀とすべきである。（ロ）標準賃銀は負傷、疾病、老衰等の場合に於いて從前に比し著しく低額なる時は、當該勞働者の過去の普通時に於ける標準報酬日額とすること。

（三）退職手當積立金　（イ）積立金を利益高に依るか、利益配當率に依るかは重大な問題である。吾々は原則として利益率を標準として積立てることを正當なりと認めるものである。（ロ）第十七條積立金にして勅令の定むる條項中、本文の積立金額と二種の金額が規定しあるも右は本文と但書との間に甚だしき相違があり、各獨立せる積立金額にして、但書のみを適用すれば、本文より僅少となり時に本文は抹殺されるに等しきに至る。然らざれば第十六條のみの積立制度となり慣行より遙かに少額の退職手當制度となりて改惡の結果となるが故に、斯く不合理なる條項である但書は削除すること。個人たる場合も亦同じ。

（四）支給　勅令の定むる命令案を次の如く改正すること。（イ）勤續一年以下の者にも支給すること。（ロ）第二十四條但書の罰則例に對しては從業の慣例に準據し第二十六條の各二項の手當（二十日分、三十五日分）は支給せざるを得れども他の退職手當の給與如何に關しては明記せざること。（ハ）第二十六條第一項の二十日に相當する金額とあるを三十五日分に相當する金額と改むること。

（五）希望意見　議會に於ける附帶決議に基き速かに金庫を設置し、小工業者及びその從業員の福祉施設を完備せられたし。

六　組合戰線統一運動

昨年來全勤勞大衆の最大關心事であつた組合戰線統一の問題は昨年十月前後より反フアッショ全合同への大きな動きを示しつゝあつたが、本年一月十五日の全勞、總同盟の單獨合同―「全日本勞働總同盟」の結成によつて一段落をつげた。（十年中における組合戰線統一運動の詳細は前年度版におこ之を記述した。）「全日本勞働總同盟」の成立に當つて交總、東京市從或ひは全國評議會等の有力組合が合同に參加しなかつたとはいへ强力な全國的組織たる全勞、總同盟の合同が成立したことはともかくも戰線統一運動の一步前進と呼ぶに價する偉大な成果であつた。

しかるにその後に續く總選擧、二・二六事件、臨時議會の開會は大衆の關心を政治へと奪ひ去り、組合戰線における全合同の問題は背後に押しやられ、一時中絕した形となつた。加ふるに東京においては五月、全評の加藤勘十氏を中心とする共同戰線體「勞農無產協議會」が樹立され、全國的な大勢に反して社大黨との政治的對立を激化し、統一運動に逆流する

如き結果をすら導いてゐる。他方社大黨及び總同盟には全國評議會との統一に反對する主張が相當强く、ためにメーデー禁止反對運動、官業勞働否認反對運動等において共同抗議が不調となつて現れるに至つた。これら二つの事實は前記の政治的諸事象の影響と共に、組合戰線の全的統一の上に重大なる阻害となり、何程かの退却を餘儀なくせしめたともみられてゐる。

戰線統一の機運は今日國際的な傾向ともみられようが、國內的必然性に基づく意思表示として擡頭したものであり、殊に本年は昨年來の合同運動の途上に見られなかつた次の如き諸條件、即ち第一には勞働爭議が先づ交通運輸產業、ついで金屬產業を通じて漸く上昇の傾向を辿り、第二には退手法の實施に伴ふ影響が組織勞働者の間で眞劍に討議された。第三には共通する日常政治經濟運動に各組合間の共同、運動が徐々がならも進展しつゝあり、第四には勞働組合の地方的合同共同運動機關の設立等を通じて統一への意思表示が部分的ではあるが現はれてた。第五には勞働組合の統一を完成すべき重要條件としての、社大黨積極支持による政治戰線統一運動の進展、等が徐々にではあり、微弱ではあるが動きつゝあつたのである。しかし統一運動の前途にはなほ幾多の障害が横はつてをるやうであり、全合同の問題は昭和十二年度勞働組合運動の大きな課題として殘されるに至つた。

第三節　勞働組合各個の運動

以下勞働組合各個の運動について記述する。その順序としては、最初に我が國合法勞働運動の中堅的大部隊をなす日本勞働組合會議及びその加盟諸團體（海員協會を除く）を記述する。**一**、及び（一）全日本勞働總同盟から（七）東電從業員組合に至るものがそれである。次に關東勞働組合會議系の謂ふる中間派的組合を**二**、及び（八）日本交通勞働總聯盟から（一〇）東京市從等の三團體に分つて記述し、**三**、愛國勞働組合全國懇話會加盟の主要組合を（一一）總聯合から（一四）までとし、左右何れにも橫斷的關係をもたざる、**四**、海軍官業勞働組合聯盟及び、**五**、に單獨組合の運動を記述した。なほ以上の順序は、主として記述の便宜に出でたものである。

一　日本勞働組合會議

1　運動の概況

日本勞働組合會議は昭和七年七月、資本主義・共產主義・ファシズム反對の謂ゆる三反綱領に立脚し、「健全なる勞働組合主義」を標榜し、實踐的には產業協力を主張して結成された。創立以來非常時的情勢の下にあつて社大黨の線に沿ふ勞働組合戰線の維持仲張に努力してゐる。殊に前年において「運動方針の根本に就て意見を異にする」總聯合と「袂別」は

したとはいへ、依然として我國組織勞働者の過半數を占め、勞働運動の主流となり、決定的勢力を形成してゐるやうである。

主たる活動としては、依然加盟組合の緊密なる聯絡を圖ると共に、國內的には本年二月の總選擧戰に社大黨と協力しつゝ河野、川村其他組合會議關係者を多數議會に送り、二・二六事件後の第六十九特別議會においては勞働組合法及產業勞働統制に關する決議案を提出し、殊に廣田內閣唯一つの社會立法たる退手法に對しては獨自の修正案を以て臨み、且つ退手法施行準備調査會には松岡、上條の兩氏委員として發言し或ひは第七十議會を期して社大、全農、日農總同盟と共同して勞働組合法、小作法制定の請願運動を行ふことを決議する等、勞働立法獲得のために主力を注いでゐる。又同時に當局によるメーデーの全國的禁壓に對し、或ひは陸軍當局の官業勞働組合に對する彈壓等に對しても團結權擁護の建前より反對運動を行つてきた。又國際的には日本にとつて現在唯一つの殘存機關たる國際勞働機關を通じ、或ひは亞細亞勞働會議大會の東京開催に關する準備活動等彼我勞働階級の理解と提携にも努力し來つた。

內部の組織的方面においては戰線統一は漸次進捗し、本年一月日本勞働總同盟と全國勞働組合同盟との合同が成立して全日本勞働總同盟が結成され、又八月官業勞働向上會と總聯盟純向上會並に中立を加へて大阪官業勞働組合が結成され、五月には神奈川地方協議會が組織され、更に第五回大會を期して日本製陶勞働組合同盟が新に加盟する等其の陣容は漸く充實をみつゝある。かくて昭和十一年第五回大會當時における同會議の陣容は加盟團體八、組合員總數二十六萬四百十四名となつてゐる。（前年大會當時に比し約一萬五千名前後の減少となつてゐる。）加盟團體の情況は次の如し。

（加盟團體）

一、**日本海員組合**（組合員數一〇四、三〇六、支部數一六。組合長　堀內長榮、副組合長　米窪滿亮）

二、**全日本勞働總同盟**（組合員數九四、九二六、加盟組合數二同盟、一一聯合會、一一八組合。會長　松岡駒吉、副會長　河野密、西尾末廣）

三、**日本港灣從業員組合**（組合員數一六、四八八、支部數一三組合長　岡崎憲、主事　麻生喜市）

四、**海員協會**（組合員數一三、〇八六、出張所數九。會長　小泉秀吉、主事　鈴木倉吉）

五、**日本製鐵從業員組合**（組合員數一二、五〇〇、支部數三六組合長　濱橋文作、副組合長　橫大路茂、谷口友太郎）

六、**官業勞働總同盟**（組合員數一〇、五九〇、組合數　一同盟一聯合會、七組合、三八支部。名譽會長　賀川豐彥、委員長　西浦宇吉、主事　川村保太郎）

七、**日本勞働總聯盟**（組合員數六、〇六八、組合數　二一組合

四三支部。會長　八木信一、副會長　丹羽市太郎）

八、東電從業員組合（組合員數二、四五〇、支部數　一七支部二支部準備會。委員長　岩永榮一）

（地方協議會）

一、九州地方協議會（戸畑市）（加盟團體）全總同盟、日本製鐵從業員組合、海員組合、港灣從。委員長　伊藤卯四郎、書記長　增原操。

二、神戸地方協議會（神戸市）（加盟團體）海員組合、海員協會、全總同盟、港灣從、市電從（オブザーバー）。委員長　宮本官治。

三、大阪地方協議會（大阪市）（加盟團體）海員組合、海員協會、全總同盟、官業勞働總同盟、港灣從、總聯盟。議長　松浦清一。

四、中部地方協議會（名古屋市）（加盟團體）海員組合、海員協會、官業總同盟、全總同盟、日本製陶勞働組合同盟。委員長　加藤清勝、書記　本田武市。

五、神奈川地方協議會（横濱市）（加盟團體）海員組合、海員協會、港灣從、全總同盟、東電從、日本製鐵富士從業員組合。委員長　三木治朗、書記　山川宗彬。

六、北海道地方協議會（函館市）（加盟團體）海員組合、全總同盟、海員協會、港灣從。委員長　飯島林次郎、常任　藤川一郎

昭和十一年中における組合會議の主要活動は次の如くである。

メーデー對策　組合會議はメーデーの全國的禁止に對し、三月二十七日、四月九日の兩回政治委員會及四月十六日の第二回擴大執行委員會において、對策を決定した。（別項「メーデー禁止反對運動」の項參照）

特別議會に對する活動　五月九日開催の政治委員會は退手法案の對策を協議し、又社大黨と共同して勞働組合法及産業及勞働の統制に關する決議案を特別議會に提出した。四月の第二回擴大執行委員會の決定せる特別議會對策は次の如し。

（一）法案に對する態度　（イ）職業紹介法改正案（贊成）。（ロ）退職積立金法案（修正）。（ハ）國民健康保險法案（條件付贊成）。（二）重要産業統制改正案（未定）

（二）社大黨を通じての議會對策　勞働組合法、産業及勞働の統制に關する法案並に海事諸法規の改正を政府は來るべき通常議會に提出すべしといふ決議案を特別議會に提出すること。

退手法に對する活動　五月三十日の政治委員會及び八月九日の第四回擴大執行委員會において退手法に關する態度を決定した。（別項「社會立法獲得運動」（二）を參照）

陸軍工廠の勞働組合否認に對する活動　九月十三日東京に政治委員會を開催、九月十八日大阪に第五回執行委員會を開催してこれが對策を協議した。（別項「官業勞働否認反對運動」の項參照）

人民戰線運動に關する態度　第五回執行委員會は人民戰線運動に對する態度を次の如く決定した。

「現在我が國に於て一部左翼派を中心に人民戰線論が唱へられ、其の立場より社會大衆黨に對し戰線統一の申込みをなし、社會大衆黨も又此の渦中に捲き込まれつつあるかの如き印象を社會に與へつつある傾向あるも、組合會議は結成當初より反共産主義、反資本主義、反ファッシズムたる所謂三反主義を堅持しつつあり、社會大衆黨も又今日共の方針を同ふしつつある。然るに從來組合會議の三反綱領に反し、組合會議並に社會大衆黨と對立して之を排擊し來れる全評共の他の團體の一部が從來の態度を一擲して此の三反主義に心から替意を表するに非ずして、人民戰線に名を藉りて徒らに戰線統一を唱へつつあるも、かかる戰線統一はやがて將來に禍根を殘すものと信ずるが故にかゝる主義方針を異にする團體に對しては斷乎として戰線統一反對の態度を明白にすべきが必要なりと信ずるが故に組合會議執行委員會は左の趣旨を申し合せとなし、此申合せの趣旨を議長より社會大衆黨に具陳すること」。

勞働組合法・小作法制定要求活動　組合會議は本年度大會において勞働組合法案要綱を可決したが、その後十一月「四團體」による勞働組合法・小作法獲得の具體運動を開始した。（別項「社會立法獲得運動」の項參照）

國際活動　國際勞働總會、アジア勞働會議に關する諸活動については別項「國際勞働會議」の項參照。

2　大會・執行委員會、その他

本年度大會、執行委員會は次の如し。

第一回擴大執行委員會（一月十三日、於東京日本勞働會館）△第二回擴大委員會（四月十六日、於神戸海員協會）△第三回擴大委員會（六月十九日、於神戸海員協會）△第四回擴大委員會（八月九日、於東京日本勞働會館）△第五回執行委員會（九月十八日、於大阪海員組合川口支部）△第五回大會（十月十八日、於横濱日本海員會館）

うち、第五回大會の狀況は次の如し。

第五回大會——十月十八日、於横濱日本海員會館。出席者六十九名（代議員五二、評議員一二、執行委員五）。（司會者）米窪滿亮。（議長）松岡駒吉。（副議長）河野密。（大會スローガン）一、資本主義機構の改革　一、勞働者團結權の法認　一、反動諸勢力の粉碎　一、勤勞大衆の生活保障（議事）一、勞働組合法要綱　二、勞働協約法要綱　三、規約改正に關する件　四、小型船員保護法獲得の件　五、船員保險法　六、勞働省創設要請に關する決議案　七、國民健康保險法制定に關する決議　八、商店法　九、官業勞働組合の彈壓に關する決議　一〇、次期大會の件（北九州に決定）

以上全部可決。

以上の諸議案中最も重視さるべきものは「勞働省創設要請に關する決議」と「官業勞働組合の彈壓に關する決議」であらう。

「勞働省創設要請に關する決議案」理由は次の如くである。

（理　由）

一、我が日本勞働組合會議は、創立以來、健實なる勞働組合主義の確立及び産業協力運動の徹底を以て、その運動の大綱として今日に至り、着々實績を收めつつある。殊に昭和八年以降今日まで、その具體化のために、「産業及勞働統制に關する建議」を政府をはじめ關係各方面に對して續行し、その運動は現在非常時　處する勞働國策の大綱として、各方面の共鳴を得つつある、本大會の要請亦この運動の具體化である。

二、前記「産業及勞働の統制に關する建議」においても、我等は民間における勞働組合の健實なる發展と相俟つて、政府の勞働行政の機構及び運用の上にも一大改革の必要なるを力說してゐる。即ち右建議は、その要綱中には「産業勞働者を新設し關係行政事務の統一を計り、更に勞働、企業兩者代表を主とする諮問委員會を設け、産業及勞働の統制に基調を置く擧國的協力を實現すべし」と强調してゐるのである。

三、更に、今日の時局に照して觀るに、今日庶政一新、國民生活の安定の要望切なるものがあるが、これに必要なる勞働國策の見るべきものがない。また、政府行政機構改革問題が提唱せられつつあるが、現下の産業及び勞働の調整のための統一機構たるべき新省の創設に就ては等閑に附せられ、事勞働行政に關しては、陸海軍部、遞信、鐵道、商工、農林等をそれぞれ勞働行政を分割し、内務省社會局の如きは單なる立案諮問の部局に押し込められつつある。これが今日の勞働行政の不統一不振の主因たることは均しく認められる所である。

第二部第二篇　勞働組合

3　運動方針

その最近の運動方針として、第五回大會宣言を左にかゝげる。

〔大會宣言〕「……國家非常時局打開の道は極めて簡單である。資本主義機構の改革と國民生活の安定之である。一國産業の健全なる發展は勞働者農民の力强き協力に待たねばならぬ。又廣義國防といふも、今日の國防は國家の經濟的實力と全國民の眞の協力一致にまたねばならぬは明白である。此のためには政府は先づ勞働階級に組織と統制を與へ、其の組織を通じて産業協力の方途を講ずることが急務である。我等が從來産業及勞働の統制に關する建議をなし、今日勞働組合法を要求し、勞働協約法の實施を主張する所以は玆に存する。

二・二六事件の非常時局を擔當し、庶政一新國民生活の安定を標榜せる廣田内閣は徒らに右顧左眄することなく、勞働者の團結を法認し、産業及勞働の統制の方策を斷行し、速に勞働省を新設して、勞働行政の統一融合を企圖すべきである。

然るに見よ、近來陸軍當局の勞働組合の彈壓を試みるあり、反動的風潮は漸く强からんとす。而して左には徒らに人民戰線の迷蒙を追うて蠢動するあり、右には日本主義に藉口して反動ファッショの波に乘ずるあり。かゝる情勢の中にあつて、健全なる勞働組合主義の大旆を揭げて、正義の大道を邁進し來れる我等の任益々重きを加へつつあるを知る。

我が組合會議は、無産階級戰線統一の要望に答へて、先には總

同盟、全國勞働の合同を實現し、今又盟　日本製陶勞働組合同盟の來り投ずるありて、其の內部の陣容は漸く整備しつつある。今や我等は、外に向つては未組織大衆の組織に努力し、友誼團體との提携を密にし、社會大衆黨と相協力して勞働諸立法の獲得に邁進すべき時なりと信ずるものである。

內外の情勢は反動の嵐益々强からんとし、我等の前途亦多難なるものあり　然しながら二十七萬の我が同志が組合會議の旗の下に相結束し、其の合理的なる主張を提げて進むの時、我等の背後には又六百萬の勞働大衆と多くの無產勤勞階級の協力と聲援のあるべきを信ずる。

我等は此の國家非常時に直面し、其の結成以來の所在地たる神戸より、東京に其の本部を移し、更に馬を陣頭に進めて苦難なる無產運動の先頭に起つて奮鬪すべき決意を新にす。資本主義機構の合理的改革と國民生活安定の大任は、又我等の雙肩にかゝれるを痛感し、廣く勞働大衆の協力を切望するものである。

4　役　員

年度大會において決定されたる新役員は次の如し。

〔議長〕　松岡駒吉　〔副議長〕　米窪滿亮　〔書記兼會計〕　上條愛一。

〔執行委員〕　堀內長榮、小泉秀吉、川村保太郎、西尾末廣、八木信一、濱橋文作、沼田吉太郎、岩永榮一。

〔政治委員〕　松岡駒吉、堀內長榮、山川宗彬、渡邊年之助、岩永榮一、元廣昇。

〔顧問〕　鈴木文治。

（一）　全日本勞働總同盟

1　その成立および運動の概況

全日本勞働總同盟の成立に至る經過については前年版に之を詳述した（三一六頁「組合戰線統一運動」の項參照）が、前年十一月十六日開かれたる最後の合同協議會の決定通り、一月十五日東京芝協調會館において日本勞働總同盟並びに全國勞働組合同盟の合同による「全日本勞働總同盟」が結成された。

この新同盟結成に先だつて總同盟並びに全國勞働は一月十四日それぞれ臨時全國大會を開催して事實上組合の解散を行つた。總同盟は大正元年友愛會の創立以來二十五年、その間無政府主義、共產主義を排除しつゝ最近においては產業協力の徹底化を當面の目標としてきた。他方、全國勞働は總同盟より分離結成されてより五年半、中間派的穩健化、着實化の道を一貫して辿つてきた。これら我國における代表的二大組合の合同によつて成立した新同盟はその前途に全的合同の課題を帶びてゐるとはいへ、組合戰線統一途上における偉大なる成果、一歩の前進として、我國社會運動の歷史の上に一つの重大な基點を印して意義深き年の劈頭を飾るものであつた。

新同盟は我國陸上勞働組合の最大なるものであり、海員組

合と共に日本勞働組合會議の主流をなし、また全國農民組合と共に社會大衆黨の決定的支持勢力を構成してゐる。したがつて新同盟の活動は組合會議或ひは社大黨を通じて展開されてゐるが、本年二月以來十一月にかけて行はれた衆議院總選擧或ひは地方議會において社大黨が飛躍的發展を遂げた裏面には新同盟の結成が重要な意義をもつたであらう。その他、メーデー禁止反對運動、官業勞働否認反對運動においても組合會議を通じて獨自の活動を行つてきた。更に組合全戰線の統一問題に關しては、特別委員會の手を通じて二月交總、東京市從に對して合同提議を行つたが、政治戰線の統一問題が前面に推し出されたゝめ、何等の成果をみるに至らなかつた。

更に第二十回國際勞働總會勞働代表には代表河野密氏をはじめ顧問金光平、山口常次郎の兩氏ともすべて新同盟より選出された。

新同盟結成に當つて發表された組織勢力をみるに、總同盟は二同盟、一〇聯合會、八三組合、五〇、五一二名であり、全國勞働は七聯合會、四五組合、四四、四一四名で、組合員數は大約九萬五千となつてゐる。本年の組織活動中特筆すべきは伊豆持越金山爭議を契機として爭議團全員千三百名が總同盟に加入し、日本鑛業勞働持越支部を結成し、紡織勞働沼津支部と共に靜岡縣聯合會を設立したことである。

地方合同並に産別整理　十月の第二回中央委員會に報告された地方合同並に産業別整理の狀況をみるに、聯合會においては三月十六日合同委員會成立以來數度の會合にも不拘、紛糾に紛糾を續けた大阪を最後として大體において主要地域における合同は完成されてゐるが、組合の産別合同は東京を除くほか全く進行してゐないやうである。中央委員會の報告によれば次の如し。

（一）聯合會の合同整理――神奈川聯合會（四月八日完了）△兵庫縣聯合會（五月一日完了）△京都聯合會（六月一日完了）△尼崎地方協議會（九月五日）△東京聯合會（九月六日完了）△大阪聯合會（十月四日完了）

（二）組合改組、産別合同、新加入――廣島勞働組合（廣島統一勞働組合を改組）△東　鐵工組合（九月二二日、東京鐵工と關東金屬との合同）△運輸勞働組合（九月二二日、運輸勞働と日本運交との合同）△出版産業勞働組合（九月一九日、關東出版と出版印刷との合同）△關東合同勞働組合（十月三日、中央合同と關東化學の合同）△關東紡織勞働組合（十月一一日、日本紡織と紡織勞働との合同）△東京乘合從業員組合（十月一二日、向上會と現業員會の合同）

◇日本鑛業勞働持越支部（五月二〇日結成）△靜岡縣聯合會（七月一八日結成）

2　大會・委員會、その他

本年中において開催された大會、中央委員會、各聯合會大會その他の會合の主なるものは次の如し

◇日本勞働總同盟創立二十五週年記念臨時全國大會（一月十四日、於東京芝日本勞働會館）△全國勞働組合同盟第六回全國大會（一月十四日、於東京芝浦會館）△總同盟、全國勞働合同大會（一月十五日、於東京芝協調會館）△第一回中央委員會（一月十六日於東京芝日本勞働會館）△大阪金屬栗本支部第十一回總會（一月五日、於大阪西成區願行寺）△關東交通勞働組合第七回大會（一月二十日、於群馬縣沼田町）△神奈川聯合會合同委員會（四月八日）△秋田樽丸勞働組合大會（四月十九日、於能代勞働會館）△長崎印刷技工組合年度大會（三月十五日、於長崎市公會堂）△伊豆持越金山日　鑛業勞働支部結成大會（五月二十日）△兵庫縣聯合會大會（五月一日、於神戸市立海員會館）△製綱勞働小倉支部第十一大會（五月一日、於大阪奉日出會館）△大阪勞働青年同盟回總會（五月一日、於小倉勞働會館）△秋田製材工第十八回大會（五月三日、於能代木材勞働會館）△京都左官工組合再建大會（六月一日、於京都三條青年會館）△京都聯合會合同大會（六月一日於京都三條青年會館）△大阪都市從業員組合大會（六月十五日）△製綱勞働兵庫支部第十一回總會（五月三日、於神戸製綱兵庫會館）△大阪市現業員同盟第三回大會（七月四日、於大阪大槻會館）△京都友仙工組合總會（七月一日、於京都下京共樂會館）△秋田石油勞働組合年度大會（七月三日、於秋田縣山本郡響村）△製綱勞働川崎支部第十一回總會（七月五日、於川崎市製綱於勞働會館）△靜岡縣聯合會結成大會（七月十八日）△高知印刷勞働第四回大會（三月十五日、於組合事務所）△高知高南勤勞會第二回大會（四月五日、於香宗村山崎方）△高知天坪勞働組合第二回大會（四月一日、於長岡郡天坪村）△高知砂利採取人組合第三回大會（四月十五日、於石立八幡宮埋立廣場）△土佐典具紙組合結成大會（八月二日、於高知市中島町カフエープラヂル）△全大阪市從業員組合結成大會（八月一日、於大阪中央公會堂、大阪都從、自治會合同）△高知自由勞働組合第九回大會（六月五日、於高知縣聯事務所）△千葉縣聯合會第九回大會（六月二十日、於市川勞働會館）△東京聯合會合同大會（九月六日、於日本勞働會館）△尼崎聯合會合同大會（九月五日、於尼崎信用組合）△關東出版・出版印刷勞働產別合同大會（九月十九日、於日本勞働會館）△運輸勞働・日本運輸交通勞働產別合同大會（九月二十一日、於日本勞働會館）△東電鐵工・關東金屬產別合同大會（九月二十二日、於日本勞働會館）△大阪聯合會合同大會（十月四日、於大阪天六市民館）△中央合同・關東一般產別合同大會（十月三日、於日本勞働會館）△紡織勞働・日本紡織勞働產別合同大會（十月十一日、於日本勞働會館）△東京乘合現業員會・向上會合同大會（十月十二日、於東京統一閣）△高知縣聯年次大會（十月十一日）△東京塗裝工組合大會（十月四日、於日本勞働會館）△製綱勞働組合十週年大會（十月四日、於小倉製綱勞働會館）△總同盟第二回中央委員會（十月十七日、於東京芝日本勞働會館）△紡織勞働最終大會（十一日、於日本勞働會館）△關東同盟大會（十一月十五日、於日本勞働會館）△神奈川鐵工組合年次大會（十一月一日）△電線工組合大會（十月二十四日）△神奈川縣聯大會（十二月三日、於川崎

高女講堂）△大阪電氣從業員組合大會（十一月二十一日、於大阪金勞働會館）△京都一般勞働合同大會（十一月十六日）△關西鍍金從業員組合大會（十一月一日、於日本勞働會館）△東京聯合會主催合同完成記念運動會（十一月十七日、於東京芝公園トラック）

右のうち主なるものゝ經過は左の如し。

全日本勞働總同盟結成大會　一月十五日、於東京芝協調會會。代議員各二〇〇名計四〇〇名。合同式、司會者、西尾末廣　司式者、安部磯雄。日本勞働總同盟會長松岡駒吉。全國勞働組合同盟委員長河野密の兩組合代表は安部磯雄、鈴木文治、高野岩三郎の合同幹旋者及び社大黨書記長麻生久、組合會議書記長米窪滿亮の諸氏立會の下に堅き握手を交はして合同式を終り、ついで合同大會に入る。合同大會司會者河野密。議長松岡駒吉。副議長河野密西尾末廣。

〔スローガン〕一、産業國策の確立。二、健全なる組合主義の徹底。三、勞働戰線の全的統一。四、守勢より攻勢へ。

〔議事〕一、新團體名稱の件――「全日本勞働總同盟」と決定。二、綱領並主張の件。三、規約に關する件。四、勞働國策に關する決議案。五、宣言に關する件。六、合同促進特別委員決定の件――（松岡駒吉、河野密、西尾末廣、菊川忠雄、原虎一、三木治朗鈴木悅次郎以上七氏）。七、新役員決定の件。

〔役員〕會長松岡駒吉。副會長河野密、西尾末廣。總主事菊川雄。副主事、原虎一。會計、松岡駒吉。中央委員大矢省三、金正米吉、鈴木悅次郎、大森種市、八谷幸太郎、三木治朗、土井直作茅野眞好、山口常次郎、永江一夫、金光平、德永正報、高橋渉。副中央委員、白鳥廣近、池善二、井上良二、佐竹新一、熊本虎藏前田種男、久保時造、伊藤卯四郎。

〔宣言〕日本勞働總同盟並に全國勞働組合同盟の合同成り、茲に全日本勞働總同盟の結成大會を擧ぐるに當り、中外に向つて我等の所信を披瀝せんとす。我が國に勞働運動の擡頭を見てより二十有餘年、歲月必ずしも短きに非ずと雖も、思想の競合は運動の交錯を生み、未だ統一戰線の實をあぐるに至らなかつた。一方には資本の攻勢に因る苦難な鬪爭を續け、他方には陣營内の分立抗爭に煩累せらるゝのが、我が勞働運動積年の痛弊であつた。日本勞働組合會議の結成以來統一に向ての大道は開けたりと言ふも「産業別大組合主義」の具體的實踐に移されたるは、蓋し本合同を以て嚆矢とすべきであらう。我等は本合同を以て過去二十餘年に於ける勞働運動の集約點となすと共に、將來に於ける輝ける發展の首途となさんとするものである。凡そ勞働組合運動の所期すべきものは三つある。勞働階級に社會成員として敎養を與へ、技能的自覺と自重の念を涵養すること、その一つである。共濟施設を通じて相互の福祉を增進し、建設的事業に依つて共同福利增進の任務を逐行すること、その二つである。資本主義に對する「反對的」要素として自らの利害を防衛し進んで資本主義の根本改革を促進せんこと、その三つである。この道義的敎養の任務と、社會政策的互助施設と、資本主義の根本改革を導かんとする理想とが、勞働組合運動の據つて立つところの鼎足である。合同に依つて達成

せんとする我等の指標もまたこれに外ならぬ。現實を積んで理想に及ぼし、狂躁を排し偏倚を退け、不滅の信念に燃えつゝ盤石の巨歩を進むることこそ、我等の「健全なる勞働組合主義」である。惟うに世界恐慌の勃發以來、國際的なる資本主義の不安動搖は勞働組合運動に對しても新しき情勢を展開せしめつゝある。或は革新の幻想を追うてファッショに走り、或は民族の名にかくれて投機的の奇利を狙ふなど、意識と運動の混濁今日より甚しきはない。殊に、その搖籃時代を思想の動搖期に養はれたる我が國の勞働組合は、運動の新奇を競ふこと恰も流行に類し、組織の隆替又朝暮もたゞならざる有樣である。この間に處して我等は過去に於て正を樹てゝ一世を警策したる如く、將來に向つても勞働運動の歸趨を明示せんとするものである。世人口を開けば資本主義の行詰りを言ひ、革新の機運を說く。その言やよくその精神やよしされど資本主義の改革は口舌の事業に非ず、健實にして苦難、堅忍にし　不拔なる鬪爭の任とするところである。我等は合同を通じて「健實なる勞働組合主義」の精神を宣揚すると共に、この精神に基づく統一戰線を更に擴充し、勞働運動飛躍の礎石をきづかんとするものである。政治運動もまたこの精神に依つて積極化され、國際的の聯繫もまたこの精神に依つて具現せられる。徒に觀念的なる焦躁王義は到底我等の與みし得ざるところである。劃期的合同を遂行せる我等の任務は重い。日本勞働運動の前途又我等の双肩にかゝる。合同の喜びを頒つと共に相協力し相激勵して、重大なるこの責務に任ぜんことを誓ふ」。

日本勞働總同盟第二十五回臨時全國大會—一月十四日、於東京芝總同盟本部。代議員二三六名。議長松岡駒吉。副議長大矢省三、三木治朗。〔スローガン〕一、守勢より攻勢へ二、產業勞働國策確立三、勞働戰線全的統一四、健全なる組合主義の徹底〔議事〕一、全勞との合同に關する件二、鈴木前會長〔現顧問〕に記念品贈呈の件

全國勞働組合同盟第六回大會—一月十四日、於東京芝浦會館。代議員二〇二名。議長河野密。副議長永江一夫、山口常次。〔大會スローガン〕一、統一戰線の擴大反動の擊破一、產業及勞働國策の樹立一、全國勞働總同盟合同萬歲〔議事〕一、戰線統一に關する件（大阪側代議員より新綱領全般に亘つて反對意見述べられたるも結局原案を承認）二、宣言發表の件

大阪聯合會合同大會—十月四日、於大阪天六市民館。代議員四〇〇名。司式者高野岩三郎。立會者松岡駒吉、河野密、米窪滿亮上條愛一、森戸辰男の諸氏。兩聯合會代表西尾（總同盟）鈴木（全國勞働）二兩氏握手を交はして合同式を終り合同大會に移る、規約審議、宣言の發表の後新役員を選任す。〔役員〕會長西尾末廣副會長山口常次郎、大矢省三。主事鈴木悅次郎。

關東同盟年度大會—十一月十五日、於東京日本勞働會館。代議員二三六名。議長松岡駒吉。副議長菊川忠雄。〔ローガン〕一產業協力の徹底二　勞働組合法卽時制定三　大衆課稅反對四、生活賃銀の制定〔議事〕一、交通事故審判所設置に關する件二、退手法脫法監督要求並に勞働者既得權確休に關する件三、運輸勞働

者に健康保險法、工場法、退手法等適用及小工場勞働者の社會施設促進要請の件四、人夫名義臨時工撤廢に關する件五、勞働組合法卽時制定要求の件六、地方別産業協力委員會設置要請の件七、大衆課税反對、賃銀俸給增額要請に關する決議（以上全部可決）

〔役員〕會長松岡駒吉。副會長三木治朗、菊川忠雄。主事原虎一。

〔大衆課税反對、賃銀俸給增額要請の決議案〕（要項）

一、政府當局に對しては、政府は税制改革による資本家負擔の增額が勤勞國民大衆に轉嫁されるが如きことなきやう、豫め對處すべきは勿論、更に進んで、民間雇傭主に率先して、下級官吏の增俸を斷行すべきことを要請する。

二、民間雇傭主及びその關係團體に對しては税制改革による賃銀、俸給の切下げの如き對策を絶對になさゞることは勿論、この際進んで賃銀俸給の値上げを斷行すべきことを要請する。

3 運動方針

新同盟創立に當つて發表された「主張」並に勞働國策を掲ぐれば左の如し。

〔主張〕

一産業並に勞働國策の樹立。一、勞働組合法、團體協約法の制定。一、七時間勞働及び一週四十二時間制の實施。一、生活賃銀制及び失業保險制度の確立。一、國民建康保險、廢疾養老保險制度の確立。一、國際勞働條約の批准、並に勸告の實施。

一、暴壓諸法令の改廢。一、工場法、鑛業法、健康保險法、勞働者災害扶助法等の現行勞働法規の改正。一、少年及び婦人勞働者保護法、商店從業員保護法、交通勞働者特別裁判法等の制定。一、臨時雇傭制度及び中間搾取の廢絶。一、同質量勞働に對する同一、賃銀の獲得。一、職業紹介機關の擴充並に勞働組合の參與。一共濟組合並に各種協同組合の普及と統一。一、公費による勞働者教育制度の實現。一、メーデーの全國的擧行。一　日本勞働組合會議並に統一戰線の擴充。一、社會大衆黨との協力による勤勞大衆政治勢力の强化。一、アジア勞働會議の强化、勞働者國際提携の促進。

〔勞働國策〕（要綱）

一、産業勞働省を新設し、勞働行政事務の統一を圖り、諮問委員會を設けて勞働組合の代表を參加せしむべし。

二、産業統制のために次の方策を實施すべし。

（イ）主要産業及大産業は國營若くは國家管理を終局目標として統制し、これが實現のために調査機關を設くること。（ロ）一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に統制力を附與し、國家は組合を通じて指導監督を行ひ、その統制には勞働組合を參加せしむること。（ハ）現下非常時の緊急處置として資本配當の統制を斷行し、賃銀値上に依る大衆購買力の增進を計ること。（ニ）輸出商品並　國内主要商品の價格を統制すること。

三、勞働統制のために次の方策を採るべし。

（イ）勞働組合法の制定（ロ）團體協約法の制定（ハ）勞働爭議調停法の改正（ニ）産業勞働裁判所の新設（ホ）熟練勞働保持の政策（ヘ）國際勞働條約の批准並に勸告案の實施。

四、産業及勞働統制のために次の方策を採るべし。

（イ）自主的勞働組合を以て統制の對象とすること。（ロ）勞資の間に國家が介在して「産業協力委員會」を設置すること（ハ）「産業協力委員會」は主務大臣、地方長官、若くはその任命せる官吏を議長とし勞働、企業、消費者各同數の委員を以て構成し、全國的、並に産業別的に設置すること。

4　綱領

〔總綱〕

一、我等は勞働報公の精神に基き、德性の涵養、識見の開發、技術の進歩を圖り、以て自己の完成と社會正義の實現を期す。

一、我等は強固なる組織と有効なる手段によつて、勞働條件の維持、共同福利の増進を期す。

一、我等は國情に立脚して、資本主義の改革を促進し以て合理的なる新社會の建設を期す。

（二）日本海員組合

1　運動の概況

昭和九年以來當時の組合長濱田國太郎氏と組織部長赤崎寅藏氏との對立激化を契機として、反本部派が革正同盟を結成するに至り内紛は益々惡化し、反目抗爭を續けつつ遂には海員協會の内紛をも誘發して海上勞働戰線を屢々危機に陷入れた。此の間遞信當局或は兵庫縣當局の調停がなされ、昭和十年一月最後的解決に到達したと思はれたが内紛は再燃し、剩へ國家主義團體がこの内紛に乘じた等のため復々激化し、遂に革正派は五月「新組合」を結成し、海上戰線統一の型態は全く破棄されたのである。日本主義を標榜する新組合は本年に入つては愛國勞働組合全國懇談會結成に參加するに至つたが、以來兩組合の對立抗爭は職場を通じて激甚となり、幾度かの告訴問題、停船問題或は亂鬪事件を惹起してゐる。殊に本年六月前後新・舊兩組合より個々に提出された最低賃銀改正の待遇改善問題の如きは一時最後的事態を豫想されつつも兵庫縣當局の積極的斡旋と船主側の一時の糊塗によつて解決したとはいへ、解決内容の如きも徒らに組合の對立關係上實質よりも名目に主力がつくされる等の結果となつてゐる。此の間に在つて兩組合の待遇改善競爭其の他に依り著しく脅威を感じ、板挟みとなつた船主協會においては切實に兩者の合同を希望し、遞信當局も亦再三兩者の調停を試みたが、兩者の對立は意外に強固で遂に實現をみなかつた。しかるに本年十二月の退職手當制定問題を契機として新、舊兩組合合同の機運は漸く具體化して來たやうである。以上の如く組合運動は前年度に引續く海上勞働戰線の分裂のため、無益なる組合勢力の消耗と團結力の集中化に對する妨害とを結果したので

あるが、本組合は他方において、海運産業が最近本格的好調時代にあるに乘じて懸案八年に亘る最低賃銀制の増額改善の獲得、或は退職手當規程制定を協定し、其他機關部員手當の繼續支給、各種手當の増額改善、既得各種の勞働條件低下防止等の活動を續けてきたやうである。

「普通船員標準給料最低月額協定改正案」協定成立についての詳細は後記の如くである。

いま昭和十二年度大會報告によつて本組合最近の狀況を見るに左の如くである。

組織活動　まづ組織の方面についてみるに報告は云ふ。「過去二ヶ年に於ける戰線の分裂による對立抗爭ありしにも拘はらず、組織の方面に於いては別表の如く三千九百三十三名を新らしく陣營に迎へ入れて組合員總數十萬五千七百二十四名に達した。過去六ヶ年に至る本組合の組織率を見るに、

昭和六年度	新加盟者	四、八八二	新組織率	〇、〇五四
昭和七年度	新加盟者	二、七八五	新組織率	〇、〇二九
昭和八年度	新加盟者	二、四四五	新組織率	〇、〇二五
昭和九年度	新加盟者	二、四二〇	新組織率	〇、〇二五
昭和十年度	新加盟者	三、〇一六	新組織率	〇、〇三〇
昭和十一年度	新加盟者	三、九三三	新組織率	〇、〇三七

であつて、一見組織率は年々低下の傾向を續け來りしにも拘はらず本年は稍々上昇を示せるは、海上トラック乘組員を新らしく本組合の陣營に迎へたるがためにして、かゝる特殊事情を除けば本組員合の全海上勞働者の間に占むる割合即ち海員組織率は年々飽和點に近づきつつあるは否み得ざる事實であると共に本組合が殆ど全海上勞働者を組織せるを物語るものである。

各種勞働條件の維持改善　についてみるに、…之を前年度總計三百四十二件に比する時實に五十件の増加であつて、昭和七年度以降各年度と比較するとき正に驚異的記録である。

昭和七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度
二一〇	二四五	一七八	三四二	三九四

之を全般的に觀察するとき、海運界不況の多年に亘る重壓下に呻吟し、消極的防衛のみに終始し以て本邦海運界の好轉に協力し來つた本組合が、最近の業界好調に對應し昨年來海員が安んじて海上國防の第一線に活躍し得るに足るべき待遇改善に積極的に移行し生活安定による國防强化に協力しつゝある事實を理解し得るであらう」。

政治活動　本組合政治部は……統一船員法の制定並養老保險を中心とする船員保險法制定のため日本勞働組合會議とも協力し、積極的活動を行つた結果漸く船員法改正法律案が第七十議會に上程さるゝに至りたるも、審議未了の儘同議會が解散さるゝに至つたことは吾等の最も遺憾とする處である。

國際的活動「昭和十一年十月六日より壽府において開催された國際勞働總會においては本組合堀内組合長を勞働代表とし、西卷教育出版部長並土田海員協會若松出張所長を同顧問として出席せしめた。」

失業海員救濟事業「本組合は昭和五・六年における海運界の不況時以降、失業組合員を救濟せんがため多大の犠牲を拂つての救濟を創めた。……昭和十一年度にあつては幾多規約の改正を行ひ一ケ年間に於て救濟したる延人員は一・七、七二五人、金額二六、四八九圓餘に上り、こ　を昭和十年度に比すると人員金額共、何れも其五割を増加したのである。

最低賃銀制改正協定「本年度大會の決議に基づく普通船員標準給料最低月額協定改正案は六月一日海事協同會へ提出された。改正案は六月二十二日の同委員會に上程され、同月二十九日特別委員會に附託されてより討議八回に及び、幾度か決裂の危機に逢着し、其の間各職場においても船員大會或は茶話會を開いて最後的準備を整へる等極めて險惡な雰圍氣裡に經過したが七月九日第八回特別委員會において組合側は「將來不況の場合は勞資協調の精神に則り引下ぐべきものに對しては之に應じる」ことを提案した結果、決議として之を殘存せしめることとして船主側も之を承諾、第七回特別委員會に提案された組合側の修正案を以て妥協成立し、七月十日の委員總會において承認決定され、八月一日より實施されることゝなつた。尤も、五百噸未滿船舶の最低賃銀については「別個の交渉」をなすことゝなり、協定から除外された運動の經過並に解決狀況については夫々の組合の項を參照）

△第十五回年度大會（五月七日――於神戸組合本部）△第一回評議員會（五月五日――於神戸組合本部）△第二回評議員會（八月十八日――於神戸組合本部）△第三回評議員會（十二月七日――於神戸組合本部）

第十五回年度大會――五月七日、於神戸組合本部　代議員四五三名議長堀内長榮。副議長米窪滿亮。先づ昭和十年度事業報告及會計報告があつて異議なく承認。議案審議に次の如し。（議事）一、海上トラックの勞働條件に關する件二、船員法改正實施促進に關する件三、官船乘組員の待遇改善に關する件四、年二回定期昇給制度の確立及實施に關する件五、食糧の改善に關する件六、最低賃銀制の階級及噸數別基準改善に關する件七、海事特別總會議案實現に關する件八、各種手當の確立並改善に關する件九、退職手當制度の確立改善に關する件一〇、大會宣言。（以上全部可決）

（役員）　組合長堀内長榮。副組合長　米窪滿亮。

本大會は昨年内紛の結果分離組織された新日本海員組合の結成濱田常任顧問辭任後の最初の大會であり、且つ本年度は役員改選期に當り一方海運界の好況に伴ふ勞働條件改善の要望等があるに對し大會が如何なる成果を結ぶか相當注目を惹いた。

3　運動方針及綱領

日本海員組合は産業協力を根本方針としてゐるのであるがその運動方針を大會宣言についてみれば左の如くである。

（宣　言）（抜萃）「吾等は茲に、困苦と危機ます〳〵加はらんと

2　大會・その他

△第四回評議員會（三月二十日――於神戸組合本部）

する一年を迎ふるに當り、重大なる轉換期的認識の上に吾等の陣營を強化し、産業協力運動を通じて社會福祉の增進を圖ると共に戰線の分裂に基く組織勢力の分散が、常に資本攻勢の前に一大敗北を豫約するものなることに鑑み、勞働組合主義による海上勞働戰線の統一を完成し、毅然たる國民的乃至階級的觀念の下に、內に向つては、社會立法の實施を要求すると共に、勞資關係を是正することによつて、海上勞働者の生活條件向上に邁進し、外に向つては、日本勞働組合會議並びに社會大衆黨と相協力して、經濟的並に政治的に全日本勞働階級の信頼に應へんとするものである。」

〔綱　領〕

一、我等は我國特異の國情と國民性に立脚し勞働組合主義に基き民族性及人間性の全面的把握をなし正義と自由の確保を期す。

二、我等は合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて無產階級の解放を期す。

三、我等は勞働團體の組織團結の威力を以て海上勞働大衆の生存權の徹底的確立を期す。

(三) 日本港灣從業員組合

從來の日本港灣從業員組合聯盟は本年「日本港灣從業員組合」としての單一體に改組、日本海員組合　海員協會と共に海上勞働戰線における三位一體を形成してゐる。近年稍々不振の狀態にあるが、單一組合に改組すると共に、組合長に岡崎憲氏、主事に麻生喜市氏就任し、本部を神戸より横濱に移して陣容の整備を期してゐる。

第三回全國大會　十月十七日、於横濱市海員會館出席者二〇名議長岡崎憲。〔スローガン〕一、小型船員保護法制定一、無料職業紹介權の獲得一、殘存資本主義に決戰一、反動ファッショを殲滅せよ〔議事〕一、小型船員保護法獲得の件二、水上方面委員獲得に關する件三、無料職業紹介所設置に關する件四、無報酬船內荷役撤廢の件五、無料托兒所並產院設置の件六、小型船、汽帆船、漁船、冷凍船々員の最低報酬月額獲得運動方針に關する件七、規約改正に關する件八、宣言（以上全部可決）

〔綱　領〕

一、我等は團結の力と自治的訓練により生活の向上を期す。

二、我等は相互扶助の精神に基き共同福利の增進を期す。

三、我等は交通運輸勞働者の社會的使命の完成を期す。

(四) 官業勞働總同盟

1 運動の概況

官業勞働總同盟は大正八年我國勞働運動勃興期に大阪砲兵工廠を中心として創立された向上會に始まつてゐる。爾來名古屋、小倉、東京の各陸軍工廠を順次結集し、他方大正十二年以後大阪、名古屋、東京芝の各煙草工場を組織し、昭和五年煙草勞働組合協議會を、昭和六年には陸軍勞働組合協議會を結成してゐるが、他方大阪市土木部、水道部を中心に大阪

市從業員組合をも組織してゐる。本同盟は「健全なる勞働組合主義」をその指導精神とし、日本勞働組合會議に加盟してゐるが、加盟團體中最も穩健着實なるものといはれてゐる。殊に昨年十月綱領の再檢討が行はれて以來、時局の重壓下に組織を維持擁護せんと愼重な態度をとり來つた本同盟の動向は海軍勞働組合聯盟の新綱領による再出發と共に極めて注目されてきた。本年の動靜中特筆すべきは、大正十一年十一月官業勞働を脱退して純向上會を結成し、總聯盟の主要勢力をなす現在の大阪官業勞働組合を合流して大阪工廠中心に五千の組合員を統一した「大阪官業勞働組合」の出現であつた。しかるにこの合同の完成した翌九月、陸軍當局は突如として工廠勞働者の組合脱退を斷行し、官業勞働總同盟は非常な危機に當面したのである。この突如の彈壓下るや、官業勞働は直ちに中央委員會を開催して同盟の再建を聲明した。（詳細は「官業勞働彈壓否認運動」の項參照）このため新綱領を審議すべく豫定された十月の第十七回年次大會も遂に流會の已むなきに至つたやうである。因に本年八月當時の現有勢力は七組合、一〇五九〇の組合員を擁してゐり、委員長西浦宇吉氏、主事川村保太郎氏といふ陣容であつた。

2　大會・委員會

その主なるものは次の如し。

△大阪向上會、純向上會合同第一回協議會（一月）△同上第二回協議會（三月二日――於聯盟本部）△大阪市從第三回執行委員會（三月九日――於組合本部）△大阪府從業員組合創立第一回準備委員會（四月十八日――於大阪府中河内郡大正村）△大阪市從第四回執行委員會（四月十六日）△向上會執行委員會（四月二十五日――於向上會本部）△大阪官業勞働組合結成大會（八月十三日――於大阪中央公會堂）△市從水道聯合支部第七回大會（六月二十八日――於大阪浪速區大槻會館）△中央委員會（九月二十三日――於大阪同盟本部）△大阪市從第八回大會（十一月二日――於大阪天王寺區役所講堂）

大阪官業勞働組合結成大會　八月十三日、於大阪市中央公會堂大會委員一三三名（向上會五一、純向上會五一、中立三一）。川村（向上會）八木（純向上會）豐國（中立）の三派代表は組合會議米窪書記長の仲介で固き握手を交はして合同式を了り直ちに大會に入る（司會者）橋本吉五郎。（議長）宮本靜一。（副議長）北川種藏、中野幸二郎。（スローガン）一、合同結成大會萬歲二、勞働組合法即時制定三、陸軍共濟組合の赤字國家補塡四、陸軍特殊休日の日給保障。内田文市氏の經過報告に次いで綱領審議、宣言、役員が發表された。

（役員）　委員長　宮本靜一。統制委員長　北川種藏。主事　川村保太郎。組織部長　豐國富太郎。

（宣言）　「官業勞働運動多年の懸案たりし官業勞働總同盟向上會、日本勞働總聯盟純向上會及中立派の大合同成り、茲に一大單一

組合結成の式を擧げ得たるは我等の欣快に堪えざるところである。顧みれば我等不幸にして所信を異にし、袂を分つて爾來十有餘年我國社會情勢の變遷は戰線統一の機運を促進し先に反共産主義、反ファッショ、反資本主義を標榜し健全なる勞働組合主義を精神とする日本勞働組合會議の結成あり、我國社會運動の方向が示さるゝに及び我等も亦從業員大衆の白熱的要望に應へるべく、過去の一切を清算し官業勞働運動の中心勢力として全官業勞働者の地位の向上と社會進化に貢献せんとするものである。惟ふに近時資本主義經濟の破綻と、國際問題の複雜化は勞働運動に對しても新しき情勢を展開し、徒らに時流におもねり、幻想を追ひ、日本主義愛國主義の美名を掲げて躁狂する徒輩の簇出するものあり、又焦躁の餘り矯激なる方針の下に國家情勢を無視せんとするが如き共に我等の與みせざるところにして、飽くまで明確なる國家觀念を把持し官公業の重要性を認識し、國情に即した合理的運動こそ我等官業勞動者の採るべき方針なることを確信する。而して我等は當面左記各項の實現に向つて邁進せんとするものである。

一、勞働組合法の即時制定　一、陸軍共濟組合年金制の實施促進　一、最低賃銀制の確立　一、陸軍特殊休日の日給支給　一、低金利政策による共濟組合の赤字國家保證　一、熟練勞働者の保持　一、臨時工制度の廢止　一、定年制の延長を含む職工規則の改正

我等今日の合同は官業勞働運動史上重要なる意義を持つものである。我等は官業勞働運動の中心勢力たる自覺の下に相協力し、相激勵して歴史的任務を遂行せんことを誓ふ。」

第二部第二篇　勞働組合

〔綱領〕

一、我等は萬民協和の國民的理想に遵ひ、智德を涵養し技術を錬磨し以て人格の完成を期す。

一、我等は官業勞働者の特殊性を認識し、健實なる組織と訓練により勞働條件の維持改善並に共同福利の增進を期す。

一、我等は國情に即し、合理的運動により資本主義の改革に協力し社會進化に貢献せんことを期す。

大阪市從第八回大會　十一月三日、於大阪天王寺區役所講堂。出席代議員一〇九名。議長川村保太郎。〔議事〕一、規約改正の件一、賃銀三割値上獲得闘爭の件一、昇給賞與增額に關する件一、市役所内に勞資懇談會設置の件一、陸軍の勞働組合彈壓排擊並に再建闘爭の件一、交付金增額による共濟組合改善の件其他待遇改善に關する議案二〇件。（以上全部可決）〔役員〕委員長川村保太郎。副委員長市道與吉、藤原惣太郎。主事植田義一。

3　綱領

〔新綱領の主旨〕

一、官公業の主要性を認識し健全なる勞働組合主義に依ること

二、組織と訓練により勞働條件の維持改善福祉の增進並に技術の進歩人格の修養に努むるものたること。

三、國家觀念を明確にし國情に即した合法的方法に依り社會の進化に貢献するものたること。

〔現綱領〕

一、團結の力に依り着實なる方法を以て勞働條件の維持改善並

に社會改造の目的を貫徹する事。
二、組織なき官業勞働者に團結を促すと共に純眞なる他の勞働團體と提携して共同戰線に就く事。
三、加盟團體の統一を圖ると共に官公業勞働者に共通せる各種の勞働問題を解決する事。

(五) 日本製鐵從業員組合

1 運動の概況

昭和八年、八幡製鐵所内組合單一化として結成された本組合は十年六月川崎市富士製鋼所の舊總同盟組織を合流せしめて「日鐵富士從業員組合」を結成した。本年に至つては更に七月二日大阪製鐵内舊全勞八百名をもつて「大阪製鐵從業員組合」を結成、八幡を中心とする日鐵全從業員の單一組織結成の前提として協議會を設置した。産業協力主義を標榜し、日本勞働組合會議に加盟してゐる。組合員は本年度大會當時一萬二千五百名と報告されており、西日本唯一の大組合である。本年における最大の活動は「增配反對運動」であつた。昭和十一年度大會の狀況は左の如くである。

第四回年次大會　九月二十日、於八幡市大谷會館。代議員二二七名。議長　横大路茂。〔議事〕一、製鐵産業國家統制徹底化に關する件一、共濟組合の低金利對策に關する件一、職夫待遇改善に關する件一、收入增加に關する件一、退職手當改正に關する件一、共濟組合法人化に關する件一、組合事務所建設に關する件一、試驗工の本工引上及び日給引上に關する件一、政治行動に關する件（以上全部可決）〔役員〕組合長濱橋文作、副組合長横大路茂、谷口友太郎。

2 綱領

一、われ等は相愛互助の精神に沿ひ、知識の啓發技術の進歩德性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。
一、われ等は製鐵産業の重要性に鑑み、全從業員の自主的組織と訓練に依り、製鐵産業の平和と發展に協力すると共に勞働條件の維持改善並びに共同福利の增進を期す。
一、われ等は國情に卽し、健實なる勞働組合主義によつて産業に協力し、合理的なる社會進化を促進して健全なる新社會の建設を期す。

(六) 日本勞働總聯盟

日本勞働總聯盟は、大阪及び名古屋を中心に官業勞働從業員を主體とする純向上會の改組によつて、昭和六年五月結成されたものである。昭和十一年現在、組合數二一組合、組合員數約八　五〇〇名と報告されてゐる。その主要方針は團體協約運動、爭議最少化であり、日本勞働組合會議に加盟してゐる。本年度も大會を開かず、屢々役員會を開いて運動を進めた。會長八木信一氏。本年度運動中特記すべきは大阪官業勞働組合（純向上會）が大阪工廠内同一職場における對立を解消、官業勞働總同盟　復歸して向上會と合同「大阪官業勞

働組合」を結成したことである。（合同顚末については官業勞働總同盟の項參照）

〔綱　領〕

一、我等は團結の威力と組織の完成とに依りて勞働階級の使命を完うせん事を期す。

二、我等は相互扶助の精神を基調として凡ゆる有效なる戰術を以て勞働階級の經濟的福利の增進を期す。

三、加盟團體の統一を圖ると共に官公業勞働者に共通せる各種の勞働問題を解決すること。

（七）東電從業員組合

1　運動及び方針

東電從業員組合は昭和四年十一月結成された。創立當初は戰鬪的勞働組合として謂ゆる中間派を形成してゐたが、昭和七年組合會議に加盟して以來「從業員第一主義」より「健全なる勞働組合主義の徹底」、「產業協力による團體協約締結」へと運動方針の漸次的轉換を行つてきた。本年度運動方針の重點は活動的組合員の養成並に敎育活動の積極化におかれてゐるやうであるが、特記すべきは全評、交總等との共同運動によつて全國的に行はれた「電氣工事人既得權擁護」の運動及び對立組合東電愛國同盟に對する戰線統一、社內單一組合の結成への働きかけであらう。

2　大會・その他

本年中の主要會合は左の如し。

△第十回執行委員會（一月十八日—於組合本部）△新倉支部第四回大會（三月十五日—於新倉會館）△橫須賀支部第五回大會（三月十四日—於橫須賀工友會館）△第十一回執行委員會（四月十三日—於組合本部）△第十回大會代行擴大執行委員會　四月二十六日—於東京下谷區役所）△第一回執行委員會（四月二十六日—於下谷區役所）△第二回執行委員會（五月二十一日—於組合本部）△第三回執行委員會（六月十二日）△第四回執行委員會（七月十四日）△第五回執行委員會（八月二十五日）△第六回執行委員會（九月十六日）△第七回執行委員會（十月二十日）

第十回年度大會は二・二六事件のため開催不能となり、擴大執行委員會を開いて之に代へた。その經過を述ぶれば、

擴大執行委員會　四月二十六日、於東京市下谷區役所集會室出席者七四名。議長岩永榮一。〔議事〕一、運動方針　二、出張手當の復活　三、自轉車貸與規定の改正　四、待遇改善に關する件　五、綜合制に伴ふ勞働條件の改善　六、電氣工事人免許　七、宣言（以上全部可決）〔役員〕組合長岩永榮一。犧牲者救援委員長岡本國太郎。

電氣工事人取締規則改正運動　この運動は東交電氣支部、全勞大阪電氣從業員組合、大阪市電從電氣部、全總大同電氣勞働組合全評關西電氣勞働組合、神戸市電從電氣部、東電從業員組合及び

社大黨により「電氣工事人既得權擁護聯盟」を結成して全國的に鬪爭が展開されたのであるが、統一戰線の立場からみても、結果からみても極めて成功裡に行はれたやうである。

問題の發端は、昭和十年九月遞信省令三一號を以て電氣工事人取締規則が發表されたが、該案が試驗免許制と甲乙二種による作業制限と諸種の罰則を以て電氣工事人の既得權を侵し、生活權を脅かす結果となつた事にあつた。大阪では四月十八日電氣工事人既得權擁護懇談會が作られ、神戸市電從も參加し社大、交總、全評その他の工場代表者の共同運動が行はれ、六十名が參加したが、東京においても、東電從業員擴大執行委員會で反對を決議し、加藤勘十代議士等を動かして、大阪の陳情團と協力して遞信當局に交渉し、全國的には署名運動を起しつゝあつたが、この運動は遂に成功し、短期間の講習によつて既得權を獲得することゝなつて終局した。

3　綱　領

〔綱　領〕

一、我等は組合員の協力により生活向上を計ると共に無產大衆の解放を期す。

一、我等は公共產業勞働者の大同團結を計り全國的總聯合を目標とす。

二、「中間派」的諸組合

(八)　日本交通勞働總聯盟

1　運動の概況

「交總」は東京、大阪、神戸における市電從業員を中心とする交通勞働關係の組合によつて結成されたものであり、盟主の地位にあるものは依然東京交通勞働組合である。その思想的傾向は必ずしも判然せず、構成組合によつて多少の相違はあるが、大體において盟主たる東交のそれが主流をなしてをり、中間派的傳統をもつてゐる。

十一年度における交總の主たる動きとしては昨年末東京、大阪、神戸における賃上、生活權確保要求の統一運動の後をうけて開かれた二法案獲得勞農大會をはじめ、組合戰線及び政治戰線の統一運動に全的統一を目標として活動してきたことであらう。更に交總にとつて「劃期的意義」をもつものは組合員の福利事業と併せて組合の經濟的基礎强化のために本年發案創立された「交總相互扶助會」が年內既に成功的水準に達してゐることである。又組合活動についてみるに本年は東京自勞の交總加入、大阪、神戸兩市電における組織の漸增、東都バス、東京環狀バスの組織化、更に名古屋市電內に間接的ではあるが組織を扶植した等漸次ながら伸展のあとをみせてゐる。

東京交通勞働組合の本年における活動は前年度大會の決議に基く賃銀三割引上の共同運動において漸く四十萬圓の手當

を獲得したが、その結果本部員は總辭職するに至つた。この賃銀引上運動と共に重要な運動は全評、東京市從、東京自動車勞働の謂ゆる四團體による無產戰線の統一運動であつた。その他主なるものを列記すれば、(一)ストライキ記念鬪爭、(二)給與制改正對策、(三)對市共同鬪爭、(四)メーデー禁止反對運動　(五)交總相互扶助會の設立、(六)勞農大會、(七)官業勞働彈壓反對運動、(八)選擧鬪爭、(九)共濟組合改革運動等であつた。

3　大會・委員會、その他

交總本部並に加盟組合各個についてみれば、主なるもの次の如し。

〔本　部〕

第二回常任委員會（一月十五日、於交總本部）△第三回常任委員會（四月二十五日、於大阪市電從本部）△第四回常任委員會（七月十四日、於東交本部）△交總相互扶助會創立大會（八月二十五日、於神田神保町佛敎會館）△第五回常任委員會（十二月五日於名古屋市電倶樂部事務所）

〔東京交通勞働組合〕

第二回中央委員會（五月二十日、於組合本部）△第一回執行委員會（五月二十三日、於組合本部）△第四回中央委員會（八月五日、於組合本部）△第五回中央委員會（八月十二日、於組合本部△年度大會（十月二十五日、於芝協調會館）

第二部第二篇　勞　働　組　合

〔大阪市電從業員組合〕

擴大中央委員會（九月十日、於組合本部）△第三回年度大會（十一月二十二日、於天王寺區役所）

〔神戸市電從業員組合〕

中央青年部結成大會（十一月四日、於大橋公會堂）△第十八回年度大會十一月十五日、於大橋公會堂）

〔東京自動車勞働組合〕

臨時大會（二月十二日、於芝協調會館、交總加盟決議）△第一回中央委員會（二月二十二日、於東交本部）△年度大會（十二月十八日、於芝協調會館）△第一回中央委員會（十二月二十四日、於芝協調會館）

〔大阪自動車從業員組合〕

年度大會（十一月八日、於大阪勞働學校）

右のうち主なる會合の經過は左の如し。

交總相互扶助會の設立——東京交通勞働組合では「組合歷史の古きに比し組合の基本的事業は殆んど進められてゐない。その手始めの事業として組合會館の建設を目論見、その資金を得るための事業として火災保險を選び相互扶助會を創立する」ことゝなり規約起草委員に荻原佳宣、牧野松太郎、中島喜三郎、佐々木瀞三の四氏を擧げ、規約審議委員として各支部より一名を出し調査研究中であつたが、その成案を得て先づ東交組合員に實施し、漸次交總全體に及ぼす見透しのもとに「交總相互扶助會」を創設した。創立大會は、八月二十五日、神田中央佛敎會館に開かれ、組

合員五〇名に付一人の割合で各支部より二〇五名出席組牧野松太郎氏司會、議長佐々木瀞三氏、副議長佐伯健氏の下に中島喜三郎氏經過報告をなし、荻原佳宣氏より規約の説明がなされたが、種々の事情を考慮し實施期は豫定通り九月一日よりとし、向ふ三ケ月間の任意留保期間をおいて規約は承認された。役員は會長一名常任理事七名、理事各支部一名、會計二名、會計檢査員一名とされてゐるが、初代會長には後に荻原佳宣氏が決定した。尙、扶助會の事業範圍は將來交總加盟者全體に及ぼされる筈である。

創立以後の加入成績は好調を示し十二月二十八日現在において甲乙會員合計八一九七名に達し關東側は全員の加入を完成した旨報告してゐる。

東京交通勞働組合年度大會　十月二十五日、於東京芝協調會館。代議員三七九名。議長佐々木瀞三。〔大會スローガン〕一、勤勞手當四十萬圓を即時本給に繰入れろ　一、諸給與制の全面的改善　一、全員一致で交總會館建設　一、反ファッショ戰線の全的統一萬歳　一、團結權擁護勞働組合法獲得　一、私バス私鐵の積極的組織化　一、政治鬪爭を精力的に戰へ　一、東交大會萬歳〔議事〕一、運動方針に關する件　二、特別勤勞手當本給繰入れに關する件　三、給與制改正對策の件　四、反ファッショ戰線統一に關する件、其他各支部提出六五議案(以上全部可決)〔役員〕委員長　佐々木瀞三。

〔運動方針〕

(一)　反ファッショ鬪爭の强化　(二)　政治戰線の統一と政治鬪爭への積極的進出　(三)　勞働組合戰線の統一　(四)　未組織交通勞働者の組織　(五)　交總相互扶助會事業に對する協力　(六)　對市鬪爭の强化　(七)　組合の對內活動　イ　給與制・臨時工問題　ロ、共濟組合、健康保險組合の改善　ハ、職場內日常鬪爭の活潑化　ニ、組合統制の强化　ホ、青年部婦人部活動の助成指導　ヘ、組合財政の確立　ト、敎育活動)

大阪市電從業員組合第三回大會——十一月二十二日、於大阪天王寺區役所講堂。代議員二二三名。議長小野清三郎。〔議事〕一、運動方針大綱二、反ファッショ戰線統一に關する件四、對市鬪爭强化の件五、既得權確保鬪爭に關する件六、新規程待遇改善に關する件七、青年部確立の件八、運轉部不當差別撤廢斗爭の件九、共濟組合改善鬪爭の件、其他二八件(以上全部可決)〔役員〕委員長　小野清三郎。書記長　安部伊勢太郎。

神戸市電從業員組合第八回大會—十一月十五日、於神戸大橋公會堂。代議員一〇五名。議長露本清治。〔議事〕一、運動方針大綱、二、自主的勞働組合法即時獲得に關する件、三、勞働組合全的合同完成に關する件、四、反ファッショ無產政治戰線統一實施に關する件、五、組合規約一部改正に關する件、其他支部提出三十議案(以上全部可決)〔役員〕委員長　露本清治。書記長　竹谷政一。

東京自動勞働組合第三回大會—十二月十八日於東京芝協調會館。代議員二七三名。議長遠藤忠治。〔議事〕一、運動方針、二、交通特別裁判所設置要求に關する件、三、ガソリン値上反對

闘爭に關する件、四、團結權擁護自主的勞働組合法獲得闘爭に關する件、五、退職積立金法案改正要求の件、六、共濟組合設立に關する件、七、社會立法制定促進に關する件、八、無産政治戦線統一に關する件、其他十三議案（以上全部可決）〔役員〕委員長　遠藤忠治。書記長　北風孝。

大阪自動車從業員組合大會――十一月八日、於大阪勞働學校。代議員一一〇名。議長松田長左衛門。〔議事〕一、社大黨支持の件、二、勞働組合戦線統一の件、三、ファッショ粉碎の件、四、健康保險脱法摘發の件、五、退職手當制定の件、六、青年部強化の件、其他六議案。（以上全部可決）〔役員〕委員長　松田長左衛門。書記長　高貴傳三郎。

名古屋市電從業員倶樂部大會――本年五月十四日發會式をあげた名古屋市電從倶樂部は十一月二十七日舊名古屋市會議事堂に第一回大會を開催した。いまだ交總に加盟するまでには至つてゐないが、東交、大阪市電從等の努力によつて本倶樂部が結成されるに至つた。

3　運動方針

交總は本年大會、擴大中央委員會を開かず、常任委員會によつて當面の問題を處理したやうである。

七月十四日第四回常任委員會の決議せる政治闘爭方針は次の如くである。

〔政治闘爭强化に關する決議〕

（一）　最近の日本の政治情勢は「庶政一新」の名の下に、官僚、軍閥、財閥、ブルヂョア政黨らにより上からのファッショ化が急速に進められ、各種重要産業に對する軍事的統制が强化されつゝある。これは必然に大衆への政治的抑壓の强化、經濟的に耐え難き窮乏と飢餓とを强要するものなるが故に、大衆の反抗が著しく昂揚しつゝある。

（二）　この時我々組織勞働者に課せられた最大の任務は勞働者階級を中心とする反ファッショ政治闘爭の展開と更に進んで廣汎なる反ファッショ人民戦線の確立の爲に戦ふ事である。

（三）　我々はこの任務を强く自覺し、從來の政治闘爭に對する消極性を清算克服し、凡ゆる政治闘爭に積極的に參加する方針を採る。この爲に我々は政黨に對しては飽迄も階級政治勢力の反ファッショ全的統一の基本方針を堅持し、この上に立つての地方的實情に即し、或は勞農無産協議會に據り、或は社會大衆黨に據る事ありと雖も交總の力を弱める事なき樣、互に相戒め、相協力しつゝ誠實卒直なる態度行動と、活潑果敢なる闘爭を通じて戦線の統一强化を期す。

（九）　日本勞働組合全國評議會

1　運動の概況

日本勞働組合全國評議會は昭和九年十一月十八日、總評議會及び全勞統一全國會議の合同によつて成立したものであり、その立場は「中間派」的である。

本評議會は「勞農無産協議會」の主流をなすものであり、

また勞働組合戰線統一についても「吾々の勞働組合の全的統一の運動は反フアッシズムの一點に於て、日本勞働組合會議を對象としなければならない。日本勞働組合會議參加の問題を僚友諸組合と共に解決しなければならない」と本年度全國大會の運動方針書において述べてゐる。反フアッショ勢力の統一を主張する全評本年の活動は、(一)勞働組合統一運動、(二)全國勞農大會の開催、(三)選擧闘爭、(四)メーデー禁止反對運動闘爭、(五)議會闘爭、(六)電氣工事人取締規則改正運動、(七)退手法獲得並に改正運動、(八)團結權擁護闘爭及び改治戰線統一運動に集中された。尙本年度大會において新なる運動方針として財政インフレによつて繁榮を稱へつゝある産業部面における「新しい勞働事情」に對立する組織活動と「勞働災害と健康のための闘爭」をとりあげてゐることが注目される。

過去一ケ年間の組織狀態及び爭議活動を大會報告によつてみれば、

組織活動

(イ) 新加盟組合並に消滅(加盟)高知屋外勞働者自治會(一月承認、中心は高知市)、宇部一般産業勞働組合(三月承認中心は宇部市)、木材勞働者生活擁護同盟(七月承認、中心は東京市)城南清掃從業員會(八月承認中心は東京市)、九州金屬勞働組合(八月承認、中心は小倉地方)、紀南金屬勞働組合(十月承認、中心は新宮市)。(消滅)廣島日鮮勞働組合(四月承認、中心は廣島市)水戸合同勞働組合(十月承認、中心は水戸市)。

「以上の如く六組合の加盟と二組合の自然消滅である。その他産別組合の統一整理に關しては中部自由、中部映畫の中部合同への統一、京都運輸の京都一般への統一、大阪化學、大阪纖維、泉州一般、阪神化學の大阪一般への統一、泉州金屬、阪神金屬の大阪金屬への統一、伊野一般の土佐紙工への統一、倉敷一般準備會の岡山地方勞働への統一、この組合は本年十月獨立した。以上で現在四十二組合に整理統一されてゐる。」

爭議活動　「一九三六年度は全國的に重要なストライキを一つも持たなかつたが、各地方別には爭議紛議は相當闘つてゐる。大工場に於ける首切り反對や待遇改善闘爭も相當戰つたが、孤立したり、壓殺されたりした、が同時に工場内の部分闘爭として誇るべき指導をみせたものも少くない。」

2　大會・委員會、その他

〔本部〕　第二回中央執行委員會(四月十二日、於大阪關西地方評議會本部)△第三回中央執行委員會(七月十七日、於大阪關西地評本部)△第四回中央執行委員會(一月十四日、於東京總本部)△第三回全國大會(十一月十五、十六日、於東京芝協調會館)△指令其他—一、對議會闘爭に關して指令(一月十二日)二、總選擧闘爭に關して指令(一月十二日)三、第十七回メーデー闘爭に關して指令(三月三十日)四、退手法改正運動方針に關して指令

（七月二十六日）五、團結權擁護闘爭に關して指令（九月十九日）六、團結權蹂躙反對に關する聲明（九月十二日）

等三回全國大會——十一月十五、十六日、於東京芝協調會館。出席者一九〇名議長加藤勘十。副議長津司市太郎、兼島景毅。〔スローガン〕一、賃銀値上闘爭を捲き起せ　一、自主的勞働組合法の獲得　一、勞働者保護法並社會立法の獲得　一、反ファッショ勢力全的統一へ　一、大衆負擔の增税絶對反對　一、全國評議會第三回全國大會萬歳〔議事〕一、反ファッショ統一戦線に關する件、二、退職手當並に退職積立金法改正並に實施對策に關する件　三、自主的勞働組合法獲得闘爭に關する件　四、電力國家管理法絶對反對に關する件　五、自主的勞働組合法獲得に關する件　六、團結權確保に關する件　七、電燈電力料金値下げ運動に關する件　八、次期大會期日決定の件、（十月下旬關西地方）九、青少年勞働者待遇改善に關する件、（以上可決）一、第七十議會對策に關する件、一、賃銀三割値上闘爭に關する件、一、劇薬物による中毒症の豫防並扶助に關する件、一、運輸港灣勞働者保護法制定に關する件、一、中間搾取制度撤廢闘爭に關する件、一、徴兵兵士家族の生活保障に關する件、其他。（以上未決）

一般報告に對する質問の中心は主として勞協並に無産政治戦線の統一問題に向けられたが、質問に對して本部部側は、「現在本問題は政治的に極めてデリケートであり、これが發表は統一に支障を來す虞があるから差控へたい」と答へ、又合同不調の場合における本部の態度如何に關しては「吾々には飽く迄合同を目指し合同の確信を以て進むべきであらう」と答へ、具體的發表を差控へたやうである。

〔役員〕委員長加藤勘十。書記長山花秀雄。委員　高野實、難波虎一、安平鹿一、兼島景毅、仲橋喜三郎、伊藤清造、津司市太郎、近藤信一、赤松勇、武田清、兒玉秀次、岡田弘。

3　運動方針

第三回大會において議決された運動方針に付その大要を掲ぐれば次の如くである。

（一）組織活動—臨時工制度或は見習工、養成工の進出に伴ふ高級熟練工の不安の增大、停年制の年齢引下げ、時給請負制度の採用に依る單價切下げ、大企業對中小下請負企業の相互關係から派生する雇傭形式の混亂、大企業主の中小工場侵入即ち謂ゆる鈴鳴式の搾取形態の發生、其の他農村方面の低賃銀勞働者の採用等々最近の勞働事情に即した、「搾取形態の型に副ふ」組織闘爭方針を採用すべきである。

（二）勞働者災害と健康のための闘爭（省略）

（三）反ファッショ闘爭——「吾々は斷乎として全勤勞國民大衆の先頭に立つて、廣田半ファッショ政府に對抗する一大國民運動をまき起さなくてはならぬ。この一大國民運動こそが、國民の生活を防衛し憲法に保證された國民の自由と政治的權利とを確保する。それは勞働組合だけの問題ではなくて、ひろく凡ての反ファッショ勢力を打つて一丸とする國民戦線を布かなければならない。だが、からした大衆運動は、先づ、都市プロレタリアが工場

職場に問題をうつすこと、自分の陣營の擴大强化の問題と結びついてゐることを自覺すべきである。」

(四) 無產政治戰線の統一――「吾々全國評議會は、いまだ曾て社會大衆黨を攻擊したことはないが、社大黨に參加せざる多くの僚友組合と共にながく、社大黨外の勞働組合であつた。けれ共、當面する反ファッショ無產政治勢力の統一を希望し、且つ若し、この希望にして達せらるゝならば、僚友組合と相携へて參加せんことを宣明し、社大黨の全的門戸解放を希望する全國的な運動に參加して來たのである。……それ故に、我が全國評議會は、當面、社會大衆黨を無產政治戰線統一のための中軸となすこと、この中軸に向つて凡ての、反ファッショ無產政治勢力を結集せしめることを以て、我々の主要努力の方向としなければならぬ。(以下略)」

(五) 勞働組合の全的統一――「勞働組合統一運動と無產政治戰線の統一運動は不可分の關係にある。我々の勞働組合の全的統一の運動は反ファッシズムの一點に於て、日本勞働組合會議を對象としなければならない。即ち、社大黨の全的門戸開放、社大黨支持が實現されると同時に、組合戰線に於ては、日本勞働組合會議への參加の問題を僚友諸組合と共に解決しなければならない。ファッシズムの脅威、大恐慌の發展による、勞働者生活水準の低下とこれに對應する勞働者大衆の反抗の增大、基礎をおく、我々の統一戰線上の大きい轉換について、組合大衆の間に充分理解せしめるやうに活動しなければならぬ。」

(六) 社會立法のための鬪爭(省略)

(一〇) 東京市從業員組合

1 運動の概況

東京市從は大正十三年創立以來十三年の鬪爭經歷を有してゐる。昭和八年幹部の檢擧があつて以來　對市經濟鬪爭に主力を集中し、組織の擴充を最大の方針としてゐるやうである。殊に昨年は東交或ひは大阪、神戸の市從關係組合と共に「都市從業員組合全國協議會」を結成する他、勞農提携による連帶活動にしば〳〵參加してきてゐる。本年においては東交。全評と共に「中間派」として組合戰線或ひは政治戰線の統一運動共他の共同運動を行つてきた。本年度大會においては社大黨支持及び日本勞働組合會議加盟の一大轉換方針を採用し、十二月十四日の第四回中央委員會の決議に基き社大黨の單獨支持を決行したことは今後の戰線統一途上に橋渡しの役割をなすものとして注目される。本年度大會報告によつて昨年の大會以降本年七月までの活動の概要をみれば左の如くである。

(一) 對市問題に於ては大會決定の要求條項を初め、其他大約十五ヶ項目にわたる問題についてその獲得及び有利解決に努力し來つた。殊に對市嘆願書提出においては東交の賃上要求鬪爭應援を通じて前後三回に及んでゐる。

(二) 次に組織方面においては「品川、京橋、淺草、城東、世田

ケ谷、麻布等六支部約三百名の獲得を見た外、對市從業員協議會を結成して東交との連携を強化し、更に今回の健康保險組合議員選擧に當つては、橋本、小野、石川の二君を立候補せしめて補充定員三名全部を獨占した。」

(三) 政治活動としては「都市從業員組合全國協議會の擴大再結成、勞働組合全的合同運動及び勞農協議會への參加、國會總選擧東京府會選擧應援の諸活動を積極的に行ひ、またメーデー禁止の抗議運動をも行つた。

(四) 其他、「財務部においては相互金庫積立金の實行も又新しい事業の一つであるが、教育調査の方面においては餘り見るべき活動がなかつた。」

2 大會・委員會 その他

昨年の大會以降本年七月十日までの間に左の委員會を開催してゐる。

執行委員會三九回、中央委員會一三回、擴大中央委員會一回。

第十三回年度大會——八月二日、於東京本所區役所。出席者一八〇名。議長橋本富貴良。〔議事〕一、停年制實施對策の件、二、移轉料給付規程制定要求の件、三、賃銀率低下對策の件、四、兵役上の保證要求の件、五、傭員規程一部改正要求の件、六、退職死亡給與規程一部改正要求の件、七、低利資金規程實施要求の件、八、雨外套生地改正要求の件、九、慰安會復活要求の件、一〇、戰線統一促進に關する件、一一、ファッショ粉碎の件、一二、自主的勞働組合法制定の件、一三、政府資本家負擔の失業保險法制定の件、一四、都制實施に對する決議、一五、規約改正の件（以上全部可決）〔役員〕委員長橋本富貴良。

第三回中央委員會——十二月十四日於組合本部。〔議事〕一、社大黨支持決行の件、二、組合統制強化の件、其他。◇社大黨支持決行に關する決議—(一)全的統一支持達成のための僚友團體との協力は依然繼續する。(二)組合個々人に對しては黨支持乃至入黨或は他黨との關係絶縁を強要せず、組合の政治方針に合致するやう啓蒙指導すること。其他。

3 運動方針

本組合は大會において戰線統一方針、勞働立法並一般政治方針、未組織獲得方針、組合内部の充實强化方針を決議してゐるが、その一般的基本方針なるものは次の如くである。

一般方針——「外に對しては反ファッショ戰線强化のために、無産階級戰線の一勢力として積極的に參加すること、内に對しては組織の擴大と共に内容充實に邁進せねばならぬことである。殊に組合員大衆に階級的自覺と團體的訓練を與へ、新幹部の養成と中堅層を作り質的に組合を再建築するといふこと 最も重要且つ緊急なことである。」

(附) 都市從業員組合全國協議會

都市從全協の參加團體は東京市從と大阪都從、神戸市從の三團體に過ぎなかつたが、前年における勞働組合戰統線一運動の影響を受けて大阪市關係の各團體間にも參加の機運生じ

それに乘じて大阪都從及び東京市從は東西呼應して働きかけその結果十年十一月、神戸市從業員聯盟、神戸市電從、大阪都從、大阪市電從、大阪電從、大阪市電自助會、大阪市從、東交　東京市從の各組合が之に參加した。

しかしてその第一回中央評議員會が十一年一月東京交通勞働組合本部に開かれ、（一）對市鬪爭の全國的統一强化の件、（三）電氣（二）自治體從業員全體に健康保險實施要求の件、工事人取締規約施行に際し既得權容認要求の件、（四）協議會の擴大並に會報發行の件が決議されたが、會報も發行に至らず、又何等獨自の活動も起されてゐない。尤も本年十二月二十二日東交本部に第三回評議員會開かれ、都市從業員の政治的進出に對する當局の干涉壓迫粉碎並に最低賃銀制の確立と物價騰貴に依る給料値上げ、吏雇員の差別的劣惡待遇の改善等獨自的な問題を繞つてその活動も漸く重要性を加へつゝあるやうである。

三　愛國勞働組合全國懇話會

1　その成立と運動の概況

滿洲事變、五・一五事件等の勃發によつて所謂非常時局が現出するや、社會運動特に勞働運動において、共產主義的「全國協議會」が系統的彈壓によつて極度の非合法下に萎縮した一方國家主義的勞働團體の活動が漸次擡頭するに至つた。

今日の日本勞働組合會議が結成される前夜において日本勞働倶樂部參加問題を中心に、全國勞働組合同盟が分裂し、その後全國勞働組合同盟が組合會議に參加するに及んで、それまで同一陣營內にあつた「日本造船勞働聯盟」（石川島自彊組合其他）は昭和七年五月組合會議を脫退し、時流に投じて積極的に獨自の組合運動を進めるに至つた。即ち同年七月造船勞働聯盟は總聯合と共に「重金屬工失業對策協議會」を更に同年十二月、これらの組合を中心とする國防獻金勞働協會」の組織等を通じて日本主義的勞働組合戰線の統一を企てつつあつた。かくして昭和八年六月　日本主義を建前とする「日本產業勞働倶樂部」を結成し、日本勞働組合會議或ひは關東勞働組合會議との對立を宣言して今日に及んでゐる。

他方、從來日本勞働組合會議に加盟しつつも、一面日本主義勞働組合と行動を共にしつつあつた日本勞働組合總聯合は昭和十年三月前後よりその日本主義的態度を明確にし、同年九月組合會議年度大會に於て遂に脫退を表明するに至つた。

爾來、日本勞働組合總聯合及び日本產業勞働倶樂部は提携して、十年十月、大阪、名古屋、東京に相前後して當該地方に統一準備會を結成、十年十一月第一回協議會を名古屋に、越えて十一年一月大阪に開かれた第三回協議會において名稱要綱その他を決定し、三月十五日東京に結成式を行ふ筈であ

つたが、戒嚴令のため四月十九日東京芝協調會館において創立大會に代る宣誓式を擧行した。

結成以來第一回大會に至るまでの運動を概觀するに、主たる運動は退職積立金法案に對する意見書の提出(七月)・國際勞働代表選出問題に關係ある日本産業勞働會議設置の提唱(九月)國體明徴に關する要請(四月)及び七月大阪に開かれたる常任委員會において日本主義勞農團體の提携による愛國政黨の樹立を決議し、地方單位の政治委員會を設置したこと等であらう

第一回大會の報告によれば愛國懇話會の現有勢力は關東・中部、近畿三地方委員會並びに政治委員會が結成され、加盟團體一五、組合員約八萬人となつてゐる。

2 大會・委員會、その他

結成以後第一回大會前後までの主なる會合は次の如し。

愛國懇話會結成宣誓式(四月十九日、於東京芝協調會館)△第一回常任委員會(四月二十日、於東京)△在京常任委員會(七月二十九日、於東京)△第二回常任委員會(七月十八日、於大阪)△第三回常任委員會(九月十一日、於名古屋)△第一回大會(九月二十七日、於東京芝浦會館)

右のうち主なるものを摘記すれば、

結成宣誓式——四月十九日、於東京芝協調會館。代議員四八名議長赤崎寅藏。副議長石井熊藏、今井武吉。(議事)一、懇話會要綱の件二、規約の件三、産業勞働會議設置の件四、宣言(以上可決)〔緊急動議〕一、國體明徴に關し當局に陳情の件二、産業犠牲者に對し功勞法制定の件〔役員〕常任委員高山久藏(總聯合)西山仁三郎(産勞倶樂部)、矢ヶ崎靜馬(東電愛國同盟)、新妻德壽(新海員組合)、矢尾喜三郎(勞働同盟)、山崎常吉(中部地・協議會)、露久保賢治(三河愛國聯盟)、大橋治房(勞協)。

〔參加組合〕日本勞働組合總聯合(二五、二五八)、日本産業勞働倶樂部(一八、五五〇)、東電愛國同盟(一、五〇〇)、新日本海員組合(九、七五〇)、日本勞働同盟(四、四〇〇)、愛國勞働農民同志會(二、六〇〇)、生活防衛同盟(一、七八〇)、中部港灣勞働組合(一、〇九〇)、愛國勞働組合全國懇話會中部地方委員會(四、三〇〇)、大日本勞働組合協議會(四、七〇〇)、三河愛國從業員組合聯盟(一、八〇〇)、帝國木材産業正義研究會(八〇〇)、日本海上同志會(二、七五〇)、愛國木材工同志會(五〇〇)、東京花緒生産者組合(五〇〇)(第一回大會の發表に據る)

第一回大會——九月二十七日、於東京芝協調會館。代議員一六八名名。議長山崎常吉。〔スローガン〕一、勞農戰線の統一二、日本勞働祭の徹底 三、産業報國の徹底 四、産業勞働統制法の制定 五、産業勞働組合會議設置の促進 六、日本精神の宣揚。〔議事〕一、退職積立金法改正に關する件 二、電力國營に關する件 三、愛國新黨樹立促進に關する件 四、港灣勞働者保護法制定に關する件 五、人民戰線粉碎の件 六、宣言(以上全部可決)

尙、大會において工廠勞働者に對する陸軍當局の官業勞働脱退要求問題が論議されたが、これについては便宜上「官業勞働否認反對運動」の項でふれた。

3　運動方針

日本勞働組合會議に對蹠する一勢力として結成された愛國勞働組合全國懇話會の構成團體は殆んど既成の勞働組合より脱退、轉向せるものであり、しかもその方向は必ずしも同一とはみられないやうである。懇話會は活動の第一歩として、國體明徴、メーデー撲滅を採り上げた。いまその運動方針として第一回大會において可決したる「行動方針書」を掲ぐれば左の如くである。

〔行動方針書〕

（イ）愛國勞働組合の戰線統一及び組織の擴大。（ロ）失業問題の對策の樹立。（ハ）退職積立金法、健康保險法、工場法、勞働者災害扶助法、臨時雇傭制度の改廢及國情に即する社會政策、勞働立法の促進。（ニ）日本産業勞働會議設置の促進。（ホ）日本産業の伸張と國際問題。（ヘ）政治問題の對策への協力。

4　綱領

〔要綱〕

一、我等は日本精神に則り産業人の結束を促し産業報國の實を擧げ、以つて皇國日本の興隆を期す。

一、我等は産業人たる使命に即し、公正なる生産關係を確立し、以つて勞働者の生活向上を期す。

一、我等は合理的方法を以つて資本主義經濟制度を革新し、以つて人類文化の發展に貢献せんことを期す。

（一一）日本勞働組合總聯合

1　運動の概況

日本勞働組合總聯合は昨年十月日本勞働組合會議を脱退し更に十一月の名古屋大會において新綱領を採用して以來、日本主義の立場を明確にした。本年四月愛國勞働組合全國懇話會結成されるや、日本産業勞働倶樂部と共にその中心勢力を形成してゐる。總聯合最近の組織勢力は本年度大會において組合側の公表するところによれば五聯合會、四〇組合、二五一〇二名（昭和十一年十一月一日現在）となつてゐる。尙本年度大會においては大日本勞働組合協議會を合併した。

勞協は昭和九年大日本國家社會黨の線に沿うて創立、昨秋來の日本主義勞働戰線統一の運動に參加し來り、本年四月關東地方の組織中日本遞信同盟、大日本映畫人同盟が脱退して日本産業勞働倶樂部に加盟するや、其後本部を大阪に移し、關西地方の組織をもつて總聯合に合流した。

2　大會・委員會、其他

昭和十一年中における大會その他の主なる會合を擧ぐれば左の如くである。

染色工組合（神奈川）結成大會（二月十一日―於横濱市中區長

友クラブ）△日本精技會擴大委員會（五月六日―於精技會本部）△東京工勞組合擴大幹事會（五月九日―於組合本部）△日本勞技會大會（六月二十一日―於東京、日本車輛從業員組合と改稱）△中島電機從業員組合第一回總會（六月二十八日―於東京南品川、荏川クラブ）△京濱出版勞働組合大會（六月二十日―於横濱市中區勞働文化會館講堂）△瓦斯電氣技友會第十四回大會（七月二十五日―於東京技友會館）△神奈川縣聯合會第七回大會（九月二十日―於横濱市中區勞働文化會館）△川口地方工場從業員組合第一回大會（九月十九日―於川口市公會堂）△城南技工組合總會（九月二十六日―於東京）△京濱船夫組合總會（十月十七日―於横濱組合本部）△總聯合第十回全國大會（十一月十五日―於東京芝公會堂）△第一回中央執行委員會（十一月十六日―於東京芝總聯合本部）

第十回全國大會 ―十一月十五日、於東京芝區公會堂。代議員四八六名。議長高山久藏。先づ總聯合、勞協の合同宣誓式を行ひ、ついで全國大會に移る。

〔議事〕 一、綱領 二、規約 三、行動方針書 四、工場鑛山休日統一の件 五、港灣勞働者保護法制定の件 六、暴支膺懲、軍需品工場の淨化運動の件 七、退職積立金法改正の件 八、私立青年學校排撃の件 九、愛國政治戰線統一の件 一〇、日本主義勞働組合擴大强化の件 一一、宣言（以上全部可決）〔役員〕會長高山久藏。副會長今井武吉。主事森榮一。會計皆川利吉。顧問山崎今朝彌、金子忠吉。執行委員大橋治房、高橋峰吉、高橋慶治、皆川利吉、川島稽三、長岡留吉、宇野信次郎、末中勘三郎、石井光長、佐野好男。

3 運動方針及綱領

本年度全國大會において議決された行動方針書は次の如くである。

「我が日本勞働組合總聯合は我等の綱領に基き皇國の繁榮と資本主義經濟の是正につとめ更に日本主義勞働組合の大同團結と組織の擴大を通じて勞働者の日常の利益の擁護をもその主要なる任務とするものである。そしてその團結を通じて次の如く行動する。」

〔運動方針〕

（イ） 愛國勞働組合の戰線統一及び組織の擴大。（ロ）失業問題の對策の樹立。（ハ）退職積立金法、健康保險法、工場法、勞働災害扶助法、臨時雇傭制度の改廢及び國情に即する社會政策、勞働立法の促進、勤勞者教育の日本主義的實際化。（ニ）日本産業勞働會議の設置促進。（ホ）日本産業の伸張と國際問題。（ヘ）政治問題の對策への協力。

〔綱領〕

一、我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し以つて國家産業の發展を期す。

二、我等は公正なる勞資關係を確立し勞働者の向上を圖り進んで經濟制度の革新を期す。

三、我等は業に勵み智を磨き德を樹て自省以て人類文化に貢献せんことを期す。

（一二）日本産業勞働倶樂部

1　運動の概況

日本産業勞働倶樂部は石川島造船所の自彊組合を中心として結成され、いはば極右の協同戰線體として發達したものである。したがつて日本勞働組合會議とは對立の姿勢にある。その成立の經過については昭和九年版に詳記した。

日本産業勞働倶樂部は前年來總聯合が全面的に日本主義的色彩を明確にするや、これと緊密なる提携の下に本年四月愛國勞働組合全國懇話會を結成してその中心勢力を形成した。既に總聯合の項にも述べた如くであるが、本年四月　大日本勞働組合協議會の關東地方勢力たる大日本映畫人同盟及び日本遞信同盟を新らしくその陣容に加へた。

日本産業勞働倶樂部は自彊組合（石川島造船、他）工愛會（浦賀ドック全員）健生會（日本印刷）を主なる構成團體としてゐるが、本年七月現在一九組合一萬八千六百名と報告されてゐる。組織の大部分は京濱にあるがその勢力は漸次ながら增大しつつあるとみられてゐる。本倶樂部は階級闘爭主義を排して勞資一體主義を唱へ、勞働報國をその指導精神とすることは前年版に述べた如くである。九年以來メーデーを排して日本勞働祭を行つたことはその一例であり、又倶樂部としては全國産業勞働會議設置の運動等を行つた。又本倶樂部自體既に政治結社として「政治研究會」を組織して獨自の政治的立場をとつてゐるが、本年度大會において「日本精神を基調とする愛國政黨」に關する議案を可決したことは注目すべき點であらう。

日本産業勞働倶樂部大會　十一月二十四日、於東京芝協調會館

代議員六四七名。議長石井熊藏。〔スローガン〕一、日本産業の伸張　一、日本精神の宣揚　一、階級闘爭の絶滅　一、全國産業勞働會議の實現　一、皇道日本の完成　一、勞働報國、産業報國〔議事〕一、政治問題に關する件　二、全國産業勞働會議設置促進の件　三、國防思想普及に關する件。（以上全部可決）〔役員〕理事長　石井熊藏。

2　運動方針及綱領

本倶樂部運動方針とみらるべき年度大會「指針」を掲ぐれば次の如くである。

「日本主義勞働運動は、日本産業勞働倶樂部の結成を契機として、一段の發展を遂げ今や全國に十數萬の同志を數ふるに至つた從來勞働運動と云へば、歐米直譯思想に依り、階級闘爭に立脚した社會民主主義乃至は共産主義の流を汲む中央集權的横斷組織である。然し又一面に於て尙狹隘なる一會社、一工場内に蟄居する、所謂會社組合と呼ばれるものが三千數百、これに所屬する從業員五十萬と云ふ事實を吾々は見逃してはならない。……吾日本産業勞働倶樂部は屢々聲明せる如く、産業の發展する所に勞働者

の幸福ありと各自の本分を盡して、産業の伸張に貢献する所の一工場、一組合を原則とした團體で、之等の團體が更に緊密なる連繫に依つて進んで社會問題、勞働問題の國家的解決に盡し、産業報國の實現の爲に、横斷的連繫の必要に迫られて組織されたものである。……此精神、この主張こそは一見一會社のみに閉ぢ籠る從順溫厚なる模範組合の如きも全然覇氣に乏しく、何等高遠の理想を持たぬ所謂會社組合との相異を劃然たらしむるものである。以下略」

〔綱　領〕

一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し以て産業報國の實を擧げんことを期す。

一、我等は建國の本義に基き皇道日本の完成を期す。

一、我等は日本精神に則り和衷協力以て識見の啓發德操の涵養に努め世界文化に貢献せんことを期す。

（一三）新日本海員組合

1　運動の概況

新日本海員組合は十年五月二十日、日本海員組合本部反對派によつて結成された。その指導精神は日本主義的であり、本年四月愛國勞働組合全國懇話會結成に當つては之に參加した。組織勢力についてみるも組合員約七千四百名と發表されてゐるが、舊組合が郵、商、近郵等內地船舶の殆んど全部を獲得してゐるのに對し、新組合は川崎汽船及社外船に據つてゐる程度である。亦舊組合が海事協同會を構成してゐるに對し、新組合は其局外にある。かく海上戰線における對立の結果は「日本海員組合」の項で述べた如く、二組合の待遇改善問題の場合にも十二分の鬪爭力を發揮し得ず、其結果大體不首尾に終つたといふも過言ではなからう。又、本組合と友誼的立場にあつた「無線技士會」が本年度大會において社大黨支持を聲明した事は本組合の前途に重大な影響を與へるものであるが、下半期に入り組合內部にも一部幹部に反對する合同派」が相當な勢力をもつて擡頭し、これが對立的抗爭にまで進展をみ、合同機運への拍車となつたものの如くである。（新日本海員組合の成立經過については前年版參照）本年における主なる活動は六月の待遇改善運動及びその解決に當つて船主側の言質となつて發生した年末の退職手當制度の獲得の運動であつた。

待遇改善運動　本組合は日本海員組合が最低賃銀改正運動を用意しつゝあることを知り、五月五日突如五項目に亘る歎願書を船主協會に提出した。船主協會は七月十一、十四兩日組合側との委員會において、「最低給料は海事協同會の協定によること、諸手當の增額は海事懇話會で審議したい」而して「新舊兩組合の對立による一切の問題先決」を提案し「待遇改善問題の切離し不同意」を主張したゝめ交渉は決裂狀態となり、組合側は回答期限付要求書を提出すると同時に罷業準備に入つた。かく兩者對峙のまゝ事

態漸く惡化したゝめ、兵庫縣當局は緊迫せる待遇改善問題に限り調停を試みた結果、七月二十八日藤原大阪遞信局長立會の下に左記協定に依り一應解決した。

〔協定書〕

一、遭難手當增額の件――双方委員にて研究のこと。

二、退職手當制度確立の件――本委員會は普通船員退職手當制度制定の必要を認め、日本船主協會は昭和十一年十二月末日迄に適當なる機關に於て協議の上本制度を確立することに決定す。

2 大會・委員會

△第一回年度大會（五月二十日、於神戸市立海員倶樂部）△第一回評議員會（九月三日、於神戸朝日會堂）

第一回年度大會　出席代議員五二八名。議長門司宗太郎。〔スローガン〕一、日本主義による海上戰線の制覇二、最低賃銀增額の即時實施三、反國體的船主の徹底的膺懲四、退職手當制度の即時制定。〔議案〕一、船員關係諸法規改正實施促進に關する件二、各種手當制定並改善に關する件、三、ディゼル船機關部員增員に關する件、四、歎願條項實施に促進關する件、五、宣言〔緊急動議〕一、海上國防陣整備强化の件一、海事協同會加盟の件一、邦船邦人主義實現に關する件一、失業救濟交付金均霑化に關する件（以上全部可決）〔役員〕組合長　門司宗太郎。副組合長　那賀源三郎。

3 綱領

一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し、産業協力の實を擧げて國家海運の興隆に盡すと共に鐵の如き團結を保持して海上勞働者の福利增進と社會的地位の向上を期す。

一、我等は比類なき我國の國體を遵守し合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて、全無産階級の解放と新日本の建設を期す。

（一四）其他の加盟組合

〔日本勞働同盟〕

日本勞働同盟は昭和七年十一月、全國勞働組合同盟内の脱退轉向派により創立され、松谷與二郎氏の勤勞日本黨に參畫し、之を支持した。その後九年十一月の中央委員會の結果三分して關西側は總同盟へ、關東側は全國勞働へ合同し、ために一時中心を失ひ自滅の狀態にあつたが、昨年一月從來勤勞日本黨にあつた近藤榮藏氏は黨の衰勢と共にこれを離脱・勞働同盟の再建に著手した。

日本勞働同盟においては本年九月・委員會を開いて當面の運動方針を決議したが、戰線統一の具體的第一歩としてか、「愛國勞働農民同志會」に團體加盟を決議した。

第二回中央委員會――九月二十六日、於東京芝協調會館。議長近藤榮藏。〔議事〕一、運動方針の件　二、戰線統一の件　三、

本部確立並に組織に關する件　四、愛國勞働組合全國懇話會大會に關する件（以上議決）

〔東電愛國同盟〕

東電愛國同盟は東電從業員組合に對立し、東電護皇會及び愛國同志會の合同により昨年五月二十三日結成された。その勢力は本年度大會當時千五百名と報告されてゐる。

第一回大會――七月十二日、於東京芝協調會館。出席者一二〇名。議長佐藤守義。〔スローガン〕一、生活改善、人格の向上へ　一、東電一萬二千の大同團結へ　一、亡國的共産主義社會民主主義の撃滅へ　一、資本主義經濟機構の根本革新へ　一、日本精神の宣揚へ、皇國日本の發展へ。〔議事〕一、兵事規定改善の件　一、東電防護團組織の件其他三十三件。〔役員〕委員長佐藤守義

〔三河愛國從業員組合聯盟〕

年度大會――七月十一日、於豐橋市正林寺。出席者約三〇〇名議長鈴木高夫。〔スローガン〕一、聯盟第二回大會萬歳　二、生活の改善人格の向上　三、亡國的反國體思想の撃滅へ　四、資本主義經濟機構の革新へ、其他。〔議事〕一、伊勢鐵愛國交通從業員組合加盟に關する件　二、豐橋市會議員選擧對策の件　三、聯盟青年部結成の件　四、聯盟役員一部變更の件（以上全部可決）

〔役員〕　委員長　鈴木高夫。書記長　露久保賢治。

〔愛國從業員組合總聯盟の創立〕

愛知縣における日本主義組合運動の狀況については前年版（三九二頁參照）に詳述したが本年二月には「三河愛國從業員組合聯盟」創立し、更に今秋三重縣下交通勞働者を中心とする「三重愛國從業員組合聯盟」が結成されるに至つたが、これら二組合のほか、昨年五月創立の大日本忠孝勞働組合或ひは日本革新勞働聯盟、日本主義瀬戸地方協議會等五團體二三組合を以て本年十二月十二日、名古屋市において「愛國從業員組合總聯盟」を結成した。組合員約六千と發表されてゐる。

聯盟の綱領、役員次の如し。

〔役員〕　會長山崎常吉。副會長鈴木高夫。主事梶田勝利。

〔綱領〕

一、我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を期し以つて國家産業の發展を期す。

二、我等は公正なる勞資關係を確立し從業員の向上榮達を圖り進んで現行經濟制度の改廢を期す。

三、我等は業に勵み智を磨き德を樹て自省以て人類文化に貢獻せんことを期す。

四、我等は全日本主義勞働團體の全的合同に邁進せんことを期す。

四　海軍官業勞働組合聯盟

1　運動の概況

海軍勞働組合聯盟は吳海工會、横廠工友會、佐世保勞愛會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、平塚總愛會、德山燃工會の七組合より成る。組合會議の前身たる勞働立法促進委員會加盟當

時はともかく、一昨年第十三回大會において綱領改正以來は組織活動の如きも殆んどその必要を認めず、海軍當局の勞働政策に呼應して日常活動を進めてゐる。更に本年度第十四回大會においては名稱を「海軍官業勞働組合聯盟」と改稱、「勞働報國の實踐化」を決議した。

いま「第十四回大會議事錄」によつて昭和十、十一年度の運動經過をみるに、

第十三回大會決議事項請願の成績

一、海軍共濟組合貸付部規則一部改正の件（海軍聯盟の要望通り解決）

一、海軍共濟組合住宅資金貸付資格低下と貸付總額增加の件、（ある程度まで海聯の要望を認容せられ、既に改正規則の發布をみた。）

一、職業教育機關設置委員會設置の件（提案組合たる工友會において具體案を作製、横廠當局に陳情したが二、三の難點があつて未だ實現の運びに至らず、目下代案研究中。）

一、共濟組合年金增額問題（第三十回大會の決議に基き、海共調査委員會を組織し、前常務中央委員山本龍二氏を煩はし研究調査の結果、大體結論を得るに至つたが、最近政府の公債政策に基く低金利時代の出現となつて年金增額問題の環境極めて不利な狀態にある。）

海軍勞働組合聯盟第十四回大會（隔年開催）——昭和十一年十月二、三、四日於德山市海軍燃料廠共濟組合會館。議長福田勇次副議長小川次郎。〔スローガン〕日本精神の宣揚。一、勞働報國の強化。一、合理公正なる勤勞制度の確立。〔議案〕一、勞働報國實踐化に關する件。二、聯盟規約一部改正の件。三、工務規則改正に關　善處方の件。四、海軍共濟組合特別施設の擴充に關する件。五、低金利による共濟組合收入減補塡に關する件。六、聯盟加盟各組合規約統制の件。七、一般及特別會計決算報告の件。八同上據算報告の件。九、次期大會開催地に關する件。（吳に決定）以上全部可決。〔新役員〕常任中央委員　林助一、安田加年彦。主事　熊本義一。

3　運動方針

本聯盟の運動方針は今期大會において次の如く決定された。

「過去二ヶ年に亘る改正綱領に基く指導精神即ち勞働報國の實踐に對し、海軍工廠從業員の總意が如何なる批判を下すか、更に將來に向つて如何なる實踐方針を示すかは、獨り海軍聯盟の問題たるのみならず、全日本産業勞働界の關心の焦點となつてゐる。「勞働報國と勞働運動の一致」即ち海聯式勞働運動の成否に關する問題を社會に訴へる所以であり、延いては我國勞働運動の趨向に重大なる影響を齎す事情に鑑み、我等の愼重なる檢討、公正なる理論の上に打ち立てられたる海聯式運動方針の公式を示すと共に、我國勞働組合大會の規範となるべきことを要望してやまないのである。」

尙第十四回大會において可決された宣言は次の如くである

〔宣　言〕「我が海軍官業勞働組合聯盟は去る第十三回大會に於て我等の行動軌範たる新綱領を議決し、以て益々深刻の度を加ふる非常時日本の直面せる重大危機を確認し之を克服突破するの決意と覺悟を天下に聲明し爾來今日に至る二星霜上下一致和衷協同之が實踐と躬行に努め眞に勞働報國の强化に全力を傾注し來りしことは海聯五萬組合員の齊しく矜持とする所である。顧るに我が海軍聯盟は建國三千年の傳統的國民性と我が國獨自の社會的壞境とに即し、生硬未熟なる直譯的理論を排し自己の體驗に基く實踐的勞働運動を展開し來ること茲に十有餘年、其の間一貫せる指導精神の下に海軍聯盟獨自の勞働運動を展開し來り以て合理公正なる勤勞制度の確立に寄與せる處亦決し　尠しとせず。　以下略」

4　綱　領

第十二回大會において改正された新「綱領」は次の如くである。尙改正理由については昭和十年版に記載した。

〔綱　領〕

一、本聯盟は祖宗建國の國是と三千年の民族的傳統に遵ひ、勤勞階級としての道義と規律を重じ團結、戮力して識見と德操の涵養に努め、技能の向上練達を計り以て勞働報國の實を擧げんことを期す。

一、本聯盟は海軍工作廳の任務を體し從業員たるの使命遂行に向つて和衷協同すると共に合理公正なる勤勞制度を確立し以て福祉の增進を期す。

一、本聯盟は信愛誠實を旨とし、眞に國情に適正なる經綸を以て社會問題の解決に盡瘁し以て邦家の隆昌に貢獻せんことを期す

五　單獨組合

〔東京瓦斯工組合の再建〕

合同成立の經過　東京瓦斯會社內從業員を以て組織された東京瓦斯工組合は昭和七年內紛の結果解體を決議し　その收拾策として組織を作業別に再編成し、これを基礎として聯合體の結成による統一を企てたのであるが、この機に乘じた會社當局の分裂政策は奏功して一時同一經營內に九組合を數へる迄に分裂した。最大の組織をもつ東京瓦斯產業勞働組合は昭和八年組合會議に參加してゐたが、右の結果として昭和九年六月社大黨の支持取消、組合會議脫退の餘儀なきに至り、以來產業協力委員會を結成して「勞資懇談會」を開催、一路會社御用組合化への方向を辿つてゐた。その後會社當局の勞働政策にも變遷あり、且その意嚮と社內各組合の活動も合致するに至り、會社側もこれら組合の統一促進を援助し東京瓦斯勞働組合統一協議會を結成して二ヶ年、その間相互の融和に努力した結果當初の目論見の如く作業別の統一をはかり營業部の合同を最後に、工場部、供給部、集金部と作業別組合が結成され三八支部、三千五百餘名の組合員を擁するに至つた。かくして瓦斯產業勞働組合を樞軸とし社內全組合を一丸とする往年の東京瓦斯工組合が本年四月再建された。新組合

は依然團體協約産業協力を基本方針としてゐるが、本年の諸活動中注目すべきは七月の第四回執行委員會の決議に基いて社大黨を支持するに至つたことである。黨支持を決定した本組合今後の組織方針は必ずや組合會議參加の道を辿ることゝならう。

結成大會の狀況は次の如し。

東京瓦斯工組合結成大會――四月三十日、於東京芝浦會館。出席者八九名。議長平野安藏。副議長小池嘉敏。合同準備委員會の經過報告後、社大黨　組合會議、全總同盟のメッセージを披露しついで會社勞働課長桂呆氏は新組合結成に對し勞働組合肯定に則る祝辭を述べて注目を惹く。〔スローガン〕一、産業協力に依る公正なる勤勞制度を確立せよ　一、未解決待遇改善　の獲得に邁進せよ　一、東京瓦斯工組合結成萬歳　一、團體協約權を確保せよ　一、團體協約權確立の件　二、綱領及規約に關する件〔議事〕一、綱領及規約に關する件　三、未解決待遇改善案獲得促進の件（以上可決）四、冬期出勤改正の件、其他待遇改善に關する議案七件　及び組合本部設立の件（以上審議未了）（緊急動議）顧問設置に關する件（勞働課長推戴）（合同參加組合）東京（工場）瓦斯工組合、同（營業）瓦斯工組合、同本郷從業員組合、同供給從業員組合、同集金自助會、同産業勞働組合。（役員）委員長　平野安藏。副委員長　小池嘉敏、野呂新吉。書記長　大門義雄。

運動方針及綱領　結成大會に當つて發表された宣言によつて、運動方針の大要をうかゞふに次の如くである。

〔宣言〕　拔萃　「玆に東京瓦斯工組合の結成式を擧行するに當り、吾等の決意の若干を宣言する。顧るに東京瓦斯工組合崩壞以來既に四年、この間社内組合の全合同の要求熾烈なるものがあつたと云へ共、未だその機に至らず今日に至つた。さきに舊製造工組合、瓦斯從業員組合、瓦斯工組合の三組合に依つて組織された東京瓦斯勞働組合統一協議會は社内組合の全合同と指導方針の統一を提唱し工場勞働組合、集金自助會、本郷從業員組合、産業勞働組合の引續き參加を觀　かくして社内組合の合同は着々と準備された。統一協議會が過去二年間に於て確立した指導方針こそは明かに過去の分裂の自己究明であり、この基礎の上に立つて全合同の方針を決定し來つた。……吾等の産業協力の目的はかゝつて企業の公共的使命の達成にある事を認識すべきである。今や社會情勢、政治情勢の極度の動搖の期に面して、國内勞働運動の上にも一大轉換を豫想せられざるを得ない。さきに吾等が從來の勞働組合論における國際主義の誤謬を認識し一國經濟體系内における勞働階級の成長を自覺した所以は、かかつて當面の時局に對する正しい見透しを確立したものなりと云はざるを得ない。單一組合の前途に課せられたる將來の展望として、吾等は組合の政治的方向を決定しなければならぬ。客觀的な社會情勢の激變がそれを要求してゐる。……以下略。」

〔綱　領〕

一、吾等は健全なる組合主義に立脚し勞働者の日常利害の擁護と伸展を期す。

一、吾等は團結と協力に據り組合員の訓練と社會的地位の向上

を期す。

一、我等は事業の特殊性に鑑み其の公共的使命の達成と公正なる勤勞制度の確立を期す。

〔東京印刷工組合の再建〕

東京印刷工組合は大正十三年三月創立、全國勞働組合自由聯合會の中樞組織として無政府主義に立脚する特異の存在であつたが昨年十二月二十日の謂ゆる無政府共産黨事件の結果組合解散の餘儀なきに至つた。解散に當つて本組合は「新方針による再出發」を決意したのであつたが、二・二六事件、戒嚴令施行等のため一時頓挫、七月五日漸く新組合準備會を開催、關東側のみによつて再建することゝなり、八月四日委員會において常任、規約、綱領、創立大會、マーク制定等を決定した。再建された本組合は舊組合の方針の批判の上にたち、健全なる勞働組合主義によることを明かにしてゐる。したがつて再建された新組合の言動、方針によつてみるも無政府主義色彩はかなり微弱である。しかし、いふところの健全なる勞働組合主義を如何に實踐化し、印刷産業といふ特殊の部面において如何に組織を伸展し運動を繼續してゆくかは今後にかゝる問題であらう。本組合が再建に當つて當面の活動目標としてとりあげてゐる問題は九月五日第四回執行委員會において決定をみた「印刷産業生活防衛職代會議方針書」に基づく生活防衛の運動である。

七月五日の第一回準備會において決定したテーゼ及び役員は次の如くである。

〔テーゼ〕

一、吾等は資本主義制度の不合理に對し日常經濟闘爭を通じて出版勞働者の福利增進のために闘ふ。

二、吾等は資本主義制度の合法的改革を圖り生産者活動の强化促進を以て合理的社會機構建設のために闘ふ。

三、吾等は國情と現實を無視せる矯激なる思想を排擊し、勞働者の體驗を基調とせる勞働組合主義の强化浸透のために闘ふ

〔役員〕 〔暫定〕 委員長保留。書記長山田健介。執行委員芹澤喜倉、村井龍太郎、堀江磯吉、柴田知之、加藤利之、加藤榮太郎、廣瀬長太郎、坂村義雄、中村茂。

〔關東地方工場從業員連絡委員會〕

「關東工聯」は昭和十年一月、南葛勞働者倶樂部を改組して結成された。本年における主要活動は鐘紡サービス勞働反對闘爭、堀ライター工場における團體交渉權の獲得、二法案獲得勞農大會への參加 あるが、勞農無産協議會結成には反對的 度を表明した。その組織勢力は東京江東地方中小工場を中心に千數百名を有してゐる。委員長 南喜一。

擴大中央委員會——十二月六日、於東京向島南町會館〔スローガン〕省略〔議案〕 一、名稱變更に關する件 二、規約改正に關する件 三 運動方針決定に關する件 四、無産戰線統一に關する件 五 中小工場組織方針に關する件 六、軍需工場組織方針に關する件 七、退職手當法實施對策に關する件、八、大衆課税反對に關する件 九、勞働組合法獲得に關する件

一〇、機關紙發行に關する件、其他。（以上全部可決）

〔大阪市電自助會〕

昭和九年大阪市電氣局内單一合同成り大阪市電從業員組合が新に交總加盟團體として編成された當時、合同反對派が舊自助會の名を冠し、「中間派」的「市電從」に對立して別派を構成したものが今日の大阪市電從業員自助會である。その指導精神は産業協力主義であり、本年八月の中央委員會にて社大黨支持を決定した。市電從との合同問題は勞働組合、政治戰線統一運動を繞つて昨秋頃より新に擡頭し、自助會も本年度大會において統一方針を決議したが、十二月三日社大黨を中心として行はれた對市六組合の年末共同運動は兩組合を中心とする運輸部内の統一促進に主要な役割を果すこゝゝなつた。

自助會第十四回年次大會――十一月二十八日於大阪實業會館ホール。代議員二八三名。〔議事〕一、運動方針決定の件　二、昭和十二年度人件費豫算增額從業員待遇改善要求の件　三、新規程步增諸手當並に昇給率舊規程並要求の件　四、婦人車掌生理休暇獲得の件　五、宣言（以上全部可決）〔役員〕委員長今西源平。

〔日本産業軍〕

日本産業軍は今村等、藤岡文六氏等を中心とする當時の全國勞働組合同盟脱退轉向派によつて昭　八年大阪に創立された。その勢力は長崎、大阪、京都、兵庫、神奈川、東京に六七七九名の組織ありと組合側は發表してゐる。産業軍は愛國懇話會にも加盟せず日本主義陣營に孤立してゐるが、本年七月東京に全國代表者會議を開催して當面の運動方針を決定した。創立以來今日まで必ずしも活潑な運動を展開してきたとはいへないが、この點については産業軍自體も全代會議において「軍の行動は決して活潑であつたとは言へぬ。むしろ不活潑さを恥じる。何故の不振か？　確立なき會計制度及行動上における勞働運動、政治運動の混同が主因と思ふ」と批判してゐる。

代表者會議においてはこれらの點に鑑み、陣容の再整備を企圖し、あくまで獨立した經濟團體であることを規定して、政治運動との混同を避け、運動上の新方針を樹立したのであるが、十一月末支持政黨たる愛國政治同盟は遂に組織を解體するに至つた。

日本産業軍全國代表者會議――七月十九日、於東京芝協調會館出席者五〇六名。議長今村等。〔議事〕一、退職手當法案に關する件　二、鑛山勞働者待遇改善に關する件　三、屋外勞働者災害扶助改善の件　四、郵税及專賣品値上反對の件　五、臨時工に關する件　六、運動方針に關する件（以上全部可決）（スローガン）産業大權の確立、重要産業の國家統制、其他。〔役員〕顧問　菊地武夫。會長　今村等。主事　陶山篤太郎。

〔遞信從業員聯盟〕

昭和九年五月、遞友同志會、遞信從業員聯合、日本遞信從業員組合の合同により不振狀態にあつた遞信部内勞働運動は復活するかに思はれたが、九年七月遞友同志會の總同盟復歸と合同體遞信從業員聯盟内における舊日遞を中心とする反對派は分裂し遞信

從業員會同盟を結成し、現在東京遞信局管内では、遞信從業員聯盟（二三會、四三四四名）と遞信從業員會同盟（九會、一八五五）及遞友同志會の三團體に分離されてゐる。

「聯盟は勞資協調、全體主義に則り、勞働組合主義排擊をその指導精神としてゐる。

遞信從業員聯盟第一回理事會――六月十七日、於東京芝郵便局。出席者四九名。〔議事〕一、昭和十一年度聯盟運動方針決定の件　二、加盟會總會開催の件　三、規約改正委員會、其他。（以上全部可決）〔役員〕會長青野福松。副會長小池恒吉。

〔遞信從業員會同盟〕

本同盟は九年十一月合同により成立した遞信從業員聯盟中の舊日本遞信從業員組合（赤松克麿氏一派）の主要構成分子によつて十一年五月結成されたものである。その指導精神は全體主義、事業中心主義である。

遞信從業員會同盟第二回大會――七月十九日於東京下谷公會堂議長高井謙。〔議事〕一、物價騰貴による特別昇給斷行の件（建議案）二、退職賜金制度確立の件　三、通信特別會計完全運動提唱の件（決議案）其他。（以上全部可決）〔役員〕顧問綿貫由三郎。會計　高井謙。副會長　海老原哲。

遞信事業擁護運動　上記、聯盟及び同盟の二組合が中心となり郵便料値上益金繰入反對のため「遞信從業員擁護聯盟」を結成したが、七月五日更に現業員全國代表者會議を東京に開き、全國從業員會の共同戰線を形成して益金繰入反對、待遇改善の運動を行つたことは注目すべき意義をもつものであつた。

〔その他〕

大阪タクシー從業員會結成大會（四月十二日、於大阪中央公會堂〔指導精神〕産業協力主義。〔理事長〕西部直治）。△福岡合同勞働組合結成大會（八月四日、於福岡市〔指導精神〕反ファッショ）。

第二章　農民の運動

今日に於ては農民の運動は、各農民組合を中心として展開されざるを得ないし、事實また展開されてゐるのである。而してこれ等農民組合はその性質上小作人組合であることは今更改めて述べるまでもない。ところで、いま大正十年以降に於ける小作人組合數並に組合員數の變遷をみれば次の如く、最近に於てはいづれも漸減の傾向を辿つてゐる

年次	組合數	組合員數
大正十年末	六八一	一六三、九三一（一六三、九三一）
同十二年末	一、五三〇（一、五三〇）	三〇七、一〇六（三〇七、一〇四）
同十四年末	三、四九六（三、三一三）	三四六、六九三（三八、七〇四）
昭和元年末	三、九二六（三、九三〇）	三六五、三三二（三四七、四二九）
同二年末	四、五八二（四、三一三）	

同三年末	四、三五三（四、一一五）	三三〇、四〇六（三三五、九八三）
同四年末	四、一五六（三、八六六）	三一五、七七一（三〇一、三三六）
同五年末	四、二〇八（三、九七九）	三〇一、四三六（二八六、八五二）
同六年末	四、四一四（三、九一七）	三〇六、三〇一（二七一、一五四）
同七年末	四、六五〇（四、〇六二）	二九六、八三九（二五六、二九七）
同八年末	四、八一〇（四、一五〇）	三〇二、七三六（二四六、一七二）
同九年末	四、三九〇（三、八六四）	二七六、二四六（二三五、〇九九）
同十年末	四、〇二一（三、四四四）	二四三、四三三（二〇三、四五四）
同十一年末	三、九一五（三、四四九）	二三九、二〇九（二〇三、五五〇）

〔備考〕――大正十年は內務省警保局、同十二年は內務省社會局、同十四年以降は農林省農務局の調査。但し括孤內の數字は社會局調査のもの。

これら小作人組合の區域に就てみれば、全國を區域とするものは全國農民組合、日本農民組合及日本農民組合總同盟の三、數府縣を區域とするもの二、一府縣を區域とするもの五五、數郡を區域とするもの一二、一郡を區域とするもの三一、數町村を區域とするもの九六、一町村を區域とするもの八七五、數大字を區域とするもの二六四、一大字を區域とするもの一六六であつて其他は二六である。かくの如く小作人組合はその過半數以上が農村の一部落を單位とするものであり、從つてその規模は極めて小さく、獨立組合にして多數の組合員を有するか、或ひは組織地域の比較的廣汎に亘るもので所謂主要組合と稱せられるものは僅かに十組合を數へるに過ぎない。更に小作人組合の分布に就てみれば、沖繩を除く一道三府四十一縣に散在し其の特に多い地方は新潟、山梨、福岡、岐阜、兵庫、千葉、富山、愛知、長野、岡山等の諸縣である。

次に農民組合の運動に就いてみるに、その當初に於ては大體に於て小作爭議を中心とするものに限られてゐたがその後組合の活動範圍が擴大し內容が充實せられると共に各種の運動を行ふに至つたのである。而してその運動の主眼とする所や態樣等は組合の指導精神や目的及時の情勢等により差異消長があり、單位組合と聯合會とによつても差異があるが、その共通的なものは小作條件の維持改善等の經濟的利益維持伸長に關する運動と、小農階級の爲の各種の政治的活動の外、特に聯合會にあつては小作人組合の擴大强化の組織運動を主たるものとする。で先づ經濟運動をみるに第一に擧げらるべきものは小作料の減免其の他小作條件の維持改善に關する運動である。小作料減免の運動は嘗つては一時的凶作に基く現象であつたが近來は農村に於ける分配問題として所謂「公正なる小作料問題」に重點を置き年々執拗且つ相當猛烈なる運動が行はれつゝある。尤も最近は減免要求に際し一應作柄の檢見をなしたる上地主に要求を提出するか或は作柄に應じて要求する等穩健なる方法を講ずるものが漸次多きを加へつゝ

あるのは注目すべき傾向であると云はれる。また小作條件の維持改善に關する運動として最近注目されてゐるものは耕作權確立運動である。即ち最近地主側に於て特に農村不況の爲に自作經營、小作地の賣却、小作料の滯納、小作契約期間の滿了、小作人の變更、地目の變更等を理由として積極的に小作地の返還を要求するものが增加して來たのであるが、之れは小作人の耕作權乃至生存權を壓迫するものとして極力反對し、全國農民組合其の他主要小作人組合に於ては何れも耕作權の確立を叫び小作契約の繼續を主張し、若し返地の止むを得ざるに至つた場合には耕作權の賠償、作離料其の他の名目を以て相當額の代償を要求しつゝある。第二は小作人間に於ける小作條件の競爭防止に關する運動であるが、特に岐阜縣山梨縣等に於ける小作人組合の規約中之が規定を設けるものが多い。第三は產業組合的運動であつて、小作人組合自體又は小作人組合員が別に團體を組織して購買、販賣、利用、信用等の事業を行ふものが近年相當多數に上り其の成績の相當見るべきものがあるが、最近は特に醫療組合及無料又は輕費診療所の設立漸く多からんとし、農民組合其の他農民關係無產團體若は其の幹部の關與せるもの相當數を算ふるに至つたのである。此等の組合の特に多い地方は靑森、福島、滋賀、京都、兵庫、福岡の諸府縣である。ところで農民組合は從來は主として經濟運動に其の主力を傾注して來たが、近年は組合自身及其の支持する無產政黨を通じて政治運動を行ふに至つたのである。而して本年特に注目すべき政治運動は衆議院議員の總選擧である。即ち全國農民組合を背景として立候補せるもの、中當選せるもの七名、中間派又は愛國的農民團體を背景とせる當選者三名、計十名を出し、農民組合發生以來嘗てなき躍進振りを示したのである。更に小作法制定運動に關しては、昨年の農民生活保證要求の民事訴訟法改正運動に目的の一斑を達したのに勢を得て、第六十八議會に於て之を通過せしめんと全國的署名運動をなしたのであるが、同議會は解散となり、次いで第六十九特別議會へ全農杉山代議士により提出された小作法案も遂に委員附託に終るところとなり未だにその目的を達するに至らないのであるが、之に屈せず今なほ執拗なる運動が繰返へされてゐる。右の外全農は團結權の獲得を主張し、其の他の組合にあつては組合運動に制限を加へらるべき各種取締法規の改廢を主張しつゝあるがこれまた未だ所期の目的を達するに至つてゐない。

尙經濟的及政治的運動として本年特に注目すべきものは、引續く農村不況に對する諸種の運動及び雪害地方に於ける勤勞農民本位の救濟要求運動が行はれたこと、及び廣田內閣の稅制改革案並に電力統制案に對して大衆增稅反對、電力國營による電燈電力料値下要求決議をなせるものが多かつたことである。

かくの如きが本年度に於ける各農民組合の運動の大要であるが、之等經濟運動にしても政治運動にしても、その主流をなすものは寧ろ全國農民組合である。このことは又本年度に於ける組合運動のうち最も注目すべきものゝ一つと考へられる農民組合の組織運動の展開にそのまゝ反映してゐるのであつて、全農は農民戰線統一を社會大衆黨との積極的提携の線に沿つて展開することにより、組織の擴大を齎らしつゝあるに反し、右翼的農民團體は時流の波に乘りつゝあるに拘はらず、その戰線の統一及組織の擴大は所期の効果を收めたものとは云ひ難いのである。全農の組織運動については次項に之を譲ることゝし、こゝでは右翼的農民組合の統一運動又は組合運動の大要をみることゝしやう。

所謂二・二六事件を契機として一方では全農を中心とする反ファッショ勞農戰線、農民戰線の統一强化が行はれたのであるが、他方では同じ情勢の變化が右翼的農民組合の統一運動の具體的進行を齎らすに至つたのである。即ち五月の維新青年倶樂部、富山縣勤勞農民同盟、新潟皇國農民聯盟、名古屋皇國農民組合同盟連名の愛國派農民戰線統一の提唱は、右翼各農民團體の統一氣運を助成し、遂に六月二十八日東京芝協調會館に於て皇國農民團體統一結成關東準備會結成大會が開催され、次いで七月五日に大阪中ノ島公會堂に於て同關西準備會結成大會が開催されたのである。而して之が關係團體は次の如くであつた。―皇國農民同盟、愛國勞働農民同志會、愛鄕自治聯盟、皇國自治會、信州鄕軍同志會、皇國農民自治聯盟　日本農民組合、皇道會其の他數團體。斯くて關東、關西に於ける愛國農民團體では更に八月を期して全國的結成をなすべく準備しつゝあつたが、其後關東派と關西派との間に意見の不一致を來し、遂にその全國的結成運動は失敗に歸するに至つたのである。而して關東派は七月十七日愛國勞働農民同志會內に農民部を結成、關西派並に關東派中愛同に參加せざるものは皇國農民同盟を中心として之に全的に合同し、單一組合として統一されるに至つたのである。かくて皇農は大阪、奈良、兵庫等に於ては相當の發展を見たと傳へられ、今後の動向は注目されてゐる。

この外、東方會の農民團體統一懇談會が八月上旬に開催されたが、之は未だとり上げる程のものではなかつた。以下、個々の中心的なる農民組合に就てこれが運動を概觀することゝしやう。

第一節　全國的農民組合の運動

一　全國農民組合

1　運動概況

全國農民組合は大正十一年四月神戸に於て創立された舊日本農民組合の後身であつて、現在我國小作人組合中の大宗をなすものである。卽ち殆んど全國に渉る約三十の府縣聯合會と數萬の組合員を擁し從つて農村の經濟的並に政治的運動に於て殆んど常に中心的地位を占めてゐるものである。（なほ九月の第二回中央委員會にて從來大阪にあつた總本部の東京移轉が決定した）かくて本年度に於ける本組合の活動も廣汎且つ複雜なる樣相を呈してゐるが、特に本年に於て特徵的なことは、過ぐる總選擧に於て「驚異的進出」をした社大黨を積極的に支持する方向に、運動の基準が置かれたことであらう。全農本年度の活動はかゝる基準の確立の方向に、又かゝる基準の上に展開されたのであるが、而もその活動を通じて全農は寧ろ發展の途上にあるものの如くである。宛かもこの年全農は創立十五週年を迎へ盛大なる記念大會を催した。尙、右大會に於て示された綱領並に主張は、全農の指導精神を窺ふに足るものであるからこゝに再錄することゝする。

（綱領）　一、組合の鬪爭によつて生活を向上し、生產者たる農民の生活を保證するが如き小作條件並に農業勞働條件の獲得を期す　一、國民全體の食糧の源泉たる土地を獨占して投機と利潤の目的に亂用する弊害を排し、耕作者たる農民に土地の利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す　一、農業を發達させ耕作者たる農民をしてその成果を完全に受けしむるが如き土地の改良、農業技術及び農業經營の改善促進を期す　一、小作農、小作兼自作農並に農業勞働者を組合に團結し、農業生產者の全國的組織を完成せんことを期す　一、組合の組織と活動とを通じて農村無產大衆をして生產者の地位を自覺せしめ、都市無產階級運動と協力して新社會建設の完成を期す

（主張）　一、小作料の減免、二、立毛差押、立入禁止、土地取上反對、三、耕作權確立、四、耕地不買同盟、五、自作農創設反對、六、農業勞働の最低賃銀及勞働時間制限、七、階級的消費組合の組織、八、獨占價格及高利反對、九、惡稅廢止、十、青年團處女會、在鄕軍人團、補習敎育の自主化、十一、農會、產業組合の自主化、十二、全國的農民組合の完成、十三、農民運動を壓迫する諸法令の撤廢、十四、團結權の獲得、十五、勞農組合の確立以下、本年度に於ける運動の概況をみるに次の如し

總選擧と議會活動　昭和十一年の全農の活動の第一歩は全國大會に引續く總選擧に始まつた。全農關係者の選擧成績次

の如し、（詳細は無產政黨の項參照）

秋田第二區	川俣　清音（縣聯委員長）	當（一位）
宮城第一區	菊池養之輔（同　上）	次落（六位）
同　第二區	佐々木東吾	落（六位）
群馬第一區	須永　好（常任委員）	落（八位）
新潟第三區	三宅　正一（縣聯顧問）	當（二位）
靜岡第三區	山崎　劔二（縣聯委員長）	當（四位）
大阪第五區	杉山元治郎（中央委員長）	當（一位）
兵庫第二區	長尾　有（縣聯委員長）	落（七位）
岡山第一區	黑田　壽男（常任委員）	當（五位）
高知第二區	佐竹　晴記（縣聯顧問）	當（一位）
香川第一區	前川　正一	次落（四位）
福岡第三區	野口　彦一（縣聯委員長）	落（十二位）
同　第四區	田原　春次（中央委員）	次落（五位）
熊本第一區	宮村　又八	次落（六位）
鹿兒島第二區	富吉　榮二（縣聯委員長）	當（三位）

右の如く社會大衆黨の線に沿ひ寧ろ優秀なる成績を以て一躍七名の當選者を出した全農は二・二六事件による戒嚴令下の特別議會（五月）において、或ひは豫算總會に、小作法獲得に或ひは負債整理、不穩文書取締に、更に米穀統制法、東北問題、蠶絲問題、朝鮮鐵道問題に就いて夫々活動するところがあつた。なほ本年の總選擧に於ては從來の如く都市近郊地域のみでなく所謂純農村地帶に多くの當選者を出したことは注目に値するところであらう。

かくの如き全農の政治的躍進はその性質上、從來全農內部にわだかまつてゐた政黨支持問題の解決を要請するものゝ如くであつたが、これは社會狀勢の變化によつて益々拍車をかけられるに至つた。

支持政黨の問題　四月の第一回中央委員會は組合の政治的態度並に組合員の政黨加入の問題を採り上げ、從來組合員の政黨加入に就ては各自個人の自由を認める立前にあつたのを更に强化することに決定したが、その後の社會狀勢の變化は社大黨への接近を要請する事情にあり、從つて九月の第二回中央委員會でもこの傾向を反映し組合員は差支へなき限り社大黨に加入することを決定したのである。これは未だ委員會での決定事項であつて大會での可決議案ではなく、又字句の上では何等の强制事項ではないとは云へ、既に本年度末までには實質的には殆んど全農は社大黨支持の態度を鮮明にしたと見られるのである。なほこれと關聯して注目すべきは、社大黨と勞農協議會との合同運動に全農が參劃したことである。蓋し總選擧前までは全農としても勞協の參加團體たる東交、市從、全評の各組合とは東北救援運動、小作法勞働組合法獲得運動等に於て密接なる關係を有するものがあつたからであ

る。だが全水松本代議士並に全農黒田代議士の努力斡旋にも拘らず、社大勞協の合同運動は兩者の事情の相違によつて本年末までに遂に之が實現を見るに至らず問題は將來に殘されるに至つた。それは兎も角、總選擧に於ける無產團體の躍進とその後二・二六事件によつて齎らされた社會狀勢の變化は全農をして社大黨への一歩接近を要請したのであるが、同じ狀勢の變化はこの線に沿ひつゝ又全農組織の發展統一を齎らしたのである。

組織の發展　總選擧以來愈々昂れる無產政黨の好人氣につれて社大黨支部の確立が行はれ、また特別議會の報告演說會は全農參加又は主催の下に各地方に於てもたれたのであるが、これが大阪、岡山、福島、靜岡、德島、宮城等に於いて全農組織の擴大に役立つたことは云ふまでもない。尤もかくの如き社大黨への接近或ひはその活動を通じての全農組織の擴大統一は、一方舊全會派の壞滅が之を促進せしめる契機となつたことも見逃すことは出來ないであらう。

ところで全農の組織の發展は獨りかかる方面に限られたのではなかつた。卽ち全會派福佐聯合會の合同復歸の問題は既に昨年來上提されて單に時日の問題として殘されてゐたのであるが、本年九月の第二回中央委員會に於てその復歸が正式に承認され、こゝに數年來對峙せる全會派との全的統一が完成されるに至つたのである。尤も同委員會に於ては、復歸後の組織の具體的な細目に就ては總本部に於て善處し指導することに決定したが、事實上復歸は同聯合會にとつて有利なる條件で行はれたのである。尙、同委員會で北日本農民組合の合同提議も受諾されたが、これは全農新潟縣聯合會との合同を前提すべきもの故、北日農に對し右新潟縣聯と合同協議會を開かしめることゝし北日農の態度を靜觀することに決定した。その後、北日農との合同問題は一頓挫を來し、本年末までにはこの問題は何等促進されず、又今後に於ける見透しも種々な事情から悲觀的狀態にあると云はれる。この外本年四月秋田縣農民組合との合同が完成され、又愛知縣聯合會並香川縣聯合會の再建運動も行はれつゝある。かくの如く全農の組織運動は社大黨の進出と社會狀勢の變化とによつて益々發展の途上にあることは注目に値するものと云へやう。

こゝで全農各府縣の組織活動について概觀すれば、秋田、福島、大阪、岡山以下の各府縣は順調であるが、靑森、栃木埼玉等に於ては組織內に問題があり、群馬、山梨、長野、鳥取等においては縣聯の活動に不充分の憾があると云はれる。その他、社大黨の組織はあるが全農の組織のない地方は鹿兒

島、大分、山口、廣島、富山、山形、岩手等である。

かくの如く、全農の運動は社大黨への接近の方向に展開されると共に、更にかゝる方向に沿ひつゝ同じ立前から組織運動が展開されたのである。同じことは更に小作法並に勞働組合法獲得運動に就いてみても之を窺ひ得るであらう。

小作法勞働組合法獲得運動　全農は總選擧前に於ては未だ東交、市從、全評等の「中間派」組合との接近程度も深く、小作法勞働組合法獲得運動も此等諸團體と共に全農が世話團體となつて一月十七日東京市芝區協調會館に開催された様な事情にあつたのであるが、其後の社會狀勢の變化は既に述べた如く全農をして寧ろ社大黨を積極的に支持せしめるに至つたのである。かくて本年末には社大黨との間に土地制度調査委員會がもたれ、更に社大と勞働組合會議の積極的態度によつて勞働組合法及び小作法制定要求の協議會が成立するに至り又第七十議會に對する右請願署名運動も此等の諸團體並に日本農民組合總同盟と合流して行はれてゐる有様である。勞働組合會議に屬する勞働組合が農民運動に關心をもつに至つたことは十數年振りのことであつて注目さるべきことであるとは云へ、農民組合としても右勞働組合と合流して此種運動を行へることは最初の試みとして注目に値するが、これは全農の社大黨への接近によつてのみ齎らされたものであることに留意しなければならない。即ち、全農は從來の如く「中間派」團體との提携による小作法並に勞働組合法獲得運動を、寧ろ社大黨との提携によつて行はんとするに至つたのである。

（詳細は無產政黨の項參照）

2　大會その他の會合

第十五回全國大會　一月十五、六日、於東京市芝區協調會館、出席者（第一日）本部員一七名、地方代議員五五名、準代議員一三名、（第二日）本部員一七名、地方代議員六二名、準代議員一一七名、傍聽者約八〇名。

場内掲出のスローガン左の如し。一、全農による農村自主更生二、爭議干涉抑壓政策廢止、三、小作法、小作組合法制定、四、第六十八議會即時解散、五、全農全國的活動力の擴充、六、立禁土地取上絕對反對

議案左の如し。（第一日）

一、中央委員會活動報告　可決

一、小作爭議調停法運用に就ての決議案に關する件　小作調停に際し事實上永小作權のあるものが短期賃貸契約に變更せられ又運用上に於ても委員の多くは地主的要素である等の點を指摘し現實に即した調停法並に小作法を制定せしむべく本大會に於て要請書を作成し代表者をして關係各省に陳情せしむると共に縣特高課長宛に郵送することゝして原案通り可決

一、國民健康保險組合法に關する件　社會局立案の本法案に就

て數ヶ所修正の上速かに制定實施せられんことを要求し原案通り可決

一、借金問題に對する具體案決定の件　新任委員會一任と決定

一、役員改選に關する件　可決

（第二日）

先づ緊急動議として「勞働組合法小作法獲得勞農大會　支持に關する件を提案し審議の結果絶對支持することに決定

一、米穀自治管理案に關する件、一、產繭處理統制案に關する件、一、肥料獨占價格引下鬪爭に關する件

以上を一括審議し原案通り可決

一、米穀檢査單一任意制獲得の件　可決

一、東北、北海道振興政策の件　農村振興政策として農村負債を一時停止し政府が至急小作法を制定することを主張し、決議文を作成し實行方法は新役員に一任することゝして原案通り可決

一、政府米を貧農に拂下要求の件、政府米貸下げに關する件、飯米鬪爭に關する件、以上は同一議案なるを以て一括審議し原案通り可決

一、兵士家族生活保證に關する件　可決

一、十五週年記念大會並次期大會の件　可決

一、小作爭議防止委員會對策に關する件　爭議防止委員會の階級的本質を曝露し之に對して關係當局に抗議をなすことゝして原案通り可決

一、社會運動取締方針公開に關する件　可決

一、小作法即時制定の件　可決

一、慣行永代小作權確認の件（緊急動議）可決

一、總選擧對策の件　總本部に選擧對策委員會を設け各地縣聯と連絡をとつて全國的に積極的な活動を展開することゝし原案通り可決

一、土地取上、立禁反對に關する件、土地鬪爭に關する件、岡山縣旭川改修耕作權確立の件、以上一括審議し原案通り可決

一、機關紙「土地と自由」に關する件（緊急動議）可決

一、議會解散要求の件　可決

一、役員選任の件　可決

一、豫算決算の件　可決

一、一九三六年に注意し努力さるべき事項　大體左の要項に依り原案說明異議なく可決（イ）世界の情勢、（ロ）國內の情勢（ハ）農村の窮乏狀況、（ニ）政府の農業政策に對する對策、（ホ）土地制度に對する鬪爭、（ヘ）小作爭議狀勢、（ト）內務省の爭議防止政策に對する對策、（チ）小作爭議對策、（リ）全農の鬪爭目標、（ヌ）組織、（ル）組織問題技術、（ヲ）補助鬪爭村落活動、（ワ）縣會對策、（カ）農會對策、（ヨ）產業組合運動、（タ）新進幹部養成、（レ）總本部財政確立、（ソ）全國的事業、（ツ）總選擧對策

一、ファッショ農民團體排擊に關する件、一、戰線統一に關する件、以上二議案は時間の都合上審議不能となり新役員に一

任することに決定

十五週年記念大會　九月八日、於大阪市北區北市民館、出席者全國代議員三八九名、傍聽者約一六〇名

場内掲出のスローガン左の如し。一、輝く十五年を新しき出發點とせよ、一、大衆課税絶對反對、一、穀檢峻嚴反對小作人の損失を奪ひ返せ、一、小作法、小作組合法即時制定、一、一切の農民團體が全農の影響下に、一、反ファッショ戰線を統一强化せよ

本大會は先づ司會者の開會の辭、杉山委員長の挨拶に次いで農民歌の合唱、物故者の慰靈をを以て始まり、來賓の祝辭及び祝電朗讀、功勞者表彰、創立者表彰、受彰者代表の謝辭等があつた。それに續いて來賓祝辭とし　加藤勘十、松本治一郎、淺沼稻次郎佐々瀞一(東交)氏等交々立つて戰線統一のための合同の急務を叫んだ。當日可決せられた宣言並議案は左の如し。

一、小作法即時制定要求に關する件　政府が農林國策とせる自作農創定政策の擴充に反對し、小作法（耕作權確立、滅免請求權確認、不當小作料引下げ、强制執行制限を含む）の即時制定を要求する

一、廣田内閣農林國策に關する件

一、農産物檢査國營に關する件　政府の意圖する米穀及び麥類檢査の國營化は小作人に不利益であるから絶對に反對であるのみならず、現行穀物檢査制度の下において小作人の蒙りつゝある多大の負擔を一切地主の負擔となすべき事を要求する

一、大衆課税增徵反對に關する件　廣田内閣が斷行せんとする大衆課税增徵は農民の生活必需品の騰貴を來たし農民の生活に重大なる壓迫を加ふるものであるから、これに對し絶對反對を表明し、軍需豫算の恩惠を蒙れる産業商業金融資本への增税を要求する、且これと共に農民負擔の戸數割、雜種税廢止を要求する

一、電力民有國營案に對する方針　政府は電力事業の民有國營によつて農村の電力、電燈料金の値下を實現し得ると主張してゐるが、かゝる結果が得られるか否か疑問である。全農は電力會社に對し府縣に對し電力、電燈料金の値下要求の運動を展開すべきである

一、第七十議會に對する請願の要旨　農村の現狀からして請願令により小作法の即時制定を請願する、

大會宣言は長文のものであるが、その要旨は十五年間に於ける社會狀勢とその下に於ける全農の苦鬪を述べ、現在將來に於て全農の進むべき方針を明かにするものであつて、耕作權の獲得、獨占資本主義反對、ファッショ反對に向つて前進しなければならぬと宣言し、「農民の土地と生活を守れ、全國的組織を擴充し全國的活動力を强化せよ、全國農民組合十五週年記念萬歲！」を以て結んでゐる。

なほ記念大會の外、記念展覽會、演藝等が行はれたが、更に翌九日夜には大阪全勞會館及び朝日ビルに於て夫々勞農懇談會、十五年の思出を語る會が催された。同じく開催豫定の

全農青年部中央委員會は同運動綱領草案が當局より發禁差押を受けた爲め遂に流會の止むなきに至つた。

第二回中央委員會—九月七日、於大阪土佐堀青年會館、出席者二十五名。

協議事項—記念大會に關する報告、福佐聯合會の復歸承認（但し復歸後の組織の具體的な細目は總本部において善處指導することに決定）北日本農民組合の合同提議の受諾（但し本部になされた合同申込に對し、之は新潟縣聯との合同を前提すべき故、先づ新潟縣聯と合同協議會を開かしめることに決定）政治的方針の決定（組合員は差支へなき限り社大黨に加入すること）なほ總本部は經營、人材を充實の上東京移轉を決定した。

全國書記局會議—九月九日、於大阪全勞會館、四十三名出席。小作法獲得の爲の運動を社大黨と緊密なる連絡の下になすことと機關紙「土地と自由」を大衆向とすること等が主要協議事項であつた。

奈良縣聯合會第十三回大會—一月二日、於高市郡金橋村字坊城出席代議員三十七名。

岡山縣聯合會第十五回大會—一月十日、於岡山市公會堂。

愛媛縣聯合會第五回大會—一月二十六日、於松山市青年會館。

栃木縣聯合會第七回大會—三月二十三日、於宇都宮市、出席代議員約二百二十名。

秋田縣聯合會仙北協議會並に秋田縣農民組合合同大會—四月十七日、於仙北郡大曲町中央館、出席者、全農側約七十名、秋農側約五十名。

福佐聯合會（全會派）第四回擴大執行委員會—七月二十五日、於佐賀縣鳥栖町同聯合會事務所、同委員會にて全農總本部に復歸を決議。因に既述の如く、右復歸は九月の第二回中央委員會に於て承認された。

新潟縣聯合會第十三回大會—八月十八日、於新津町歌舞伎座。

福岡縣聯合會第五回大會—八月二十二日、於京都郡行橋町郡公會堂（第一日）、三井郡北野町民衆クラブ（第二日）。

靜岡縣聯合會第六回大會—九月一日、於富士郡大宮町勇座。

高知縣聯合會第五回大會—九月十八日、於高岡町公會堂。

兵庫縣聯合會第十二回大會—十月十日、於武庫郡深江青年會場

崎玉縣聯合會第一回大會—十月二十五日、於本庄町電氣館。

3　規約・運動方針

【規約】　本年一月の第十五回全國大會に於ては、第十三回全國大會に於て改正された規約をその儘踏襲した。この改正規約全文は昭和十年度本年鑑に掲載されてゐるからこゝでは省略する。

【運動方針】　第十五回全國大會に於て可決された昭和十一年度運動方針大綱は、同大會議案中「一九三六年に注意し努力さるべき事項」にその要項のみを掲げておいた。就いて參照されたい。

本組合は昭和六年十一月全日本農民組合同盟の後身である全日本農民組合と舊日本農民組合總同盟との合同によつて出來たもので、その創立當初に於ては社會民主主義を奉じ社會民衆黨支持の態度を明らかにしてゐたが、翌七年國家社會主義に轉向し現在の愛國政治同盟の前身たる日本國家社會黨の有力なる支持團體となつた。併しその後同黨支持を取消し、兵農一致の大衆運動に基礎を置く皇道會を積極的に支持するに至り、爾來益々緊密なる連絡を保つてゐる。本組合の綱領は右の事情から豫想される如く、「皇道政治の徹底、資本主義機構の改廢、農村文化の建設」等である。

なほ本組合は全農に次ぐ大なる組織を有し、而かもその組織は主として山梨、福岡等に集中されてゐるので、その地方に於ては一勢力を形成してゐると傳へられる。又山梨縣聯合會の如きは「在鄕軍人部」なる部門を設けてゐるが、これは農民組合や勞働組合には稀にみるところであらう。

本組合の本年度に於ける運動としては組合長平野力三氏が衆議院議員に當選したこと、及び愛國農民戰線統一運動に活動したこと等であらう。

更に經濟運動として注目に値するものは、本年一月九州同盟會浮羽郡聯合會指導の下に眞に農村を建設するには農民と之を背景とする農村中小商工業者が一體となつて大都市大資本に對抗し農村を中心に農商工相互の共存共榮を圖るの外途なしとして設置された浮羽郡農商更生會（福岡縣）の設立であらう。即ち同聯合會に於ては農民組合員は更生會員以外からは日用品の購入をせず、又更生會員相互に於ても會員外に商品の融通賣買をなさざる事等を決定し、農村の經濟更生の爲に鬪ひつゝあるが、組織後の更生會所屬商人の結束は比較的好調に進み同地方商業界に相當の反響を與へつゝあると傳へられる。

本組合の本年度年次大會は戒嚴令其他の事情から遂に中止となつたので、日農中組織最大なりと云はれる九州同盟會の第九回大會をみることゝする。同大會は四月二十三日、福岡市記念館に於て開催され、出席代議員約七百名、議長城戸龜雄氏であつた。議案次の如し。

一、都市發展に伴ふ小作人の被害補償要求の件。二、小作調停條項による强制執行反對の件。三、自作農創設低利資金簡易貸付要求の件。四、鑛山被害補償要求の件。五、小作料を檢査米にて納入することに反對の件。六、セメント國營並に縣道の舗裝工事即時施行の件。七、産業組合の大衆化に關する件。八、恒久的農村對策樹立の件。

三　日本農民組合總同盟

昭和七年春、日本國家社會黨の結成を契機とし、日本農民組合中の社會民主々義を奉ずる一部の者によつて組織されたものであつて、現在は社會大衆黨を支持してゐる。即ち人的

關係に於ても安部磯雄、賀川豐彦氏を顧問とし會長は鈴木文治氏であり片山哲氏が中央執行委員長となつてゐる。從つて左右兩翼の農民組合運動に批判的である事は例へば本年度全國大會の宣言にも窺はれる。而して右宣言によれば本組合の堅持し來れるものは一自主協同の實踐による團結を以て、一は特權階級の横暴を打破し、二は資本主義の搾取によつて極度に荒廢せる農村制度を改革し、資本の搾取を排除するにある」といふ。だがその勢力は全國農民組合及び日本農民組合に比して稍々遜色あるを免れない。本組合の本年度における運動としては政治的には總選擧において片山哲、小山亮氏を後援して之を當選せしめ、經濟的には東京府聯が失地農民問題を取上げて相當活潑な活動をしたこと等が注目に値する。

尙本組合の本年度全國大會は十一月二十九日開催豫定のところ延期されて十二月六日川口市公會堂において開催された。出席者約百五十名、同大會に於けるスローガン及び議案（全部可決）左の如し。

【スローガン】 農民保險國策樹立、肥料國營斷行、耕作者保護立法制定、近郊失地農生活保證、大衆課稅絕對反對。

【議案】 一、大衆課稅絕對反對の件。一、小作法即時制定要求の件。一、農業保險即時實施に關する件。一、電力國營に依る電燈電力　肥料代値下促進の件　一、失地農對策確立の件。一、地方農業經濟機構改革の件。一、醫療國營化促進の件。一、農村負債徹底的整理に關する件。一、尾去澤鑛山事件發表並三菱財閥糾彈の件。

第二節　地方的農民組合の運動

前節に記載せる全國的農民組合の外、地方的農民組合として主なるものを擧ぐれば次の如くであらう。

本部所在地	組合名	本部所在地	組合名
新潟	北日本農民組合	愛知	愛知中央親向會
大阪	皇國農民同盟	新潟	下越農民協會
愛知	皇國農民組合同盟	新潟	皇國農民聯盟
愛知	鳴海地小作人組合	山形	山形縣農民組合
富山	富山縣勤勞農民同盟		

以下、地方的農民組合中代表的のものとして北日本農民組合と皇國農民同盟とに就てその運動の概況を略述しやう。

一　北日本農民組合

本組合の創立は遠く大正十三年に遡るが、その後昭和六年八月全會新潟縣聯合會と合併し玉井潤次氏委員長となり全農全會派新潟縣聯合會をつくつたが、昭和九年十月北日本農民組合と名稱を變更し今日に至つたものである。而して本組合獨自の活動は主として右昭和六年以後のことである。なほ現在、北日農は一聯合會、四一四支部をもち、全農新潟縣聯と共に新潟縣農民運動の二大支柱をなしてゐる。

なほ本組合の本年度年次大會は八月二十二日、新潟縣龜田町都座に於て開催、議案は左の如くである。

一、完全小作法獲得鬪爭の件。二、小作料徹底的減免鬪爭の件。三、土地取上、立禁反對鬪爭に關する件。四、堤外地占用權直接耕作者へ獲得の件。五、組合法律部確立の件。六、青少婦人部組織促進に關する件。七、借金鬪爭の件。八、耕地整理に對する鬪爭の件。九、産業組合に對する件。十、土地ブローカー排擊鬪爭の件。十一、蟲害對策の件。十二、三ッ手編俵裝反對鬪爭の件。十三、農民戰線統一に關する件（全農總本部に合同提唱をなすこと丶し、具體的實行方法は新任執行委員會一任。）十四、（略）十五、宣言發表。十六、次期大會に關する件。十七、役員選擧の件。

二　皇國農民同盟

本同盟は全國農民組合大阪府聯合會（總本部派）から脫退した吉田賢一氏並にその一派の人々によつて所謂日本精神に基く農村共同體の完成を目的として、昭和八年十二月大阪府下に於て結成されたもので、新日本の建設、昭和維新實現のための大同團結を圖らんとしてゐる。又一方前衛的直接行動隊として青年義勇隊を組織してゐる。本年度に於ける運動として最も注目さるべきものは愛國農民戰線統一のための運動であらう　その全國的結成は失敗に終つたが、その後關西派は諸組合を合同し關西に於ける最大の右翼的農民組合となり非常時情勢の折から今後の動向が注目されてゐる。（詳細は農民の運動の項參照）

右關西派は年度大會に代へて八月十五日大阪中ノ島公會堂で全國支部代表者會議を開催した。議長吉田賢一氏。出席支部代表者百四十七名　議案は左の如くである。

一、綱領改定の件、二、政策改定の件、三、皇國農民團體統一に關する件、四、同盟擴大强化の件、五、全農對策の件　六、關西地方勞農協議會結成に關する件、七、規約改正の件、八、役員詮衡の件、九、義勇隊組織擴大强化の件、十、都市に於て農民を指導せんとする不純分子排擊に關する件。

なほ改正綱領は左の如くである。

一、われらは萬民共に皇國の礎たるを自覺し、日本精神に基く農村共同體の完成を期す。一、われらは一切の能力を統合し生産力の組織的發展を圖り需要の遺憾なき充足を期す。一、われらは日本精神と經濟の徹底的計劃化により階級鬪爭なき農村の實現を期す。一、われらは土地制度を改廢して社稷を整備し農村を凡ての獨占資本の支配より免れしめん事を期す。一、われらは農業の國營化協同組合の徹底化を期す。一、われらは生活の確保發展のため必要なる一切の經濟的、文化的條件の具備を期す。一、われらは都會中心の諸制度を改廢して都市農村の均衡を圖り農村文化の高揚を期す。一、われらは建設動力たる基本組織體（皇國農民同盟）の完成と共に特に將來農村の擔荷者たる青年育成の重大任

務を自覺す。一、われらは德を磨き勞働を尊び相互犧牲の精神を以て堅く相結び萬難に耐へ此の綱領の實現を期す。

なほ愛國農民戰線の全國的結成の失敗によつて關東派たる本組合の一部は關西派と別れ、新たに設置された愛國農民同志會內の農民部の加盟團體となつたがその活動は未だ見るべきものがない。

第三章　俸給生活者の運動

從來俸給生活者の組織化の必要は切實に認められ、サラリーマン組合もまた屢々創設されたが、それらの多くは過去において勞働組合と類似の方針卽ち定見ともいふべきものをもつたがために屢々失敗の經驗を重ねてきたやうである。本年社大黨影響下に結成された日本俸給者協會(大阪)の如きも、一見無定見の如くではあるが、これらの教訓に基き獨自の方針を確保しようとしてゐる點、注目されてよからう。現在俸給生活者の組合として代表的で且つ古いものは高級船員の組合ともみらるべき海員協會である。本協會は以前より日本勞働組合會議の有力加盟組合であり、社大黨を支持してゐる。其他、先年海員協會を離脫して結成された日本無線技士會が本年度大會において滿場一致社大黨支持を決議したが、この事は中間層の行くべき道を如實に示したものとして注目される。更に本年五月、上記高級船員の兩團體によつて「待遇改善同盟」が結成され、最低給料引上の運動が行はれた事は、統一戰線の上からみるも重要な意義をもつものであつた。

尙、俸給生活者と共に謂ゆる中間階級を構成するものに中小商工業者がある。これら中間階級の自主的組織化については漸く自覺されつゝあるが、社大黨が又これを指導し助成してゐるやうである。(社會大衆黨「主なる活動」の項參照) 社大黨本年度第五回全國大會にて決定されたる中間階級に對する運動方針は次の如し。

「最近に於ける我國無產運動の一つの特徵的傾向は中間社會層の大量的參加である。卽ち、東京、大阪、名古屋の都市に於ける中小商工業者を中心とした市民團體聯合會、中小商工會議所等の運動が頗る活潑なる活動を始めた事と、俸給生活者組合及び文化協會等の如きインテリ層を中心とする運動が急速なる擡頭の機運にあることである。由來中間社會層は過渡的階級とされファッショの溫床であつた。然し經濟恐慌の大波は餘すところなくこの中間社會層を洗ひ、勞農階級と共に深刻なる窮乏に追込まれ、階級分解が急激に進行しつゝある。而も中間社會層が我國人口構成分野に占める地位は頗る重要であつて、ファッショ粉碎の觀點よりするも、選擧戰に於ける積極的進出の視野より見るも、また黨勢力の可及的大衆化の點よりしても絕對的に必要である。」

いま前揭海員協會、日本無線技士會及び日本俸給者協會の

運動の概況を掲ぐれば次の如し。

海員協會　海員協會は一月の定期總會において「高級船員給料改訂案」を決定、これを海事協同會に提出したが、七月廿三日一應解決した。（海員組合の項參照）尙前年來請願運動繼續中の一二重處罰撤廢」問題は未だ解決するに至らなかつた。

日本無線技士會　日本無線技士會は昭和七年海員協會を脫退して無線技士倶樂部を結成、本年度總會において無線技士會と改稱した。その組織實數は本年度に至り從來全く未組織狀態にあつた社外船分野に著しく進展、郵船、商船を除き八割八分約一千二百名を組織してゐる。本年度運動中特記すべきは、從來甲機部の海員協會と對立、新日本海員組合と友誼的立場にあるとされた本會が十月の定期總會において滿場一致社大黨支持を決議したことである。第五回定期總會は十月三十一日神戸市朝日會堂に開催された。大會は統一戰線樹立促進の件、社會大衆黨支持に關する決議其他待遇改善に關する諸議案を可決した。可決した大會宣言は次の如し。

（宣言）「反動に抗して茲に四年、無線技士の自主的民主的結集を守りつゞけ、我等は意義ある第五回總會を迎へた。今やあらゆる分野は我々の手に落ち、全無線技士は本會の傘下に結集しつゝある。我々はかくて此日より不動の立場と尊き傳統とにより、新しき闘ひのために用意するであらう。我々の不動の立場とは、何か、すなはち終始一貫せる階級的立場である。尊き傳統とは何か強靱なる團結精神であ　。今や急迫する狀勢が勤勞階級の團結の自由すらを脅しつゝある秋、一千三百の結束は新たなる任務を課せられるであらう。生活權の確立のために、團結權擁護のために海上戰線統一强化のために、我々は果すべき任務を自覺し、その實現に邁進する事を宣明する。」

日本俸給者協會の創立　日本俸給者協會は全國三百萬の俸給生活者組織を目指して結成されたものである。協會は結成に當つて何等綱領の如きものを發表してゐないが、過去におけるこの種組合が屢々挫折した事例に鑑み、イデオロギーを拔きにして俸給生活者の生活防衛に一切の力を集中せんとするのが本協會創設の趣旨の如くである。したがつて當面會員の獲得に努め、組織過程において會員自身の要求を取り上げて活動することにより、獨自の方針を確保しようとしてゐる。即ち創立以來の活動は協同バンションの經營、購買部の設置、服裝費低減運動等に注がれた。

協會は現在何れの政黨をも支持してゐないが、社大黨影響下にあるものとみられる。七月二日の創立總會によつて決定された役員は次の如し。

（役員）　理事長　西村榮一、主事　上杉定義。顧問　森戸辰男　杉山元治郎、高野岩三郎、賀川豐彦、田萬清臣。

尙、事務所は大阪市に置き、會員四支部約三百名（創立當時）である。

俸給生活者組合の主なるものは次の如くである。

◇生保從業員組合（全總、東京）　△大阪サラリーマン組合（總聯盟　大阪）　△關東俸給生活者組合（單獨、東京）　△海員協會（單獨、神戸）　△日本無線技士會（單獨、神戸）　△日本俸給者協會（單獨、大阪）。尙、詳細は別表「主要勞働組合一覽」を參照のこと。

第四章　婦人勞働者の運動

婦人勞働者のみの勞働組合としてはみるべきものはないが、婦人勞働者の本年度における組織狀況は、社會局調によれば、

婦人の勞働組合組織狀況をみるに、二四、六八五人であつて前年に比し僅か乍ら七五八人の增加を示してゐるが、全組織勞働者四二〇、五八九人及婦人勞働者總數一、八一〇、〇九三人に對する比率は夫々六％及一・四％であつて、其の組織率は甚だ尠い。而して婦人の組織勞働者二四、六八五人中、一七、一七五人は工場勞働者であつて其の內最も多いのは染織關係の九、〇九五人で全婦人組織勞働者の二分の一以上を占めてゐる。

全日本勞働總同盟婦人部は退手法中勞働婦人の結婚による退職に全產聯が手當支給を反對したため、九月一日全產聯及び退手法調査委員會に抗議的陳情を試み、また社大婦人同盟と共同主催のもとに九月十日芝協調會館に演說會を開き、また婦選獲得同盟等とも共同戰線をはり、遂に「結婚退職」手當獲得に成功した。

次に勞働組合以外の無產階級婦人獨自の團體としては社會大衆黨系の社會大衆婦人同盟（昭和七年八月二七日、社會大衆婦人同盟と無產婦人同盟との合同により成立）及び社會大衆黨支持の無產婦人同盟（大阪、昭和五年成立）等があるが、社大黨婦人部が極めて不活潑であり、したがつて社大婦人同盟にも亦獨自の積極的活動としてみるべきものはない。僅かに婦選運動を通じて婦人運動、母子扶助法制定運動等に共同戰線を張つてゐるやうである。（別項「婦人運動」の項參照）

全國小學校女敎員第十六回大會　五月十日、於富山市日本海氣ビル。出席者七〇〇名。〔主要議案審議狀況〕一、「時局に對し女敎員の執るべ　態度如何」に關する委員會報告は「女敎員自身努力すべき點」の項において、「婦人が公民權、參政權を獲得することが要するに男女對等の活動を可能にする根本問題であるから他の婦人團體と連絡して貫徹を計るべきこと」が述べられ報告は可決さる。二、次に愛媛縣女敎員會提出「選擧肅正に關し特に女敎員のとるべき態度如何」については、討論の末委員付託となり、（イ）選擧の正しき認識をすること、（ロ）實施方策―を盛る修正案を報告通り可決した。三、更に文部省諮問案「時局に鑑み女子敎育上特に留意すべき點如何」については「公民敎育の徹底」が答申された。

第五章　勞働者教育運動

我國における勞働者教育に關する最近の研究（森戸辰男「我國における勞働者教育について」月刊大原雜誌、昭和九年八、九十月號所載）によれば、昭和八年當時における「勞働學校の現狀は微々として振はず、……正常的な機能を發揮してゐる勞働學校は……日本勞働學校、大阪勞働學校ほか二三校に過ぎない」狀態にあつた。しかるに最近における勞働組合運動の現實化方針に伴ひ、消費組合、互助共濟事業、宿泊所の經營、醫療事業、金融相談等組合員の福祉增進を直接の目標とする事業經營が著しく促進されたが、これらの活動と併行して勞働組合の普及徹底或ひは組合員の素質の向上を直接の目標とする自主的教育施設の要望は社會情勢の推移と共に著しく昂揚され、各地に之が施設特に勞働學校の開設が漸次行はれるに至つた。それらのうち主なるものは、先づ最近まで休校狀態にあつた神戸勞働學校が本年六月この機運に乘じて再び開講された事である。次に注目されるのは大阪勞働學校主催のもとに、全總、交總、官業勞働、總聯盟、日鐵從、海員組合、港從等各地各種組合の派遣にかかる十數名の中堅青年組合員に對する「勞働組合短期講習會」（六月）の開催、或ひは組合會議九州地方協議會主催の中堅青年部員再教育のための「夏期勞働學校」（八月、於八幡市）の開設等であつた。

昭和八年末現在、本研究所調査による勞働學校（資本家的政府施設このものを除いて）は次の如くであつた。（これらの情勢については昭和十年版參照）

一、獨立の勞働教育をなすもの—十一校（日本勞働學校、大阪勞働學校、神奈川勞働學校、神戸勞働學校、埼玉勞働公民學校、プロレタリア政治學校、日本協同組合學校、上越農民學校、自由農民學校、强戸共愛女塾）

二、宗教的人道的のもの—三校（日本農民福音學校、農村青年共働學校、純眞學園）

三、協調的のもの—三校（中央勞働學院、協調會勞働學院、廣島勞働學校）

本年中活動を繼續せるもののうち、その主なるものの現況は次の如くである。（昭和十二年八月現在、當研究所調査）

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町二、明治四四、三創立、大正一〇、九改稱、財團法人日本勞働會館經營、理事長　松岡駒吉、主事者　穗積七郎。

〔授業〕週二回、夜二時間、四課目、六ケ月終了。年二回、月謝月二〇錢。

〔學科〕一、政治法律講座（講師—原彪、三輪壽壯、片山哲、喜入虎太郎、河野密）二、經濟講座（橋爪明男、山崎廣、山田秀雄、難波田春夫、野崎龍七）三、社會、勞働講座（大河内一男、

松岡駒吉、鮎澤巖、稲葉秀三、上條愛一、赤松常子、菊川忠雄、穂積七郎）四、時事講座（關口猛夫、石川準十郎、松下芳男、龜井貫一郎）其他地方における短期講座の開設。

〔生徒〕 五八名。卒業者總數五八五名。

〔入學資格〕 工場勞働者、中小商店從業員、下級サラリーマン

大阪勞働學校 大阪市西淀川區海老江一丁目三一全國勞働會館內。大正十一、六創立、委員會經營、委員長 高野岩三郎、主事 桑島南海士。

〔授業〕 週三回、夜二時間（科目、三ヶ月終了、年三回一期、月謝一期三圓。

〔學科〕 經濟學（齋藤廣、松澤兼人、小岩井淨）唯物史觀・社會思潮（森戸辰男）勞働法制（田萬清臣）勞働組合論・社會運動史（上條愛一）財政學（河上丈太郎）英語（隨意科）その他時事問題解說に關する科外講座。

〔生徒〕 一一六名（十一年合計）卒業者總數一一四五名。

〔入學資格〕 尋常小學校卒業程度。

神戸勞働學校 神戸市湊東區荒田町一ノ一九六、大正一三 四創立、委員會經營、經營委員長 高野岩三郎、主事 中川光太郎

〔授業〕 社會思想史（森戸辰男）勞働組合論（上條愛一）政治學（河上丈太郎）經濟學（松澤兼人）勞働法制（平佐三郎）

〔生徒〕 三〇名、卒業者總數二六八名。

〔入學資格〕 原則として勞働組合員、無產政黨員。

日本協同組合學校 東京市本所區東駒形町四ノ六、昭和八、一〇創立、日本協同組合教育協會經營、校長 賀川豐彦、主事 山崎勉治。

〔授業〕 週六回夜三時間一科目、二ヶ月終了、一年二回、月謝一期三圓。

〔學科〕 協同組合運動概論（賀川）社會倫理（安部）日本產業組合論（小野）實際政治學（蠟山）經濟組織論（北澤）消費組合論（山村）庶民金融（東畑）保險論（園）產業組合法規（濱田）會計學及簿記（伊藤）その他特別講座の開講。

〔生徒〕 定員三〇名、卒業者總數一〇四名。

〔入學資格〕 男女勤勞者、但し團體推薦者は優先權をもつ。

（昭和十二年六月甲（指導者教育）、乙（消費組合配給常務者養成）二種の新組織に編成替をした。

日本農民福音學校 兵庫縣武庫郡瓦木村高木、昭二、二創立、賀川豐彦經營、校長 杉山元治郎。

〔授業〕 週間中晝夜、一ヶ月終了、年一回、無料。

〔學科〕 農村問題、農業經營、協同組合論、農村社會事業、社會問題、其他。

〔生徒〕 定員二〇名、卒業者二二三名。

中央勞働學院 東京市本郷區元町二ノ一、大正九、六創立、理事會經營、校長 粟野谷藏。

〔授業〕 週三回夜九時間、三科目、六ヶ月終了、年二回、無料。

〔學科〕 倫理學、國史、社會政策、社會學、日本社會史、治安維持法、其他。

〔科外〕 勞働問題に關するもの。生徒二二名、卒業者一五〇八名。

〔入學資格〕 尋卒以上、十七歳以上。

廣島勞働學校 廣島市本川小學校内、大正一三、九創立、廣島縣社會事業協會經營、主事龜淳國吉。

〔授業〕 週三回、夜九時間、年一回、月謝年六圓。

〔學科〕 法制、社會學、經濟、社會思想、宗教、其他。講師は法官、教授 官吏。

〔卒業者〕 總數五〇一名。

〔入學資格〕 高卒以上 十八歳以上。

主要勞農組合一覽表

（聯合體・單獨組合及農民組合）

備考　昭和十二年十月編で、昭和十一年の情勢と十二年の現勢を併記せしめるやうにしてあるが、尙前年版參照。

Ⅰ　日本勞働組合會議系（1）全日本勞働總同盟、（2）日本海員組合、其他、（3）日本製鐵從業員組合、（4）官業勞働總同盟、（5）日本勞働總聯盟、（6）日本製陶勞働組合同盟、（7）東京瓦斯工組合、（8）東電從業員組合。）

Ⅱ　「中間派」的組合（1）日本勞働組合全國評議會、（2）日本交通勞働總聯盟、（3）東京市從業員組合。）

Ⅲ　愛國勞働組合全國懇話會系（1）日本勞働組合總聯合、（2）大日本勞働組合協議會、（3）日本産業勞働倶樂部、（4）愛國勞働農民同志會、（5）日本勞働同盟、（6）日本産業軍、（7）愛國從業員組合總聯盟、（8）其他加盟組合。）

Ⅳ　其他の主要組合（1）海軍官業勞働組合聯盟、（2）地域別單獨組合）

Ⅴ　農民組合（1）全國農民組合、（2）日本農民組合總同盟（3）日本農民組合、（4）地方農民組合。）

組合名	所在地	創立年月	支部數	組合員數(女)	責任者
Ⅰ　日本勞働組合會議系					
日本勞働組合會議	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭和七、九、二五	一〇團體（一六地方協議會）	二六九、四九二	議長　松岡駒吉 副議長　米窪滿亮 書記長　上條愛一
全日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭和二、一、一五合同	二同盟會 一三聯合會 一〇六組合	八五、三〇八（一六、八九四）	會長　松岡駒吉 副會長　河野密 同　西尾末廣 總主事　菊川忠雄 副主事　原虎一

（1）支持政黨＝社會大衆黨。（2）機關紙＝「組合會議時報」季刊。（3）參加團體＝全日本勞働總同盟、日本海員組合、海員協會、日本港灣從業員組合、日本製鐵從業員組合、官業勞働總同盟、日本勞働總聯盟、日本製陶勞働組合同盟、東京瓦斯工組合、東電從業員組合。（4）十二年度大會報告參照。

（1）支持政黨＝社會大衆黨。（2）機關紙＝「勞働」月刊、他ニ「明日」（準機關紙）。（3）日本勞働總同盟及全國勞組合同盟ノ合同ニヨリ成立。（4）現勢ハ昭和十二年度大會報告ニ依ル。

〔本部直屬〕（全國的産業別組合）					
製綱勞働組合	川崎市河原町七五六	大正一五、二	三支部	二、二七一（三九五）	三木治朗
セメント勞働組合	川崎市大島三五三	昭和四、四	二支部	三五六	土井直作
石油勞働組合	横濱市鶴見區潮田二四五九	大正一五、四	五支部	七九五（二七）	三木治朗
遞友同志會	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭和九、七復歸	八支部	二一九	鈴木文治
日本坑夫組合	同	大正九、八	五支部	二〇〇	高梨二夫
關東同盟	同	大正二、一	三七組合	三六、〇三七（七、九七五）	松岡駒吉
鐵工組合	同	昭和二、九合同	七九支部	六、二九九（一七九）	原虎一
關東紡織勞働組合	同	同	一三支部	六、五〇七（四、二三四）	松岡駒吉
運輸勞働組合	同	同	三四支部	二、七九九	天満芳太郎
關東醸造勞働組合	同	大正一三、七	一九支部	一、七五五（一二〇）	横山寅治
（以上四組合ハ同盟會内ニテ産業別整理ノ成立セルモノ）					
東京聯合會	同	昭和二、九合同	一六組合	二五、七五八（六、二〇四）	高橋渉
關東合同勞働組合	同	昭和二、一〇合同	五八支部	四、七四七（一、五九二）	松岡駒吉
關東電球稍子産業勞働組合	同	昭和六、三	二〇支部	九七三（三四一）	德永正報
出版産業勞働組合	同	昭和二、九合同	一〇支部	九二〇（四〇）	德永正報
自動車同志會	同	昭 四、三	五支部	一六二	松岡駒吉
東京塗裝工組合	同	昭和六、五	一〇支部	一、八〇六	原虎一
保險從業員組合	同	昭和七、三	二支部	六七	松岡駒吉
關東映畫演劇使用人組合	同	昭和二、一改組	二七支部	三九九（二六四）	渡邊惣藏
關東鍍金從業員組合	同	昭和一〇、九	五支部	一五〇	白鳥廣近
東京都市從業員組合	同	昭和二、一	五支部	四〇〇	石原美行
關東タイル煉瓦工組合	同	昭和二、五	六支部	一、〇二五	原虎一

東京乘合自動車現業員組合	同	昭和二、一〇合同	七支部	六二四(七四)	菅野久治	
日本縫工組合	東京市品川區西品川五ノ九六七	大正三、三	四五二(三五八)	高橋和吉		
東京革工組合(總)	東京市足立區千住町三ノ二五	大正一四、五	五支部	三九一(一四〇)	熊本虎藏	
關東革技工組合(全)	東京市荒川區南千住二ノ四六	昭和二、四	七支部	七五六(一三六)	關權藏	
關東木材產業勞働組合	東京市深川區白河町二ノ一一	昭和四、六	一四支部	四〇三(六)	淺沼稻次郎	
東京地方自由勞働者組合	同	昭和五、一〇	一五支部	一、一九〇	淺沼稻次郎	
鐵工組合東京支部聯	東京市芝區三田四國町二ノ六		六五支部	四、一一八(一〇七)	原虎一	
關東紡織勞働東京支部聯	同		七支部	四、三五四(三、一八六)	松岡駒吉	
運輸勞働東京支部聯	同		三一支部	二、五八八	天滿芳太郎	
遞友同志會東京支部聯	同		四支部	五四	鈴木文治	
神奈川聯合會	川崎市新川通五九	大正一五、四	三組合	五、二四八(八六四)	三木治朗	
神奈川製材勞働組合	同	大正一五、六	二支部	一〇二	木村萬一郎	
神奈川合同勞働組合	同	昭和四、七	四支部	二〇八(四三)	由良多一郎	
染色勞働組合	横濱市中區宿町二ノ四〇	昭和三、三	一支部	六六七(六三)	土井直作	
鐵工組合神奈川支部聯	川崎市新川通五九		一四支部	一、一八一(七三)	由良多一郎	
石油勞働日石支部	横濱市鶴見區潮田町二四五九	大正一五、四	一支部	四四九		
製綱勞働川崎支部	川崎市河原町七五六	大正一五、二	一支部	一、三六一		
セメント勞働川崎支部	川崎市大島二五三	同	一支部	一八六	鈴木彌作	
釀造勞働カスケード・京濱支部		大正一四、一三 一三、二	二支部	一八二		
關東紡織勞働平塚・川崎・保土ケ谷支部		同	三支部	七〇一(四三六)		
運輸勞働水上第一・水上第二・鶴見・保土ケ谷支部		昭和六、九 大正一四・八 昭和四、七	四支部	二二	土井直作	
		同 昭和四、四 同 一〇、一 一〇、八				

靜岡縣聯合會	靜岡縣三島町傳馬町	昭和二一、八	一組合	九四三(六一三)	山岡重太郎
日本鑛業勞働組合關東紡織勞働沼津支部・鷲津支部	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭和二一、六	二支部	一二〇	松岡駒吉
	靜岡縣清水町伏見		二支部	八二三(六一三)	樋口藤吉
栃木縣聯合會	宇都宮市旭町	昭和五、六	二組合	九六五	小代永喜
關東紡織勞働足利支部	足利市旭町		一支部	四五〇	黑澤幸一
秋田縣聯合會	秋田縣能代港町		六組合	八〇九(七四)	篠原長吉
秋田製材職工組合	同	大正八、二	五支部	四五七(六八)	古澤斐
秋田樽丸勞働組合	同	昭和五、五	一一支部	七九	佐藤忠三
秋田石油勞働組合	同	昭和九、一一	一支部	六五	古澤斐
秋田合同勞働組合	同	昭和一三、三	六支部	六二	宮腰庄太郎
能代製材勞働組合	同	昭和一〇、二	九支部	九八(六)	同
能代柾葺工組合	同	昭和一三、六	六支部	四八	佐藤忠三
〔地方部〕					同
埼玉勞働組合	埼玉縣北足立郡草加町松江町五四	大正一五、一	二支部	八六	田口辰五郎
關東交通勞働組合	埼玉縣澁川町下郷	昭和四、四		二三三(一〇一)	小岩井相助
札幌一般勞働組合	札幌市南一條東六丁目二	昭和一三、六加盟		一〇〇	末木重道
函館一般勞働組合	函館市新川町二五	昭和一三、六加盟		一〇〇	
郡山勞働組合	郡山市麓山町一九五	大正一三、三		一〇〇	田中利勝
關西同盟	大阪市西淀川區海老江上一ノ三一、全國勞働會館內	大正八、四	六一組合	四七、三三八(八、七七)	西尾末廣
大阪聯合會	大阪市此花區上福島南一ノ七	昭和二一、一〇	一五組合	二八、五七七(四、七七五)	西尾末廣
大阪金屬勞働組合(總)	同	大正一一、七	三八支部	六、四五〇(三五〇)	前田種男
大阪金屬勞働組合(全)	大阪市西淀川區海老江一ノ三一	大正一五、四	二七支部	五、五三六(五一〇)	山口常治郎

(昭和二一、一一、九合同成立、組合長前田種男、主事鈴木悅次郎)

大阪合同勞働組合	同	昭和二三、二合同	二五支部	二、九六三(六〇四)	金正米吉
關西紡織産業勞働組合(總)	(總同盟大阪合同勞働、全勞大阪化學一般ノ合同及印刷出版勞働 關西映畫演劇同盟ノ編入ニヨル)				
	大阪市此花區上福島南一ノ七	大正一五、二	二二支部	三、二〇〇(二、〇〇〇)	西尾末廣
日本紡織勞働關西地方聯合會(全)	大阪市西淀川區海老江上一ノ三一	大正一五、二	九支部	一、九二四(一、二六四)	鈴木悅治郎
電線工組合	大阪市此花區春日出二四七	大正一〇、八	六支部	六五〇(四〇)	前田種男
大阪陶業勞働組合	大阪府泉南郡佐野町松原	昭和三、三		二二九(四)	渡邊周吉
大阪自動車交通勞働組合	大阪市港區八雲町四ノ一八	昭和七、八		三〇〇	大矢省三
大阪塗工組合	大阪市此花區上福島南一ノ七	昭和一〇、二	三支部	一五〇	每川德太郎
大同電氣勞働組合	大阪市外八尾町佐堂	昭和二、一加盟	三支部	二五〇	池田三郎
大阪運輸交通勞働組合	大阪市港區安治川南通三ノ一五	昭和三、九	一二支部	一、六五六	井上良二
全大阪市從業員組合	大阪市北區中ノ島七、河野ビル	昭和二、八合同	二九支部	二、六〇〇	田萬清臣
大阪電氣從業員組合	(全勞大阪都市從、總同盟大阪市從自治會及現業員同盟ノ合同)	昭和六、六	九支部	一、二〇〇	山口常治郎
大阪左官組合	大阪市港區九條通南一ノ四四	昭和一〇、七	八支部	六二〇	鈴木悅次郎
泉州勞働組合	大阪市西淀川區海老江上一ノ三一	昭和七、一一		四二五	池田三郎
泉州地方協議會	堺市住吉橋通二ノ一四	昭和五、一	五支部	三〇〇	種田鐵馬
遞友同志會大阪支部	堺市材木町二四	昭和七、六	三支部	一五〇	井家上專
石油勞働大阪支部	大阪市此花區上福島一ノ七	昭和八、三	一支部	七五(七)	西山從眞
京都聯合會	大阪市此花區恩貴島南町	昭和一一、六	五組合	九六四(二〇)	辻井民之助
京都合同勞働組合	京都市下京區大宮花屋町上ル	昭和三、五	三支部	三七〇(二〇)	渡邊清一
京都友仙職工組合	同	昭和九、四		二二〇	服部岩造
京都映畫從業員組合	同	昭和二、二加盟		六四	杉山朝吉

京都織物勞働組合	同	昭和九、五	三〇	澤本勝藏	
京都食料産業勞働組合	京都市左京區吉田牛ノ宮	昭和二、五	九〇	土岐聖月	
兵庫縣聯合會	神戸市湊東區荒田町一ノ一九六	昭和四、二	一七組合	二、六六三(二、九七五)	永江一夫
神戸市從業員組合	同	昭和四、一一	七支部	一、〇八五(一五)	高木重明
神戸一般勞働組合	同	昭和四、一一	六支部	一、四七三(六六七)	永江一夫
尾崎ゴム從業員組合	同	昭和七、五		二六四(一一四)	中川義忠
神戸運輸勞働組合	同	昭和一一、四	三支部	三八三	中川光太郎
神戸自動車從業員組合	同	昭和一一、五	四支部	四九五	永江一夫
神戸ゴム産業勞働者協議會	同	昭和一〇、一〇	六支部	一、四〇四	同
神戸造船從業員組合	同	昭和七、一〇	六支部	三三〇	同
神明自動車從業員組合	同	昭和六、八	四支部	五三一(一七六)	石間太郎松
陣野染色從業員組合	同	昭和七、五		二五	同
全日本映畫演劇從業員組合	同	昭和九、二	四支部	三六	今津菊松
全神戸劇場從業員組合	同	昭和一〇、九	三支部	一三〇	同
灘製樽工組合	兵庫縣武庫郡御影町濱中	大正一三、二	七支部	四五〇	前田平一
灘輪竹工組合	同	大正一三、三	一三職場	二五	山本傳治
灘醸造工組合	同	昭和一一、二	一支部	三五(一〇)	横引榮一
灘ゴム工組合	同	昭和五、七	一支部	三一(一八)	瀬川榮次郎
神戸石油勞働組合	神戸市林田區長樂町八丁目	昭和八、七		七〇	阪本福貞
淡路貝釦從業員組合	淡路州本紺屋町四七五	昭和一三、二		四七五(一〇五)	前田平一
尼ヶ崎地方協議會	尼崎市南城内一四三	昭和一一、九合同	六支部	一、五〇〇(二〇〇)	永江一夫
製綱勞働兵庫支部	神戸市兵庫區須佐野通五ノ三	大正一五、八		一七〇(四九)	八谷幸太郎
					上垣彌一

石油勞働神戸支部	神戸市林田區長樂町八丁目	昭和七、七	八〇	西林玉一
愛知縣聯合會	名古屋市中區葉場町三三	昭和五、九	五八四(一二五)	鳥井幸右衛門
中京鐵工組合	同	昭和五、三	一一〇(一五)	田中善司
中京紡織勞働組合	同	昭和七、七	一四一(一一〇)	關戸久吉
中京合同勞働組合	同	昭和九、一〇	七〇	佐久間勤一
中京木材勞働組合	同	昭和七、六	八二	足立音松
名古屋時計工組合	名古屋市南區櫻田町一六	昭和七、七	一八二	鳥井幸右衛門
中四聯合會(總)	廣島縣御調郡因島町土生町	大正一四、六	一、六三五(一二〇)	金正米吉
因島勞働組合	同	大正一〇、一一	一、二八〇	杉山幸一
向島造船勞働組合	廣島縣御調郡向島東村	昭和三、一一	二一五	金光平
遞友同志會土生支部(員二五內女二〇)				
中國聯合會	福山市中市四〇三	昭和五、六	一、二五一(一二〇)	久下本有
福山勞働組合	同	昭和三、二	四七〇(一二〇)	同
廣島勞働組合	廣島市鷹匠町一〇五	昭和七、一三	七八一	佐竹新市
高知縣聯合會	高知市中須賀町二一五	昭和一一	一、七五八(七九一)	氏原一郎
高知縣自由勞働者組合	同	昭和三、三	一八六	同
旭製紙勞働組合	高知市旭元町二丁目	昭和六、三	一八〇(一三〇)	今井清市
高知建築從業員組合	高知市中須賀町二一五	昭和六、六	三八	氏原一郎
土佐典具紙從業員組合	同	昭和一一、八	六七〇(四五〇)	同
高知砂利採取人組合	高知市中須賀町西ノ町	昭和九、六	六二	横山初眞
土佐機械和紙從業員協同會	高知市赤石北ノ町	昭和八、一三	三三(一三)	氏原一郎
高知印刷從業員親交會	高知市旭町一丁目	昭和八、二	八〇	同
高知履物工組合	高知市潮江天神町二四〇	昭和一一、一一	七五	杉村重美

長陵中部製紙勤勞會	高知縣高岡郡久禮田村植野三五	昭和九、二	一職場	一九四(一三三)	田村勇喜
香南勤勞同志會	高知縣香美郡香宗村土居	昭和九、七	六職場	一三〇(四七)	西内馬治
吾南勞働組合	高知縣吾川郡長濱町	(舊長濱一般勞働		四〇(五	森田熊太郎
高知縣瓦工業組合第五區從業員組合	高知縣高岡郡佐川町鳥ノ巢	昭和一〇、八	一二職場	五一(二四)	小田美好

(地方部)

全敦賀合同勞働組合	福井縣敦賀市神樂町	昭和六、七		二五〇	山口小太郎
若狹合同勞働組合	福井縣遠敦郡小濱町竹原	昭和九、一三		一三〇	重田耕造
滋賀一般勞働組合	大津市石山鳥居川町二一〇	昭和八、二	三支部	五〇六(七六)	元持佐太郎
九州聯合會	小倉市南山越町	昭和二、一	二組合	一、八八八(一三三)	伊藤卯四郎
日本石炭坑夫組合	飯塚市西菰田南通	昭和四、四	五支部	三六二	同
長崎印刷技工組合	長崎市稻佐町二ノ一五一	昭和六、六		一三五	田中定吉
八幡セメント勞働組合	戸畑市昭和通五丁目	昭和一三、七	一支部	一四二	田中順三郎
福岡地方協議會	福岡市今泉町五ノ五〇	昭和一一	四支部	一六五(二〇)	宮崎太郎
戸畑地方協議會	戸畑市昭和通五丁目	昭和一一、六	九職場	一八九(二六)	元阪順次
製綱勞働小倉支部	小倉市砂津五八二	大正一五、五		六五九(八六)	福井春次
セメント勞働門司支部	門司市萬葉二々松町二	昭和三、一〇		一七〇	山本鶴市
石油勞働西戸崎支部		昭和八、三		七六	久保時造
日本海員組合	神戸市神戸區海岸通三ノ二六	(1) 支持政黨＝社會大衆黨。(2) 機關紙＝「海員 月刊。(3) 昭和十二年四月、新日本海員組合ヲ統一。		一四支部 三出張所 一〇六、八三七	堀内長榮 米窪滿亮
海員協會	神戸市神戸區下山手通八丁目二九七	明治三九、一、三五	九出張所	一三、五五三	小泉秀吉
		(1) 支持政黨＝社會大衆黨。(2) 機關紙＝「海員協會雜誌」月刊。			

日本港灣從業員組合	横濱市中區北仲通六丁目海員會館内	(1) 支持政黨＝社會大衆黨。(2) 機關紙＝「港從」月刊。	昭和五、五、八	一二	支部	一五、四八五
日本製鐵從業員組合	八幡市西瀬生町	(1) 支持政黨＝社會大衆黨。(2) 機關紙＝「製鐵勞働新聞」月刊。	昭和八、九、二六	三八	支部	二、五〇〇
官業勞働總同盟	大阪市東區越中町八六〇	(1) 支持政黨＝社會大衆黨。(2) 機關紙＝「官業勞働新聞」月刊。(3) 現勢ハ昭和十一年九月現在。	大正一三、三、一〇	七	組合	一〇、五九〇
大阪官業勞働組合	名古屋市南區熱田東町横町二二	同	昭和二、八、一三合同	一五	支部	五、〇〇〇(四〇〇)
名古屋煙草從業員組合	小倉市萩崎町一〇九六、大平方		大正一〇、四	二	支部	一、六八〇(四〇)
大阪煙草從業員組合	名古屋市南區熱田澤上		大正三、四	三	支部	一、八〇〇
大阪市從業員組合	大阪市南區日本橋筋四ノ七六		大正一三、三			六三三
日本勞働總聯盟	大阪市東區玉堀町五二七		昭和四、一〇	二六	支部	五六四(三三五)
	大阪市北區相生町七三	(1) 支持政黨ナシ。(2) 「日本勞働新聞」月刊。	大正一一、一三、二六	二一	組合	二、九七四(七四)
						六、三〇〇(五五〇)
大阪金屬勞働組合	同		昭和五、五	一四	支部	一、一九〇(一五〇)
大阪硝子工組合	同		昭和六、七	三	支部	二一七
大阪染色勞働組合	同		昭和八、一〇	一	支部	二一〇(二〇)
大阪河川勞働組合	同		大正一五、八	四	支部	三五〇
大阪製氷化學勞働組合	同		大正一三、二	一	支部	一四〇(五)
大阪印刷工組合	同		昭和七、二	四	支部	一〇五(二五)
映畫從業員組合	同		昭和八、五	六	支部	一四五(八〇)
大阪サラリーマン組合	同		昭和六、六	七	班	七五(五〇)

大阪電氣労働組合	大阪市旭區今福町中央電機内	大正一三、四	二支部	三〇(二五)	内田文市
大阪合同労働組合	同	大正一三、五	五支部	五三〇(二〇)	同
山陽無煙炭坑労働組合	山口縣美彌郡大嶺村麥川	昭和四、一	三支部	一、一八五(一五五)	吉井政一
關西コルク労働組合	大阪市旭區鳴野町六八三	昭和二、四	二支部	四五〇(二五〇)	松下兼市
京都電機労働組合	京都市吉祥院門口一六	昭和四、一		二〇〇	内田文市
東京サラリーマン組合		昭和四、六		五六	同
名古屋官業労働純向上會	名古屋市熱田澤上三〇	大正二、一一	五支部	五一八(四三)	同
日本製陶労働組合同盟	瀨戸市石神町二〇四三 名古屋市東區撞木町二ノ八	昭和一一、九解散			
	(1) 支持政黨＝社會大衆黨。	昭和六、七、一八	一五組合	三、五〇〇	伊藤榮次郎
	(2) 機關紙＝「製陶労働新聞」月刊。			昭和十二年組合會議ニ加盟。	
名古屋製陶労働組合	同	昭和五、六		六〇〇	吉田甚四郎
品野陶工組合	愛知縣春日井郡品野町梶田方	大正一三、一〇		一〇〇	梶田兼三郎
妻木製陶労働組合	岐阜縣土岐郡妻木町神宮	昭和七、一一	三支部	四五〇	小川孝平
瀨戸製陶労働組合	瀨戸市石神町二〇四三	昭和六、二	三支部	七〇〇	伊藤榮次郎
土岐津窯業労働組合	岐阜縣土岐郡土岐津町高山三五三	大正一〇、四		四〇〇	水野弘
東濃陶畫工組合	岐阜縣土岐郡多治見町白銀町	昭和二、三		一、一〇〇	菊地力
泉製陶労働組合	岐阜縣土岐郡泉町佐賀方	昭和六、六		二五〇	佐賀順平
下石製陶労働組合	岐阜縣土岐郡下石町早川方	昭和四、八		二〇〇	伊藤時藏
下品野陶工組合	愛知縣東春日井郡品野町本町 梶田方	大正一五、七		一五〇	梶田兼三郎
駄知一般労働組合	岐阜縣土岐郡駄知町大野方			二〇〇	大野兼十
肥田製陶労働組合	岐阜縣土岐郡肥田村中肥田			一五〇	小栗藤一
陶町労働組合	岐阜縣惠那郡陶町三宅方			一、二〇〇	水草金三郎
吉田製陶労働組合	岐阜縣惠那郡陶町西尾方				

東京瓦斯工組合	東京市芝區濱松町四丁目七ノ六	昭和二、四再建	二三支部	三、三五〇	平野安藏
東電從業員組合	(1) 支持政黨＝社會大衆黨。(2) 機關紙＝「東京瓦斯勞働」月刊。(3) 昭和十二年組合會議再加盟。				
	東京市下谷區入谷町二一	昭和三、二、二	一八支部	二、四五〇	岩永榮一

Ⅱ、「中間派」的組合

日本勞働組合全國評議會	東京市芝區濱松町二ノ一一	昭和九、二、三〇	〔五地方評議會四〇組合〕	一三、〇五三	加藤勘十 山花秀雄
關東地方評議會	(1) 支持政黨＝日本無產黨。(2) 機關紙＝「日本勞働新聞」月刊。				
同 關東金屬勞働組合	同	昭和九、二	五組合	三、一三五	難波虎一
同 關東運輸勞働組合	同	昭和九、一二		六三五	山花秀雄
同 東京出版勞働組合	同	昭和九、二		四六〇	橋本定次郎
同 東京合同勞働組合	同	昭和四、四		四〇〇	高野實
同 東京登錄勞働組合	同	昭和九、二		五三〇	渡邊俊夫
同 木材勞働者擁護同盟	同	昭和三		八〇〇	安平鹿一
東京市深川區石島町二三ノ一	同	昭和二、四		三三〇	奥野惠一
江東地區協議會	同	昭和一〇			難波虎一
城南地區協議會	東京市大森區大森二ノ三、三輪方	昭和三			高野實
京濱地區協議會	川崎市中島三	昭和二			島袋正順
關西地方評議會	大阪市港區千代見町四ノ八	昭和九、二	〔一〇組合三協議會〕	三、一七〇(七〇)	仲橋喜三郎
關西電氣勞働組合	同	大正一三、四	二一支部	九五〇	藤井善太郎
大阪金屬勞働者組合	同	昭和九、二	一〇支部	四五〇	仲橋喜三郎
大阪一般勞働組合	同	同	一三支部	五四〇(一〇)	北田伊一

紀南金屬勞働組合　昭和二、九　五支部　一〇〇　木下清春
京都協議會　昭和九、一　三組合　七〇〇　南善三
京都纖維勞働組合　同　一二支部　二三〇　同
京都一般勞働組合　昭和一〇、二　六支部　三五〇　田中豐藏
京都平版技工組合　昭和九、一　一三支部　一三〇　坂某
神戸協議會　昭和九、一　三組合　四三〇(六〇)　森口新一
神戸金屬勞働者組合　大正五、三　五支部　二〇〇　三木一夫
神戸一般勞働者組合　昭和五、四　四支部　一三〇(一〇)　藤田正一
關西劇場從業員組合　昭和二、三　三支部　一〇〇(五〇)　中尾角一
中部地方評議會　昭和九、一　六組合　一、二〇〇　近藤信一　赤松勇
中部金屬勞働者組合　昭和五、二　八支部　四七〇　大島勝太郎
中部化學勞働者組合　昭和七、七　五支部　二四〇　岡島千代吉
中部木材勞働者組合　昭和九、四　二支部　八〇　伊藤勇
中部紡織染工勞働者組合　昭和九、四　五支部　九〇　一志徹
中部合同勞働組合　昭和四、一〇　三支部　五〇　阿部正春
中部交通運輸勞働組合　昭和九、四　三〇　松井一夫
九州地方評議會　昭和一〇、一〇　四組合　八六二(七四)　川上利德
九州鑛山鑛夫組合　昭和二・六合同　五支部　六〇〇(五〇)　中村彦次郎
九州纖維勞働組合　昭和二、二　一六二(二四)　兒玉秀次
九州一般勞働組合　昭和二、五　五〇　小出慶治

(昭和十一年中ニ大阪金屬ハ泉州金屬、阪神金屬ノ兩組合ヲ統一、大阪一般ハ大阪化學、大阪纖維及泉州一般阪神化學ノ四組合ヲ統一)
和歌山縣新宮市八咫烏町
京都市中京區大竹町文化園五六
同
同
同
神戸市林田區東尻池三丁目六二
同
同
同
名古屋市中區岩井通四ノ四、中春ビル
同
同
同
同
同
同
同
(其他　名古屋鑄物クラブ(八〇)、窯工會(一二〇)アリ。)
福岡縣飯塚市明治通一丁目
同
大分縣中津市豐田町
大分市稻荷町三三八

九州金屬勞働組合準備會	福岡縣八尾町原田方	昭和二、五	五〇	原田勇
北海道地方評議會	小樽市稻穗町東一ノ五	昭和一三、一〇	四組合 一、九三〇	武田清
全小樽勞働組合	同	昭和四、八	二五〇	菊地米吉
釧路一般勞働組合	釧路市末廣町二ノ二末廣アパート內	昭和六、八	七〇〇	柳瀨正雄
札幌勞働組合	札幌市南一條東三ノ三	昭和二一、三	六四〇	中村德一
小樽自由勞働者組合	小樽市稻穗町東一ノ五	昭和三、三	三四〇	小川兼五郎
岡山協議會	岡山市內山下城下一八	昭和二一、二	二組合 六三〇	鹽田寅雄
岡山地方勞働者組合	同	昭和一〇、三	三七〇	中原健次
倉敷一般勞働組合	倉敷市榮町	昭和九	二六〇	重井鹿治
(直屬組合)				
全惠須取勞働組合	樺太エストリ町三浦方	昭和六、八	二〇	三浦善作
橫堀勞働組合	秋田縣橫堀町伊勢方	昭和六、四	六〇	佐藤賢太
會津一般勞働組合	若松市針屋名古屋町一八	昭和四、二	一五六	保志宗輔
東豆勞働組合	靜岡縣熱海市和田	昭和八	二五〇	宗秋月
富山合同勞働組合	富山縣滑川町田中一六五	昭和一〇	六二	上坂榮作
石川合同勞働組合	金澤市宗敎町四ノ三五	昭和九、一一	二五	細川才次郎
下關自由勞働組合	下關市丸山町二田本方	昭和七、四	四五	田本重夫
土佐紙工組合	高知縣吾川郡伊能町岡田方	昭和四	二五〇	岡田明治
高知屋外勞働者自治會	高知市上本町二丁目橫川方	昭和七	一八〇	橫川登
日鐵一般勞働組合	八幡市德弘町一、山口方	昭和一三、三	一七〇	秋本利雄
下野一般勞働組合準備會	栃木縣鹽谷郡玉生村	昭和一三、一	三八	保志宗輔
日本交通勞働總聯盟	東京市京橋區築地三ノ八築地ビル	大正一四、七	七組合 三、三五(三、五六〇)	岡本丑太郎

東京交通勞働組合	(1) 政黨關係＝日本無產黨或ヒハ社會大衆黨。	昭和四、五	(2) 機關紙＝「日本交通勞働新聞」月刊。	二六支部　一一、〇〇〇(二、五〇〇)
東京自働車勞働組合	同	昭和九、一三		八支部　一、四六五
大阪市電交通勞働組合	東京市京橋區越前堀一ノ三	昭和一三、二合同		一九支部　六、二〇〇(七〇〇)
大阪市電從業員組合	大阪市大正區大正通一ノ一九	昭和九、一〇		三支部　八七〇(六〇)
大阪自動車從業員組合	同			同
神戸市電從業員組合	(大阪市電從、市電自助會合同ヲテ運輸部ヲ統一シ、電氣部ハ「市電從」トシテ殘存)			遠藤忠治
秦野乘合從業員組合	神戸市湊東區荒田町一ノ一九六	昭和四、一〇		六支部　五三〇(三〇)
東京市從業員組合	神奈川縣中郡秦野町四角	昭和四、五		五支部　一、〇〇〇(一五〇)
	東京市神田區美土代町一一ノ三	昭和一三、六		一支部　一七〇(八〇)
	(1) 支持政黨＝社會大衆黨。	大正一三、五	(2) 機關紙＝「東京市從新聞」月刊。	二一支部　一、四七〇
				松田長左衛門
				小野清三郎
				平田榮吉
				大門慶治
				石井新吉
				橋本富貴良

Ⅲ　愛國勞働組合全國懇話會系

愛國勞働組合全國懇話會	東京市芝區三田四國町一五、總聯合本部內	昭和二、四	一一團體　八〇、二七八	高山久藏
	(1) 支持政黨＝未定。(2) 機關紙＝ナシ。(3) 加盟團體＝總聯合、日本產業勞働倶樂部、愛國勞働農民同志會(日本勞働同盟　日本產業軍)、愛國從業員組合總聯盟(三河愛國從業員組合聯盟、大日本忠孝勞働組合聯盟日本革新勞働聯盟、愛國勞働組合瀨戸地方協議會、三重愛國從業員組合聯盟)、新日本海員組合、日本海上同志會、東電愛國同盟、中部港灣勞働組合、國潮社總合勞働組合、帝國木材產業研究會、帝國木材工同志會、國民生活防衛同盟。			
日本勞働組合總聯合	東京市芝區三田四國町一五	大正一五、一	五聯合會　二五、一〇三(一、七三八)	高山久藏
關東聯合會	(1) 支持政黨＝日本革新黨。(2) 機關紙＝「勞働運動」月刊。		二聯合會　一一、五三八(四九一)	皆川利吉
東京聯合會	同	同	一三組合　九、七〇九(二六三)	高橋慶治
	同			

東京工勞組合	同	大正10、11	八支部	二、三五〇(二〇)	高橋慶治	
瓦斯電氣技友會	東京市大森區入新井一ノ一〇五	大正13、4		二、五三五(三〇)	齋藤卯三太郎	
日本車輛從業員組合	埼玉縣蕨町四六三一	大正8、4	七支部	七三五(八)	宇野信次郎	
日本精技會	東京市品川區	大正14、3	二支部	三三七(一七)	菅沼由藏	
荏原地方工場從業員組合	東京市品川區西大崎四ノ七三九	昭和5、4	六支部	四四一(五六)	茂呂五郎	
城南技工組合	東京市目黑區月光町一五一	昭和5、11		一九四(二四)	今井猛行	
京濱船夫組合東京支部聯合會	東京市芝區三田四國町一五	昭和5、11	五支部	六七八	大森廣吉	
東京硝子工組合	同	昭和6、1	六支部	三九三(六)	杉山賢次郎	
不二協和勞働組合	東京市大森區新井宿七丁目	昭和8、3		二三一(三)	比留川松五郎	
東京工場從業員組合	東京市芝區三田四國町一五	昭和6、9	四支部	三五五(二〇)	左右田勘一郎	
榎本光友會	東京市芝區濱松町二ノ二七	昭和10、4		一五五(一九)		
中島電氣從業員組合	東京市品川區南品川西ノ五八一	昭和10、6		二三五(一五)		
川口地方工場從業員組合	埼玉縣川口市元郷	昭和10、10		二五〇	渡邊音之助	
東京花緒生產組合	東京市淺草區今戸二ノ二三	昭和6、6		五〇〇	渡邊馬五郎	
神奈川縣聯合會	横濱市中區白砂町五七二ノ七	昭和4、7	六組合	一、八二九(三一六)	永井英之助	
京濱出版勞働組合	同	昭和5、8	二支部	三三五(一五)	森榮一	
京濱船夫組合横濱支部聯	同	昭和4、3	七支部	三二五	森榮一	
京濱司厨會	横濱市中區石川仲町一ノ一〇	昭和3、4	六支部	三九五(九八)	岩田道則	
神奈川金屬勞働組合	川崎市旭町二ノ四二七	昭和7、3	三支部	五三〇(七八)	森榮一	
横濱一般勞働組合	横濱市中區白砂町二ノ七	昭和8、4	五支部	一三五	風岡高次郎	
染色工組合	同	昭和2、2	四支部	一三一	森榮一	
愛知縣聯合會	名古屋市東區大幸町一二八三	昭和6、7	四組合	六一一(一三)	川島稽三	
名古屋硝子工組合	同	昭和5、9	七支部	三〇三	石井光長	
					二宮壽雄	

愛知纖維愛國勞働組合	同	昭和六、六	二支部	一八六	福江東一
名古屋松竹系從業員組合	同	昭和一〇、七	二支部	四九	石井光長
愛知金屬從業員組合	同	昭和二、七	二支部	七四	同
大阪聯合會	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九	大正一五、一	一五組合	二、八四八(八五九)	今井武吉
大阪鐵工組合	大阪市西成區橋通四ノ七	大正八、五	三一支部	三、二二四(三三)	同
大阪一般勞働組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九	昭和三、九	一四支部	一、四四三(二三〇)	同
大阪硝子工組合	同	大正一四、四	五二支部	三、五一五(五〇)	同
大阪皮革勞働組合	同	大正一五、三	五支部	四三五	同
大阪電機技工組合	同	大正一五、五	四支部	四三一(四九)	同
全日本紡織勞働組合	同	昭和五、七	一三支部	六二一(三二七)	同
大阪印刷向進會	同	大正一五、三	五支部	一九五	同
大阪電球勞働組合	同	昭和八、一一	五一支部	四〇二(一〇八)	同
西宮一般勞働組合	西宮市今津町巽	昭和六、五	三支部	三一〇	長岡留吉
泉州鐵工組合	堺市旅籠町西一丁目一四	昭和五、五	七支部	六四五	森田保之助
泉州一般勞働組合	同	大正一四、六	二支部	一七五(三五)	同
尼崎一般勞働組合	尼崎市築地南妙町三ノ四五	昭和五、一一	三支部	二二〇(一三)	今井武吉
大阪演劇從業員組合	大阪市南區高津四番町七二	昭和七、一三		二七〇	同
大阪松竹系從業員組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九	昭和一〇、九	二支部	七二	同
大阪靴工聯盟	同	昭和一二、五	七支部	二〇〇	同
兵庫縣聯合會	神戸市兵庫區永澤町三ノ六六	昭和二、一〇	六組合	一、一〇五(二七五)	佐野好男
神戸金屬勞働組合	同	昭和八、五	八支部	二七二	同
神戸印刷勞働組合	同	昭和六、九	六支部	一〇六(二七)	同
兵庫縣司厨從業員組合	同	昭和六、八	五支部	一〇五(五七)	同

神戸興業從業員組合	同	昭和八、五	五支部	一三四五七)	同
神戸一般勞働組合	同	大正一四、一一	一〇支部	三七(二八四)	同
神戸松竹系 業員組合	同	昭和一〇、九	一支部	一七〇(一三〇)	同
		昭和九、一二	九組合	二、二〇〇	大橋治房

大日本勞働組合協議會

關東地方協議會	大阪市旭區蒲生町三八三	(1) 支持政黨＝大日本國家社會黨。(2) 機關紙＝「勞働新聞」月刊。(3) 昭和一一、七現在。			
	東京市神田區神保町三ノ二九江戸ビル	昭和九、一〇	四八六	勝谷爲友	
	同		二三〇	同	
關東新聞勞働組合	(關東地方組織ハ昭和十一年四月、日本産業勞働倶樂部ト合同)				
	名古屋市中區古澤町專賣局坂下ル	昭和九、五	四支部	七〇〇(一〇〇)	伊藤長光
	奈良縣南葛城郡披上村柏原	大正一〇、一〇	九支部	四五〇	前田時雄
	廣島市西地方町一二三	昭和二、五	三支部	二五〇	森伸一
	大阪市旭區蒲生町三八三		六支部	五〇〇(四〇)	中村明

中部勞働聯盟

奈良瓦工組合	(右四組合ヲ含ム大日本勞働組合協議會關西地方勢力ハ昭和十一年十一月日本勞働組合總聯合ト合同シタルモ昭和十二年六月、再ビ脱退ヲ聲明シタ。シカシテ、後ノ三組合ハ「西部勞働聯盟」ヲ結成シ、十二年九月六日大日本青年黨勞働團ニ參加シタ)				
廣島愛國交通勞働組合	東京市麹町區有樂町一ノ四	昭和八、六、八	二三組合	二五、七一七	石井要藏
大阪合同勞働組合	(1) 支持政黨＝産勞政治研究會。(2) 機關紙＝「日本産業勞働」月刊。				
	東京市京橋區佃島西町二ノ七	大正一五、一〇	二六支部	七、四九〇	東條喜七
	神奈川縣浦賀町築地新町一一	大正一二、四	一支部	三、七六〇	石井要藏
	東京市牛込區加賀町二ノ二五	昭和九、二		二、六八〇(一〇〇〇)	森昌示
	千葉縣銚子市ヤマサ醬油會社内	昭和二		一、四三〇	外岡松五郎
	東京市下谷區北稲荷町一三、西川ビル	昭和四、一〇		一、二〇〇(六〇〇)	與五澤甲子雄

日本産業勞働倶樂部

自彊組合					
工愛會					
健生會					
山サ清明會					
中正會					

興進勞働組合	東京市向島區寺島町三ノ六九	昭和七、二		七八〇	城戸房男	
シチズン時工會	東京市淀橋區戸塚町四ノ八五六、シチズン時計會社内	昭和八、三		七五〇(三五〇)	林十造	
相信勞働組合	東京市足立區千住曙町一	昭和一〇、一〇		三五〇	藤井壽八	
日本建鐵勇信組合	東京市荒川區三河島町七ノ七八〇日本建鐵内	昭和六、一二	一支部	六三〇	鈴木佐五郎	
港愛組合	東京市荏原區中延町三七三	昭和八、九	五支部	四四〇	佐藤修治	
明德組合	大阪市大正區千島町三八七金子鑄鋼所内	昭和二、二		四〇〇	奥谷梅太郎	
日本靴工組合	東京市足立岐興野町一一六〇スタンダード靴會社内	昭和八、五		六〇七(三〇〇)	森本晃正	
城東自榮組合	東京市城東區大島町六ノ六五三	昭和九、四		三七〇(一五〇)	渡邊繁三郎	
自揚組合	東京市城東區大島町七ノ五	昭和八、八		三五〇	鹽野目勳	
高友會	東京市品川區大崎本町三ノ五六九	昭和一三、四		四〇〇(二〇〇)	萩山定二	
自勵會	東京市荒川區南千住八ノ八〇	昭和一三、五		二五〇	清水角太郎	
日石勞資組合	横濱市鶴見區潮田町六〇〇	昭七、二		一六〇	石本末吉	
日本遞信同盟	東京市京橋區月島海岸通二ノ一	昭和九、四加盟		一〇〇	河原四郎	
共榮組合	千葉縣葛飾郡葛飾町西海神	昭和一一、六		八〇	鷲沼豐一	
山中從業員組合	東京市城東區龜戸町三ノ一九三	昭和八、九		五〇	後藤茂平	
行田足袋職工組合	埼玉縣忍町行田一九三	大正五、四	二支部	三、〇〇〇	岡野喜久	
TS矯風會	東京市足立區千住中町	昭和一三、一〇		二〇〇	高尾勇	
日本鋼板工友會	東京市荒川區尾久五ノ一〇〇〇	昭和一三、一一		二五〇	小澤正人	
愛國勞働農民同志會	東京市麴町區内幸町一丁目三番地ノ二太平ビル別館	昭和八、一三	七支部	二五、五一四	松本勇平	

(1) 支持政黨＝ナシ、但シ國家主義的。(2) 機關紙＝「愛國勞働農民新聞」月刊。

（加盟團體）
川口支部（埼玉縣川口市元郷、員二、〇九二、長名古屋喜代造）△前橋支部（前橋市萩町、員二〇〇）△三重支部準備會（四日市西町二四七四、員一、四〇〇）△新潟皇國農民聯盟（北蒲原郡水原町、員二八九五、長柄澤利清）△山梨愛國農民聯盟（甲府市百石町一二八、員二〇〇〇、長田中正則）△愛知皇國農民組合同盟（名古屋市南區八坂町九七、員四五〇〇長岩内隆平）△東北皇國農民聯盟（山形縣東置賜郡赤湯町花具、員二〇〇〇、長松本笹喜）△富山縣勤勞農民同盟（高岡市西畑町員二〇〇〇、長萩原貞一）△滋賀勤勞民衆同盟（大津市高見町二三、員四六〇〇、長矢尾喜三郎）△埼玉縣愛國農民同志會準備會（川越市神明町若狹方員四〇〇、長若狹勝次）△茨城皇國農民聯盟準備會（新治郡美並村清水方、員五〇）△土佐農民總組合（別項記載）

日本勞働同盟

東京市麹町區内幸町一ノ三　太平ビル別館　昭和七、二、三〇　五組合　三、六〇〇　近藤榮藏

（下部組織）
大阪木材勞働組合（大阪市大正區鶴町二ノ五七、長小田孝）△和歌山勞働者同盟（和歌山市北河岸町一ノ一、長在里美佐夫）△京都勞働同盟（京都市東山區三條通北筋白川筋西入、長加藤鐵太郎）△滋賀勞働同盟（大津市高見町二三、長矢尾喜三郎）△北陸合同勞働組合（高岡市西畑町、長萩原貞一）

(1) 支持政黨＝ナシ。(2) 機關紙＝ナシ。(3) 昭和十一年、愛國勞働農民同志會ニ合流。

日本産業軍

東京市麹町區内幸町一ノ三　太平ビル別館　昭和九、二、三五　二九組合　今村等

（下部組織）
關東地方協議會準備會（東京市麹町區、太平ビル別館、長松尾九州男）△神奈川縣聯合會（横濱市中區松影町二ノ五九、員三六五、長佐〃木武雄）△相田鐵工從業員組合（事務所同上、員七〇）△神奈川自由勞働組合（事務所同上、員一〇〇、長佐々木武雄）△横濱出版從業員組合（事務所同上、員一一五、長市川清太郎）△横濱合同勞働組合（事務所同上、員五〇、長市川清太郎）△横濱港灣同志會準備會（事務所同上、員一三〇、長岩川勝吉）△大阪府聯合會（大阪市天王寺區東高津南町二二、員七二一四、長山本龍助）△日本建築產業勞働組合（事務所同上、員九二一、長山本龍助）△大阪交通產業同志會（事務所同上、員五〇〇、長菅忠正）△大阪金屬產業勞働組合（事務所同上、員三五三、長山本龍助）△皇國出版向上會（事務所同上、員四〇〇、長菅忠正）△京都支部（京都市上京區七本松通仁和寺街道上ル、

員七六〇、長永野誠三）△德島縣聯合會（德島縣木屋平、員三、〇〇〇、長毛利力之助）△德島市木材勞働組合（事務所同上、員八〇〇、長前田幸男）△德島製炭從業員組合（事務所同上、員二〇〇、長久保四郎）△德島製材從業員組合（事務所同上、員三〇〇、長鬼木勘次郎）△德島運輸從業員組合（事務所同上、員二〇〇、長毛利力之助）△四國勤勞農民同盟（事務所同上、員五〇〇、長毛利力之助）△皇國產業勞働聯盟（事務所同上、員一〇〇〇、長毛利力之助）△兵庫縣聯合會（神戸市林田區駒ケ林四ノ九六、員五二〇、長末永寶吉）△神戸一般產業勞働組合（事務所同上、員三七〇、長齋藤兼雄）△播州一般產業勞働組合（兵庫縣飾磨東堀三六ノ二、員一五〇、長末永寶吉）△九州地方協議會（八幡市中央區岡田町二丁目、員三八六七、長光吉悅心）△福岡縣聯合會（事務所同上、員二〇三二、長光吉悅心）△日本炭坑夫組合（事務所同上、三支部、員七六二、長光吉悅心）△下關官業勞働組合（下關市長崎町二二三、員一四七、長吉富保雄）△下關交通勞働組合（事務所同上、員七八、長吉富保雄）△下關新興映畫從業員組合（事務所同上、員二〇、長吉富保雄）△彥島漁業組合生活權確保同盟（事務所同上、員九〇、長吉富保雄）△長崎縣聯合會（長崎市竹之保町五七五、員一八三五、長今村等）△長崎鐵工勞働組合（事務所同上、員三〇〇、森登守）△長崎交通勞働組合（事務所同上、員一〇正、長原田克己）△長崎紡織勞働組合（事務所同上、員一八〇）△長崎自由勞勞組合（事務所同上、員三三八、長森登守）△長崎海員向上會（長崎縣北高來郡諫早町岡町西方、員三二八、長今村等）△諫早映畫從業員組合（事務所同上、員一〇六、長西肇）△諫早一般勞働組合（長崎縣北高來郡湯江村、員三三五、長高榮一）△森山農民組合（長島縣北高來郡森山村、員六三、長中組鐵男）△石井乾電池從業員組合・宇山カーボン從業員組合・川崎ゴム從業員組合・水道交友會・京濱繪話協會・愛國農民會ノ六組合約八百名ハ陶山篤太郎氏ト共ニ大日本青年黨勞働團ニ參加（昭和十二年）

愛國從業員組合聯盟

名古屋市中區西日置町　昭和二、三、三合同　二四組合　四、〇四九

(1) 日本革新黨支持。(2) 機關紙＝「愛從聯」月刊。

（合同參加團體）

三河愛國從業員組合聯盟	豐橋市花田町西宿八	昭和二、三	八組合	一、四〇〇(八四)
渥電豐自愛國從業員組合	同	和和一〇、二		一五〇(一六)
東三愛國運轉者組合	同	昭和一〇、六		一三〇
豐鐵愛國從業員組合	同	昭和一〇、九		二八〇(三)
鳳鐵愛國從業員組合	同	昭和一〇、一〇		八五
豐軌愛國從業員組合	同	昭和一〇、九		一三〇(一三)

鈴木高夫　福田芳郎　金子謙一　福井辨一　山崎常吉

豐橋愛陶協和會	同	昭和一〇、一一		一九〇(二〇)	大川平三郎
豐橋愛國映畫人同盟	同	昭和一〇、三		三〇	敕使紅水
伊勢愛國交通從業員組合	三重縣四日市鹽濱	昭和二、七		四五〇	古市寅藏
大日本忠孝勞働組合聯盟	名古屋市中區仲之町三ノ二八	昭和一〇、七	四組合	八四〇	山崎常吉
中部牛乳從業員組合	同	昭和一〇、一一		二〇〇	同
名古屋造船工組合	名古屋市南區千年町裏畑二五〇	昭和四、一二		一八〇	青山半三郎
熱田勞友同志會	名古屋市中區仲之同三ノ二八			一〇〇	山崎常吉
東部製函工親睦會	名古屋市東區大曾根町			一三〇	木ノ瀨永自
日本革新勞働聯盟	愛知縣一宮市花祇通三ノ一七	昭和一〇、一〇	三組合	四六三	梶田勝利
一宮合同勞働組合	同	昭和一〇、一〇		一五〇	同
起毛合同勞働組合	愛知縣起毛町小島中信一三	昭和一〇、一〇		一〇〇	藤原三郎
鮮友同志會	一宮市花祇通三ノ一八	昭和一〇、一〇		一五〇	梶田勝利
愛國勞働組合瀨戸地方協議會	愛知縣瀨戸市日ノ出町	昭和一〇、一三	五組合	九七四	戸松仙九郎
瀨戸製陶和物動力工組合	愛知縣瀨戸市瀨戸一ノ三二三	昭和八、五		一四〇	加藤寛
瀨戸硝子陶工組合	瀨戸市瀨戸一三五六	昭和九、四		一四〇	同
愛國電氣陶工組合	瀨戸市瀨戸二八八一	昭和七、八		三二〇(四二)	青山劒太郎
報國品野陶工組合	愛知縣春日井東郡水野村上水野二八五	昭和二、三		二三〇(二五)	加藤米一
錦旗愛國勞働組合	瀨戸市瀨戸二七八一	昭和一〇、一一		二三〇(二五)	加藤鉦二
三重愛國從業員組合聯盟	津市河原町	昭和一一	三組合	四〇〇	露久保賢治

(下部組織)

伊勢愛國交通從業員組合　△合電愛國從業員組合　△神都乘合從業員組合。

〔其他加盟組合〕

新日本海員組合　神戸市神戸區榮町通五丁目五三　昭和一〇、五　九支部　一〇、〇〇〇　門司宗太郎

(1) 昭和一二、三解消、日本海員組合ニ復歸シタ。

新日本海員組合　神戸市榮町二丁目　昭和一三、三　五支部　二、五〇〇　江藤源九郎

(1) 日本革新黨支持。(2)機關紙＝「新興海員」月刊。(3)「新、舊兩組合合同反對」派ニヨリ結成。

日本海上同志會　大阪市港區尻無川北通三ノ三九　一六支部　五〇〇　土岐信治

東電愛國同盟　東京市淺草區小島町一ノ二三　昭和一〇、五　九支部　一、五〇〇　佐藤守義

中部港灣勞働組合　名古屋市港區海岸通四ノ二　昭和四、六　二支部　一、〇六三　田井增五郎

國潮社總合勞働組合　名古屋市南區明治町一ノ二　昭和一〇、六　六組合　四、八〇〇　住德藏

帝國木材產業正義研究會　東京市深川區三好町三ノ一三、二　昭和四、一〇　三五〇　書上國吉

愛國木材工同志會　東京市深川區石島町一一六　昭和八、四　五〇〇　稻荷山石松

國民生活防衛同盟　東京市足立區千住一ノ九〇　昭和八、四　一、七二〇　深田今次藏

Ⅲ、其他ノ勞働組合

海軍官業勞働組合聯盟　吳市本通十二丁目一五　大正一三、三　七組合　五一、九〇〇　林一助

(1) 支持政黨＝ナシ。(2) 機關紙＝「海聯時報」月刊。

横廠工友會　横須賀市山王町四八　明治四三、五　一支部　一三、〇〇〇　安田加年彥

吳海工會　吳市藏本通六丁目　大正一三、三　二一、〇〇〇　林助一

佐世保勞愛會　佐世保市島地町一〇九　大正一三、三　一〇、〇〇〇　中野熊一

廣廠工僚會　廣島縣加茂郡廣村　大正一三、三　二、五〇〇　住吉一夫

舞鶴共立會　京都府中舞鶴町驛前舞鶴會館內　大正一三、三　三、六〇〇　佐々木秀實

平塚總愛會　神奈川縣平塚市六四五　昭和三、二　九〇〇　遠藤竹治郎

德山燃工會　山口縣德山市寺町　大正一五、一〇　八〇〇　森光方祐

主要單獨勞働組合

(京濱地方)

江東一般勞働組合	東京市深川區新大橋一ノ三ノ八	昭和七、九	二支部	一五〇	福本直二
關東俸給生活者組合	東京市小石川區八千代町三三	昭和五、四	一五支部	三〇〇	吉川守國
自由勞働同盟	東京市向島區吾嬬町西一ノ二〇	大正一三、三	六組合	二、三八九(一八)	加藤昇
逓信從業員聯盟	東京市芝區田村町六、芝郵便局內	昭和九、一一	二七會	五、二一〇	片伊木賢介
逓信從業員會同盟	(1) 支持政黨＝ナシ。(2) 機關紙＝「聯盟時報」月刊。東京市下谷區仲御徒町四ノ四〇、下谷局內	昭和一〇、五	一一支會	二、六三〇	高井謙
全日本製氷勞働組合	(1) 支持政黨＝ナシ。(2) 機關紙＝「會報」月刊。東京市本所區平川橋一ノ二	昭和五、四		八〇〇	野口榮治
全日本一般產業勞働者組合	同	昭和七、一〇		二〇〇	同
全國手中工組合	東京市本所區業平橋二ノ四	昭和七、二	一五支部	一、八〇〇	田中政男
關東手中形染工組合	(1) 支持政黨＝ナシ。(2) 機關紙＝「染色と勞働」月刊。	昭和六、一	一二支部	一、一三六	安西文次郎
京濱合同勞働組合	同	昭和五	三支部	四三〇(六六)	河田弘
關東石材從業員組合	東京市大森區新井宿六ノ六五三	昭和八、一〇	七支部	二、三〇〇	龍藤鐵五郎
關東工場從業員聯盟	東京市深川區淸澄町五ノ一	昭和五、一〇	九支部	一、三〇〇(四三〇)	南喜一
京モス勞働組合聯盟	東京市向島區寺島町五ノ二五				
東京印刷工組合	(1) 社會大衆黨支持。(2) 機關紙＝「勤勞新聞」月刊。(3) 關東地方工場從業員連絡委員會ヲ改稱。東京市向島區吾嬬町西二	昭和七、一〇		二、三七〇	山田重太郎
	東京市神田區神保町二ノ一二	昭和二、八再建		二五〇(二〇)	秋本義一
朝鮮一般勞働組合	(1) 支持政黨＝ナシ、但無政府主義的。(2) 機關紙＝「印刷工の友」月刊。東京市本所區綠町四二一			三八〇(三九)	李鐘文
朝鮮東興勞働同盟	東京市小石川區諏訪町二	大正一三、九		三〇〇	金濟

日本勞働年鑑	昭和九、一〇	一一支部	二、七五五(二五五)	今西源平	大阪市大正區大正通一ノ一九
(阪神地方)					
大阪市電自助會	昭和二、八(昭和十二年四月、交總大阪市電從業員組合ニ合流)	六支部	四七〇(二〇)	西村榮一	堺市東ノ町一丁目
日本俸給者協會	昭和七、二	六支部	一、八〇〇	御園潔	神戸市湊東區多聞通二ノ一
日本無線技士會	(1) 社會大衆黨支持。(2) 機關紙ニ「無線通信」月刊。				
全日本自動車從業員組合	昭和五、一〇	二支部	一、二〇〇	赤崎寅藏	神戸市神戸區元町五ノ二九七
(中部地方)					
名古屋鑄造工組合	昭和七、七		二四七	北谷光太郎	名古屋市東區報德町四〇
東海合同勞働組合	昭和四、六		三七〇	藤田俊次郎	名古屋市南區瑞穗町枯木四六
名古屋木材仲仕組合聯合會	昭和五、一一		四八〇	西浦宇吉	名古屋市南區明治町二ノ七
豐橋合同勞働組合	昭和四、一三		一五〇	鄭海天	豐橋市東田町船原三五
岡崎製綿從業員組合	昭和一〇、二	二支部	二〇二	天野喜六	岡崎市欠町三〇
名古屋陶畫工羅漢組合	昭和一〇、九	一七支部	九六〇	武馬文左衛門	名古屋市東區長久寺二八武馬方
(北九州地方)					
日本西部產業勞働組合筑豐聯合會	昭和一〇、八	八支部	二三〇(一七)	青野武一	飯塚市芳雄驛通リ
(其他の地方)					
土木勤勞組合	昭和一〇、四		一五〇	仲木屋鑛一	八王子市子安町五二六
旭川總合勞働組合	昭和三、一一		六〇〇	小野寺秀隆	旭川市三ノ左十號
北海一般勞働組合	昭和二、三		三八〇	八木正高	旭川市五條十二丁目
北秋樽丸職工組合	昭和五、七		二五〇	川村純一	秋田縣大館町
仙臺製材職工組合	昭和六、四		一二〇	八十澤福次	仙臺市名掛町九

(1) 支持政黨ニナシ。(2) 機關紙ニ「大衆時報」月刊。(3) 西部鑛山勞働組合ヲ改稱。

足尾銅山鑛職夫組合聯合會	栃木縣足尾町通洞五五八八	大正一四、一	七組合	四、〇〇〇
北日本勞働組合	新潟市附船町一	大正一三、九		一、七〇〇
福井縣勤勞同志會	福井市豐島中町一四一	大正一四、六	一一支部	四、三〇〇(三五〇)
新宮木材勞働組合	和歌山縣新宮市東境町	昭和五		六〇〇
皇紀勞働者同盟	和歌山市宇須	昭和六、二	二支部	一、六〇(四五)
德島縣製鹽勞働組合聯合會	德島縣撫養町黑崎	昭和三、〇	七支部	七五〇
鹿兒島海友同志會	鹿兒島市易島町	昭和六、一		三五〇

(1) 社會大衆黨系。(2) 機關紙＝「福井勤勞新聞」月刊。

(1) 支持政黨＝ナシ、但シ國家主義的。(2) 紀州勤勞者同盟ヲ改稱。

V、農民組合

全國農民組合	總本部＝大阪市外布施市東足代二三 關東出張所＝東京市芝區田村町二ノ二榮和ビル	大正二、四、九	三二聯合會 五同準備會	五五、〇〇〇
北海道聯合會	旭川市九條十一丁目左十號	大正一四、九	二三支部	七〇〇
青森縣聯合會	西津輕郡稻垣村	大正一三、九	七〇支部	一、五〇〇
秋田縣聯合會	横手町	大正一四、五	六四支部	二、八五〇
中央部協議會	南秋田郡潟西村	大正一四		
宮城縣聯合會	仙臺市東七番町一二二	昭和九、三	四七支部	二、六八〇
福島縣聯合會	伊達郡飯坂村	昭和七、五	三八支部	二、二〇〇
新潟縣聯合會	新潟市學校通二番町	大正一三、二	一三支部	四、三五〇
栃木縣聯合會	宇都宮市三條町一三〇二	昭和四、一〇	四六支部	一、三〇〇

機關紙＝「土地と自由」月刊。(3) 現勢ハ昭和十一年度大會報告ニ基ク。

前田隆一	杉山元治郎	荒量太郎	菊地養之輔	二七五
吉野松太郎		淡谷悠藏	八百板正	
齊木重一		川俣清音	稻村隆一	
北野周一			板橋英雄	
川合洋光				
村田政吉				
格田助一				

茨城縣聯合會	結城郡水海道町	昭和三、三	一六支部	四五〇	菊地重作
千葉縣聯合會	印旛郡木下町驛前	大正一三、二	二五支部	五五〇	山本源二郎
埼玉縣聯合會	大野郡岡部村	昭和四、四	二四支部	六五〇	山口正一
群馬縣聯合會	前橋市南曲輪町二〇	大正二、四	四三支部	一、四〇〇	須永好
東京府聯合會	八王子市平岡町五八	昭和四、一	二二支部	八五〇	中村高一
山梨縣聯合會	甲府市百石町三九〇	昭和五、四	四六支部	一、三〇〇	秋山要
長野縣聯合會	長野縣上諏訪町濱林方	昭和六、三	二八支部	一、二〇〇	林虎雄
靜岡縣聯合會	富士郡須津村		四二支部	一、九〇〇	福島義一
岐阜縣聯合會	岐阜市外加納町稻荷町四丁目	大正一三、四	三三支部	一、五〇〇	尾關善一
三重縣聯合會	松坂市清生	大正三、四	四九支部	二、八〇〇	小林勝五郎
京都府聯合會	京都市丸太町間ノ町西入	大正二	六五支部	一、六〇〇	田中義男
大阪府聯合會	布施市東足代二三	大正二	一二〇支部	三、二〇〇	杉山元治郎 田邊紹
奈良縣聯合會	高市郡金橋村東坊城	大正三	四三支部	一、六〇〇	竹村良一
和歌山縣聯合會	和歌山市	昭和二、三	二四支部	八〇〇	松坂榮二郎
兵庫縣聯合會	武庫郡瓦木村上瓦木上天道岡	大正一三	二六支部	一、七〇〇	長尾有
岡山縣聯合會	岡山市	大正二	八七支部	三、五〇〇	宮向國平
廣島縣聯合會	加茂郡造賀村	大正一四	九支部	四五〇	片岡重介
鳥取縣聯合會	西伯郡村河岡	大正三	二四支部	一、〇〇〇	船木船治
高知縣聯合會	高知市天神町	昭和七、七	三二支部	八五〇	岡崎精郎
德島縣聯合會	德島市佐古町北佐古驛前	昭和三、八	四七支部	一、三〇〇	竹治豐
愛媛縣聯合會	松山市永代町一七	大正一三	三〇支部	六五〇	上野春見
福岡縣聯合會	京都郡行橋町	昭和七、一〇	四〇支部	一、八〇〇	田原春次
福佐聯合會	佐賀縣三養基郡鳥栁町	大正一三	六〇支部	二、五〇〇	石田樹心

其他、香川縣聯合會（長前川正一、員一、五〇〇）△富山縣聯合會（長矢後喜藏、支部三五、員一、四〇〇）及ビ熊本（員一〇〇）、愛知（員二〇〇）、岩手（員一五〇）、福井（員一五〇）、鹿兒島（員二〇〇）、島根（員二〇〇）、山形（員七〇）ノ七縣ニ準備會アリ。

日本農民組合總同盟

東京市京橋區築地四ノ四中屋ビル　昭和七、四、二九　一一聯合會　三五、三〇〇　鈴木文治　松永義雄

(1) 支持政黨＝社會大衆黨。(2) 機關紙＝「農村運動」月刊。(3) 全國農民組合トノ合同ハ時期ノ問題ト見ラル。

（主要聯合會）

關東同盟（東京市京橋區築地四ノ四中屋ビル、七聯合會、四準備會）△東京府聯合會（東京市世田ヶ谷池尻二三七三、十六支部五準備會）△埼玉縣聯合會（川口市金町二ノ三二六勞働會館、一四支部）△神奈川縣聯合會（川崎市新川通勞働會館、三支部）△群馬縣聯合會（勢多郡富士見村原之郷、四支部）△長野縣聯合會（一〇支部）△秋田縣聯合會（秋田市長ノ下堀反町六、一〇支部）△福島縣聯合會（郡山市堂前町一五、六支部）△愛知縣聯合會（小牧町、三支部）△靜岡縣聯合會（掛川町六三〇、八支部）△廣島縣聯合會（福山市新馬場町、三支部）△高知縣聯合會（高知市北奉公人町五〇、三支部）△千葉縣聯準備會（市川市五丁目一七三一）△茨城縣聯準備會（北相馬郡長崎村川崎）△京都府聯準備會（伏見茨鷹匠町）△石川縣聯準備會（七尾町橋町二）△兵庫縣聯準備會（武庫郡御影町濱中）△岐阜支部協議會（土岐町可知方）△福岡支部協議會（直方町驛前岡本方）△新潟支部協議會（出雲崎町志田留吉方）

日本農民組合

東京市芝區琴平町二、虎ノ門會館　昭和六、一　一九聯合會　四二、二〇〇　平野力三

(1) 支持政黨＝皇道會。(2) 機關紙＝「日本農民新聞」月刊。

（主要聯合會）

北海道縣合會（空知郡江部乙、員五〇〇）△岩手縣聯準備會（九戸郡久慈町榮町、員三〇〇、長大塚岩次郎）△山形縣聯合會（北村山郡大高根村富並、員一、五〇〇）△宮城縣聯合會（仙臺市小田原金剛院一ノ六、員六〇〇、長上川名安協雄）△栃木縣聯合會（栃木縣足利郡山邊村山邊、員五〇〇、長三田良作）△群馬縣聯準備會（山田郡毛利田村、員五〇〇、長坂本利一）△埼玉縣聯合會（埼玉縣粕壁町四六〇、員六〇〇、長福島喜市）△新潟縣聯合會（北蒲原郡志築地村、員三〇〇、長西村福平）△山梨縣聯合會（甲府市百石町七、員二五、〇〇〇、長松澤一）△靜岡縣聯合會（志太郡藤枝町西益津、員一〇〇〇）△愛知縣聯合會（東春日井郡小牧町西町、員三〇〇）△滋賀縣聯合會（蒲生郡八幡町、員五〇〇、長池野茂）△京都府聯合會（京都市東山區今熊野劍ノ宮一、員三〇）△岡山縣聯合會（和氣郡和氣町六、員三〇〇、長山上保）△香川縣聯合會（綾歌郡川津村、員四〇〇、長藤本金助）△大分縣聯合會（宇佐郡糸口村時枝、員二〇

○△福岡縣聯合會（浮羽郡吉井町上吉井、員一五〇〇、長稻富稜人）

其他ノ農民組合

北日本農民組合	新潟市學校裏町二六	大正一四	三五一支部	八、五〇〇	玉井潤次
	(1) 支持政黨＝日本無產黨。(2) 機關紙＝「農民新聞」月刊。				
皇國農民同盟	大阪市北區曾根崎上四ノ一九	昭和八、三	五聯合會	二、〇〇〇	吉田賢一
	(1) 支持政黨＝日本革新黨 (2) 機關紙＝「皇國農民新聞」月刊。				
大阪聯合會	同	昭和一〇、八	五二支部	三、二〇〇	寺島宗一郎
兵庫縣聯合會	明石市大藤町八丁目	同	五〇支部	三、二〇〇	吉田賢一
奈良縣聯合會	北葛城郡當麻村	昭和二、二	一八支部	一、一〇〇	駒井菊松
和歌山縣聯合會	伊都郡野口町	昭和一〇、二	一六支部	一、四〇〇	山中武雄
山陰聯合會	鳥取縣西伯郡成實村	昭和一三、七	一六支部	二、〇〇〇	野口龍三
皇國農民自治聯盟	東京市麴町區內幸町幸ビル	昭和七、五	六八支部	九、〇〇〇	石橋彌
	(1) 支持政黨＝ナシ、但シ舊愛國政治同盟系。(2) 機關紙＝「農本自治」月刊。				
中國振農會	鳥取縣東伯郡上北條村中江四	昭和二、一〇	三五支部	一、〇〇〇	門田定藏
	(1) 支持政黨＝ナシ、但シ社會大衆黨其他ト協力。				
土佐農民總組合	高知市江ノ口九四一	昭和四、七	八七支部	二五、三三五	大石大
	(1) 愛國勞働農民同志會加盟。				
富山縣勤勞農民同盟	高岡市西畑町	昭和九、九	一四支部	一、二〇〇	萩原貞一
	(1) 支持政黨＝ナシ。(2) 機關紙＝「天聲新聞」月刊。				
日本小作人總同盟	群馬縣山田郡毛里田村	大正一五、一〇	三一支部	三、五〇〇	阪本利一
皇國農民組合同盟	名古屋市西區八坂町九七	昭和一〇、一〇	二一支部	四、二五〇	岩內隆平
	(1) 愛國勞働農民同志會支持。				

第三篇　無産政黨

第一章　無産政黨の共通運動

謂ゆる無産政黨が今日既に單一政黨を結成し、社會大衆黨を通じて政治運動を展開しており、これに對する國家社會主義乃至日本主義的政黨或ひは非合法政黨は、その立場の懸隔が甚しい爲にこれらの諸政黨が無産戰線において翼を連ねて何らかの共通運動を遂行することは殆んどありえないと云つてよい。したがつてここでは謂ゆる無産政黨の選擧運動及び政治戰線統一の運動を記述し、國家主義的政黨の共通運動は便宜上次章第三節に之を記述することとした。

第一節　無産政黨の選擧運動

昨秋の第三回府縣會選擧において無産政黨は著しき躍進の跡を示した。本年は二月の總選擧をはじめとし、東京、神奈川等謂ゆる震災地區の府縣會選擧（六月）、北海道會選擧（八月）、東京區會選擧その他地方自治體の各種選擧戰においても、社大黨を先頭とする無産政黨が劃期的進出を遂げ、無産政治運動における社大黨の勢力は著しく擴大した。

一　普選第四次總選擧

第六十八議會は本年一月解散され、二月二十日を期して岡田内閣の下に第四次總選擧が行れた。今回の總選擧は滿洲事變以後日本が政治・經濟或ひは社會的に深刻な轉換を經た以後の最初のものであり、同時に選擧法の改正と選擧肅正運動とにより、從來の選擧とは幾分その趣を異にしてゐる。したがつて、國民の總意が選擧結果に如何に反映するかは無産政黨にとつても亦重大な關心事であつた。社會大衆黨其他の選擧對策・政策及び選擧結果を示せば次の如し。

1　總選擧對策

第六十八議會は解散を豫期せられてゐたため各派共早くから總選擧對策を講じつつあつた。

社會大衆黨　社大黨は昨年來屢々選擧對策を協議し、本年一月の第四回大會においてその根本方針を決定した。更に一月二十一日「議會解散に關する聲明書」を發表し、第一號「選擧鬪爭」指令を支部、聯合會に發し、同廿七日「選擧公報草案」を、二十八日指令第二號「總選擧情勢並に鬪爭組織について」、指令第三號「公認申請に關して」及び通達第三號「立候補せざる地區」の運動方針を指示した。その他、二月十日東京日比谷公會堂に關東大會を開催し、更に選擧期日の切迫と共に、十八日在京新聞社に對し總選擧決戰聲明書及び棄權防止に對する協力要請書を發送した。又選擧肅正運動に關しても、一月二十二日緊急常任委員會を召集、安部委員長は選擧費千五百圓案を提出、肅正宣言を發表した。

尙、社大黨は常任中央執行委員中より特別對策委員を任命し、

この總選擧對策委員會を鬪爭の最高指導部とした。(委員長三輪壽壯、事務長平野學、委員　片山哲・松永義雄・河上丈太郎。)

全國農民組合　全農は一は社大黨と、一は全評と共に、すなはち前者は社大黨第四回大會に、後者は二法案獲得勞農大會に參加し、また自らは一月十五日第十五回全國大會を開催すると共に、選擧對策委員會の設置を決定し、又一月二十一日達示第一號「總本部選擧鬪爭開始」及び總選擧宣言を發表した。

日本勞働組合全國評議會　全評は十年十一月の第二回大會において總選擧對策を決定し、更に本年一月十一日選擧對策委員會を開き選擧鬪爭に關する根本方針を決定した。また一月、二法案獲得勞農大會を開き社大黨外諸組合の連携をはかつた。

2　總選擧政策

社會大衆黨　社大黨が第四回大會において決定せる「總選擧政策要綱」は次の如し。

昭和十一年度總選擧政策

(一)　中心スローガン　一、先づ國內改革の斷行！　一、民衆富んで國防全し　一、過去か未來か、既成政黨か大衆黨か　一、肅正の一票は大衆黨へ

(二)　中心政綱　一、勤勞議會政治の建設　一、大衆增稅反對一、國民年金制の卽時制定　一、民衆商工金庫の設置　一、重要產業の國營化　一、農產損失の國家補償

(三)　選擧政綱

〔政治政策〕　イ、選擧肅正の徹底(A、買收犯　嚴罰B、混同開票制の採用)　ロ、選擧法の卽時改正(A、大選擧區(一府縣一選擧區)比例代表制　B、有權者年齡を滿二十才まで低下　C、選擧公營の徹底)　ハ、職能代表による貴族院改革　ニ、國民經濟會議の設置(內閣審議會の廢止と內閣調査局の根本的改革)　ホ、內閣制度及行政機構の改革

〔財政政策〕　イ、軍事費の標準化　ロ、稅制の根本的改革(A、大衆課稅の廢止　B、綜合財產稅の創設)　ハ、社會的地方交付金十億圓、ニ、國債利子支拂猶豫

〔產業政策〕　イ、重要產業の國營　ロ、配當制限法の制定　ハ、農業損害保險の創設　ニ、中小商工業者及農民の生產資金の無擔保金融(A、民衆商工金庫の創設　B、國立農業信用銀行の創設C、農家借金支拂猶豫)　ホ、都市農村の均衡化

〔社會政策〕　イ、國民年金制(養老、寡婦、孤兒年金制の確立)　ロ、勞働者保護法の制定(A、勞働組合法の制定　B、海員法の改正C、勞働者最低賃銀法の制定　D、失業保險制の確立　E、母子扶助法の制定　F、商店員保護法の制定)　ハ、小作法及小作組合法の制定　ニ、國民健康保險制の確立

〔外交政策〕　(一)　我黨は立黨以來國際平和確立の基調に立ち、急迫する資本主義的戰爭の危機克服、激化する對立國際關係整調の爲めに戰ひ來つた。卽ち滿洲事變に對する批判、滿洲國を自主的なる民族獨立國家として成立させる爲め治外法權の撤廢、鐵道付屬地その他滿洲國に於ける權益の讓渡、北鐵買收、更に國際聯盟脫退反對、日ソ不侵略條約の提唱、日支平和工作の促進、太平洋安全保障條約の設定等を强調した。(二)我等は如上の我黨の國際政策を、最近の國際情勢に照應し、發展せしめ左の如き外交政策

を提唱せんとす。

イ、自足・孤立・ブロック經濟主義に反對し、市場、資源の解放

貿易の自由。ロ、滿洲國の經濟建設に對し　1、資本主義政策への逆轉を阻止し　2、自主的なる民族獨立國家としての發展を助成し、その爲めに滿洲國に於ける一切の權益の讓渡、統一的なる經濟工作の助成。ハ、極東被壓迫民族の提携　ニ、日支國際關係の整調　ホ、日ソ不侵略條約の即時締結　ヘ、太平洋安全保障條約の締結　ト、海軍々縮問題に對し、建艦競爭を廢絕し、平和工作を積極的に發展せしむること。

日本勞働組合全國評議會　全評は前年度大會の決議に基き總選擧對策委員會を設けたが（委員長―安平政治部長）、更に本年一月十二日左記基本方針を指令した。（第三回全國大會報告書に據る）

（一）來るべき總選擧に對しては、出來得る限り積極的に總選擧戰を闘ふこと。

（二）廣汎なる未組織大衆を動員する無產政治闘爭をかき立てる機會とすること。

（三）勞働組合の統一戰線のために、勞農提携の强化のために、地方勞農協議會を確立する事。

（四）候補者の選定について。イ、出來るだけ獨自の候補を立てること　ロ、獨自の候補なき時は、當該地方無產團體協議會或ひは勞農協議會の如き友誼團體間の協議により當該地方の推薦すべき候補を立てること　ハ、社大黨其他の所謂無產候補に對しては、當該地方組合機關に於て態度を決定し、本部の對策委員會に上申し裁定をあほぐこと。

（五）應援闘爭について。　イ、全國評議會としては獨自の候補を立て、全勢力を集中すること、即ち闘爭基金、推薦演說者等に集中すること　ロ、全農、水平社、社大黨の一部階級的候補者のためには積極的な應援運動をなすこと。

（六）投票について。（略）

總選擧闘爭のスローガンは次の如くである。

〔中心スローガン〕（略）

3　選擧結果

先づ立候補の狀況を見るに、社大黨其他を通じて立候補者總計三八名で、これを前回（第三次）に比較すれば六名の增加であるが、第二次總選擧に比較すれば五八名の減少である。選擧の結果は當選者二二名、總得票數六三五、五七一票で、これを前回に比較すれは、當選者において十七名を增加し、前二回の當選者各五名、第一次普選の八名に比べて著しい增加である。更にその中十二名は最高點當選者であり、又七名の次點を出してゐる。得票數についてみれば更に大きな增加を示してゐる。即ち今次の得票數は第一次普選の四十九萬票、第二次の五十一萬票、第三次の二十九萬票に比べ著しい增加

である。かく無産政黨は第四回總選擧において劃期的進出をとげたが、これについては既成政黨に對する大衆の信頼の喪失、統一戰線の成果および選擧肅正の間接的效果或ひは國家主義的團體の意外の不振を通じてそれがみられるやうである。

いま今回の成績を過去三回のそれと比較すれば次の如くである。（本項における數字は社會局調に據る）

黨派	候補者	當選者	得票數
昭和三年 社會民衆黨	一七	四	一三〇、〇三九
日本勞農黨	一三	一	八五、六九八
勞働農民黨	四〇	二	一九三、〇四七
日本農民黨	三	—	四四、二〇三
地方無產黨	六	一	四六、七六六
總計	八八	八	四八九、七五三

第四回（普選）總選擧の結果（二月施行）

府縣選擧區	定員	立候補者數	總有效投票數	最下位當選者得票數	氏名	得票數	當落	備考
東京第一區	五	一七	八三二五九	七五六九	河野密	一四三八七	最高當	社大（新）
同第二區	五	九	八五〇三七	一二三三三	安部磯雄	二〇三七五	同	同（再）
同第四區	四	一六	七九〇一一	六六六〇	淺沼稻次郎	一三八〇五	同	同（新）
同第五區	五	一三	二六二〇〇五	二四三三五	加藤勘十	五三七一四	同	勞協系、全評（新）
同	〃	〃	〃	〃	麻生久	五三二三三	2當	社大（新）
同第六區	五	一一	二六五九八三	三二九八八	鈴木文治	三八五四三	2當	同（元）
同第七區	三	六	七四二三四	一三〇〇一	中村高一	五八一四	5落	同（新）

次に、本年度の成績を當研究所調によつて見れば左の如し。

昭和五年 社會民衆黨	三四	二	一七六、三三四	
日本大衆黨	二三	二	一六六、一四七	
勞農黨	一四	一	八二、六七八	
全國民衆黨	四	—	一九、六九五	
地方無產黨	二六	—	七九、一六五	
總計	一〇一	五	五二四、〇一八	
昭和七年 社會民衆黨	一五	三	一三二、二六二	
全國勞農大衆黨	一三	二	一三四、三六四	
日本國民社會黨	二	—	一三、三五一	
準備會	五	—	一八、八七六	
地方無產黨	三五	五	二八七、八五三	
總計	三〇	一八	五一八、八四四	
昭和十一年 社會大衆黨	八	六	一四六、五六三	
社會大衆黨以外ノ無產各派	三八	二四	六六五、四〇七	
總計				

大阪第一區	三	六	七四六〇二	一五九一六	二三四九八	田萬清臣	最高當	社	大（新）
同　第三區	四	八	八一四三六	一〇一四二	一一八五二	塚本重藏	3 當	同	（新）
同　第四區	四	九	一五〇三八三	二一九六〇	二五三一	川村保太郎	3 當	同	（新）
同　第五區	四	五	一三一〇一一	一五二九三	三三九〇四	杉山元治郎	最高當	同	（前）
京都第一區	五	一〇	一〇　五九〇	一〇九六五	一八四四二	水谷長三郎	同	同	（元）
神奈川第一區	三	七	九五〇六八	一八四九三	二一五八九	岡崎憲	同	同	（新）
同　第二區	四	七	九〇八四二	一五八九四	一九三八二	片山哲	2 當	同	（元）
兵庫第一區	五	一一	二六八五九	一二〇一三	三六八　〇	河上丈太郎	最高當	同	（元）
同　第二區	四	七	一〇六五四六	一五一七三	七二四一	長尾有	7 落	全農系	（新）
同　第三區	三	五	七八七六七	一三二二四	一一四〇〇	河合義一	次落	社	大（新）
福岡第一區	四	九	〇七九五六	一〇五五四	一四四三九	松本治一郎	3 當	全水系中立	（新）
同　第二區	五	九	一三五九五二	一七七〇六	三四一五九	龜井貫一郎	最高當	社	大（前）
同	〃	〃	〃	〃	九九八七	三浦愛二	次落	同	（新）
同　第三區	五	一三	一二二三七六	一一三九七	三五九六	野口彦一	11 落	同	（新）
同　第四區	四	九	九四〇五〇	八五五八	八三六一	田原春次	次落	同	（新）
同	〃	〃	〃	〃	三九五七	堂本爲廣	8 落	同	（新）
秋田第二區	三	六	八〇二五二	一三六七七	一七四一五	川俣清音	最高當	同	（新）
宮城第一區	五	一一	一二八一四八	一〇八三六	九六九三	菊池養之輔	次落	同	（新）
同　第二區	三	七	七五〇二六	一三一〇五	四四四六	佐々木東吾	6 落	同	（新）
群馬第一區	五	一〇	一二八五九一	一一五八五	八五八八	須永好	8 落	同	（新）
栃木第一區	五	一一	九八七四一	八六一六	八〇〇三	石山東吉	次落	同	（新）
新潟第三區	五	八	一一二三五八	一三九七三	一八〇二五	三宅正一	3 當	同	（新）
靜岡第二區	四	一〇	八八七三九	一一一七七	一一一七七	山崎劍二	4 當	同	（新）
岐阜第二區	三	七	六三五九四	九三四四	五四一六	三田村武夫	7 落	全農系中立	（新）

岡山第一	區	五	九	一一九〇七九	一二四七四	5	當	岡山團協全農（新）
廣島第一	區	四	七	一〇三七六〇	一五四〇七	6	落	社　大（新）
同	〃	〃	〃	〃	〃	7	落	農民クラブ（新）
香川第一	區	三	六	六五九七六	一二九〇一	次	落	全農系中立（新）
高知第二	區	三	四	六一五八九	一四四一七	最高	當	社　大（新）
熊本第一	區	五	六	一〇八二五一	一七〇二六	次	落	同　（新）
鹿兒島第二	區	四	一三	八六九一七	七四六〇	3	當	地方無産（新）

二　東京府會選擧・其他

六月の東京府會改選は二・二六事件後戒嚴令下の選擧であつたが、春の總選擧における躍進をそのまま受けつぎ、前回の二名より一躍二十二名の多數を獲得した。即ち社大黨は二十三名を立て十八名を、勞農無産協議會は六名を立て四名を、夫々當選せしめた。また神奈川においても社大黨は七名を立て前回の一名に對し一擧六名を當選せしめてゐる。その選擧結果は次の如し。

（イ）東京府會議員選擧（六月施行）

立候補地區	候補者氏名	得票數	當落	備考
神田區	内田藤七	一五六一	次落	社　大（新）
日本橋區	細田綱吉	一九九九	落	同　（新）
京橋區	阿部溫知	三一一六	2	當　同　（元）
芝區	植村金作	二七四七	3	當　同　（新）
小石川區	吉川守國	三五三七	2	當　同　（新）
本所區	山森庄一郎	四〇八八	3	當　同　（新）
品川區	植田重義	三六五八	3	當　同　（新）
淺草區	泉忠	二五一三	次	落　同　（新）
荏原區	安平鹿一	三五一二	2	當　勞　協（新）
〃	飯田五平	二三四九		落　社　大（新）
蒲田區	藤卷多一	四八二七	2	當　同　（新）
世田谷區	吉川末次郎	四二〇九	最高	當　社　大（新）
澁谷區	北田一郎	四二九〇	2	當　勞　協（新）
淀橋區	中島喜三郎	三〇二〇	3	當　同　（新）
中野區	渡邊潛	三六九六	2	當　社　大（新）
杉並區	磯崎眞助	三五九二	2	當　同　（新）
瀧野川區	西田秀雄	二七四七	次	落　同　（新）
荒川區	岩内善作	五四六八	4	當　同　（新）
深川區	渡邊文政	三二七三	4	當　同　（新）
〃	難波虎一			落　勞　協（新）
足立區	高橋渉	四一五六	3	當　社　大（新）
黑田壽男		一二四七四	5	當　岡山團協全農（新）
高橋武夫		九三五〇	6	落　社　大（新）
三上序一		七三五一	7	落　農民クラブ（新）
前川正一		一〇四二九	次	落　全農系中立（新）
佐竹晴記		一九九四三	最高	當　社　大（新）
宮村又八		四五四二	次	落　同　（新）
富吉榮二		一五四三四	3	當　地方無産（新）

城東區	三	熊本 虎藏	五三五一	2	當 同（新）
豐島區	五	爲藤 五郎	五二〇六	最高當	同（再）
〃	五	妹尾 義郎		落	勞協系中立（新）
葛飾區	二	森居 康	三八六三	2	當 社大（新）
目黑區	三	高梨 二男	四〇四三	3	當 同（新）
同	三	牧野松太郎	二六三八	次	落 勞協（新）
大森區	四	松本 淳三	四一一一	2	當 社大（新）
同	四	三輪 盛吉	二四七一	4	當 勞協（新）
向島區	三	海老澤 要	三〇六八	3	當 社大（新）

（ロ）神奈川縣會議員選擧（六月施行）

立候補地區	定員	候補者氏名	得票數	當落	備考
横濱鶴見區	三	門司 亮	三七〇七	最高當	社大（新）
同神奈川區	四	田上 松衞	三一三九	2	當 同（新）
同 中區	九	石河 京市	五五二三	2	當 同（元）
横須賀市	四	笹口 晃	五一〇三	最高當	同（新）
川崎市	四	土井 直作	四七二	最高當	同（前）
平塚市	一	宗像伊勢嘉	六二	次々落	同（薪）
中郡	三	加藤 吉松	四五三	落	同（新）

（八）北海道會議員選擧（八月施行）

北海道會議員改選に當り社大黨及び勞農無產協議會は候補者を立てて戰つたが、その成績次の如し。

立候補地區	選擧母體	候補者	所屬團體	得票數	當落
札幌	勞協	正木 清	全評	三八五	最高當
小樽	同	八木橋兼作	同	一一七	落
釧路	同	武本實三郎	同	一三三	次
旭川	社大	木下 源吾	勤勞同志會	二三四	次
空知	同	前川健太郎	全農	九七〇	落

第二節 政治戰線統一運動

我國無產階級運動は滿洲事變を契機として新たなる社會情勢の擡頭と社會民衆黨、全國勞農大衆黨內における國家社會主義的潮流の發生に當面した。かかる新情勢の擡頭から無產階級政治勢力防衞のために、昭和七年七月前記二政黨による社會大衆黨が結成されるに至つた。その結成の目標は「資本主義打倒のための單一戰線結成、組合戰線の統一、勞農機構の强化、中間社會層への働きかけの强化、フアツショ反對戰線の强力結集」等にあつたものの如くである。かくして結成された社大黨は日本勞働組合會議、全國農民組合或ひは中間社會層・市民團體の大量的參加をえて、我國合法舞臺における政治戰線 統一强化を一應完了し、勞働者、農民を基礎とする政治勢力中社大黨の占める比重は極めて大なるものとなつたとはいへ、滿洲事變後の困難な情勢のもとにおけるその鬪爭力は極めて微弱であり、また組織的勢力の發展も殆んどみるべきものがない狀態であつた。かかる社大黨の情勢に攻勢的

轉換を與へたものは、昨年秋の府縣會選擧、本年二月の總選擧における社大黨を先頭とする無產派の飛躍的進出であつた。この二つの選擧戰の結果は、社大黨をして我國唯一つの無產政黨たるの諸條件を具備せしむるに至つたが、更に二・二六事件を契機とするその後の政治情勢の變化は、社大黨を中心とする無產政治戰線統一の問題を二月の總選擧以後の當面の問題として日程に上すに至つたとみられるのである。即ち、最近迄全部的支持に至らなかつた全農內部において、社大黨支持の傾向が濃厚となり、奈良、岡山、北海道、和歌山、千葉、茨城等々に全農の組織線に沿ふ黨支部の再建・新設を見た。更に大阪、神戸等の勞働組合、東京ガス工組合が社大黨支持を決定し、東京市從業員組合また同黨支持を決定、組合會議加盟を決議して以來、東交を中心に市從、自勞、全評より の支持申込が行はれる等社大黨支持の運動は急速に表面化するに至つた。その主要なるものを記述すれば次の如くである。

(一) 岡山無產團體協議會の解消と岡山支部の結成　社大黨結成に當り無產政黨無用の立場から勞農大衆黨の支部を解散、全農全評、全水、新興佛教青年同盟等を中心に岡山地方無產團體協議會を結成し、縣議戰・總選擧を行つたが、本年七月十六日、團協を解消して新に社大黨岡山支部を結成した。

(二) 奈良無產團體協議會を中心とする奈良支部の結成　全農、全水、貝釦工組合を中心に二月末以來準備活動を續けつつあつたが、六月社大黨支部に編成替を行つた。

(三) 大阪無產團體協議會の社大黨支持と入黨　大阪地方の中間派團體の結成する大阪地方勞農團體協議會（加盟團體—大阪市電從、自從、全評、全農、全水、大阪木材、全泉勞働、大阪消費、勞救）は二月の總選擧當時、既に社大黨支持の態度にあつた。「團協」の中心勢力たる、大阪市電從は七月二十一日の執行委員會において社大黨支持の積極的態度を決定したが、これに基いて「團協」は同二十五日社大黨支持を決定し、二十九日社大黨に對し正式支持を申込んだ。これに對し社大黨大阪府聯は委員會を設置し、八月四日（一）團協の支持申込受諾（二）團體別加盟地域別入黨（三）團協の解體（四）關係勞働組合の組合會議への加盟等の條件を決定した。その結果八月六日大阪市電從の支持表明を先頭として、他團體も夫々支持・入黨を行ふに至つた。更にこれと前後し、八月八日の近畿地方勞農無產團體協議會（參加團體—前記大阪團協加盟團體のほか全評神戸・京都地協、全農奈良・兵庫縣聯、神戸市電從、名古屋合同勞働、松坂無產團協等）は「無產政治戰線統一近畿地方懇談會」の名において次の如き申合せを行つた。

「申合せ」「近畿地方の社大黨外の各無產勞働團體はその府縣における協議機關を通じて連絡を緊密にし、……（略）……社大黨を中心として全國的政治戰線統一强化のため戰ふと共に、社大黨並に勞農協議會に對し、無產政治戰線の速かなる統一の協力を要請し、積極的行動を以て其の完成の爲に

邁進す。」

これに對し社大黨大阪府聯は八月十一日、大阪團協の支持受諾の場合と同樣の條件を以て支持承認を回答した。

(四) 其他の地方 北海道においては全農を中心とし、社大黨及び無産團體協議會の結成運動が進められ、その後八月の道議戰において社大、勞協の中央における對立を反映したため、一時停滯したが、再び繼續され、旭川に黨支部が結成された。その他鹿兒島、三重、長野等何れも全農を中心に、無産團體協議會の形態から、社大黨支部結成の方向に運動を進めた。

勞農無産協議會は東京地方において、社大黨と對立し、社大黨外組織たる東交、市從、全評、關東工聯、關消聯を中心とする運動組織たる「勞協」から、府縣議戰を目標とする政治結社へ、更に、個人加盟による再結成への三段階をへて結成され、質的にも變化し暫定的にも政黨として社大黨との摩擦・對立を各所に出現した。勞協は結成の當初より戰線統一を宣言し、社大黨外諸勢力を糾合したうへ、一定條件の下に社大黨と合同せんと意圖してゐたやうであるが、この新黨樹立の統一戰線に及ぼす影響に鑑み、市從・東交內部には別途の方針に基づく社大黨支持の傾向も亦擡頭するに至つた。

東京地方における主なる經過は次の如くである。

(一) 東京市從業員組合 東京市從は八月二日の年次大會において「我々は斷乎として社會大衆黨と日本勞働組合會議に參加し此の兩者が抱擁する組織大衆と直接組合によつて實踐的に社會大衆黨並びに組合會議を我が國における反ファッショ闘爭の主體勢力たらしむると共に、それに政治的經濟的闘爭の兩分野に於ける日本の戰線を眞に正しく發展擴大せしめ得る方針に轉換せねばならぬ」旨を決議し、八月　日東交、全評、自勞にこの旨を提唱し、態度決定を要望した。

(二) 東京交通勞働組合 東交は八月十二日中央委員會を開き、統一の基本方針「社大黨を中軸として、ファッショ反對の明確なる一線の下に社大黨外の階級政治勢力を全的に統一する事」を、また具體的方針として(一)全的統一委員八名の選出(二)僚友團體との共同實踐(三)共同闘爭の展開(四)地區における大衆的結合を決定した。

八月二十七日、東交、市從、全評、自勞四團體の統一促進委員會は「反ファッショ政治戰線は社大黨を中心として一切の無産勢力を結合することによつて實現すべき事」を決議し、二十九日代表は社大黨本部において淺沼、平野兩氏と會見し、社大黨參加申込書を手交した。これに對して社大黨は九月一日、(一)我黨は從來門戸を開放し、無産政治戰線强化に努力してゐる (二)黨立黨の精神政綱、黨規を承認の上夫々正規機關において黨支持を決定されたい (三)四團體申込書の趣旨は諒承した、旨を回答した。

(三) 勞農無産協議會 勞協は四團體の提議と同時に、社大黨が門戸を開放するならば、我等も欣然參加する旨を聲明したが、九月三日社大黨に對し無條件合同を提議した。これに對し社大黨は「我黨は四團體に回答せるが如く門戸は開放してゐるが、

貴團體は四團體の個人によつて結成されてゐるので、四團體の黨に對する態度を決定すれば自ら合同問題は解消する」旨を回答した。

かくて四團體による支持申込は社大黨が勞協を合同の對象と認めず、申込を拒否したため蹉跌し、その結果四團體代表は全農黒田壽男、全水松本治一郎の兩代議士に斡旋を依頼した。これを受諾せる兩氏は十月十一日以後社大黨幹部と數次に亘る折衝を續けた。また大阪無產團體協議會代表者も上京各方面に運動を續けた。一方社大黨は十月十九日の中央執行委員會においては、單に合同問題の經過報告のみに止めてゐたが、十二月の大會においては本問題に關し、「日本における無產階級運動當面の問題は人民戰線を論ずる前に、其主體的勢力完成の爲に闘ふべきである。從つてあらゆる勞農團體は此の際社會大衆黨の旗の下に結成すべきである」との方針を決定した。合同問題はかくの如くして表面的には進行をみず、社大黨・組合會議の反對論、勞協との感情的對立等の影響もあり、一頓挫を來すに至つたが、地方或は團體によつては社大黨支持の熱意は依然として殘存してゐたやうである。

人民戰線の運動　この國における謂ゆる「人民戰線」の問題は、無產政黨の「政治戰線統一運動」の中に織込まれて提起されるに至つたのであるが、それは最近におけるフランス及びスペインの「人民戰線運動」と、新聞雜誌を通じて評論家、社會運動關係者が人民戰線の思想・運動を紹介したこと等に始まつてゐる。そしてこの問題が無產運動の中で決議に現はされたのは、謂ゆる下からの戰線統一を主張して社大黨支部結成に乘り出した岡山地方無產團體協議會が五月二十四日、黨支部結成準備會の席上、これを當面の闘爭題目の一つとして掲げたに始る。謂ゆる「人民戰線」なるものは日本においては今日成立してゐないやうであるし、したがつて例のコミンタンの決議などに卽してみても、その成立はおそらく困難である。たゞ、組合戰線或ひは政治戰線統一の運動を通じて、それへの組織的前提ともいふべきものが形成されつつあるとみるものがあるとしても、それが外國風の「反ファッショ人民戰線」の大衆組織となるとは斷じ得まい。現在の社大黨は人民戰線を否定してをり、組合會議も亦九月の第五回執行委員會において人民戰線排擊の態度を決定してゐるやうである。社大黨自體が如何に愼重な態度にあるかは、十二月の第五回大會の一般運動方針書中に掲げたる左記の「人民戰線」運動對策によつても明かである。

「我國無產運動に於て留意す可きことは、反ファッショ闘爭の方法として人民戰線を結成せんとする運動と、單一革新政治勢力た

る我黨に統一强化せんとする二の運動傾向が現はれたことである。人民戰線運動は我國の社會勢力を無視せる非現實的鬪爭の故に何等の發展を見ずに終り、今日この人民戰線的方針をとらんとする一二の小勢力が地方的政治勢力を結成しつゝあるも、全然將來への發展性を有しない。無產政治戰線は我黨に統一集中され、我黨は今や唯一絕對の革新政治勢力となりつゝある」。

勞農無產協議會の如きは「人民戰線の推進力」たることを聲明して生れたのであつたが、その運動の經過についてみれば、進展しつつあつた無產政治戰線統一運動の過程にこれを注入したことによつて、却つて統一運動を後退せしめたるが如き嫌なしとしないであらう。

第二章　無產政黨各個の運動

第一節　社會大衆黨

1　運動の概況

社會大衆黨は昭和十一年末をもつて結黨後五ケ年を經たことになる。我國における勞働者農民を基礎とする政治勢力のうち、最大の比重をもつものは社會大衆黨であり、無產政治戰線統一途上に重要な地位を占めてゐるものも亦社會大衆黨であるといはれよう。しかし、社會大衆黨が我が無產陣營における殆んど唯一つの政黨として創成したときは、恰も世界經濟恐慌の深化と不況の眞只中であり、その使命は重大であつたとともに、現實問題としてその任務は明らかに過重であつたといへる。殊に非常時情勢下におけるその運動方針は色々な影響を蒙らざるをえなかつた。昭和八年六月黨聯合委員會の提唱せる「轉換期日本の建設政策」或ひは昭和九年秋の謂ゆる軍部パンレフットに對する黨機關紙上における支持の意見の如き、その現はれである。かくの如く端的にいへば對立主義を緩和し、國民的な實際的・建設的革新政策を盛るに至つた社大黨は九年度大會において（一）組織連絡の强化、（二）具體的政策の確立、（三）黨組織をあらゆる層に浸透せしめること、（四）支持團體との緊密化等々の組織擴大强化の方策を決定し、「攻勢」への準備を整へた。この第二年たる昭和十年においては「戰勝方略三ケ年計畫案」を樹立し、組織の擴大强化、國策案の樹立或ひは選擧戰の進出等に努力し來つた。

十年の普選による第三回府縣會選擧および本年二月の總選擧における躍進を契機として、勞働者・農民・小市民は、社大黨に對して新たなる期待をかけるに至つたのである。社大黨また本年を「攻勢第三年」「躍進第一年」と規定してきた。このスローガンにもとづき黨は果してどこまで效果をあげ得

たか。次にかかぐる黨自身の「昭和十一年度闘爭報告」によつてこれを窺はう。

まづ上半期の活動について報告はいふ。

イ、第四次普選と社大黨。　全國に三十名の立候補者を擁立し、既成政黨の牙城に總攻撃を敢行した。總選擧戰に於ける戰績は、「總選擧報告」中に詳細に採錄してあるが、我黨は十八名の當選者中十二名の最高點者を獲得し、正に飛躍的發展を遂げた。

ロ、第三次ブルジヨア協力內閣と社大黨。　二・二六事件の勃發、岡田內閣の崩壞、新政權樹立の直前、黨の態度を闡明して、（三月二日）次の如き聲明書を發表した。

一、過ぐる總選擧に於て我黨が躍進的勝利をした所以は、國民大衆に內在する膨湃たる國家革新の氣運に依るものと信ずる。偶々今回の事件に遇つて益々使命の重大なるを痛感する。

二、今回の事件が勃發せるに對しては、その原因の遠く且つ深きを思ひ輕々なる批判を抑制するものであるが、少くとも五・一五事件以來齋藤、岡田兩內閣が一時の糊塗を念として革新の熱望を蹂躙し來つたことに大なる原因ありと信ずる。

三、國家革新の樞軸は、國內改革の斷行、政治の舊殼を打破すると共に國民生活を安定し、大衆に明日の希望を與へるにありと信ずる。この意味に於て我黨は、財閥、官僚、軍部、既成政黨等の如き一部特權階級の合作たる現狀維持的擧國政權を排し、國民大衆を基底とせる革新的政權の樹立を要求する。

四、我等は三度かゝる不祥事の勃發なからしむるため、國民と共に今回の事件の貴重なる國家の犠牲を活かし、更始一新のために邁進せんことを誓ふものである。重ねて我等は黨の政綱を天下に明示し、これを即時斷行せんとするものである。

一、重要產業の國營、金融、保險並貿易の國家管理　二、耕作權を確保する土地の國家管理案　三、重要農產物の國家統制　四、稅制の根本的改革（資本家增稅による消費稅の徹底的輕減）五、國民年金制の制定　六、中小商工業者、金融機關の設立　七、農家借金の徹底的整理　八、勞働組合法、小作法の制定　九、醫療組合の公營。

更に二月九日、廣田內閣の成立に際し、次の如き聲明書を發して、我黨は唯一つの在野黨として、全國民大衆の要望を體して戰ふべきことを明にした。また廣田內閣の組閣以來の行動に對し、具體的事實を擧げて黨の見解を示すと共に闘爭準備を聲明した。

〔聲明書〕　我黨は曩に岡田內閣の總辭職に際し、今日の非常時局に對する黨の態度を闡明し、具體的政策を明示し、眞に革新政權の樹立によつて舊來のブルヂヨア的僞瞞政策を廢棄し積極的に民衆生活打開の爲めに邁進すべきことを提唱した。然るに、組閣工作史上正に異例的なる陣痛を經て、漸く成立せる廣田內閣は、舊態依然たる現狀維持的勢力の共同戰線體であり、餘りにも明白なる僞裝擧國一致內閣であるが、自らは「政黨、軍部、官僚の別なく積弊を芟除し確固不拔の國策を樹立」する革新內閣と自稱してゐる。廣田內閣は、その組閣に際し自ら聲明せる「舊來の秕政を一新し國際關係を自主積極的に整調し、非常時局を打開」し「以つて其一大革正を斷行せん」に省りみて、即日革新政策を具體化

し、來るべき臨時議會に於て提出さるる追加豫算の中に國民生活の安定並に所謂廣義國防の具體的政策を明示し國民大衆に應答すべし。我黨は唯一の在野黨として、全國民大衆の要望を體し、廣田內閣の行動を嚴重に監視すると共に我黨年來の主張貫徹の爲めに邁進せん。

八、特別議會闘爭準備。 特別議會を前にして黨の活動を最も必要とする際に或嚴令の爲め、正規の會合が開けず非常なる不便を感じたが、我黨はその重責に省みて全力を議會に集中し、闘爭の準備を本部總動員を以つて進めた。廣田內閣成立以來の行動に對する我黨の見解と特別議會闘爭準備は大體次の如き方針に據つた。廣田內閣の成立に當つて世人は時局の重大なるに鑑みこゝに何等かの革新的政治の實現さるべきことを期待し、我等もまた、庶政を刷新し國民生活の安定を躬行せんと聲明した內閣の抱負が如何なる形をもつて實行に移されるであらうことを豫定してゐたのである。然るに去る三月十四日に公表せられたる內閣の施政綱を見るに、言辭の抽象的なるは姑く措くとするもその內容には何等革新的なるを示唆するものなく、國民生活の安定を企圖する熱意を推測せしむるものなく、舊態依然たる現狀維持內閣たる失はない。……我等は廣田內閣が時局擔當の能力なきことをこゝに明白に認識すると共に、我等自身の積極的なる革新的政策を採るべき特別議會において明確にし、もつて大衆の要望に答へ得んがために、本部書記局は、

1、追加豫算案が如何に國民生活を無視せるものであるかを分析し、

2、增稅並に稅制改革案を國民大衆の立場より具體的に立案し、

3、重要產業國營に關する根本大綱並びにその具體計畫を準備し

4、經濟生活を基礎とする地方自治制度の改正、內閣制度及び行政機構の改革、並びに勤勞議會政治建設のための選擧法改正案を具體化し、

5、臨時議會に對する政府提出法案、すなはち地方財政交付金法案、商工中央金庫法案、重要產業統制法改正案、自動車業法案肥料統制法案、米穀自治管理法案、產繭處理統制法案、國民健康保險法案、退職積立金法案等を準備し、

6、更に黨獨自の立場より提案すべき勞働組合法案、小作法案、健康保險法案等の社會立法並にその建議案を準備しつつある。

尙、この外廣田內閣の政策聲明、增稅計畫、貴族院改革等の問題に對しても遲滯なく我等の態度を天下に示した。又非常時局を口實とするメーデー禁止の反動政策に對しては意見書を提出して一部官僚の日本主義に名を藉る反動的行動に抗議した。

二、積極的闘爭。

1、東北七縣の未曾有なる雪害的對策に關し、黨は三宅、川俣の兩代議士を中心としてこれが救援運動に先鞭をつけ、新潟縣長岡市に民衆大會を開催すると共に、更に、山形縣新庄町に東北協議會を開催して具體的對策を樹立し、又四月十二日同二十三日迄新潟、秋田、青森、岩手、福島の各縣に雪害救援要求大演說會を開催し、杉山、鈴木、片山、水谷、山崎、淺沼の各代議士各地に轉戰して雪害救援運動の指導權を確保す。

2、本部主催の全國大遊説計畫は戒嚴令の關係上延期の已むなきに到つたが、各聯合會を中心とし黨の上半期宣傳闘爭は各地に活潑に展開した。

3、總選擧戰を通じ、統制紊亂の故を以つて、東京聯合會の中野支部及び淀橋支部準備會に解體を命じ、統制違反者を除名した地方總選擧戰以來支部設立に關する申請は十數ケ所に及び黨組織の擴大發展はめざましきものがある。

4、事務所の改善擴張と相俟つて事務組織を擴充し、常任政務書記の活動を促し、常時不斷に事務の統一、組織、計畫化を計つた。殊に調査部資料室の設立は、我黨昨年來の懸案たる國策案の作製を進行し、その全體系に渡つて成案を得る基本的準備である。

次に下半期活動について見るに、報告は左の如く述べてゐる。

イ、組織の擴大强化。（現有勢力―三二聯合會、三一四支部、黨費完納一〇萬人、影響數三五萬人）四月以降十月に至る半歲の期間に、岡山、奈良、北海道、三重等に組織を擴大し、更に鹿兒島、愛媛、福井、富山等の各地に黨の旗を進めつつある。また大阪に於いては、市電從業員組合、自動車勞働組合、全國水平社、全農大阪府聯、大阪木材、全泉勞働組合等の諸團體が、また東京に於いては瓦斯工勞働組合及び東京市從業員組合が黨支持參加の決議をなし、黨勢の飛躍的發展を見つつある。之と共に福岡、廣島、青森等に於ける合同統一が完成され、黨合同以來五ケ年、始めて黨內統制强化が確立された。

一方東京地方に於いて、東京交通勞働組合、東京自動車勞働組合、日本勞働組合全國評議會及び東京市從業員組合の四團體が參加の申込をなし、又勞農無產協議會が合同の提議を爲し來つたが黨本來の方針に基き、處置を決定した。

ロ、全國的宣傳闘爭。戒嚴令に依る政治的活動の制約は一時政治闘爭の休止的狀態を餘儀なくせしめられたが、之が撤廢と共に特別議會の成果を携げて、六月十三日大阪における西日本大會を契機とし、九月二十三日の仙臺市に於ける東北大會、九月二十八日足利市に於ける關東大會等を開催し、同時に本州、九州、四國の三府四十三縣に亘り大宣傳闘爭を敢行した。更に各縣聯合會大會を機に宣傳闘爭を敢行し有終の成果を擧げた。

ハ、選擧闘爭。東京、神奈川の府縣議戰をはじめ、廣島、京都北海道、川崎、長岡等の各地に於ける選擧戰に我等は黨の劃期的勝利を收めた。殊に東京府會選擧に於ける十八名、神奈川の五名獲得の如き、更に又東京區會選擧に四十三名を一擧獲得せるごとき我黨攻勢の波に乘ることは云へ、又黨員の全力的協力を思はねばならぬ。今や黨は十八名の衆議院議員、五十四名の府縣會議員、七十六名の市會議員及び千數百名の町村會議員を擁するに至つた。

ニ、議會闘爭及び議員團の組織。第六十九特別議會闘爭は全國の勤勞大衆の絕大なる期待と激勵の中に全身的闘爭が敢行された。十八名の初舞臺としては萬全とは云ひ得ざるも九割成功を收めた（詳細は特別議會闘爭報告書參照）。更に議員團を組織化し、代議士會、府縣會議員團、市會議員團を組織せしめ、代議士會に

は毎月常例會議を持たしめ、府縣、市會議員團にも全國會議の開催によつて統一と闘爭の準備を完成せしめつつある。

ホ、市民團體、機關紙、出版、その他。 黨は市民委員會をして市民團體の全國的結成を促進せしむること茲に四ケ年、各地にかなりの組織を見つつあるも未だその大成を期するに到らなかつたのであるが、東京に於ては、十四團體六千名を糾合して十月二日東京市民團體聯合會を結成し更に大阪に於いても着々中小商工會議所の運動を進めつつある。黨の反フアツショ闘爭の最も有力なる具體的闘爭としてフアツショの基本的部隊たる可き中小商工階級層を黨の傘下に獲得の端緒を得たことは同期闘爭中特筆す可きものなることを確信する。

又黨機關紙の擴大發行は財政的窮迫の爲めに制約せられてその實現を見なかつたのであるが、慚く四頁新聞發行の機に到達した機關紙と共に教育闘爭の資料たるパンフレットの發行も亦現狀を以ては甚だ不充分であるが、特別議會闘爭報告書、退職積立金法問答、電力國營、重要産業國營、政治機構改革案等を發行して黨員の最小限の需要に應じた。

ヘ、國策案の作製。 黨の財政難と人力の不足を克服しつつ今期闘爭中最も成果を收めつつあるのは黨國營案の作成である。黨は議會制度選擧制度の改革案をはじめ、電力國營、教育、保險の各制度の改革、更に稅制及び行政機構改革についても既に成案をえて大半は之を公表し、之が實現の爲に闘ひ來つた。

ト、人民戰線と社大黨。 スペイン及びフランスに於ける人民戰線の勝利は、我國一部外國模倣社會運動者とヂヤーナリズムの宣傳によつて、我國にも一時唱導された。然し我國のフアツジョが合法的な上からのフアツショで下からのフアツショの急迫なく而かも、人民戰線の戰略體系が共産黨の全面的進出方略としての妥協政策たる點と、更に反フアツショ闘爭における人民戰線と國民戰線なる二大陣營の結成による觀念的闘爭が我黨の反フアツショ闘爭の具體的戰略と根本的に相容れざることを指摘して、之を排擊し、黨本來の既定方針を堅持した。

チ、官業勞働彈壓、尾去澤事件。 陸軍當局の官業勞働に對する不當極る彈壓に對しては、直ちに當局に抗議すると共に、演說會を開催し、組合會議と協同し之れと抗爭した。更にまた尾去澤事件の慘事に對しては直ちに麻生書記長、高梨執行委員を現地に急派し、その視察報告を以つて商工省及び三菱に抗議し、また川俣代議士の上京をまつて報告會を開催し、また現實地調査、三菱財閥糾彈の演說會及び勞働者大會を開き、資本家生産に於ける生産設備の不備、勞働强化に依る全勞働階級の災害の激增防止の爲に闘つた。

リ、日獨防共協定。 十一月二十五日、協定の成立が發表されるや、直ちに黨の態度を聲明した。

ヌ、會館建設運動。 足掛三年遲々として進捗せず、黨本部の建設は全く停滯の狀態であつた。然るに十八名の代議士獲得に依る歲費の天引と各聯合會の協力と更に安部黨首の犧牲的なる努力によつて今や著しく進展を見つつある。安部黨首は七十二歲の老齡を提げて黨活動の餘暇に於いて「本部會館建設のため揮毫」一千枚を書きあげた。

最後に報告を結んで次の如く述べてゐる。

之れを要するに、二・二六事件後の非常時局に際して、組織に宣傳に、選擧に、國策に、全黨員の献身協力によつて、黨の運動が過去五年間に爲し得たる成果を半年の間に達成し、名實共に躍進的發達を導きつつある。……第二回中央執行委員會に於いて指示された（一）黨勢の倍大化（二）黨と支持團體の有機的强力結合（三）市民層の全面的獲得（四）國策案の完成（五）教育鬪爭と青年隊の擴大による後續部隊の擴充（六）言論機關の擴充（七）黨組織の强化（八）本部會館の建設――は今日なほ急速なる達成を必要とする。

2　綱領・政策・黨則

綱領は昭和七年の結成大會において決定されたものである。尙ほこれと同時に合同大會において「建設大綱」と「政策」とが決定されたが、ここには略す。黨則また同樣である。（これらの內容については昭和八年版に記載した）

黨の政策については、便宜上昭和十一年十二月の第五回大會において決定せられたる運動方針のうちから「一般政策」の部分を摘記することとする。

〔綱　領〕

一、我黨は勞働者農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに鬪ふ。

一、我黨は資本主義を打破し無產階級の解放を期す。

〔昭和十二年度運動方針〕（昭和十一年十二月黨大會において決定）

一　般　政　策

（イ）外　交　政　策

我が黨は最も合理的なるファッショ對策が國際調整の實現にかゝることを認め、左の政策を採らんとするものである。

A　對支政策

（一）（略）

（二）國民對國民の理解を深め、政治的並びに經濟的に相互依存方針を確立すること。アジア勞働會議を以つてかゝる方針具現のための槓杆たらしむること。

（三）對支文化外交を充實し、思想的、文化的連繫を計ること

B　對露政策

（一）日蘇不侵略條約を樞軸として、日滿支を貫く極東安全保障條約の締結に向つて進むこと。

（二）日滿蘇國境劃定會議を開催し極東における禍根を一掃すること。

C　國際政策

（一）集團的平和機構確立の前提として太平洋安全保障條約を締結すること。

（二）對英政策（略）

（三）世界經濟會議の開催を提唱して、行詰れる國際情勢の打開に向つて進出すること。

（ロ）國　內　政　策

我黨はあくまで國家革新と國民生活の安定を期し、それが實行の爲めに政治、經濟、財政、社會の全分野に於ける改革の斷行を要求する。最早今日の日本は我黨政策によつて現狀打破……する以

外に更生發展の道はあり得ない。

一、政治機構改革。行政、議會、選擧、司法の全政治機構を改革せんとするもの。（國策叢書第三卷參照）

二、重要産業の國營。電力、製鐵、軍需工業、砂糖、紡績、肥料等の重要産業を國營し、全國民經濟を社會化し、計畫化せんとするものである。（國策叢書第二卷「重要産業國營」參照）

三、電力國營。我黨國營化の基準に基き電力産業の統制により豐富低廉なる電力を供給せんとするもの。（國策叢書第一卷「電力國營」參照）

四、税制改革。大衆負擔を輕減し、國家財政を根本的に立直さんとするもの。（國策叢書第四卷「税制改革」參照）

五、教育制度の改革。教育制度の根本に改革を加へ公民勞學制度を確立せんとするもの。（教育制度改革案參照）

六、國民年金制。恩給法を改制し全勤勞國民大衆の徹底的給養を計らんとするもの。（國民年金制參照）

七、勞働政策。包括的勞働立法を獲得し勞働階級の勢力伸張と利害の防衛をなさんとするもの。（勞働政策參照）

八、農民政策。農村の全面的更生を企圖せんとするもの。（農村政策參照）

九、市民政策。中間社會層獲得、中小商工業者の更生を目標とせるもの。（市民政策參照）

（八）黨　内　政　策

一般鬪爭政策

一、第七十議會に於いては國民大衆の要望を體して、院内外を通じ決死的鬪爭を展開し、革新運動を前進せしむること。

二、來る可き市町村會議員の全國的改選に際し、全力的に鬪ひ地方自治への猛然たる進出を圖ること。

三、勞働組合、農民組合、市民團體との關係を緊密にし黨の基礎を確立すると共に運動を統一化すること。

四、中間國民層及び諸種の文化團體等に積極的に働きかけ黨の擴大大衆化を計ること。

五、言論機關を擴大し、黨の一切の活動を活潑化すること。

六、教育鬪爭を活潑に展開し、黨員の訓練に資し、極力後續部隊の養成に努力すること。

七、財政の確立。

八、本部會館建設。

3　主なる活動

活動の一般については前節までに述べられてゐるが、いま特に議會對策について述ぶれば次の如くである。なほこゝに黨各部活動のうち主要なるものについても附記しておく。

第六十八議會對策　黨は一月の第四回大會において第六十八議會對策を次の如く決定した。

（一）政府提出法案中、勤勞大衆にとつて重要なるものに對する黨の態度。

（イ）修正すべきもの―退職積立金法案、國民健康保險法案。

（ロ）反對すべきもの―商店法案、商工金庫法案、米穀自治管理法案、産繭處理統制法案、肥料統制法案、東北振興電力會社に

關する法律案。

（二）黨提出法律案。

勞働組合法案、商店員保護法案、母子扶助法案、小作法案、民衆商工金庫法案、農家借金支拂猶豫に關する法案。其他、退職積立金法案、國民健康保險法案及び現行海員法改正の法律案の提出。

（三）昭和十一年度豫算案に對する決議。

社大黨は豫算案反對を決議した。（理由省略）

第六十九特別議會對策　六十八議會は二十三億を突破する十一年度豫算案を審議未了のまゝ解散となつた。特別議會は五月一日、戒嚴令下に召集された。國民は二・二六事件の眞相、廣田內閣庶政一新の具體政策及び躍進を遂げた無產派代議士の活動に異常な關心を集注してゐた。すぐる五・一五事件後の六十二特別議會は農民救濟のために開かれたが、より以上の衝擊を與へた二・二六事件後の特別議會は、實行豫算と別途の追加豫算においては庶政一新の實相を示してゐない。無產政黨代議士の活動も大衆と隔離されてゐたため、議會內活動また十分行はれなかつたともみられよう。

社大黨は四月の第二回中央執行委員會において、特別議會對策委員會の設置、特別議會對策（廣田內閣に對する態度、交涉團體に對する態度、院內並に院外運動方針）、昭和十三年度豫算に關する件、提出法案、決議案、建議案並に代議士會の設置構成等を決定し、更に二十八日代議士會を開催して對策を決定した。

（一）昭和十一年度豫算對策。

一、大衆課稅の廢滅　一、資本家增稅による赤字公債廢止　一、（略）二、社會對策費の增額に卽し、豫算案再編成を政府へ要求する。

（二）第一控室の結成。

社大黨議員團は加藤勘十、黑田壽男、松本治一郎、富吉榮二の無產派議員と共に交涉團體を結成した。

（三）政府提出重要法案に對する態度。

（イ）反對—重要肥料業統制法案、重要產業統制法案。

（ロ）希望條件付贊成—米穀自治管理法案、產繭處理統制法案、東北振興會社法案、商工中央金庫法案。

（八）原案支持（政民修正案反對）—退職積立金法案。

（四）黨提出法律案、決議案、建議案（全部審議未了）。

（イ）法律案—勞働組合法案、小作法案、母子扶助法案、衆議院議員選擧法中改正法律案。

（ロ）決議案—會期延長に關する決議案、戒嚴解除に關する決議案、國民生活安定を目的とする社會立法に關する決議案、議會制度及行政機構の改革に關する決議案、農村窮乏打破に關する決議案、產業及勞働の統制に關する決議案、內閣不信任決議案。

（八）建議案—義務教育費全額國庫負擔に關する建議案、農業損失國家補償に關する建議案、兵士家族國家補償に關する建議案、國民健康保險法制定に關する建議案。

（二）社大黨は議會閉會に際して次の如く聲明した。

「此の議會を通じて廣田內閣は齋藤岡田兩內閣と何等異る所のない現狀維持的な本性を暴露した。卽ち不穩文書取締法其他の彈壓

法を以つて……取締らんとする一方、退職手當法の如き社會政策の片鱗を示すものすら確信を以て斷行する信念を缺いだ。廣田内閣そのものが社會不安の象徴なのである。また我黨の進出は既成政黨に向つて爆彈的刺戟を與へ、米穀法案や退職手當法案の様な國民生活に觸れる法案に對する階級的批判に依つて一大動搖を與へたのであるが、これは議會政治の質の上に根本的な變化を齎らす萠芽といふことが出來る。」

第七十議會對策　社大黨第五回大會は對第七十議會方針、昭和十二年度豫算案に對する態度のほか、劃期的「議員行動方針書」等を可決した。

(一)　第七十議會鬪爭方針

一、第七十議會鬪爭の指導機關として議會對策特別委員會を設置すること。一、代議士會鬪爭は特別委員會の統制を受くるも、院内活動は全責任を負うて我黨の政策主張の闡明並に實現のために自主的に活動すること。一、政府の政策並に政府提出の主要法律案に對する態度は議案に決定する如くであるが、……唯一の反對黨なる色彩を明確にし、國民大衆の革新的要望に答ふるをもつて主眼とすること。一、議會對策委員會は我黨の政綱並に大會決議に基き、我黨より議會に提出すべき法律案其他の議案を決定すること。一、院外に於ける鬪爭は左の諸點に重點を置くこと。

(1)　大衆增稅絕對反對の宣傳、(2)　勞働組合法制定請願運動、3　小作法制定請願運動、(4)　國立民衆銀行法制定請願運動。

十二年度豫算案は十一月二十七日の閣議において承認されたが、社大黨は以上の主旨による反對聲明書を發表した。

(二)　議員行動方針書

一、我黨選出の議員は、我黨が中央及び地方の議會に派遣した階級的戰士である。從つて議員はもはや個人に非ず、その一身に於いて同時に我黨を代表するものであるが故に崇高にして嚴肅なる義務を生ずべきことを銘記しなければならぬ。

二、我黨選出の議員は、我黨の精神を體し、綱領規約を遵守することは勿論、黨の統制に對して絕對に服從することを特に誓はねばならぬ。けだし、議員は我黨の選ばれたる黨員であるが故に。

三、我黨選出の議員は、革新的氣魄を裏むるに道德的品格をもつてしなければならぬ。如何に才能ある議員であらうとも道德的疑感を蒙むる如き者は我黨にとつて不必要なるのみならず、革新途上における最大の障碍である。

四、五、(略)

六、我黨選出の議員は、院内に於て獨自の議員團を構成し、我黨獨自の立場を明確ならしめることをもつて原則としなければならぬ。(以下略)

七、八、(略)

青年部活動　報告によりその大要を摘めば左の如し。

黨青年隊は現在東京に於ける中央青年隊(隊長渡邊惣藏)、大阪府聯の黨衞隊、群馬縣の强戸青年隊、東京南葛地方に勞働青年隊が組織されてをり、横濱においても神奈川青年隊が編成途上にある。黨青年部は十一月十八日、青年隊編成の必要と任務の加重と

に鑑み、十一月青年運動方針書なるものを各府縣聯に通達した。

婦人部活動　同じく黨本部活動報告によるに次の如くである。「本年度における黨婦人部は、社大婦人同盟の獨自の積極的活動が少かつただけに特に取り上げて報告すべき獨自の活動報告をもたない。しかし、社會大衆婦人同盟の多年の苦闘の結晶とも云ふべき『母子扶助法』がいまや内務省案として第七十議會に提出されんとしてゐる事實に對して、我等は欣快とするものである」。

市民委員會活動　市民委員會の主なる活動は次の如くである。

（一）東京市民團體聯合會の結成　十月二日本所公會堂において加盟團體二五、代議員三二八名、加盟人員六八〇〇人によつて發會式を擧行。

（二）大阪民衆商工會議所の創立　大阪府聯市民委員會の立案指導によつて劃期的民衆商工會議所が設立され、五千の入會者を擁して十一月十一日大阪中央公會堂に結成式を擧行。

（三）名古屋市民クラブ準備會　十一月十五日名古屋市不動會館に市民クラブ準備會發會式を擧行。

（四）第三回市民委員會　十一月二十九日黨本部において商店法、百貨店統制法、家賃制限法等制定要求に關する黨大會提出議案並びに國立民衆銀行法即時制定案の請願運動に關する件を議決した。

4　大會・中央委員會、その他

昭和十一年度においては一月第四回大會を、十二月に第五回大會を開催した。又、七月の西日本黨員大會をはじめ東北大會、關東大會をも開催した。いまこれらの會合および委員會の主なるものをあげ、その經過の大要を記す。

第四回全國大會—昭和十一年一月十八日、於東京芝協調會館。出席者三三六名。司會者淺沼稻次郎。議長安部磯雄、副議長片山哲、河上丈太郎。〔スローガン〕一、先づ國内改革の斷行！　勤勞議會政治の建設　二、民衆富んで國防全し！　國民年金制の即時制定　三、資本主義打倒、社會主義建設　四、總選擧を勝利せよ　五、躍進せよ攻勢三年。〔議事〕一、總選擧闘爭對策に關する件二、第六十八議會對策に關する件、三、昭和十一年度豫算案に對する決議　四、議會解散選擧肅正に關する件　五、宣言發表　六、豫算決算に關する件　七、役員發表

第四回大會は好成績を示せる府縣會議員選擧後における最初の大會であり、總選擧を目前に控へてゐるため、議案は主として選擧對策及び議會對策に集中された。又前大會における如き思想的對立もみられなかつた。

第五回全國大會—昭和十一年十二月廿・廿一・廿二日、於東京芝協調會館。出席者三三〇名。司會者淺沼稻次郎　議長　安部磯雄、副議長　河上丈太郎・片山哲・須永好・田萬清臣。〔スローガン〕一、國内改革の斷行　二、國民生活の安定　三、重要産業國營　四、勞働組合法小作法即時制定　五、大衆增稅絶對反對

過去數年間國家主義思想の擡頭其他社會情勢變動の下に守勢的態度を餘儀なくされた社大黨は昨年來漸く活潑なる動きをみせ、積極的な熱意は相當强く大會の上にも反映したやうてある。本大會

は新たなる出發を試みんとする黨の諸方針と第七十議會對策の檢討に重點を置かれたことはいふまでもないが、未組織智識階級並に漁民層獲得の問題が新にとり上げられ、又あらゆる點において黨の道德的保持の必要といつたことが强調されるに至つたことは特に注目に價する。また、大會の名において勞農無產協議會との合同問題に關し「日本における無產階級運動當面の問題は人民戰線を論ずる前に其主體的勢力完成の爲に鬪ふべきである。從つてあらゆる勞農團體は此の際社會大衆黨の旗の下に結成すべきである。……」との方針を決定し、勞協との合同を拒否したことは注目すべきである。

大會の經過及び主要議案・決議は次の如し。

（第一日）〔報告〕 一、本部一般報告—麻生書記長（承認）、書記局報告—平野學（承認）〔議案〕 一、一般運動方針に關する件（說明者淺沼）（說明者平野） 一、組織方針に關する件 （說明者淺沼）

（第二日） 委員會—（イ）**方針委員會** 委員長田萬清臣。〔議事〕 一、一般運動方針に關する件（一般政策中に「漁民政策」を挿入して可決）二、知識勞働者組織に關する件（說明者西村榮一、可決）三、組織方針に關する件（說明者淺沼稻次郎、可決）四、青年運動方針の件（說明者中村高一、可決）（ロ）**議會關係委員會** 委員長川俣淸音。〔議案〕 一、第七十議會對策鬪爭に關する件（說明者河上丈太郎、可決）二、昭和十二年度豫算反對の件（說明者河上丈太郎、可決）三、稅制改革反對の件、大衆課稅反對に關する件の議案を一括上程（說明者河上丈太郎・喜入虎太郎、可決）四、電力國家管理に關する件、電氣事業法改正に關する件、電燈料値下げ要求運動は院外鬪爭の一つとする）五、選擧法改正に關する件、地方選擧公營並に肅正の徹底化に關する件（說明者喜入虎太郎、可決）〔附帶決議〕「近時自治體選擧運動に於て從業員 立候補を妨害し當選せる際辭職を强要するが如き傾向あるは我等の甚だ遺憾とするところである。我黨は自治體當局者の斯る態度を絕對に排擊する」。 六、船員法改正要求に關する件、勞働組合法、小作法の制定要求請願運動に關する件、人夫名義臨時工使用廢止に關する件、賃銀値上並びに最低賃銀法制定要求に關する件（說明者山川宗彬・原虎一、可決）七、國立民衆銀行法の制定要求の件、庶民金融機關設置に關する件（說明者阿部茂夫、可決）八、自治的都制實施促進の件（可決）（ハ）**農村關係委員會** 委員長須永好。〔議案〕 一、小作法制定に關する件、小作法制定要求に關する件土地制度改革に關する件（說明者三輪壽壯、可決）二、第七十議會重要農村國策に關する件（說明者角田藤三郎、可決）二、土地制度改革に關する件（內容は土地國有に關するものであり、黨本部の「土地制度改革委員會」に廻付することに決定）三、小作調停法に關する件（說明者瀧本袞作、陳情委員杉山元治郎外數名を指名）四、東北振興徹底化に關する件（說明者川俣淸音、可決）五、葉煙草賠償金增額と葉煙草種類變更耕作による耕作農民の損害保證要求の件（說明者磯金一、可決）六、農家負債支拂猶豫に關する件（說明者池田恒雄、不採決）

本會議—委員會に附託せざる左記諸議案を審議、可決した。〔議案〕 一、全國市町村會議員選擧對策に關する件（說明者淺沼

稻次郎）二、尾去澤鑛山災害事件に關する件（說明者横田忠夫）三、公費勞學義務教育十年制確立に關する件（說明者三輪壽壯）四、官業勞働彈壓に關する件（說明者西村榮一）五、法規委員會報告（說明者山川宗彬）六、勞働組合法、小作法並に國立民衆銀行法請願運動に關する件（說明者原虎一・角田藤三郎・阿部茂夫）尙、尾去澤問題に關しては三菱本社、商工省、遞信省に、また官業勞働彈壓に關しては首相、陸相、內相に抗議することゝして委員を擧げ、勞働組合法、小作法に關しては要請書を內相、農相に提出することとなつた。

（第三日）議會委員會（報告者河上丈太郎）、方針委員會（報告者田萬清臣）、農村關係委員會（報告者須永好）の報告を承認して議事に入る。

〔議事〕一、保險業法改正に關する件（說明者賀川豐彥）二、失業對策に關する緊急動議　三、尾去澤事件に關する抗議實行委員の報告　四、政治機構改革に關する件（說明者龜井貫一郎）五、議員候補者選定に關する件（說明者佐竹晴記）六、議員行動方針書に關する件（說明者河野密）七、豫算決算委員會報告（說明者安藤國松）八、廣田內閣打倒に關する件（說明者水谷長三郎）九、代議士の宣誓　一〇、次期大會に關する件（說明者淺沼稻次郎）一一、宣言　一二、役員（以上全部可決）

西日本黨員大會、其他。 六月十二日大阪中之島公會堂に近畿、中國、四國、九州代表者を召集して西日本大會を開催、更に、九月二十六日仙臺に宮城、福島、靑森、秋田、山形五縣の東北大會を、又九月二十八日栃木縣足利市に東京、神奈川、埼玉、茨城、千葉、群馬、栃木、長野、山梨の關東大會を開催した。

中央執行委員會・その他

第二回中央執行委員會—四月廿七日、於日本勞働會館。出席者六六名。議長安部磯雄。〔議事〕一、經過報告—平野總務部長の報告要旨　（イ）總選擧後臨時大會を開催し黨陣容の整備强化を計り以て今後の鬪爭に備へるべき豫定であつたが、二・二六事件突發戒嚴令下のため大會召集は不能となつた。（ロ）再三當局と折衝し此處に時局批判に觸れないこととして中央執行委員會を召集した。（ハ）從つて議案中第三より第九に至るまでは說明、討論は時局問題に觸れざるをえないのでこれを省略し、文書を以て意見を提出、その採擇は常任委員會に一任されたい。（ニ）本年度方針書は客觀狀勢を批判せねばならぬため提出しない。二、一般報告總選擧報告、特別議會對策委員會報告　三、昭和十一年度各部執行方針の件　四、代議士會組織の件　五、特別議會對策の件　六、議會制度及行政機構の改革に關する建議案　七、大衆增稅絕對反對の件　八、重要產業國營に關する決議案　九、重要產業統制法改正に關する決議案　一〇、雪害對策に關する件　一一、廣田內閣に對する態度決定の件（以上、九件を一括上程意見を文書を以て提出、採擇を常任中央執行委員會に一任）一二、本部會館建設促進の件　一三、會議時間嚴守の決議（以上可決）

第三回中央執行委員會—十月十九日、於東京芝日本勞働會館。出席者約七〇名、議長河上丈太郎、田萬清臣（安部委員長缺席）。一般報告—麻生書記長。〔議事〕左記議案中特に大衆增稅及び勞働組合法獲得に關しては愼重な審議が行はれ、大衆課稅反對、勞

働組合法制定要求運動を起し、わけても勞働組合法に關しては、請願書による請願、各地において勞農大會を開催し大衆的運動を經て議會活動を展開することを決定した。一、電力國營問題に關する件　二、大衆增稅絕對反對の件　三、勞働組合法小作法獲得鬪爭の件　四、自治體鬪爭に關する件　五、本部會館建設運動に關する件　六、昭和十二年度全國大會に關する件　七、市民團體結成促進に關する件（以上全部可決）

〔常任中央執行委員會〕△第一回（一月十九日、於黨本部）△第二回常任委員會（一月二十七日、於黨本部）△第三回（一月三十日、於黨本部）△第四回（二月四日、於黨本部）△第六回（四月二十七日、於黨本部）△第七回（五月三十日、於黨本部）△第八回（六月二十五日、於黨本部）△第九回（七月十一日、於黨本部）△緊急委員會（七月二十九日、於黨本部）△第十回（九月一日、於黨本部）△第十一回（九月十一日、於黨本部）△第十二回（九月十九日、於黨本部）。〔議事〕官業勞働彈壓に對する態度決定の件、共他。）△第十三回（十月五日、於黨本部）△第十四回（十月十七日、於黨本部）△第十五回（十月二十六日、於黨本部）△第十六回（十一月十八日、於黨本部）△緊急委員會（十一月二十七日、於黨本部）

5　會計

昭和十一年度（十一年度大會報告）の黨收支は左の如し。

收入之部	圓	支出之部	圓
繰越金	六五・六一	集金費	三八・五四
本部費	一、〇九〇・一四	機關紙費	七八九・七一
支持團體醵金	一四三・〇〇	事業支出	六二〇・五五
代議士歲費據金	二、二〇五・〇〇	電話料	三七四・一八
役員負擔金	一、三六〇・〇〇	家賃及電燈料	八五〇・八五
事業收入	三三二・一四	人件費	四、六七八・四〇
寄附金	三九・三六	返濟金及利子	一、三四一・八一
雜收入	三三三・三一	雜費	三五五・八一
借入金	五、六〇五・六四	其の他	二、一三四・五四
收入合計	二、一六四・四〇	支出合計	二、一六四・四〇

6　役員

〔中央執行委員長〕安部磯雄〔書記長兼會計〕麻生久〔會計監査〕吉川守國、爲藤五郎、和田操、岡崎憲。〔顧問〕高野岩三郎、杉山元治郎、鈴木文治、今井嘉幸、山崎今朝彌、馬場恒吾、賀川豐彥、松岡駒吉、掘内長榮。〔常任中央執行委員〕片山哲、河上丈太郎、松永義雄、龜井貫一郎、淺沼稻次郎、河野密、平野學、中村高一、吉川末次郎、三輪壽壯、阿部茂夫、渡邊潛、角田藤三郎、松本淳三、阿部溫知、菊川忠雄、原虎一、渡邊年之助、山川宗彬、須永好、三宅正一、水谷長三郎、田萬清臣。

第二節　勞農無產協議會

1　その成立・改組の經過

勞農無產協議會の結社は本年一月、社大黨・組合會議外にある都下勞働組合及び全國農民組合共同開催の二法案獲得勞農

大會(詳細は別項第二篇參照)に發端する。本大會を契機として新政治同盟への發展はその當時、參加團體の一部では既に豫想されてゐたやうである。その後戒嚴令の施行によつて無產團體の活動は著しく制壓されたが、前記大會によつて作られた「實行委員會」はかゝる情勢下に單なる無產團體の一時的連絡機關を以てするは不可なりとして、從來の組織を團體參加による恒常的組織とすること　とし、五月四日結社屆を提出した。これによつて新「常任委員會」が設置され、委員長に加藤勘十氏が選任された。新結社の目的は「勞働者農民の共同鬪爭により勞働組合法、小作法其の他の社會立法の確立及び無產大衆の經濟的、政治的利益の擁護伸張を期す」るにあつた。かくして結成された「勞協」の中心をなすものは依然日本勞働組合全國評議會であつた。(全評は四月の中央執行委員會で日常政治活動體の確立を決議した。)

この結成については一般無產團體において、組合戰線及び政治戰線統一の障碍となるものとの非難がかなり强かつたやうであり、殊に從來の友誼團體間においてすら漸次これを離脫するに至り、先づ全國農民組合は連絡を保つに止めて代表者の參加を避け、關東地方工場從業員連絡委員會は五月十七日不參加を聲明し、關消聯また五月十五日脫退を聲明し、組織實體は往年の關東勞働組合會議と何等異らざるものとなり、勞協の前途には分裂の危機さへ現れるに至つた。これがため、勞農無產協議會は特別議會對策、東京府會議員選擧對策の爲戒嚴令下における集會の自由を得んとする一時的組織にすぎずと辯明し、またその後、「勞協」は府會選擧對策のものに非ず、同時に社大黨への對立的のものに非ずとも言明し來つたが、府會選擧が切迫するや、遂に當初の言明を自ら覆し、社大黨との猛烈なる對立鬪爭を展開して、選擧母體たるの使命を負ふに至つた。しかして「勞協」は府會選擧の終了、或ひは戒嚴令による集會禁止の解除に伴ひ、結社當初の理由が消滅し、また、構成團體內部の動搖を阻止する上からも改組の必要に當面し、ここにおいて七月三日、加盟團體代表並に鈴木茂三郎、高津正道、中西伊之助、小堀甚二の諸氏協議の結果、一應解體を議決し、解體を聲明すると同時に、新組織の結成宣言を發表した。

新團體は日本勞働組合全國評議會、東京交通勞働組合等の諸組合並びに一般市民層の個人加盟に依るものである。

同日の常任委員會及び新黨組織協議會の概況を略記すれば次の如くである。

〔出席者〕委員長加藤勘十氏外委員九名、傍聽者十三名。議長加藤勘十。

〔議事〕

一、勞農無產協議會解體に關する件(可決)一、解體聲明に關する件(別記聲明書を原案通り可決)一、勞農無產協議會新結成の件

（可決）一、新黨結成聲明に關する件（修正の上可決）一、運動方針大綱決定の件（小委員會に決定を一任）一、役員選擧（別項の如く決定）一、北海道會議員選擧應援の件（可決）一、特別議會報告演說會の件（可決）一、本部事務所設置の件（東京市京橋區銀座一丁目銀一ビルに設置）一、新黨組織宣傳演說會開催の件（可決）

解體聲明書は次の如くである。

〔解體聲明書〕（社會局「勞働時報」昭和十一年七月號參照）

「わが勞農無產協議會は本年一月東京に開催された勞働組合法、小作法、退職積立金法、自動車災害保障法其の他の法案獲得を目的とせる勞農大會の繼續的カンパ組織として結成されたものである。勞農大會は實行委員を擧げ大會の決議を以て當時の岡田内閣に迫ると共に、對議會鬪爭を敢行せしめんとした。然るに第六十八議會は間もなく解散されるに至つた。故に勞農大會の決議を忠實に鬪爭せんとすれば、勢ひ總選擧に對して全力的に鬪はねばたらぬのであつたが、現行選擧法の制縛は吾等の戰ひを不完全なものとした。僅かに勞農大會に參加した勞働組合、農民組合所屬の各候補者を地方的事情に基いて應援したに過ぎなかつた。總選擧直後に生起した所の二・二六事件は勞農大會の決議を繼續的に鬪爭する上に一大變化を齎した。即ち各團體相互の統一的集中的鬪爭を全く困難にした。けれども、吾々の鬪爭は一日もゆるがせにすべきでないが故に、此處に戒嚴令下に於ける集中的鬪爭を合法的に確保する必要に迫られ、實行委員會の臨機的處置として、治安警察法の示す所により、結社届を提出して、その合法制を獲得したのである。而して、吾々はこの故に戒嚴令下に於て（略）可能なる限りに於て鬪爭を繼續して來たのである。今や戒嚴令による諸種の制限は著しく緩和せられ、戒嚴令も近く撤廢を見んとする狀況にある。戒嚴令下に於ける各團體間の集中的鬪爭機關として結成された勞農無產協議會は、戒嚴令撤廢と同時に其の特殊事情の下に於ける一應の任務を終つたものと言ふことが出來る。吾々の鬪爭は資本主義制度の下に愈々果敢に遂行されねばならぬことは勿論であるが、わが協議會は其の結成の特殊事情に鑑み、玆に一先づ解體するものである。協議會を解體すると雖、協議會に參加したる各團體間の階級的連帶關係と友誼關係は協議會結成前と微塵も異る所はない」

勞農無產協議會の改組は右の如くにして行はれたのであるが、改組當時における從來の支持團體の動向乃至去就についてみるに、勞協改組の前日、七月二日大會を開催した全國評議會關東地方評議會は當面の政治活動方針として（一）現在設置されてゐる勞農無產協議會に有志を參加せしめるも、執行部所屬の組合員が參加の場合は一應機關の承認をうること（二）勞農無產協議會又は社會大衆黨の計畫する日常政治活動には積極的に參加する等の方針を採用した。また東京交通勞働組合にあつても、勞協の政治方針に依據し、社大黨の門戶開放を要望する旨の聲明書を發表した。他方、東京市從業員組合は五月、すでに社大黨支持の態度を明確にした。全國農民組合また勞協と袂別した。以上の如く、改組後も依然と

して勞協の中堅勢力を構成する全評、東交をはじめ、從來社大黨外にあつた諸組合は社大黨に對する排他性を微溫化し、積極的協同を要望する傾向もあり、殊に東京以外の地方においては自ら事情を異にし、改組後の「勞協」が意圖するが如き政治戰線の展開は幾多の疑問を殘すものであり、勞協の政治的固定化は必至の方向とみられる。

（尙、社大黨に對する合同態度・方針について本篇第一章第二節政治戰線一運動の項參照）

3 綱領

新・勞農無產協議會は「勞働組合、農民組合並びに無產團體、文化團體の有志及一般個人を以て構成」（規約第三條）するものであると規定してゐるが、その綱領は次の如し。

一、吾等は無產階級の反ファッショ政治戰線統一のために戰ふ。

一、吾等は勞働組合、農民組合の擴大强化のために戰ふ。

一、吾等は勤勞無產市民の經濟的、政治的利益の擁護伸張のために戰ふ。

4 役員

〔委員長〕加藤勘十　〔書記長〕鈴木茂三郎　〔常任委員〕北田一郎、中島喜三郎、安部安次郎、安平鹿一、中西伊之助、高津正道、小堀甚二、三輪盛吉、伊藤實、實川清三。〔會計〕牧野松太郎、他一名。

第三節　國家社會主義的諸政黨

ここに國家社會主義的諸政黨といふのは滿洲事變を契機として從來の無產政黨運動形態より離脫して國家主義的運動に轉向した政治團體を指すが二・二六事件後のこれら諸團體の動向は謂ゆる日本主義的運動諸團體の活動と共通するものが極めて多いやうである。したがつてここには共通運動のうち選擧運動のみを、また個々の團體の活動については便宜上從來の數團體について記述することとした。

一　總選擧と國家主義團體

國家主義團體の多くは議會排擊或ひは輕視の態度をとつてゐるが、愛國政治同盟、勤勞日本黨或ひは國民協會、明倫會

（八）勤勞日本黨

日本國家社會主義新黨結成準備會に據つてゐた松谷與二郎氏一派は昭和九年二月石川準十郎氏等の日本國家社會黨の結成によつてかなりの打擊をうけたが、同年四月二十九日、松谷與二郎氏を總理として「勤勞日本黨」を結社した。その後十年三月近藤榮藏氏を中心とする舊日本勞働同盟一派の脫退によつて黨內に動搖を來したが、新中央部を決定し、松谷總

皇道會の如きは議會進出を以て運動方針の一つとしてゐる。

國家主義團體の總選擧登場はこれが最初であり、前回と比較すべくもないが、かく相當數の候補者を擁し乍ら、結果らみれば國家主義政黨の勢力は些か不振である。殊に前回産派より立候補して當選し、その後國家主義陣營に轉向し松谷與二郎(勤勞日本黨)、小池四郎(愛國政治同盟)の兩氏落選は注目されたやうである。總選擧における國家主義團はその陣營の小派的分立、日常鬪爭の欠如等の結果不成績終つたが、敗因については、また、無産政黨の躍進を通じてもみられるやうである。

いま國家主義團體の選擧結果を示せば次の如くである。

(一) 國家主義團體の黨派別選擧結果 (社會局調査)

	得票數	候補者數	當選者數
明倫會	三八、五〇九	五	一
皇道會	二三、〇七三	三	一
立憲養正會	三〇、七八五	七	—
國民協會	一〇、九八五	二	—
新日本國民同盟	四、七六四	一	—
愛國政治同盟	八、三〇七	一	—
勤勞日本黨	七、九四〇	一	—
信州鄕軍同志會	一五、四八九	二	一
東三新興青年黨	一四、〇二八	一	一
大日本護國軍	一三、五七五	一	—
中立、其他	五九、八四七	二	一
計	二二六、三〇二	三五	五

(候補者一人當得票數六、四六六票、當選率〇、一四三、最高點當選者一名、次點二名、供託金沒收八名)

(二) 國家主義各派の當選者 (社會局調査、〇印は最高點)

府縣(選擧區)	定員	當選者氏名	得票數	備考
奈良(全)	五	江藤源九郎	〇一九、八四一	中立(新)
愛知(五)	三	杉浦武雄	一四、〇三八	東三(元)
山梨(全)	五	平野力三	一三、九七三	皇道(元)
同	〃	今井新造	一〇、〇六〇	明倫(新)
長野(三)	四	中原謹司	一一、〇四九	信州(新)

二 各個團體の活動

(イ) 新日本國民同盟

新日本國民同盟は昭和七年一月、日本國民黨準備會として結成され、その後、日本國家社會黨と共に國民日本黨樹立を計畫したるも成らず、國民主義の一般的後退と共に同盟内に思想的分裂を來したが、昭和八年七月以後、一應の清算を果し、爾來總務委員長佐々井一晁、神田兵三、野本義松の諸氏が中心となり、皇道政治の徹底、資本主義機構の打倒或ひは國家統制經濟の樹立をその基本政策としてゐる。九年における國民生活窮乏打破請願運動、十年における國民窮乏匡救請願署名運動の如く、その形態は大衆組織に基く合法的國民運

動である。また永田事件における相澤中佐の減刑運動に對しては他團體に比し極めて消極的であつた。さらに前年、激化せる佐々井、野本、神田の本部派排擊の革正運動は遂に同盟の分裂を生じたが、この内紛は本年に入るも革正會新潟縣聯その他によつて依然繼續されてきた。かく革正會の成定によつて多大の勢力を失つた本部佐々井派は本年一月活動の第一歩として各支部の陣容整備、情勢調査に着手した。

本年七月四日、同盟本部に開かれたる擴大中央執行委員會は運動方針の再檢討を行ひ、七月十一日戒嚴令解除を機に今後の運動方針に關し聲明した。

〔聲明書〕（拔萃）（一）吾等は從來愛國改造團體共通の「〇〇急進分子のクーデター」に依存する考へ方をこの際徹底的に淸算し、民間における合法的大衆運動に課せられたる任務と役割を正しく認識し、（二）從つて今後吾等は「國民輿論の統一された力」「國民總意の結集された力」をもつて、目的貫徹の基本とし、（三）それ故に今後吾等の運動は國民同胞大衆との緊密なる結合に重點を置き、（四）從つて國民生活の日常問題―特に勞働者、農民、中小商工業者の經濟問題を機敏に捉えて、その起因を探り對策を練りもつて、その日常不斷の鬪爭を果敢に展開すべきであり、（五）選擧戰にも積極的進出を期し、特に國法の日常生活と關係深き市、區、町村會には一人でも多くの同志を送るやう一切の環境と場面を吾等の戰場とし、一切の問題を吾等の鬪爭題目となすべきである。

尙、同盟は右擴大委員會において「全日本主義愛國改造團體の無條件合同に依る巨大なる維新黨結成」に關する聲明書を發表した。

〔役員〕（擴大委員會にて決定）〔中央總務委員長〕佐々井一晁〔總務委員〕手島剛毅、半谷彰造、三木亮孝、古川文平、佐野好男、松室尊憲、磯裕知、神田兵三、北島榮、葛木武士。

（ロ）大日本國家社會黨

昭和九年三月十日、石川準十郎氏を中心として結社された大日本國家社會黨は、一時全國の國家社會主義運動を風靡したかの觀があつたが、其の後日本主義運動の急速な擡頭と共に凋落の一路を辿り、最近においてはその實質的組織としては大日本勞働組合協議會のみの狀態であつた。しかるに東京を中心とする組織は本年一月、日本產業勞働倶樂部に合流し、大阪地方組織は本年一月總聯合との合同を決行し、ために黨は殆んど有名無實の狀態にあり、わづかに大日本國家社會主義協會を通じて活動を維持する程度に止つてゐるやうである。本年中の主要活動を掲ぐれば次の如し。

（一）黨關西事務局會議―一月十七・八日、大阪において東京、大阪、奈良、廣島、愛知等の代表者集合し、綱領、規約の再檢討を行ひ、黨の内包せる「維新的イデオロギーを純正日本主義の立場より强調」し、黨今後の方針を協議した。

理、黨務長深田吟治郎氏を中心として、ともかくも黨の安定をはかつてきた。黨は本年一月十五日東京に擴大委員會を開催し、左記綱領を可決し、また松谷總理の總選擧再出馬をも決定した。そのほか、黨本年における活動中特視すべきものなく、概ね不振の狀態におかれてゐたやうである。

擴大委員會の決定せる綱領次の如し。

〔綱　領〕

一、我黨は國體の本義に基き君民一如皇道日本の强化を期す。

一、我黨は皇道經濟を具現し産業協力國民生活の安定を期す。

一、我黨は現下の非常國難を打開し東洋平和の確立を期す。

（二）愛國政治同盟の解體

愛國政治同盟は昭和八年、日本國家社會黨が分裂した際、殘留小數分子によつて守られ、昭和九年第三回大會において「同盟」に改稱されたものである。小池四郎氏を委員長とする本同盟は幹部會の決議に基き、十一月三十日解散を宣言した。かつては小池四郎氏を議會にもち、運動を續けつつあつたが、最近は不振の狀態にあり、更に、陶山篤太郎、大川兼一兩氏の大日本青年黨入り、日本産業軍の分立等の諸事情が同盟の解體を促進せしめたものとみられてゐる。

〔解體宣言〕新政黨結社の機を促進せしめんとする發展的なる目的を以つて我が愛國政治同盟は玆に決然その組織を解體し一路その大目的の達成に邁進すべく以て宣言す。

第四篇　消費組合

第一章　一般狀況

勞働者の自主的消費組合運動は本年も一般に不振狀態にあつた。このことは生計費の昂騰に對する合法的・平和的自營手段の最重なるものとして、勞働者の間における消費組合の擴大强化が想倒されるとき、特に注意に値する。協調會の調査によれば、本年度における自主的消費組合は、組合數四五、組合員數一七、六九三人であつて、昭和九年の七一組合、二三、一一七人に比して著しい減少である。尤も、この減少は主として地域組合に起つたもので、勞働組合關係のものでは、組合數の減少にも拘らず、組合員數、一組合一ケ年平均賣上總額、一組合員一ケ月平均利用高は幾分の上昇を示してゐる。

自主的消費組合概況（協調會調査）

	昭和十一年	昭和九年
組合數　合計	四五	七一
組合數　內勞働組合關係組合	二九	三八
組合數　地域組合	一六	三三
組合員數　合計（單位人）	一七、六九三	二三、一一七
組合員數　內勞働組合關係組合（單位人）	一四、九三〇	一三、六六八
組合員數　地域組合（單位人）	二、七六三	九、四四九
一ケ年平均賣上總額　組合平均（單位圓）	五六、二四五	四五、五七五
一ケ年平均賣上總額　內勞働組合關係組合（單位圓）	九三、五六〇	？
一ケ年平均賣上總額　地域組合（單位圓）	一八、九三〇、	？
一組合員一ケ月平均利用高　組合平均（單位圓）	一〇、三〇	一〇、七九
一組合員一ケ月平均利用高　內勞働組合關係組合（單位圓）	一一、七七	一一、四〇
一組合員一ケ月平均利用高　地域組合（單位圓）	八、〇八	一〇、三三

〔備考〕地域組合には小市民の組合員が一部含まれてゐる。昭和九年の組合數、組合員數中には實際の活動を行はない睡眠組合が含まれてゐるが、賣上總額、利用高の計算にはこれらを除き賣上總額の判明の組合の分のみを掲ぐ。

このやうな不振の原因のうち、本年度において特別なものとして擧でらるものは景氣跛行性の增進と勞働者團結權の縮小とであらう。まづ輸出輕工業は本年に入つて停頓狀態に陷つたに對して、ひとり軍需關係の重工業部門のみが好調を續けたが、この重工業においても、一方、大工場にはすでに會社附屬の購買組合、共濟組合購賣部等の施設があり、他方、小工場では職工の移動が餘りにはげしいため、ともに勞働者の自主的消費組合の進出する餘地がなかつたのである。協調

會の調査によつても、勞働組合關係の消費組合二九のうち、組合員一〇一人乃至五〇〇人の組合が一八を算へ、消費組合が主として中工場の大なるものにその活動の地盤を見出してゐることがわかる。次に、この經濟的要因よりも、さらに强く消費組合の進出を困難ならしめたるのは政治情勢の變化であつた。二二六事件後四ケ月に亘る戒嚴令の施行は單に東京のみに限られたけれども、その影響は全國的に及び、結社はもちろん集會も不可能もしくは著しく困難となつた。戒嚴令撤廢後も、自主的團體殊に左翼的色彩を持つものに對する取締方針には變りはなかつた。このことが自主的消費組合の徵募力に作用したことは疑ひなく、その影響は政治的色彩を帶びてゐた日消聯、關消聯系組合において特に著しかつたやうである。

勞働者組合の經營成績も以上のやうな社會情勢を反映してゐる。すなはち、重工業部門に屬し且つ會社となんらかの連絡をもつ職場組合の成績は擧がつてゐるに反し、それ以外の產業部門の消費組合、とくに自主的地域組合の活動は振はなかつた。東交北部消費組合が幾多の困難な條件にも拘らず、本年十一月二十三日創立されたことは、むしろ例外と見るべきであらう。

日本消費組合聯盟（日消聯）は本年その名において活動してをらず、また消費組合聯合會（消聯）は解散した。關東消費組合聯盟（關消聯）は數年來の赤字整理に努力し、やゝ立直りを示したが、加盟組合の活動が十分でないために豫期の成績を擧げ得なかつたやうである。かゝる消費組合の苦境を打開すべく、すでに前年七月から東京に東京消費組合合同促進會が設けられ、勞働者消費組合のみならず、小市民組合もこれに合流せしめる運動がなされたが、消聯系の組合（淺草消費組合が江東消費組合に、聖愛消費組合が北豐島協同組合に）の合併を見たのみで、全般的に亘る合同問題は少しも進捗しなかつた。

なほ本年六月には產業組合系統の全國消費組合協會（全消協）とは關係なく、主として家庭購買組合の主唱のもとに日本消費組合婦人協會（日消婦協）が創立され、勞働者組合にも協力を要請したことは注目に値する。

關消聯の活動　關消聯は過去の經驗に鑑み、その立直のためには全組織の單一化の必要であることを痛感し、政治的には一般消費者の全的統一戰線を强調しつゝ無黨派的立場を堅持した。その意味において、關消聯は本年一月十七日の八團體主催『勞働組合法小作法獲得勞農大會』に參加し、また總選擧においても『勤勞大衆の基礎にたちその利害を代表して活動する無產政黨、無產團體及びその立候補者が〔勤勞消費者〕の要望に共鳴し、これが目的實現のため大に奮鬪努力せられんことを衷心より希望する』とともにその立候補者を應援する旨の聲明書を出した。しかし、のち五月に至つて前記

大會主催の八組合のうち全評が主唱して勞農無產協議會の結社届が出された時には、關消聯は『客觀的には之を一つの政派と見なされて居る場合、我々は組織としてこれに參加する事は出來ない』として、無黨派的立場をとつた。

關消聯の本年度の大會は十月四日開催された（議長笠原千鶴氏）。その報告によれば本年上半期における活動は主力を米の共同購入（現金制勵行）に注ぎ、その結果月平均四千五百本の精白配給が可能となり、米に關する限り單獨仕入の弊を喰ひ止め、三月乃至八月までに五七四圓一六錢の黑字を得るに至つた。しかし、なほ配給未回收金と貸付金が三萬圓、缺損金が約二千四百圓あり、合計三萬二千四百圓によつて拂込出資金（六千三百圓）はもちろん借入（九千八百圓）その他の部分まで喰ひ込まれてゐる狀態であつた。よつて『本年度における任務は現在上昇的傾向にある我々の運動を更に强化させ內容の改善、充實を期するとともに廣汎なる大衆を組織に確保する事であり、更に大衆の獲得され强化された組織の偉力によつて統一戰線促進とその線に沿ふ單一化の實現を期する』旨の運動方針を可決した。大會において決定された役員は次の通りである。

〔中央執行委員長〕戸澤仁三郎。〔書記長〕岡十萬男。〔中央執行委員〕笠原千鶴、久富德松、勝目てる子、江口渙、松尾勝利、門馬鐵雄（以上城西）、吉本祐治、安田順一、山花てる（以上第一合同）、大久保勇、森岡嘉門次（以上共働者）、持田仁三郎、菅野隆、瀧澤ちか子（以上城南）、長井恭一郎、近藤一男、近藤いと子（以上東交北部）、松田積（城西購買）、菊池旺苗（城北）、大澤喜作、江橋彥之助（以上金杉）

第二章　單獨組合

全日本勞働總同盟關係の消費組合は、いふまでもなく前年における日本勞働總同盟系の組合一八（うち昭和十一年中に一組合解散）と全國勞働組合同盟系の組合四（うち二組合解散）を合したものである、このうち。經營的に良好な成績を示してゐる組合は製綱勞働組合、因島勞働組合關係のものであつて、いづれも單一企業に屬し且つ代金を會社の給料から差引く制度をとつてゐる。なほ共愛消費購買組合が二年前まで職場組合（東京鐵工）として、良好な成績を擧げてゐたのであるが、地域組合に擴張した結果、經營成績が逆轉したことは注目に値する。日本產業勞働倶樂部系の消費組合は　勞働組合の方針が勞資合體主義である關係上、この事業も會社と協調して行はれ、經營成績も自營社を除けば前年より良好である。後表に掲げた組合のほかになほ大日本印刷會社內に本年十二月大日本印刷購買組合が設けられた。東京交通勞働組合關係の消費組合としては、本年巢鴨支部が中心となり二ヶ年の準備工作を經て東交北部消費組合が組織された。この組合は自主性を主張し、『市電共同購入運動の積極的參加および指導』をその任務の一つに擧げ、勞働組合の運動を積極化し大衆化するため接觸面たる家庭へその方針を持ち込まなければ

ならないと主張する點でいちゞるしい特長をもつてゐる。そのほかの勞働組合關係の消費組合および地域組合の成績は擧げるに足るほどのものなく、解消した組合も相當あるやうである。

主要勞働者消費組合一覽表（協調會調査）

全日本勞働總同盟系

	創立	組合員數	拂込濟出資金	賣上總額	一組合員一ヶ月平均利用高	剩餘金	關係勞働組合（又は地域）
千代田消費組合	昭和七	二一七	一、五三一圓	一六、六一五圓	六・一五圓	二一九	東京革工組合吾嬬支部
△共愛消費購買組合	大正一四	一八〇	二、五八四	二六、八三八	一三・四一	(一)三、九八三	東京鐵工組合大崎支部
櫻田購買組合	昭和六	二〇四	三、二七三	五六、八〇三	二三・二〇	二、三七六	東京鐵工組合砂町第二支部
△田島消費購買組合	大正一五	二九二	三、一九九	三〇、六〇一	一〇・五〇	三八二	セメント勞働組合川崎支部
△製綱購買組合	昭和二	八八二	一七、五二六	二五八、八五〇	二四・四八	一三、〇七四	製綱勞働組合川崎支部
染色消費購買組合	昭和一〇	一三〇	一、三五一	一〇、一六六	一二・一一	二〇四	染色勞働組合（横濱）
岳南消費組合	昭和七	四七五	四、二九六	五四、五二九	九・五六	二、五二七	關東紡織勞働組合沼津、鷲津支部
栗本共榮社	昭和三	六六七	七、五〇二	五〇、二四九	六・二七	一、四五七	大阪金屬勞働組合栗本支部
大阪運輸交通勞働消費組合	昭和七	七二五	七二五	一二、六四二	一・三三	九四	大阪運輸交通勞働組合
△購買組合共榮社	？	三二六	二、九二七	六四、〇五二	一六・七八	二、〇四六	尼ケ崎金屬勞働組合
製綱兵庫購買組合	？	一三四	一、六一〇	三一、三七八	一九・五一	七八四	製綱勞働組合兵庫支部
△因島消費購買組合相愛社	昭和三	八〇〇	一一、八〇一	八一、七九六	八・五二	二、七二八	因島勞働組合
△製綱小倉購買組合	昭和九	六三六	一三、八七〇	一九九、二九五	二六・一一	四、三〇〇 九三六	製綱勞働組合小倉支部
白木崎購買組合	昭和四	二四〇	二、八〇九	五八、〇七九	二〇・一六		セメント勞働組合小倉支部
△秋田製材購買組合	昭和九	一九八	一、三〇〇	三三、二六七	九・三七	二四	秋田縣聯合會
日本產業勞働倶樂部系							
△東京石川島自彊購買組合	昭和三	二、五一七	四二、八三〇	四〇五、九〇八	一三・四三	八、三〇二	自彊組合（石川島造船所）

日本勇信購買組合	昭和七	二九〇	五、四七〇	四一、三七七	一一・八八	五一六	日本建鐵勇信組合(東京)
自揚組合購買部	昭和七	二六一	二、三三三	三一、九二九	一〇・一九	一、〇三三	日本鑄鋼(東京)
△芝浦河港購買組合	昭和五	二七八	二、八三〇	四五、五三六	一三・六四	二、〇二一	東京市河港課港愛組合
△購買組合自營社	昭和三	四三一	八、〇三七	七六、五三六	一五・五五	五〇五	興信勞働組合(隅田川精鐵所)
東京交通勞働組合系							
城南消費組合	昭和五	二八六	—	五一、六〇〇	一五・〇三	?	東交廣尾支部、關消聯加盟
東交北部消費組合	昭和二	三六三	七二〇	一九、三〇〇	四・四三	?	東交巢鴨支部、關消聯加盟
其他の勞働組合關係消費組合							
小倉運送勞働消費組合	昭和九	一〇五	一、七二五	二一、三三九	一六・九三	三七九	小倉運送勞働組合
陶友消費組合	昭和九	四三	三五〇	四、〇〇〇	八・五〇	—	名古屋製陶勞働組合
瑞穗購買利用組合	昭和四	一九三	—	二六、八〇四	一一・五八	—	遞信從業員會同盟品川支部
岡山消費組合	昭和八	四〇	二一〇	三、〇〇〇	四・七六	—	全評岡山地方勞働者組合
△吳工友信用購買組合	大正一三	四、〇〇二	四四、三八八	一、〇〇一、六六二	二〇・八三	九、五九一	吳海工會
瀧野消費組合	昭和六	四二	五三七	二、七一〇	五・三三	—	播州化學產業勞働組合
地域消費組合							
△向島共働社	大正一三	一六四	二、一四八	一五、四八〇	三・七五	(一)一〇三	東京市向島區
△蒲田共働社	昭和三	二八四	三、六四二	二五・一二七	七・〇八	(二)一〇二	東京市蒲田區
東京第一合同消費組合	昭和七	三七〇	?	二三、九〇〇	五・一八	五〇	職工七〇%、東京市本所區關消聯加盟
金杉消費組合	昭和七	一九一	?	二六、八五四	一一・七五	二七八	獨立生產者五五%、東京市下谷區關消聯加盟
南千住消費組合	昭和五	一四	?	三、一二五	一八・五八	一五六	東京市荒川區、關消聯加盟
城北消費組合	昭和四	六〇	?	八、四〇〇	一一・六六	—	東京市豐島區、關消聯加盟
松山消費組合	昭和九	六九	?	六、三四六	七・六六	二七	東京市淺草區、關消聯加盟
城西購買組合	昭和八	一〇七	?	一九、三〇〇	一五・〇〇	一、一五〇	東京市世田ケ谷區、關消聯加盟

△購買組合共働社	大正一〇	二九六	一、五九四	一六、一七六	二・六六	一三三
多摩川消費組合	昭和六	一八〇	?	一六、三三六	七・五六	?
消費組合勞友社	大正一四	二〇四	?	二五、二五九	一〇・三一	?
青森家庭消費組合	昭和七	五一	?	七、二〇〇	二一・七五	一、〇七〇
日新消費組合	昭和二	六七	?	一、四八〇	一・八四	七〇
阪神消費組合	昭和六	四五〇	?	四六、三〇〇	八・五八	三六四
西脇鮮人消費組合	昭和九	五三	?	?	?	八〇〇
大阪消費組合		二〇〇	?	三一、〇五四	一〇・九三	三三〇

〔備考〕(1)△認可組合の分は産業組合中央會『第九回市街地購買組合調査』による。(2)關消聯加盟組合は右のほか、城西消費購買組合（小市民組合員一、二五二、拂込濟出資額四二、八三〇圓、賣上總額七二、一九二圓）である。

第五篇　其他の社會運動

第一章　社會主義的團體の設立及解散

第一節　社會主義的團體の設立

我國に於ける一切の左翼運動は、昭和六年滿洲事變勃發以後の急激なる社會情勢の變化によつて昭和八年をその頂點とし、以後急速に衰退の一路を辿つてゐる。左翼の地下的運動に關する直接資料がないため的確なことは不明であるが、新聞通信に見える記事によつて推斷するにこの種運動の指導的地位にあつた日本共產黨は昭和八年より九年にかけて山本正美一派の再建運動・宮本、秋笹等リンチ共產黨事件以來、指導部の內部的分裂その他に禍されて未だ再建の曙光をすら望み得ない狀態にある。コツプ以下の外廓諸團體も客觀的狀勢の變化に壓せられて、昭和九年解體の悲運に遭つたまゝ、活動はとだえてゐる。かくの如く左翼思想運動の全線にわたる後退が行はれつつあるとき、本年、謂ゆる社會主義的團體の設立皆無であつたことはもとより當然ともいへやう。

日本文化人協會準備會　注目すべきは、本年この種運動と別個に、文化人團體としての基礎の上に、文化團體としての機能をもつ團體ともいふべき新しい形をもつた「日本文化人協會」なるものが江口渙、麻生久、賀川豐彥、三輪壽壯、喜入虎太郎、菊川忠雄、平野學の諸氏によつて、本年十一月三日東京海上ビル中央亭に準備會が開かれた。協會は文化人の共濟を主目的としてゐるとはいへ、その後の活動は保留されてゐるが、これを契機として、社大黨との間に何等かの支援關係が生じつつあることが注目される。この種文化運動の出現は將來、社大黨の文化活動と呼應する性質をもつもののやうである。尙、準備會當日の出席者は次の如し。

出席者　麻生久、○江口渙、○江森盛彌、○菊川忠雄、○喜入虎太郎、○山崎勉治（賀川豐彥代理）、○小松淸、木村毅、貴司山治、○三輪壽壯、新島繁、岡邦雄、大宅壯一、○式場隆三郎、佐藤俊、○戸坂潤、渡邊潛（○平野學代理）、大塚虎雄。（○印は當日選出された準備委員）

第二節　社會主義的團體の解散

我國における左翼思想運動は上述の如く、昭和八年下半期より急速に衰微の傾向を辿つた。從來日本共產黨の外廓團體として活潑な活動を續けて來た文化團體も其頃から容觀的狀勢の急激な變化に抗しえず、昭和九年に入るや日本プロレタリア作家同盟をはじめ、左翼文化運動の指導部たる日本プロレタリア文化聯盟（七月）、日本プロレタリア演劇同盟（七月）

が解散し、同年中に我國左翼文化運動の最前線を形成してゐた各勢力はすべて解消した。

從つて本年も亦此種團體の茲に特記すべきものはない。

第二章　社會主義的團體及び個人の活動

第一節　社會主義的團體及個人の活動

日本共産黨は昭和九年宮本等によつて組織された中央部が五月の檢擧によつて破壞された後は、宮内、山本秋等の黨中央奪還代表者會議一派の謂ゆる多數派と、リンチ事件當時の黨中央委員袴田及び之を支持する神山等謂ゆる本部派とによつて夫々黨指導部再建並に黨組織確立の運動が行はれたが、その經過は次章に之を記述する。黨の外廓を形成するコップ並にコップ加盟の各團體は既にその活動を停止しており、この種左翼文化團體のうちでは日本勞農救援會のみがわづかに命脈を保ち、犧牲者救援をはじめ勞農團體と提携して何程かの仕事を續けてゐるとはいへ、不振の狀態にあることは否めない。

日本勞農救援會

左翼運動の衰微と謂ゆる非常時に直面して合法性を奪はれる昭和八年には彈壓のため中央部活動分子の多數を奪はれた勞救は、前年度においては大衆性・合法性の獲得を主眼とし、組織自體の確立を當面の任務としなければならないといふ狀態であつて、本來の任務たる救援活動は不活潑といはざるをえなかつた。十一年度における狀況も依然前年來の繼續とみるほかなく、中央部の確立なき勞救にとつては大阪のほか名古屋準備會、新潟醫療同盟ある程度である。勞救大阪支部は本年二月十四日共産黨及び全協檢擧事件の結果、大阪東成診療所書記長勞救責任者小倉文司外幹部六名、勞救メンバー八名が檢擧されたため、活動の立ち遲れを來しつつあつたが四月三日今後の根本的活動方針を確立するため代表者會議を開催した。大阪支部本年度の主要活動は二月の總選擧に大阪地方無産團體協議會に參加して兵庫第二區全農長尾有氏の應援、大阪第四區における後援のほか、昭和キネマ爭議應援活動等であつた。また、名古屋支部準備會は二月の總選擧における無産政黨進出に當つてその運動方針を發表した。

第二節　その他の社會主義的團體及個人の活動

（この項、東朝、大朝、東日、大每、讀賣、報知等の新聞記事に據る。）

『コム・アカデミー』事件　謂ゆる「コム・アカデミー」事件は六月廿六日、時局新聞編輯者にして元プロ科學メンバーたりし櫻井武雄、矢浪久雄兩氏の檢擧に端を發し、次いで七月十日、元東京帝大助教授平野義太郎、同山田盛太郎、元明大・專大助教授小林良正氏以下卅餘名が警視廳によつて檢擧されるに至つた事件である。當局の發表に即して事件の內容及び檢擧された主要メンバーを掲ぐれば次の如し。

コンミンテルン第七回世界大會は昨年(一九三五)七月廿五日よりモスコーにおいて開かれたが、大會はディミトロフ(ソ聯)エルコリ(伊)代表等の報告に基き一黨は社會民主主義政黨その他所屬團體の如何を問はず之を共同動作に引入れ、また黨員はファッショ團體に加入し內部より之を切崩」せと決議し、全世界黨支部に指令したが、その後この決議に據る運動の結果がフランス、スペイン等における人民戰線の結成となつて現れた。一方日本においても、特に二・二六事件後右翼警戒陣の强化の反面、左翼的文化團體が音樂、映畫、演劇、文藝の各方面に亘る研究團體として多數結成されるに至つたといはれてゐる。

「コム・アカデミー」は昭和七年春頃非常時共產黨中央委員岩田義道及び野呂榮太郎が黨の別動隊として組織したものであるが、氏兩の死後、日本における正統派マルクス主義理論家として、日本資本主義の分析及農業理論をめぐつて理論鬪爭を展開した平野義太郎、山田盛太郎兩氏の手に繼承され、共產主義理論、戰術の學究的機關として黨活動の理論的源泉を形成してゐたものであるが、二・二六事件を契機として正統派マルクス主義陣營の急激な凋落、自由主義的機運の漸次的昂揚に當面するや、「合法團體利用」の新運動方針の線に沿ひ、合法的小新聞雜誌等の刊行物を利用して、正統派マルクス主義の立場より黨の戰略戰術を鼓吹してゐたものであるといはれる。更にこの學究グループと對應して、「ズドン」「文藝街」「時局新聞」等の文學及び綜合雜誌、小新聞を中心とする「行動隊」があつた。媒體となつたこれら新聞雜誌中、「時局新聞」は昭和七年七月創刊しサラリーマン及び小市民層を目標とし、「文藝街」は昭和九年九月プロレタリア文學雜誌として、「ズドン」は本年二月「文學地帶」を改題して月二回發行一部一〇錢といふ音樂、映畫、演劇、繪畫、文學等の綜合大衆雜誌として創刊、江東地方勞働者を主に相當の讀者を獲得してゐた。かくしてコム・アカデミーの下に淺野辰雄、淺野次郎、中島正伍、石原守明、小澤要の五人を以て「新人クラブ」を組織して黨影響下の人民戰線運動に拍車をかけ、雜誌「ズドン」を機關紙としてかつての左翼雜誌「生きた新聞」の配布網を通じて全國に三千五百名の强力な組織體を有してゐた。一方時局新聞(責任者長谷川國雄)農林新聞(責任者大澤三郎)等の新聞關係者も新人クラグ同樣の非合法的指導機關を有して黨の再建を企てつつあつたといはれる。なほ、資金獲得方法においては從來排擊的態度にあつたファッショ團體に對し、これを利用するための意識的握手が行はれつつあつた。

檢擧者氏名　△「コム・アカデミー」山田盛太郎、平野義太郎

小林良正。△「文藝街」藤原春雄、久保俊一、笹野德三郎、深田一三、宋旻民、金井セイ、松尾洋、村岡榮二。△「現實」田邊耕一郎、上野壯夫。△「ズドン」關麒十郎、吉田榮、淺野次郎、淺野辰雄、中島辰郎、近藤とし子、張文環、上野市三郎、大江滿雄寺尾精二、打木村治、近藤均、石川龍雄、淺野正文。△「文學評論・社會評論」金斗熔。△「時局新聞」長谷川國雄、松原宏遠、濱田精一、三代馨、戸臺俊一。

このうち、平野義太郎、小林良正、矢浪久雄、長谷川國雄、松原宏遠等主要人物は殆んど十二月中旬送局され、從來殆んど適用をみなかつた治維法第二條及第三條（實行に關する協議・煽動）が適用され、思想犯取扱上新機軸を作ることとなつた。さらに、平野義太郎、小林良正兩氏は、昭和七年以來岩田義道、野呂榮太郎等と共に、黨のため學術的援助をした理由の下に治維法第一條を適用され、また「日本資本主義發達史講座」の刊行に關與し、これに伴ふ勞農派との論爭展開や、各種の學術的論文・啓蒙的著作論文及び之に關する會合、打合せ等に關しても治維法第二條及び第三條が適用されるものの如く、この種の合法的著作に治維法が適用されたのはこれが最初であり、本事件は今後の共產主義防壓に重要な意義をもつもののやうである。

なほ檢擧者中、山田、小林兩氏は著書の廢棄を聲明したが、檢擧者はコム・アカデミー關係者をはじめ殆んど轉向を聲明したやうである。

山口地方共產黨檢擧事件（五月）—二・二六事件後共產黨最高指導部が山口縣に移された形跡ありとして、五月十五日德山署を中心に縣下三ケ署において一齊檢擧行はれ、中央部重要黨員七名檢擧さる。（中國新聞）

「全協」再建運動檢擧事件（八月）—警視廳勞働課は日本勞働組合全國評議會本部員浦野喜太郎外五名を人民戰線運動に働きかけんとした嫌疑のもとに八月十日檢擧した（東朝）。越えて九月三日、警視廳特高部は、全評を母體に日本における反ファッショ人民戰線結成、全評の全體赤化、全員獲得を計畫しつゝあつたといふ長島乾司、井隼けいのほか元ナルプ浦野喜太郎、元全農常任山我仁助、元全協金屬勞働キャップ韮澤慶子、元全協化學勞働柳源三、全評書記杉浦順之助等十名を檢擧した。（讀賣）

「全協」再建運動檢擧事件（一月）—國家主義日本勞働同盟脫退六團體を以て全日本勞働組合協議會を組織し、コミンタン第七回テーゼに則して合法的に黨の擴大を計りつつあつた前記組合組織部長池保、書記長松井讓二は一月中旬福岡縣箱崎署に檢擧された。（九州日報）

△**鮮字新聞檢擧事件**—警視廳內鮮課は、昭和三年朝鮮共產黨日本總局事件關係者金天海の出所慰安會の名のもとに東京、橫濱、靜岡等で黨再建を計畫し、先づその手段として合法的鮮字新聞を發行、內地朝鮮に支局を設け、これを通じて朝鮮人民戰線獲得計畫しつつあつたといはれる鮮字新聞編輯長李雲洙、販賣部長朴台乙等十八名の朝鮮人を九月檢擧、十二月治維法違反で送局した。（讀賣）

△**朝鮮藝術座（カップ）檢擧事件**—警視廳內鮮課の手によつて本年十月二十九日、東京市牛込區若松町一二九にある「朝鮮藝術座」

め委員長代理韓弘奎、庶務責任者金相福等十五名が夫々檢擧された。韓弘奎は昭和六年東京朝鮮プロ藝術同盟東京支部員として左翼運動を繼續、鮮語劇團「三・一劇場」を組織して半島人大衆の左翼化に努め、九年七月プロット解散後は「高麗劇場」と改稱し更に十年五月「朝鮮藝術座」と改め、內鮮左翼分子學生を加へて十年十一月築地小劇場に第一回公演以來、鮮語劇を通じて半島人左翼戰線の統一、民族解放運動並びに階級意識昂揚に活動してきたものである。其の後取調の結果治維法第二・三條によつて十二月送局された。

「赤色スパイ」檢擧事件　二・二六事件が勃發するや事件の眞相或ひは之に附隨した幾多の情報を蒐集して、供與したため、治安維持法・軍機保護法等に違反する嫌疑あるものとして本年二月以降四月にわたつて十數名が檢擧された。主なる被檢擧者の氏名左の如し。

黑田辰男（ソ聯大使館通譯官）△井上滿（同上）△河野重弘（ソ聯大使館雇）△有村俊雄（ソ聯大使館員）△川崎己三郎（同上）△宇山祿郎△秋津賢一△春木賢夫（假名）△中山龍子（假名）—（以上四名某國大使館語學教師）△小林吉作△村山三治△吉本岩雄△上田半治郎（日露通信社）△金田常三郎（同上）△久津見房子△大竹博吉（ナウカ社）

東北九・一一事件判決　昭和九年九月十一日囚作東北地方農村に謂ゆる「多數派」が黨組織再建の活動を繼續中一齊檢擧された九・一一事件被告元東北帝大醫學部講師・日本共產黨シンパ・坂猶興、東北學院講師千葉幸雄氏等十七名の治維法違反事件判決は三月十一日仙臺地方裁判所において左の如く決定した。

懲役二年、四年間執行猶豫＝長谷部豐治（三年）、友常武雄（三年）、小林六郎（三年）。高橋實（三年）。加藤宗太郎（三年）　黑川利雄（二年）、阿部正（三年）、△懲役二年、五年間執行猶豫＝金矢俊男（四年）、內崎良雄（四年）、五島芳夫（三年）、岩間幹男（三年半）佐藤敏也（三年半）、鈴木善藏（四年）、武山貞一（三年）、千葉幸雄（四年）、坂猶興（三年）。（括弧內は檢事の求刑）

北海道全協再組織事件判決　十年七月十日檢擧された全協再建事件關係者九名の治維法違反事件は本年五月十三日札幌地方裁判所において秀島裁判長から判決言渡があつた。

△懲役二年、四年間執行猶豫＝高橋典三（五年）、洪達善（五年）、武田文夫（二年）、笠原正雄（二年）、遠山一郎（二年）。△懲役三年佐賀德義（五年）△懲役四年村上由（七年）。△禁錮一年、二年間執行猶豫横田雅雄（二年）。（括弧內は檢事求刑）。

尙村上を除く八名は上訴權を拋棄して服罪した。

「無政府主義農村青年社」檢擧事件　我國勞働運動史上における無政府主義的傾向は、運動の出發點においてかなり猖獗を極めたるも、運動の經過と共に暫時史上より影をひそめ、その色彩は漸次稀薄になりつつあつたが、最近少しくこの派勢力の擡頭が見られたかの如くである。即ち十年には日本無政府共產黨の一齊檢擧が行はれたが、この無政府共產黨とは

別個の活動をなしつつあつた農村青年社事件が摘發されるに至つた。「農村青年社」は昭和六年以來東京に主體をおき、長野縣農村に非合法結社として結成されたものであるか、アナーキズムを信奉する青年層を中心にまづ信州暴動から日本全國を一黑色革命」に捲き込まんとする計畫を進めつつあつたものの如く、昭和十年十一月二十七日長野縣を中心に全國的彈壓が行はれ、十一年五月頃までに一道三府十一縣に亘つて三百五十餘名が檢擧された。この種運動としては最初の治安維持法が適用され、第一條によつて三十餘名起訴され、十一年十二月三十一日豫審を終つた。（十二年一月十一日記事解禁）

首腦部及府縣別起訴者數は次の如し。

宮崎晃、鈴木清之、八木あき、望月治郎、星野準二。（以上何れも長野縣）。

長野縣十五名。福島縣三名。東京、神奈川、靜岡、茨城の各府縣各二名。栃、山梨、埼玉、千葉、新潟、愛知の各縣各一名。

第三章　特殊事件

日本共産黨事件

日本共産黨の組織は、昭和七年十月の謂ゆる非常時共産黨（熱海事件）壞滅後は野呂、宮本、秋葉、大泉、小畑等によつて再建運動が續けられた。然るに昭和八年再建委員長野呂の檢擧後はインテリ派宮本、秋葉等と勞働者派大泉、小畑の對立が激化し兩派別個の中央書記局を構成する有樣であつたが兩派の對立は遂に昭和八年來の謂ゆるリンチ事件にまで發展し、この事件を契機として行はれた一齊檢擧によつて兩派の指導者悉く檢擧され、之がため黨の表面的活動は全く終熄するに至つた。しかるに翌九年三月京濱地方黨下部の細胞は黨內清掃の多數派運動を提唱、これを知つた黨關西地方委員會殘留分子は全組織をあげて逸早くこれに參加、遂に日本共産黨中央奪還全國代表者會議準備委員會（謂ゆる多數派）を設立、全國的に反中央的分派活動を展開した。しかし同年十月東京地方で一齊檢擧に遭ひ、多數派中央機關の指導的地位にあつた宮內勇、山本秋等は逮捕されたが、殘黨の吉見光風、澤田平八郎、國谷要藏等はその後再び關西地方委員會を中心とする多數派中央機關を再建、全國的連絡の回復と組織の整理に活動中、翌十年春、澤田、原、岩本等關西地方委員會の主力二十數名は檢擧された。しかもこの檢擧をのがれた國谷要藏、吉見光風等は新活動分子の獲得に努める一方黨組織を整備し、機關紙「多數派」等を遂次發行して各方面に頒布するうち、黨中央部では同年五月袴田、里見等が警視廳に檢擧され、多數派はこゝで活動の中心的目標を失つた

上、同年七、八月にわたつて開かれたる第七回コミンテルン世界大會において多數派のとつてきた黨内分派活動の誤謬を批判され更に國内的には組合戰線統一機運昂揚に加へ、右翼諸勢力の擡頭等の社會情勢に當面した多數派は同年九月廿日、大阪北區東野田五丁目某アパートに協議會を開き、遂に黨の分派である多數派を解體、再び全國的黨の單一組織に歸り、黨中央部の活動任務は關西地方委員會が代行し、機關紙「赤旗關西版」を發行して各種勞働・農民・文化諸團體等に配布し、組織擴大强化の鬪爭を展開した。大阪府特高課ではこれら活動分子淸掃のため、本年一月中旬から檢擧を開始、前記國谷要藏、吉見光風等廿數名を檢擧し、黨組織に彈壓を加へたが、その後も引續き殘存分子の檢擧を行つたやうである。

その間本年五月上旬黨關西地方委員會の名の下に「統一戰線樹立」或ひは「勞働者階級の反ファッショ戰線統一」また日本共產黨中央再建準備委員會の署名による「人民戰線結集」に關する印刷物を大阪府下勞働者・農民および消費組合等に頒布する等、大阪市を中心に中國、四國、九州各地に黨の活動を繼續しつつあつたものの如くである。新聞記事によれば黨最近の活動方針は大體次の如きものであるらしい。

（一）コミンテルン第七回大會の決議に基き、つとめて合法團體との共同鬪爭の戰術に出で、非合法の活動より合法的舞臺を利用して目的を遂げる。

（二）黨の文書はあらゆる方面に配布、赤化につとめる。

尙、コミンテルンの發行する宣傳煽動のための文書は大阪を通じて各地方に送られつつあつたといはれてゐる。（此項大每のほか大朝、讀賣、東朝に據る）

次に獄中の佐野、鍋山等の轉向首腦部は同時に一國社會主義を主張しつつあつたが、十年六月舊黨員西村蔡喜を中心に舊黨員並共靑同盟員等數名をもつて「日本政治新聞社」を組織し、之が「一國社會主義運動の前衞隊」となつてその主張を實踐に移さんとし諸方面の注目を惹いてゐたが、本年五月機關紙「日本政治新聞」を休刊して、表面上の活動を休止した。

1　共產黨大阪本部事件

日本共產黨は昭和九年以來謂ゆる幹部派と多數派に分立して再建運動を繼續しつつも共に挫折の狀態にあつたが、昨秋「分派鬪爭を中止し日本共產黨を統一せよ」とのコミンテルン大會決議による指令をうけるに至り、昨年末には早くも分派鬪爭を中止して大阪を中心に黨中央部を確立し、機關紙「赤旗」も十二號まで出版し、中國共產黨との緊密な連絡の下

に、在ソ邦人黨員との聯絡、黨員の入露をも計畫しつつあつたといはれる。かく黨の中央部が大阪に確立されたことが判明するや、一月十二日以降四月に亘る數次の檢擧によつて黨中央委員吉見光風、全協關西委員長石田健一等八十數名が檢擧された。主なる被檢擧者は次の如し。（此の項大朝、大毎に據る）

吉見光風（黨中央委員會キャップ）△石田健一（全協關西委員長）△階戸義雄（勞救大阪支部書記長）△小倉溫自（勞救東成無產者診療所事務長）△李鶴姜（勞救）△金致要△李寶玉△淺野竹二△井上二郎△岩間義人△宮大次郎△早崎とみ△澤とも△小西榮治（シンパ）

2　共產黨事件判決

リンチ共產黨事件判決　昭和九年、日本共產黨の內部抗爭に端を發した「赤色リンチ事件」は東京刑事地方裁判所において分割審理中であつたが、同事件の中、黨中央財政部員大澤武男をめぐるリンチ關係の富士谷眞之助等五名にかゝる治維法違反、傷害、同未遂、不法監禁、銃砲火藥取締法違反及び大澤にかゝる治維法違反、竊盜事件は本年十二月四日左の如く判決言渡があつた。

懲役四年富士谷眞之助（七年）△同三年湯淺猪平（五年）△同二年六月牧瀨恒二（四年）△同二年、三年間執行猶豫河田ユキ（四年）、堀內唯七（四年）、大澤武男（四年）。（括弧內は檢事求刑）

大森銀行ギヤング事件久喜勝一の上告審　大森銀行襲擊の新生非常時共產黨資金局長久喜勝一にかゝる强盜豫備、竊盜、治維法違反住居侵入、私文書僞造行使の上告裁判は本年五月二十八日「竊盜又は强盜についてはその謀議參加のみにても實行正犯の責を免れず」と新判例を下され、上告棄却で懲役十二年が確定した。

其他の治維法違反事件判決　其他本年刑の確定を見た主なる判決は次の如くである。

△非常時共產黨大衆團體部長松尾茂樹の治維法違反事件（懲役七年、五月十一日、於東京刑事地裁）

△三・一五及四・一六事件野坂鐵（在露）中斷公判（五月十五日、於東京刑事地裁）

△救援辯護士團蓬田武の治維法違反事件（懲役二年、二年間執行猶豫、五月二十二日、於東京控訴院）

△救援辯護士團上村進、神道寬次の治維法違反事件（懲役二年、三年間執行猶豫、七月七日、於東京控訴院）

△中條（宮本）百合子の治維法違反事件（懲役二年、執行猶豫四年（求刑四年）六月二十九日、於東京地裁）

△黨關西地方委員會財政部員兼關西地區オルグ黑木重德の治維法違反事件（懲役七年、七月十五日於大阪地裁）

△黨關西地方赤旗配布局責任者星野芳樹の治維法違反事件（懲役五年七月六日、於大阪控訴院）

△リンチ共產黨事件熊澤勝子の治維法違反事件（懲役二年、執行猶豫三年、十月十四日、於東京刑事地裁）

第四章　學生運動

1　學生左翼運動

我國における左翼運動は昭和八年を頂點として以後急速に凋落に向つてゐる。學生左翼運動もこの左翼運動不振の影響をうけ、昭和八年をその最高潮とし爾來全く萎微沈滯の狀態にある。學生社會科學研究會の解散後、學生の此の種運動の指導的立場にあつた共産青年同盟或ひは左翼文化諸團體が活動力を全く喪失したことが、學生左翼運動衰退の主たる原因であらう。本年特に注目される點は二・二六事件後、非合法的思想事件が激減してゐることである。即ち、十一年十一月末現在で事件數一四件、檢擧者數三六名、處分者五名となつてをり、更に大學高校別にみれば、昭和七年の處分者三六名を頂點として昭和九年以來激減してゐる。十年文部當局の轉向學生保護方針の線に沿ひ各大學は何れもかつて左翼事件に學籍を奪はれた學生に對して門戸を開放し、再入學を許可しつつあるが、十一年には事件數十一件を數へるに止つてゐる。更に高校においても同樣再入學規程を緩和して轉向學生の再入學を容易ならしめてゐるが、六年の九八件、處分者四五六名以來、十三年の起訴者皆無に至るまでの減少を示し、學生運動は數的にも質的にも著しき變化を示してゐる。

大正十四年より昭和十一年十一月末に至る十二年間の大學專門、高校における事件數、檢擧者數、起訴者數及び處分者數は左表の如くである。（文部省思想局調査）

	事件數			檢擧者數			起訴者數			處分者數		
	大學	高校	總計	大學	高校	總計	大學	高校	總計	大學	高校	總計
大正十四年	九	一	一五	四〇	—	四〇	二八	—	二八	—	四	四
同十五年	五	一	七	—	—	—	—	—	—	二三	—	二三
昭和二年	六	五	一三	三	七	二九	一	—	一	九	三	一二
同三年	一八	二八	七五	四八	五三	一二〇	二二	七	二八	七七	一四〇	二八四
同四年	五五	二六	一一七	一四二	九七	二九二	二三	一	二八	八〇	一六六	二三二
同五年	八七	五四	二三	四五八	三三六	九五〇	四九	二三	七七	三三七	四二六	八六四
同六年	一九三	九八	三九五	五四〇	二九五	一、一二九	二四	六	三三	二七八	四五六	九八四
同七年	一四五	六四	二〇八	六三二	二七七	一、一七〇	四八	三	六〇	二五三	九〇一	

同	八年	九七	一五	一五七	四四三	一二八	六七〇	六七	一四	九三	三一〇	一五五	五七八
同	九年	六〇	五	八四	一七三	八〇	三〇五	一九	六	三一	八二	三九	一六二
同	十年	三五	二	四〇	三八	一三	八八	二	一	二	二	一	三
同	十一年	二	一	一四	二九	一	三六	一	一	一	三	一	五

〔備考〕 總計の中には大學、高校のほか專門學校、中學、教職員の全教育關係の左翼思想事件數をも含む。

△立教大學(六月、盟休「不敬」學長の排擊)
△大正大學(十一月、怠業、學内改革要求)

2 學生自治運動

學生の自治要求を中心とする自主的運動は昭和四年より六年をもつてその頂點に達したが、文部當局並に學校當局の學生ストライキに對する彈壓、嚴罰主義の採用に拍車をかけられ衰退し續けてゐる。此種運動は啻にその數において減少をみたのみでなく、その質においても著しく低下してゐる。近年の學生運動の多くは自由・自治の要求をめぐつての運動ではなく、學校當局間の軋轢による騒動、同情罷校、教授排斥運動の如きものがその大部分を占め且つそれが更に謂ゆる日本主義的傾向を帶びて來たやうである。

本年中勃發せる主なるものは次の如くである。

△京都繪畫專門學校(二月、生徒大會、留任運動)
△日本齒科醫專(二月、盟休、受驗停止反對)
△東京商科大學(二月再燃、怠業、三浦學長支持・學長反對派辭表提出組十三教授の排擊)
△九州齒科醫專(二月、盟休、母校更生)
△福岡高商(二月、紛議、受驗無資格者發表)

第五章 藝術家の運動

左翼藝術家の諸團體は昭和七年十一月、日本プロレタリア文化聯盟(コップ)結社後はその有力加盟團體としてコップの統一指導下に活潑な運動を展開して來た。然るに滿洲事變以後の急速なる社會情勢の變化、運動の強化擴大に伴ふ彈壓は激化し、昭和九年これら一聯の團體は遂に自ら解體するの已むなきに至つた。(昭和十年版參照)

これらのうち、ナルプ(作家同盟)系作家は其後「文學評論」「文學建設者」「現實」等の諸雜誌に據つて活動を續けつつあつたが、本年「文學評論」が渡邊順三(編輯責任者)大竹博吉兩氏の檢擧によつて發行不能となつたほか、上記諸雜誌は何れも消息不明に陷り、わずかに「文學案内」(貴司山治)「人民文庫」(武田鱗太郎)等 存續する程度である。

尙、前年來舊ナルプ系作家は「文戰」(勞農藝術家聯盟)系その他のプロ作家を包容して「獨立作家クラブ」を結成した。本クラブは林房雄氏の提唱によるものであるが、政治的主張或ひは組織的文學運動を排し、プロ文學同伴者の社交クラブとしての役割を果すものであつて、左翼文化團體としての社會的行動性は極めて稀薄であるといへる。結成間もなく、本年匆々戒嚴令下におかれ、しばらく開店休業の狀態にあつたが、戒嚴令解除後の七月二十一日幹事會を開き、今後の對策を協議した。その結果、クラブ今後の方針が改訂されたが、その主要なる點は「プロレタリア作家及びその他の作家を以て作る」(規約四)と進歩的並に自由主義作家をも包容することを明確にした點である。尙この改組に伴つて發表された新幹事は次の如し。

〔新幹事〕　秋田雨雀、岡邦雄、若林つや、間宮茂輔、林房雄、中野重治。

ナルプと並んで昭和七年下半期まで華々しく活動を續けたプロット(演劇同盟)も九年解體し、活動は封鎖されるに至つたが、九年九月村山知義氏(プロット)の提唱による新劇團の大同團結が行はれ、全體機關としての「日本新演劇協會」、單一劇團としての「新協劇團」が結成され、舊プロット構成員の一部はこの劇團にあつて「進歩的な藝術的な新しい演劇の創造普及」の活動を續けつつある。

第六章　婦人運動

謂ゆる自主的無產婦人團體の運動については之を第二部第二編第四章の記述に讓り、茲には主として婦人參政權獲得を目標とする婦人の共通運動を記述する。我國婦人參政權運動は婦選獲得同盟、婦人參政同盟、キリスト教婦人參政權協會婦人矯風會等によつて始められ、昭和七年社會大衆婦人同盟及東京婦人聯合會が加はり「婦選後援團體聯合會」が結成され、これら各派の聯合會によつて運動が進められてきた。我國婦人參政權の問題は謂ゆる非常時の狀態となつて以來、他の重要事項に壓せられ、議會においても、一般社會においても兎角輕視されがちとなり、これらの事情に卽應して、婦選團體のとれる運動方針も亦いはば廣義の婦選運動を行つてきたやうである。いま本年度における活動の主なるものを掲げれば次の如くであるが、退手法案修正要求運動への參加の如きは、注目すべき活動であつた。

母子保護法制定運動　△東京魚市場單一制反對運動(六月)△結核豫防東京婦人委員會結成(七月)△退手法修正共同運動(八月)△都制案中婦人公民權挿入要求運動(十二月)△選擧肅正婦人運動。

婦人團體第一回協議會　婦選大會は戒嚴令のため開催不能となり、代行協議會を開催した。五月二日於東京九段產師會館、出席者約百名。主催團體—基督教婦人參政權協會、母性保護聯盟、婦

人參政同盟、婦選獲得同盟、社會大衆婦人同盟、東京府產婆會。〔司會者〕 千本木道子（參協）。〔議長〕市川房枝（婦選）。〔副議長〕武部ソフ（參同）。〔議事〕一、對議會運動。二、選擧肅正運動。三、今後の運動。

〔申合〕 一、議會運動を行ひつつある婦人團體に依つて對議會運動聯絡委員會を組織すること。二、本協議會は今後每年開催すること。三、婦人選擧肅正運動の方向を政治的敎育に導くと共に、已に擡頭しつゝある婦人の愛市運動を發展せしめ、同時に婦人公民權實現の積極運動を起すこと。

婦選獲得同盟總會 五月三日、於東京神田YWCA。出席者三三名。本年は特別委員會制を採用して運動の進展を期することとなつた。第一委員會（婦人公民權獲得 選擧肅正・愛市運動）委員長大坪英子。第二委員會（母性保護）委員長小栗將江。第三委員會(財務、會勢擴張)委員長加藤淸子。

〔運動目標〕 一、選擧肅正運動によつて大衆婦人の中に芽生えたる婦選の要求を導き進めて積極的に婦人公民權の運動を起すこと。二、本年全國各地に於て行はるる自治體の選擧に際し婦人の選擧肅正運動を益々盛ならしむると共に、これを永續的な公民敎育運動とし、更に具體的な愛市運動にまで發展せしむること。三、機會ある每に婦人方面委員の增加、婦人の官公吏の增加等々廣義に於ける婦選の獲得にも努力すること。四、已に參加せる母性保護運動の如き婦選獲得の目的たる婦人子供の福利增進の爲の立法運動には益々協力すると同時にそれに關する立法の立案研究にも着手すること。

〔役員〕 總務市川房枝。副總務藤田・富澤。會務金子しげり。

母性保護聯盟の活動 本聯盟は昭和九年九月、上記婦選獲得同盟等七團體によつて、非常時婦人運動の一形態として、最近激增の傾向にある母子心中に刺戟され、母性保護、母子扶助法獲得を期して創立された(委員長山田わか)。本年五月四日東京日比谷松本樓に第二回全國委員會を開催した、母子扶助法については本年の特別議會に法律案としての提出に成功し、審議未了となるや昨秋の全國社會事業大會繼續委員會に運動を集中した。本聯盟の運動が奏功したためか、本年十二月十九日、內務省社會局は「母子保護法案要綱」を發表したが本案は第七十議會に提出され實施の見透しをうることとなつた。また、聯盟は創立三週年記念事業として本年九月母子相談部を開設した。

第七章　水平運動

1　運動の概況

謂はゆる部落民の解放運動は大正十一年三月全國水平社が結成されて以來、急速且活潑に展開された。尤も初期の全水運動は運動の對象を「部落民」と「一般民」との對立の中に求め、「徹底的糾彈」を唯一の戰術としたため、「現はれた差別事象」は減退したが、見えざる差別或ひは生活の窮乏化に對する運動はなされなかつたやうである。したがつて運動の漸次的沈滯と共に昭和七年前後の如き政治的混亂をすら惹起し

た。その後昭和八年の高松事件を契機として總本部が廣汎なる大衆的運動方針を採用して以來、水平運動は再び上向線を辿るに至つた。

本年に入るや、全水總本部は地方改善費の增額要求、檢閱制度における差別撤廢方針確立、軍隊内の差別絶滅或ひは全國的政治的關聯における部落世話役活動の强化、地方的組織の强化、青年部の確立、民主制の確立を當面の任務として採り上げた。これらのうち、特に地方改善費の增額要求運動は、十一月の第三回中央委員會において具體的方針を決定したが、本年はまだその成果をみるに至らなかつた。

次に差別糺彈活動についてみるに、全水の諸活動はその大半がこの運動によつて占められてゐるともいへやうが、その斗爭の結末は、十年度大會決定の基本方針たる經濟的文化的生活水準向上の方向に發展、轉化せしめる上に「極めて不十分であつた」ことについては全水自體も之を認めてゐるところである。いま、本年における差別事件の主なるものを列記すれば次の如くである。

◇福山步兵四十二聯隊、山口步兵四十一聯隊、大阪步兵三十七聯隊内における差別事件。

◇高知縣赤岡警察署、廣島縣西警察署、德島縣富岡警察署における巡査の差別、暴行事件。

◇愛知縣岩松小學校、廣島縣造賀小學校、德島縣坂野小學校、京都府雀部小學校等における教師及生徒の差別暴行事件。

◇出版、映畫、演劇關係—日活「東の伊達男」(十一月)、京都南座「琵琶歌」十月。

◇ラヂオ關係—東京中央放送局講談「中江兆民」(十年十一月)、大阪中央放送局「靴磨き」(十一年一月)。

これら差別事件のうち昭和九年惹起された佐藤中將事件及び十年における東京放送局の「差別放送」問題は全水においても極めて重大視した事件であつたが、問題は本年中にその最後的解決をみるに至らなかつた。

次に政治的活動についてみるに、全水の政治的立場については本年度第六回中央委員會において、戰線統一に關し別項の如き決議を發表したが、組織自體としては現在政黨支持を決定してゐないやうである。尙、委員長松本治一郎氏は二月の總選擧に當つて福岡縣第一區より立候補して當選したほか、福岡市議補選にも一名の當選者をみ、政治運動の領域においても漸く進出の情勢にある。

2　大會・委員會・其他

全國水平社本年度の集會中、その主なるものは次の如し。

◇第三回中央委員會(一月二十六日、於福岡縣聯事務所)△第四回中央委員會(三月二十一日、於大阪全水總本部)△第五回中央委員會(七月二十五日、於大阪總本部)△第六回中央委員會(十一月三日、於大阪總本部)

◇福岡縣聯合會第一回大會（四月七日、於福岡市記念館）△廣島縣聯合會第十三回大會（四月一日、於廣島縣高田村）△福井縣聯合會大會（三月二十九日、於福井縣菁鄕村）△埼玉縣聯擴大委員會（十月五日、於埼玉縣栃川町）△山口縣聯部落代表者會議（十二月六日）◇全水關東地方部落代表者懇談會（四月二十四日、於埼玉縣川越市外矢田村）

◇中央委員　木靜次郎全國水平社葬（八月二十日、於岡山市公會堂）

右のうち第六回中央委員會及福岡縣聯合會大會の狀況を摘記すれば、

第六回中央委員會　十一月三日、於大阪浪速市民館。松本委員長外十九名出席。〔議事〕一、總本部及地方情勢報告。二、第十四回全國大會開催の件。三、改善費增額要求闘爭に關する件。四、無產戰線統一に關する對策の件。五、總本部不當彈壓對策の件。六、三重縣社會課內の差別問題對策（以上全部可決）

（イ）改善費增額要求闘爭　一、全額國庫負擔による徹底的部落改良施設獲得のため、部落を基礎に强力なる全國的一大カンパを結成し政策に於ては融和團體の反動的十ケ年計畫を鋭く對立せしめ部落大衆解放の基礎的條件を築くべく、飽くまで目的貫徹のため全機能を集中して戰ふこと。二、スローガン（省略）三、當面の活動（省略）。四、闘爭の統一――全國大會の開催、署名運動の組織對議會闘爭等。

（ロ）戰線統一に關する決議「現下における……（略）……情勢にあたり大衆の生活權と政治的自由のため……（略）……わが全國水平社は各無產團體と相協力し無產政治戰線統一の急速なる實現に絕大の努力を致さんことを期す」

福岡縣聯合會大會　四月七日於福岡市記念會館。代議員二八七名。議長花山淸。〔議事〕一、組織の整備と役員改選の件。二、財政確立に關する件。三、部落內日常活動方針徹底に關する件。四、部落產業經濟振興施設要求に關する件。五、反ファッショ戰線統一に關する件。六、宣言、其他（全部可決）

第八章　植民地における運動

第一節　朝鮮

朝鮮における思想運動は昭和七年、合法的民族運動の團體たる新幹會の解消以來、一切の左翼運動が非合法化されるに至つた。殊に滿洲事變を契機としてこの種運動は全鮮各地に數多く起つてゐる。尤も朝鮮における左翼運動は中央指導部の統制、指令によつて展開されることは極めて稀であつて、年々繰返される各地の共產黨再建運動は何れも相互に關聯を有せざる地方的組織の運動に止まるものが大部分である。十年檢擧された第三次咸南共靑事件の如きも朝鮮共產靑年同盟の再建を企圖しつつもその範圍は地方的であつた。本年度においてはこの種運動についての公表資料を缺ぐが、朝鮮にお

ける左翼運動の中心地とみられてゐる咸南における過去三ケ年(昭和八年—十年)の左翼事件の實狀(件數一二二、檢擧者數二、七八五名、起訴四二一名)或ひは昭和十年中の在監者が大正八年万才事件當時の最高記錄(約一萬八千名)を千數百名突破し、その一割前後が思想犯智能犯によるものであると報告されてゐる(總督府發行「朝鮮事情」十二年版)。以上の事實によつても、この種の運動が地方分散的にではあるが、現在尙屢々繰返されてゐるとみられるやうであるが、殊に北鮮地方は興南を中心とする工場工業の飛躍的發展に伴ふ勞働者數の激增或ひは日滿ソ國境の近接等の事情は何等かの影響をもつものと思はれる。

以下本年における此の種運動及び前年の事件にして本年發表されるに至つたものの主なるものにつき、その概要を記述することとしよう。(尙次に掲げる諸事件概要は大朝、大每各地方版及び京城日報等の新聞記事に據つた。)

義烈團事件(昭和九年)　義烈團は團長金元鳳及邊昌有以下三八名で組織され、朝鮮民族の獨立を實現する目的をもつて、中國國民政府軍事委員會の支援を受け、南京軍官學校内に學校を經營多數の革命鬪士鮮人青年を收容、思想的武術的訓練を行ひ、卒業と同時に祕密指令を授けて全滿各地に密派してゐたものである。本事件は本年初め豫審終結治維法違反として送局された(二月記事解禁)

第三次咸南共青事件(昭和十年)　本事件は昭和七年の朝鮮共青同盟再建事件(第一次共青事件)、九年五月の第二共青事件に次ぐもので、その殘留分子にして本事件の首腦部朱文楨、韓鐵煥、韓禎宅、韓武國、李炳植等は咸州平野一帶の農村青年多數を獲得し、革命的咸州平野農民組合準備委員會、共青同盟再建準備委員會および興咸赤色勞働組合準備會を組織し、大約四八班、二五〇名を組織して再建の實を擧げ、機關紙「共産青年」「熱血救」「農民新聞」等を發行し、更に大衆化のため十年のメーデー、反戰デーを期して潛行運動を繼續しつつあつたが、反戰デー檄文撒布事件を契機として十年八月二十二日以降、咸南、興南兩署に農村青年百餘名檄擧され、朱文楨以下四四名送局された。(三月三日記事解禁)

江南赤化事件(昭和十一年)　中心人物たる高昌濟、車銘澈等は京城の同志と連絡、農村赤化のため昭和五年同人倶樂部の結社を初めとし、農村青少幼年獲得、プロレタリア劇團組織、面行政反對運動、反宗運動或ひは資金獲得のためタイヤ修繕工場の設置、消費組合の設立等江西西部海岸線一帶の農村赤化を企てつつあつたが、十年十一月以來平南道江西署に檄擧され、關係者四三名中八名身柄拘束、殘りは不拘束のまゝ治維法違反で十一年五月送局された。

尙本年判決言渡のあつたもののうち、定平赤色農民組合事件及び間島共産黨事件の判決結果は次の如くである。

定平赤農再建委員會事件(昭和九年、咸南)　本年二月十七日咸興地方法院で左の如く判決言渡があつたが、六四名中五八名は實刑、六名は執行猶豫となつた。

△懲役七年　韓永充、李在弼△懲役一年　崔豐烈△懲役五年　韓泰運△懲役四年　韓永謙、李甲燮、金泰鉉、金峴模。其他省略。

間島共産黨事件（昭和五年）　本年二月二十四日、控訴被告二六名に對する京城覆審法院の判決は次の如く多數の死刑を言渡された。

△死刑　周現甲、李甲鮮、金光點、金東弼、劉泰順、高河鯨、金應洙、權泰山、李鐘立、池蓮浩、盧昌浩、朴翼燮、金鳳乞、朴金哲曹東律、金龍震、朴東弼、閔昌植△無期懲役　許玩珍、金今南、車柄喆、安應孫△懲役十五年　元容學、李昌瑞△懲役十三年　朴仁煥△懲役三年　金成孫。

第二節　臺灣

臺灣の社會運動は臺灣民衆黨、臺灣文化協會、臺灣農民組合の活躍によつて隆盛を示した事があつたが、昭和六年を頂點として、同年まづ唯一つの合法的政治結社であつた民衆黨が左翼へ方向轉換のため、結社禁止を命ぜられて解體し、文化協會、農民組合は彈壓と内紛のため合法的活動力を喪ひ地下運動を繼續中遂に昭和六年の臺灣共産黨事件、七年の太湖、竹南兩事件の大檢擧によつてその組織を根底から破碎されてしまつた。かゝる事情から最近數年臺灣の思想運動は全く窒息の狀態にある。本年もこれら諸團體の活動は全く傳へられてゐない。昭和五年檢擧された衆友會事件の如きも一つの民族主義運動であるとしても前記諸團體との有機的關係はないやうである。只昭和五年地方自治の獲得をその目標として結成された「臺灣地方自治聯盟」が十年十月、臺灣に地方自治制が實施され所期の目的を貫徹したため、十年度大會において聯盟の改組・解消を問題としたが、結局決定留保の形において依然聯盟體は存續されてゐる。聯盟今後の運動方針については本年何等具體的方針を示してゐないが、注目さるべきは聯盟の顧問にして總督府評議會、東亞共榮協會、臺灣新民報等に關係をもつ林獻堂氏が上海支那紙に掲載した言說に對して、臺灣における國家主義團體が反國家的思想なりとの見地より糺彈を浴せたために、一切の公職を辭するに至つたことである。尙、排擊に起つた國家主義團體は聯盟の解散をも同時に期してゐたやうである。

衆友會事件　臺灣總督政治を暴力によつて顚覆し、中華民國の版圖に復歸せしめんとした蔡叔悔等二五名にかゝる治安維持法違反事件は、昭和九年九月以來數次に亘つて臺中及び高雄において四二五名が檢擧され、臺州地方法院の豫審に付されてゐたが、本年十月十八日記事　禁と同時に事件の全貌が發表された。

第六篇　國家主義的運動

第一章　國家主義的團體の設立及解散

第一節　國家主義的團體の設立

最近における國家主義的團體の數は極めて多いが、それらのすべては、封建的・前資本主義的時代に受胎し育成されたものか、資本主義の成熟期に民主主義の空氣を呼吸し、そのうちに成育し、滿洲事變後この陣營に走つた社會運動からの轉向派かの二つに大別されよう。殊に本年は、二・二六事件の結果、國家主義陣營內部に過去の誤謬に基く再出發・戰線の統一强化が痛感されたものの如く、この情勢に卽應して數個の新團體が結成された。就中、本年末廣田內閣の末期において結成された時局協議會の如きは、かかる右翼運動全體の自己批判を通じて結成された代表的なものと思はれる。以下本年新設された主要團體を揭ぐれば次の如くである。

一、維新政黨準備會

維新政黨準備會は本年五月二十九日「五月倶樂部」を中心として結成された「全愛國團體統一聯盟」（加盟團體は生產黨、愛國政治同盟、兵庫縣愛國社同盟、新日本國民同盟、其他）を母體として六月二十日大阪實業會館に準備會結成大會を擧げた。本準備會は八月會の反對派によつて結成され、したがつて愛國勞働組合全國懇話會、皇國勞農協議會とは對立の狀態にある。構成團體・綱領は次の如し。

〔構成團體〕　生產黨、新日本國民同盟、愛國政治　盟、國民協會、皇道會、國體擁護聯合會等の關西、中部地方勢力。

〔綱　領〕

一、吾等は合法的國民運動に依り國體政治に背反する金權支配を倒滅し皇道政治の確立を期す。

一、吾等は資本主義、社會民主主義、共產主義並にファッシズムを排擊し大日本主義に依る一君萬民經濟組織の確立を期す。其他。

〔役員〕　常務委員　手島剛毅、藤岡文六、宮本純一、村田村治藤原敏維。

二、關西皇國勞農協議會

關西皇國勞農協議會は維新政黨準備會とは別個に、勞農大衆を基礎として政黨を結成せんとする八月會の意圖に則して八月二十五日大阪中之島公會堂において結成された。結成前、皇國農民團體の全國的統一のために皇農團體結成關東準備會（六月成立）との提携が申合はされたが、決裂したため、關東側は愛國勞働農民同志會に加盟した。當初の見透しは愛國勞働組合全國懇話會加盟勞働團體と愛國農民團體の戰線統

一體を基礎とする維新政黨結成にあつたが、以上の如くこれが不成功に終つたため關西地方に限られたやうである。結成大會の決定せる決議、加盟團體・役員は次の如し。

〔決議〕 農民戰線統一、人民戰線粉碎、勞働戰線統一、維新政黨樹立。

〔加盟團體〕 皇國農民同盟、愛國勞働組合懇話會關西側團體（新日本海員組合、總聯合大阪聯合會、大日本勞働組合協議會）

〔役員〕 議長赤崎寅藏。副議長吉田賢一、今井武吉。書記長大橋治房。

三、純正日本主義青年運動全國協議會

京都地方における洛北青年同盟、興國青年同盟、西陣青年同盟等の結成せる純正日本主義團體共同闘爭協議會は六月十三日運動方針の再檢討を行つた結果、純正日本主義青年思想團體統一促進を全國的に提唱することに決定した。これに基き八月二十三日の準備會を經て、十一月三日全國八十三團體代議員約百名の參加をえて、京都岡崎公會堂に表記「協議會」を結成した。當日協議會設立の趣意書・宣言・規約・役員を決定したが、決議並びに役員は次の如し。

〔決議事項〕

一、累次非常事件誘發の素因に對する政治的責任の徹底的糾彈。

一、人民戰線排擊、維新戰線逆轉化の策動粉碎。一、軍民離間國內分裂策動の擊滅。一、政治の官僚ファッショ化排擊、亡國政權盲者の策動粉碎。一、抗日侮日の背後に盲動せる英ソ勢力の纖滅、對支政策の確立。

〔役員〕 林貞四郎（北海道）入江五郎（東北）大森一聲、西郷隆秀工藤定雄、影山正治（關東）西村暢天（東海）三浦延治（中部）太田幸一、伏木治一（北陸）中川裕、德田惣一郎、田島勝武（近畿）横田佐輔（中國）泉田極（四國）木本榮、田中靜、四宮九州男（九州）橋本重雄（滿洲）。

四、大日本青年黨

二・二六事件後の肅軍異動によつて豫備役となつた橋本欣五郎大佐は、現役當時より國家主義運動者の間にその動きを注目されてゐたが、十一年九月豫備役編入の挨拶狀と共にその抱負と所信を述べたる文書を發表し、同氏を繞る新黨樹立運動の基本的方針を明かにした。其の後橋本大佐を中心とする新黨樹立の運動漸次具體化し、十月十七日明治神宮において「大日本青年黨」の結黨式を擧げた。同黨當面の方針は青年黨員の養成を通じて戰線の基礎を確立し、しかるのち既存愛國團體の統一を圖るにあるといふ。かやうに他團體に對しては極めて消極的・批判的態度をもつて臨んでおり、また結黨當初より黨員の嚴選主義をとり、そのためか現有勢力も亦未だ微々たるものである。同黨の宣言・主張は九月發表された橋本大佐の「飛躍的大日本國家體制」をそのまゝ採用してゐるやうである。役員の氏名左の如し。

〔役員〕 統領橋本欣五郎。書記長松延繁次。總務部長陶山篤太

郎。各部主任調査　西本喬、庶務　藪本正義、組織　大川兼一。

五、時局協議會

「時協」は本年十二月十五日東京における第一回協議會、十二月二十一日の第一回總會を經て成立した。中心的提唱者は三六倶樂部であるが、既存愛國團體幹部の殆んど全部を集結しており、現存國家主義團體の連絡機關として發足した。會規は加盟條件を個人におき、同時に加盟者の自主權を認めてゐる。當面の運動目標は「既成政黨の清算」におかれてゐる。世話人及客員の主なるものは次の如し。

〔世話人〕　小林順一郎（三六クラブ）、入江種矩（國體擁護聯合會）橋本欣五郎（大日本青年黨）、長谷部照倍（陸軍少將）、渡邊良三（明倫會）、吉田益三（生産黨）、高山久藏（總聯合）、黒澤圭一郎（皇道會）、江藤源九郎（淡交會代議士）、赤崎寅藏（新海員組合）、佐藤鐵馬（愛國勞働農民同志會）

〔客員〕　建川美次（陸軍中將）、小林省三郎（海軍中將）、其他。

結成に當つて發表された聲明書は次の如し。

〔聲明書〕（拔萃）「現下の急迫せる皇國内外の情勢に對處する爲に、今回各層、各部門に於ける全日本主義運動の連絡協調並に强化を目的とし、（中略）時局打開の一大國民運動の爲め相互間の緊要なる連絡協調を目的とした。（中略）約言すれば本會規約にもあるが如く、速に内外に對應して皇道政治を確立するが爲めの常設的打合せ會と認めらるべきものである。從て今後の動向としては、先づ國體の本義に悖る所謂功利主義民主主義的思想に基く諸勢力清算の目的に向つて鋒を向けることとなるであらう。以下略」

六、大和聯盟

時局協議會の成立と前後して愛國勞働組合全國懇話會の關西並に中部地方諸團體及び皇國農民同盟は十二月十五日（時協の成立と同一日）大阪中之島公會堂に「大和聯盟」を結成した。「聯盟」は「時協」を指して昭和維新における公武合體派或ひはファッショ獨裁政權の確立陰謀なりとして、對立的な批判を加へてゐる。結成に當つて發表した申合せ、世話人は次の如くである。

〔申合せ〕　一、廣く同志を求め、天業翼賛の政治的行動主體結成の爲め、國體の本義に基き、皇民大衆の實生活に卽してその運動を展開する事。二、その必要上、事務所及び若干の世話人を置く事。

〔世話人〕　千家尊建（大社教）、吉田賢一（皇國農民同盟）、今井武吉（總聯合）。

第二節　國家主義的團體の解散

國家主義的團體にして本年解散したるもののうち、その主なるものは次の如し。

（一）國本社　大正十五年三月創立。軍部、官僚の首腦中堅を以つて構成され、會員二十萬を擁し國家主義運動にも少からざる影響力をもつてゐた國本社は平沼騏一郎男が樞府議長に就任し、會長を辭したのが動機となり、本年六月使命達成を理由に解散を聲明

した。

(二)昭和神聖會　大本教出口王仁三郎氏を盟主に、昭和九年七月結成された昭和神聖會は、其の後大本教を中心とする不敬事件が發覺し、治安警察法及び治安維持法を適用されて同會は本年三月解散を命ぜられた。

(三)愛國政治同盟　(第三篇第三節參照)。

第二章　國家主義的團體及個人の運動

第一節　共通運動

昭和十一年は國家主義的運動に劃期的な轉換をもたらした年であつた。滿洲事變以來簇生した無數の國家主義團體は其後幾多の波瀾と離合の後にも、大體において依然として大衆的基礎弱く、他力依存的であり、實際にも分裂・抗爭・混亂不振の狀態を續けてゐたのであつた。しかるに總選擧における無產政黨の躍進と二・二六事件とそれに續く肅軍其他の政治事情とは、それぞれの意味において國家主義團體の現狀に對する反省と自己批判の機會を與へ、陣營全般に亘つて大衆的基礎を基底とする戰線的統一、政黨樹立の問題を新たにとりあげさすに至つた。從來と雖も、國難打開聯合協議會(昭和七、六成立)、國體擁護聯合會(昭和七、一二成立)、愛國一致運動協議會(昭和八、一二成立)、その他懇話會・研究會の形において大同團結の運動は試みられてきたが、これらの諸運動は概ねその運動方針或ひは人的な關係の縺れから、所期の目的を達するに至らなかつたやうである。

本年、國家主義的陣營において試みられた戰線の統一、新黨の樹立に關する運動の大要を記せば次の如くである。

戰線の統一運動　二・二六事件前後における統一運動の主なるものをみれば、關西における八月會(構成團體—皇國農民同盟、總聯合其他。尙前年版參照)、五月會或ひは東京における二月會が統一への動きを示しつつも、成果をあげえずして終つた。これらの運動は二・二六以後における統一運動の前驅をなすものとして注目される。その他關西地方において結成された全愛國團體統一聯盟及皇國勞農協議會は何れも五月會、八月會を母體として生れ、前者は關西で維新政黨準備會に結合してゐる。又關東においては、本年四月八月會を母體に結成された愛國勞働組合全國懇話會も政黨問題に關心を寄せて數度の決議をしてゐるが、加盟團體の內部事情も加はり、その實現に寄與してゐない。さらに全一倶樂部の主體をなす日本產業勞働クラブは自ら產勞政治研究會によつて政治問題に關する討議を進めてきたとはいへ、その活動にみるべきものはない。ただ三六倶樂部を中心とする愛國勞働農民同志會が大衆

化方針に轉換したことが注目されるが、その活動とても未だ充分に展開するまでに至つてゐない。以上の如く二・二六事件は戰線の統一に新しい機運を與へたとはいへ、その當時における第一次的な統一工作は以上の如く何れも殆んど失敗に歸してゐる。しかし、かかる中にあつて情勢の推移と共に統一運動は急速に盛上り、新黨樹立の實現性を加へるに至つた。その一つは肅軍異動によつて退役軍人が國家主義運動に參加し來り、從來他力依存主義的であつた國家主義運動に新なる流れを注入したことである。かかる傾向の代表的なものとして注目されたものは橋本欣五郎大佐の大日本青年黨の創立と、松本勇平少將、小林順一郎大佐、佐藤鐵馬大佐を中心とする愛國勞働農民同志會の進出であつた。その二は對ソ、支政策、稅整案、行政機構改革案、議會制度改革案をめぐる運動、新政黨の對立に當面して、國家主義團體は此の時機こそ戰線を統一すべきであるとする動きであつた。

この聲は先づ青年層における運動として擡頭した。即ち、東京においては、本年十月「純正維新共同青年隊」が結成され、十一月「純正日本主義青年運動協議會」が結成され、ともに全國的統一を目指しての活動を進めた。しかもこの兩者はともに三六倶樂部の影響下に、その前衞的立場にあつたやうである。さらに、中央における統一運動の二大據點ともみられる前記大日本青年黨と愛國勞働農民同志會のほかに、各派聯合の啓蒙機關として「維新制度研究會」が創設された。これら三者は各々その構成內容、運動ノ法において相違してゐるとはいへ、中央における統一運動の主流をなすものであつた。かくして前二者による統一運動は漸次進展し、本年十二月國家主義陣營上層部指導者を世話人として、既存團體幹部の大部分を集結する連繫機關として「時局協議會」が創設されるに至つた。この提唱はいふまでもなく三六倶樂部を中心としてなされたものであるが、同倶樂部はその指導者、大衆的基礎或ひは資金の點において、戰線統一の提唱者、運動の中心體たるの條件を兼ね備へてゐたやうである。この「時協」は國家主義的政黨樹立運動途上の一起伏として發生したものであつて、それへの前提機關としての意義をもつものであらうが、「時協」は依然として、そのうちに對立する二勢力を內包してゐるやうであり、このまゝ新黨にまで發展するか否かは、すべて今後の客觀的な情勢によつて左右されるといふほかないであらう。現に、「時協」の成立と併行して、愛國勞働組合全國懇話會系青年分子や皇國勞農協議會の如きは「時協」を「ファッショ政權の獨立陰謀」なりとして、反對を聲明する「大和聯盟」なる聯合體を結成した。

第二節　國家主義的團體各個の運動

國家主義的運動は數年來不振の狀態におかれ、これが挽回を目指して提起された運動方針の轉換問題をめぐつて、前年來議會進出派と前衛的中核組織論をとる一派との新しき對立を生じ、後者は更に塾的運動をとる純正日本主義派と勞農團體を組織の基本として重視する一派とに分立した。この關係は元來他力依存主義的であつた國家主義運動を二・二六事件の發生までこの狀態においてゐた。

國家主義的團體の本年の活動は既述の如く、戰線的統一、新黨樹立の問題に一切の努力を集中させた觀があつたが、それと共に軍人政治家の進出は本年における注目すべき現象であつた。かつて五・一五事件を契機として創立された軍人出身者の指導團體たる明倫會、皇道會はかかる意味では既に前期的役割をもつにすぎず、最近における活動に積極的なものを見出しえない。その他本年は政黨政治擊滅運動、相澤中佐公判公開要求運動、同志社事件、郵船不敬事件、尾去澤鑛山事件等を含む國體明徵運動、人民戰線排擊運動、日獨防共協定支持、陸軍の官勞否認支持等の運動が各種の團體によつてとり上げられたのであつたが、そのうち同志社事件は次のやうな經過を採つた。（主なる團體については別項一覽表參照）

同志社事件　京都同志社大學における野村重臣、古屋美貞兩教授馘首問題は京都洛北青年同盟及び野村氏の參加する八月會等の間に自由主義排擊運動として展開された。五月九日八月會は同志社大學湯淺總長に對し、

一、同志社大學部に於けるマルキシスト教授（林要、田畑忍、具島兼三郎）國體明徵論文拒否事件の責任者（松山誠）を馘首すること。

一、貴下は今回の不祥事件の責任を負ひて同志社總長兼大學長の職を即時辭職すべきこと。

の決議文を提出した。このためか、林要教授は自らその職を辭して、同志社大學を去るに至つた。

第三章　特殊事件

昨年第六十七議會前後に發生した美濃部博士の憲法學說をめぐる國體明徵問題は、不振の國家主義運動に絕好の運動目標を提供したのであつたが、この運動を通じて陣營內部は却つて混亂と對立をさへ生むに至つたものの如くである。かゝる運動方針をめぐつての對立は注目を惹いた眞崎教育總監の交迭（十年七月）、謂ゆる永田事件（十年八月）・相澤中佐の公判等をめぐつて二・二六事件の前夜まで存在してゐた。かゝる意味において相澤中佐の公判及二・二六事件は本年の國家

主義運動に重大な影響を及ぼしたものと思はれるが、ここでは單にその所在を指摘するにとゞめる。

永田事件・相澤中佐の公判　昭和十年八月十二日相澤三郎中佐は軍務局長永田鐵山少將を刺殺した。この事件の公判は本年一月二十八日第一師團軍法會議法廷で公開裡に開始された。(特別辯護人は鵜澤聰明氏及び滿井佐吉中佐)。公判中途、事件の動機、原因或ひは教育總監更迭につき統帥權干犯の有無が注目されたやうであり、二月二十五日には遂に前教育總監眞崎大將の召喚訊問も行はれた。しかして翌二十六日、謂ゆる二・二六事件が勃發したため、公判は無期延期となつたが、更改公判の結果、五月七日相澤中佐の死刑判決が確定した。

二・二六事件　謂ゆる二・二六事件は軍隊のみならず、北一輝、西田税、中村義明、薩摩雄次、龜川哲也、その他の民間團體關係者とも連關があつたものの如く、且つその規模と計畫とは五・一五事件以上に深刻であり、かなり明瞭な政治的目的を有してゐたやうでもある。したがつてその政治・經濟・社會上の歴史的意義も亦、極めて重大であらう。

主要國家主義的及國粹團體一覽（本研究所調査）

（團體名）	（本部所在地、括弧内ハ創立年月）	（主張・目的）	（機關紙）	（幹部氏名）	（備考、括弧内ハ當該團體發表ノ會員數）
日本革新黨	東京市麹町區永田町一ノ三一（昭和二・七・一八）	日本獨自ノ立憲政治並ニ行政機構ノ確立其他	「日本革新新聞」	委員長 江藤源九郎 黨務長 赤松克麿	新日本國民同盟、國民協會、舊愛國政治同盟、愛國革新聯盟ノ解消ニヨリ成立
時局協議會	東京市麹町區内幸町一ノ六商興ビル二號館三階（昭和一一・三・六）	日本主義團體ノ連絡		世話人 橋本欣五郎 小林順一郎 入江種矩 吉田益三 江藤源九郎 其他十一名	（約五百）
大和聯盟	大阪市（昭和一一・一三・一五）	日本主義運動ノ公武合體反對		世話人 吉田賢一 千家尊建 今井武吉	昭和一二・七・日本革新黨ヘ解消
純正日本主義青年運動全國協議會	京都市左京區下鴨膳部町八九（昭和一一・一一・三）	皇道世界宣布 純正維新斷行	「大極」	委員 中川祐 西郷隆秀 大森一聲 三浦延治 林貞四郎 其他五名	（二萬）
純正維新共同青年隊	東京市赤坂區榎坂町四（昭和一一・一〇・二四）	日本主義團體青年層ノ統一、政黨政治排撃		委員 三木亮孝 大森一摩 佐々木武雄 影山正治 其他四名	維新政黨準備會ト併行 昭和一二・六・解散
維新制度研究會	東京市麹町區内幸町一ノ六商興ビル本館（昭和一一・一三・三）	維新運動ノ啓蒙的活動、自由主義政治形態否定		委員長 赤松克麿 米持格夫 永木島材 森本完之耕	國民協會、生産黨、日本精神協會、新日本國民同盟、直心道場等（約二百）
大日本青年黨	東京市澁谷區穩田一ノ一二五（昭和一一・一〇・一七）	青年ヲ通ジテ戰線ノ基礎確立	「太陽大日本」	統領 橋本欣五郎 書記長 松延繁次	

大日本産業勞働團	同（昭和一三・八・三）	右	日本主義勞働戰線ノ結集	「太陽大日本」	團長 橋本欣五郎 理事長 陶山篤太郎 主事 伊藤長光	日本産業軍神奈川縣聯、中部勞働聯盟、大阪西部勞働聯盟等（千八百）	
關西皇國勞農協議會	大阪市北區曾根崎新地三ノ一九總聯合大阪聯合會內（昭和一一・八・二五）		日本主義勞農戰線ノ統一、維新政黨樹立		議長 赤崎寅藏 副議長 吉田賢一、今井武吉 書記長 大橋治房	皇國農民盟ヲ中心トス（現存セズ）	
維新政黨準備會	大阪市北區樋上町浪速ビル三階（昭和一一・六・二〇）		日本主義政黨ノ樹立		常任 手島剛毅 藤岡文六 其他		
二月會	東京市麹町區內幸町內幸ビル（昭和一一・二・二七）		維新戰線ノ統一		世話人 津久井龍雄 陶山篤太郎 島中雄三 松延繁治	赤松克麿 小池四郎 松谷與二郎 宮崎龍介	議會進出派反「皇道派」現在有名無實
八月會	大阪市北區曾根崎上四ノ一九（昭和一〇・八・二六）		日本主義團體ノ連化強		世話人 村井清純	野村重臣 吉田賢一	（現存セズ）
昭和神聖會	東京市四谷區愛住町七六（昭和九・七）		皇道大本主義	「人類愛善新聞」	統監 出口王仁三郎		昭和一一・三結社禁止
維新會	東京市足立區千住元町一四（昭和九・八）		第二維新ノ實現	「維新」	委員長 竹本信一 書記長 市原壽		（二千五百）
勤勞日本黨	東京市神田區元岩井町一五（昭和九・四）		國家社會主義		黨首 石川準十郎 委員 深田吟次郎、矢尾喜三郎		近藤榮藏（千五百）
大日本國家社會黨	東京市神田區神保町三ノ二九江戸ビル（昭和九・三・一〇）		國家社會主義	「國社」	別府俊介 安平伸 事務長 宮下爲吉		水原友二郎、其他 目下活動休止（五百）

日本經綸學盟	同右（昭和一二・一）	同右	同右	同右主幹	石川準十郎
愛鄉自治聯盟	水戸市新原町愛鄉塾（昭和九・一二）	農本自治主義	總務	橋本德次郎	大日本國家社會主義學盟ハ之ニ解消（三十）
新日本同志會	東京市丸ノ内日清ビル（昭和八・二）	既成政黨打破	書記長	藤齋勇	愛鄉會ヲ改稱（千二百）
京大清明會	京都市左京區北白川仕伏町九清明學舍（昭和八・一〇）	君民一如ノ新日本建設	理事長	大賀治男	
國民協會	東京市麹町區内幸町一ノ二商興ビル（昭和八・七）	日本精神ノ國民的浸透	指導教授	高廣三郎	
皇道會	東京市芝區琴平町二（昭和八・四）	皇道政治ノ徹底	顧問	橋本傳左衛門	
三六倶樂部	東京市麹町區内幸町太平ビル別館（昭和八・一〇・五）	皇道政治ノ普及、民一如	文化委員長	矢野仁一	
國體擁護聯合會	東京市芝區田村町二内田ビル（昭和七・一二）	共産主義排撃、維新斷行、昭和	會長	赤松克麿	昭和一二・七日本革新黨ニ解消
信州鄉軍同志會	長野縣飯田市江戸町猶興社（昭和七・五）	日本主義	統務長	津久井龍雄	
大亞細亞協會	東京市麹町區内幸町大阪ビル（昭和八・三）	アジア聯盟ノ結成	文化委員長	倉田百三	
			會長	黑澤圭一郎	日本農民組合支持
			幹事長	山下巍八郎	
			顧問	平野力三	
			常任	井田磐楠	愛國勞働農民同志會ノ中樞
			二子石官太郎	井上清純	
			菊地武夫	小林順一郎	
			増田一税、薩摩雄次	其他	九十八團體加盟
			「新日本」	「會報」	「國民運動」
			「皇道」	「三六情報」	「信州鄉軍」
			「大亞細亞主義」		
			會長	關重忠	（三千）
			幹事長	中原謹司	
			會頭	松井石根	（約千）
			副會頭	矢野仁一	
				村川堅固	

第五部　主要國家主義的及國粹團體一覽

明倫會	東京市丸ノ内海上ビル七階（昭和七・五）	天皇政治確立	「明倫」	總裁 陸軍大將 田中國重 常任 渡邊良三 中山健 大山卯次郎	（三百萬）	
新日本國民同盟	東京市四谷區大番町九（昭和・五）	新日本ノ建設	「錦旗國民軍」	委員長 佐々井一晁 顧問 松田禎輔 木良明	昭和一二・七日本革新黨ニ解消	
自治農民協議會	東京市目黒區中根町一八四一（昭和七・四）	自治ノ復活、農村ノ建設	バンフレット	代表者 長野朗		
愛國政治同盟	東京市麹町區内幸町一ノ七内幸ビル（昭和七・五）	新日本ノ建設	「維新日本」	委員長 小池四郎 陶山篤太郎	昭和一一・一一解散	
大日本生産黨	東京市麹町區一ノ六　商興ビル大阪市東區今橋一ノ一（昭和六・六）	日本主義	「黨報」	顧問 山岡滿 葛生能久 小林順一郎 委員長 頭山滿 田益三郎 總務 鈴木善一 八幡博堂 柴山八吉 西郷隆秀 其他	（十萬）	
洛北青年同盟	京都市左京區下鴨膳部町八九（昭和四・二）	皇道世界宣布、純正維新斷行		代表中川祐	純正日本主義青年運動全國協議會支持（三百五十）	
祖國會	東京市杉並區井荻三ノ一（昭和三・九）	非祖國的ナルモノ一切ノ排除	「祖國」	北吟吉	（四千五百）	
錦旗會	東京市牛込區喜久井町三四（昭和二・五）	王道主義	「日本思想」	遠藤友四郎		
明德會	東京市赤坂區青山南町三ノ三六（昭和二・三）	皇室中心主義	「明德論壇」	鹽谷慶一郎	（二千）	
愛國同志會	東京市丸ノ内丸ビル六四一區（大正一五・二）	皇道主義	「愛國」	會長 公爵一條實孝 理事長 大島高精	（五千）	

建國會	東京市荒川區三河島六ノ七五（大正一五・二）	國體宣揚、世界皇化	「皇道維新」	會長	赤尾敏	（三千）	
金鷄學院	東京市小石川區原町一二（大正一五・四）	王道主義、東洋思想研究	「學報」	理事長	酒井忠正 安岡正篤		
國本社	東京市麹町區平河町二ノ二ノ八（大正一五・三）	國本ヲ固クシ國家民族ノ急務ニ赴ク	「國本新聞」		平沼騏一郎	昭和一一・六、解散	
大日本クラブ	東京市牛込區河田町一九（大正一四・六）	皇道日本主義			増田一税		
恢弘東	東京麹町區九段一丁目 偕行社内（大正一三・四）	忠君愛國	「恢弘」	會長	陸軍大將大井成元	陸海軍將校（千三百）	
大日本護國會	東京市本所區吾妻橋二ノ一一（大正一三・二）	尊皇愛國、教化事業		總裁 會長	公爵一條實孝 片岡惠君	（二萬）	
勤王聯盟	東京市四谷區南寺町四二（大正一三・一）	天皇中心主義	「勤王」	會長 總務	菊地武夫 鈴木男	（六千五百）	
洋々會	東京市麻布區霞町二二 宇佐川方（大正一二・六）	忠君愛國		幹事長 海軍大將	百三郎	海軍將官有志（二百三十）	
立憲養正會	東京市澁谷區代々木深町一六〇一（大正一二・二）	天皇政治確立	「養正時評」	總裁 總務部長 幹事長	田中澤二 田村益喜 加藤喜孝	（百三十萬）	
關東國粹會	東京市麹町區內幸町一ノ六 商興ビル本館（大正八・二）	皇室中心主義	「國粹」	會長 顧問 理事長	陸軍中將高山公道 渡邊千冬 金井米吉	（十萬）	
大和民勞會	東京市目黑區上目黑八ノ五七一（大正一〇・一）	皇室中心主義思想善導	「民勞」	副總裁 幹事長	藤代蓊 根本光蓊	（三十八萬）	

大日本正義團	大阪市東淀川區豐崎西通一ノ三四（大正六）	皇室中心、全體主義	「正義時報」		酒井榮藏	別ニ滿洲正義團アリ（一萬）
海軍有終會	東京市芝區榮町一三（大正二・九）	時事問題並思想問題研究	「有終」	理事長 海軍大將	竹下男	在鄉海軍將校（二千）
修養園	東京市澁谷區千駄ケ谷四ノ六六八（明治三九・二）	流汗鍛錬、同胞相愛	「向上・愛と汗・白ゆり」	顧問	平沼騏一郎	男女學生、青年團（二十萬）
中央報德會	東京市四谷區三光町八（明治三八・二）	思想善導	「斯民」	主幹	森村市左衛門 蓮沼三	
黑龍會	東京市麹町區永田町二ノ八六（明治三四・一）	天皇中心主義	ナシ	常務理事	一木喜德郎 中川望 其他	（五千）
玄洋社	福岡市西職人町五三（明治一二）	國民思想ノ淨化統制		代表者	葛生能久	
				顧問	山縣有朋	
				相談役	滿原義剛	
				理事長	宮多淳 宮川五郎	香椎源太郎
					大頭三郎	
					美和作次郎	

第二部（勞働者運動）統計表

第一表（其一）

昭和十一年同盟罷怠業工場閉鎖統計表（社會局調）

昭和十一年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
		件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
機械器具製造工業	機械製造職工	一四	三三三	三	五〇七	一	三四	一八	八六四
	船舶車輛製造職工	一六	六三四	一	三	一	四六	一八	六九二
	其ノ他ノ職工	四一	一、七四四	六	三〇			四七	一、九六四
化學工業	窯業製紙職工	四九	四、三三八	二	六三	一	五五	五二	四、三三六
	ゴム製造職工	五	一五六					五	一五六
	製油製蠟製藥職工	一九〇	九六九					五	一九〇
	其ノ他ノ職工	一七	二七〇					一七	九六九
染織工業	紡績製織職工	九	四、〇六九	一	八〇	一	一〇	九	二七〇
	絲織職工	一三	二七二					一〇	二七二
	染色加工職工	一〇	一、一八六	一	一			一〇	一、一八七
	其ノ他ノ職工	二六	一、四一八	二	七八			二七	一、四九六
飲食物製造工業	醸造職工	五	一五一					五	一五一
	煙學製造職工								
	其ノ他ノ職工	一六	五七三					一九	六一五
計		三四三							

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
雜工業								
製版印刷製本職工	四	一三八	二	三三	一	二	七	一八三
木竹製品職工	二四	八二七	一	八			二五	八三五
其ノ他ノ職工	一八	六九九					一八	六九九
鑛業								
金屬鑛夫	六	一、二四七	三	一、三四九	二	一八〇	一一	二、七七六
石炭鑛夫	一三	七七〇			一	四一	一三	八一一
其ノ他ノ鑛夫	一七	九五五				三三	一八	九七八
瓦斯電氣事業從業者								
運輸業								
鐵道軌道從業者	二	四六四						
船員	九	一、一三九	一	四八三			九	一、一三九
船夫	九	二八三	五五				一〇	三三八
仲仕人夫								
其ノ他ノ職工	三五	一、〇一〇	四六二				三九	一、四七二
通信業	一	八					一	八
土木建築業								
左官大工其ノ他職人	四	一三九					四	一三九
土方駕職	三〇	一、八一〇	四	一〇九			三四	一、九一九
其ノ他ノ業務ニ從フ者	三八	一、一一〇	四	二三六	一	一〇	四三	一、三五六
計	四九八	二六、七七二	三六	三、六九六	一三	四三三	五四七	三〇、九〇〇

備考 罷業中ニ前年ヨリ繼續一件（參加人員四三）ヲ含ム。

第一表（其二）昭和十一年同盟罷怠業工場閉鎖月別件數

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
一月	四〇	一、三七六	六一	九〇	一	五	四三	一、四四二
二月	二五	八二八	一				二六	九一八

第一表（其三）

同盟罷怠業工場閉鎖月別累年表

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
昭和二年 件数	三四	三四	五三	三四	三三	三五	三三	四七	二六	二六	三〇	一八	三八三
昭和二年 人員	三、〇三三	一、九八九	六、三四六	三、一六〇	四、九四四	七、一九四	二、六二一	七、六七五	三、四〇五	三、〇三〇	一、八一四	一、四六一	四六、六七三
同三年 件数	二三	二一	三五	三六	三六	三七	三五	五八	四三	二三	一八	二九	三九三
同三年 人員	一、九三五	一、八九三	三、七〇一	二、四一五	四、一六八	一〇、九九八	二、四五一	三、四一〇	三、七〇三	二、〇八九	一、七五七	四、八一七	四三、三三七
同四年 件数	三五	三一	五七	二五	三五	四三	五七	六一	六七	五二	五〇	五八	五七一
同四年 人員	二、五三七	二、九三一	一五、二二八	九二八	九、二八八	四、二三二	一〇二	七、六二五	四、七五四	二、三〇三	四、五四七	一八、九二三	七七、二八一
同五年 件数	五三	六〇	六四	九〇	六五	八七	一〇二	八六	九六	七〇	七五	五二	九〇〇
同五年 人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　前年ヨリ繼續ノ分ハ一月ニ合算セリ。

	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
昭和二年 件数	五〇	三七	四〇	五三	四八	五四	五七	二八	二三	四九八	三六
昭和二年 人員	二、四一三	二、四八一	一、一六五	五、三四八	二、三六五	三、一七九	三、一二九	一、七七四	一、七九三	二六、七七二	九二一
同三年 件数	七	二	四	四	四	六	一	一	二	三六	三六
同三年 人員	六一〇	四二	一、三五四	一一九	五七六	六四二	一二	四六	一四八	三、六九六	一三三
同四年 件数	三	一	一	一	一	—	一	二	—	一三	二
同四年 人員	三二	一一	一〇	八	二三	—	四六	四五	—	四三	六三
同五年 件数	六〇	四〇	四五	五八	五三	六〇	五九	三一	四五	二七	五四七
同五年 人員	三、二四四	二、五三四	二、五二九	五、四七五	二、九六四	三、八二一	三、一八七	一、八二八	一、八四一	一、一一七	三〇、九〇〇

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
同六年 件	二一	一、九八二	一三	二、〇一五	五	二、九二	三八	一四、二五九
同六年 人	五六	三、一八三	三	八七	一	二	六〇	三、二八一
同七年 件	三七	一、六五七	一	九〇			三八	一、七四七
同七年 人	三五	一、四七八	六	二三三			四一	一、七〇一
同八年 件	三五	三八一					一五	三八一
同八年 人	一二	五四三	一	一四〇			一三	六八五
同九年 件	五	二三三					五	二三三
同九年 人	九九	八〇	七五	八一	七二	八四	七五	五三
同十年 件	八三	一一〇	九二	八一	七二	八四	七五	九八四
同十年 人	八三	七、二九二	四、三八三	四、七〇二	三、五八四	三、七六四	五、六二八	二、四六六
同十一年 件	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九一	六八	六〇	五〇	四九
同十一年 人	六、四五一	四、四〇八	五、一四〇	五、四二一	三、六八四	六、三八一	三、三八三	三、二二五
同十年 件	四八	四八	六一	五六	五三	四一	三八	三五
同十年 人	三、六二七	三、二六二	二、八三三	六、九〇九	三、四三九	二、三八六	一、七九二	四六、七八七
同九年 件	六二	四七	五六	四三	六九	八〇	三八	四四
同九年 人	四、九五〇	四、八八三	三、五五六	一、九三六	一二、八六五	三、四〇八	一、三一六	二、七三四
同八年 件	七一	五一	四九	三七	三八	四三	四二	三七
同八年 人	四、三九五	四、一八六	三、〇五二	三、一五五	四、三五四	二、五六八	二、八四五	二、二五六
同七年 件	四五	五八	五三	六〇	五九	三一	四五	二七
同七年 人	二、二五九	五、四七五	二、九六四	三、八二一	三、一八七	一、八二八	一、八四一	一、一一七
同六年 件	二一	一、四四二	一九	九一九	三、二四四	二、五三四	二、五二九	三〇、九〇〇
同六年 人	二、三八七	二、七四二	五、四七九	三、三一九	一、九三六	一二、八六五	一、三一六	二、七三四
同十年 件	六一	五四	六〇	四一	七一	三七	四二	三七
同十年 人	二、二六〇	三、六一三	三、六三五	一、三三一	四、三五四	四、三五四	二、八四五	二、二五六
同十一年 件	四三	二六	六〇	四〇	五九	三一	四五	二七
同十一年 人	一、四四二	九一九	三、二四四	二、五三四	三、八二一	一、八二八	一、八四一	一、一一七

第一表（其四）昭和十一年同盟罷怠業工場閉鎖要求事項別件數

賃銀
賃銀減額反對
賃銀算定支給方法ノ變更又ハ反對
賃銀支拂
勞働時間短縮
作業方法規則ノ變更又ハ反對
組合ノ自由又ハ確認

	同盟罷業 件數	同盟罷業 參加人員	同盟怠業 件數	同盟怠業 參加人員	工場閉鎖 件數	工場閉鎖 參加人員	計 件數	計 參加人員
工場設備其他福利增進ノ施設	四	一五一	—	—	—	—	四	一五一
解雇反對又ハ解雇者ノ復職	三六	一、八五七	五	一八一	四	六一	四五	二、〇九九
解雇手當ノ確立又ハ增額	一七	二〇六	一	一八	一	三四	一九	二五八
公休日ノ設定	二	二二一	—	—	—	—	二	二二一
休業反對	一	三八	—	—	—	—	一	三八
監督者排斥	二五	二、〇六〇	三	三五	一	四一	二九	二、一三六
其ノ他	四二	二、七九〇	四	九〇七	一	二三	四七	三、七二〇
計	四九八	二六、七七二	三六	三、六九六	一三	四三三	五四七	三〇、九〇〇

第一表（其五）昭和十一年同盟罷怠業工場閉鎖結果表

	同盟罷業 件數	同盟罷業 參加人員	同盟怠業 件數	同盟怠業 參加人員	工場閉鎖 件數	工場閉鎖 參加人員	計 件數	計 參加人員
要求貫徹	一六二	八、四五六	三	一、一八三	三	三二	一七六	九、六七一
妥協	一九八	一三、四七〇	一五	二、二八〇	四	二七八	二一七	一六、〇二八
要求不貫徹	一三八	四、八二九	九	二三三	六	一二二	一五三	五、一八四
自然消滅	—	—	—	—	—	—	—	—
未解決	一	一七	—	—	—	—	一	一七
計	四九八	二六、七七二	三六	三、六九六	一三	四三三	五四七	三〇、九〇〇

第一表（其六）同盟罷怠業工場閉鎖結果累年表

	要求貫徹 件數	要求貫徹 參加人員	妥協件數 件數	妥協件數 參加人員	要求不貫徹件 件數	要求不貫徹件 參加人員	自然消滅 件數	自然消滅 參加人員	未解決 件數	未解決 參加人員	計 件數	計 參加人員
昭和二年	一〇九	八、三四五	一一九	一三、三八四	一四八	二三、四九二	二	三八	四	二、三九三	三八三	四六、六七二

第一表（其七）昭和十一年勞働爭議府縣別數（社會局調、勞働時報ニ據ル）

	爭議件數	參加人員	機具製造工業	化學工業	染織業	飲食物製造工業	雜工業	鑛業	瓦斯電氣事業	運輸業	土木建築業	通信業	其ノ他ノ業
同三年	九七	一、一五六	一三一	二一、四一四	一六一	一三、〇九七	三	五八	五	一六三	三九七	五六、二五一	八
同四年	一六七	二四、七三三	一八七	三一、八七七	二一	一九、一九二	二	二三	六	一、五三八	五七六	七七、四四四	
同五年	二六二	一四、一八八	二九七	二五、八四一	二二三	二八、一〇四	五	一〇四	一四	一、二四八	九〇六	八一、三二九	
同六年	二三四	一三、四〇〇	三五一	二五、九三五	三九三	二四、六一六	一〇	九四八	二三	一、四四五	九九八	六四、五三六	
同七年	二一〇	一三、八八二	三九一	二三、二八七	三四一	一一、一〇五	七	一四〇	一三	二、六三六	八九三	五四、七八三	
同八年	一二三	五、八七五	二六三	一三、二九三	三	六四	一一	八七三	三	五八	五九八	四六、七八七	
同九年	一六三	一一、四八七	二七一	一七、一一一	一八八	二〇、八四六	三	六四			六一三	四九、四七八	
同十年	一五八	八、三八三	二七六	二四、一一〇	一五六	五、二四一	一	三四			五九〇	三七、七三四	
同十一年	一七六	九、六七一	二一七	一六、〇二八	一五三	五、一八四			一		五四七	三〇、九〇〇	
北海道	六七	二、五七二	四			二	三	一三		二九	八		
東京	二九一	一〇、九八一	八五	二六	一四	八	二四	二		五九	二		六一
京都	一〇六	一、八九五	八	六	七〇	一	六				三		一三
大阪	四〇〇	一二、五五七	一六二	五九	六二	二六	二				三三		四一
神奈川	八八	七、三三二	二三	九	三	三	五	一	三	二一	一		九
兵庫	一二三	四、四九二	三二	二	二	六	一五	二	一	一〇	二		三
長崎	二〇	一、二九三	四	三	一	二	二	五		二	二		
新潟	一三	一、〇七一	一	四	二					四	一		
埼玉	四四	五、六八九	一一	三		一	一三	三		六	一		二
群馬	六五	二、八六三	三		三六	二	九	三		一	五		六

千葉	一八	九三六	四	一	—	三	一	—	—	二	一	一	五
茨城	一一	五〇一	—	一	—	一	—	四	—	二	二	—	一
栃木	三〇	七六五	二	三	三	—	五	三	—	—	二	—	三
奈良	一五	八二一	—	三	—	—	八	一	—	二	—	—	一
三重	二七	一、二四三	五	四	—	—	三	一	—	八	四	—	二
愛知	一九六	四、八〇八	四四	二七	五二	一	二〇	二	—	一六	一一	—	一三
静岡	二三	三、六五六	三	一	五	—	一	六	—	四	—	—	三
山梨	一二	八七三	—	一	一	—	一	—	—	二	七	—	—
滋賀	三	一五七	—	一	二	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	四〇	六、六六三	—	二	四	—	二	二	—	三	四	—	四
長野	一六	七〇一	—	—	二	—	二	三	—	四	五	—	—
宮城	一	六〇	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	一六	三三二	一	—	二	—	一	六	—	三	二	—	一
岩手	五	一三五	—	—	—	—	—	二	一	—	二	—	—
青森	一	一〇〇	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	三	一五八	—	—	—	—	—	二	—	—	一	—	—
福井	二	二六	—	—	一	—	—	—	—	—	一	—	—
石川	六	一七九	—	—	三	—	—	—	—	一	二	—	—
富山	一三	一、八三三	—	三	五	—	—	—	一	四	—	—	—
鳥取	一	五四	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—
島根	一三	三六八	二	四	—	—	—	四	—	—	三	—	—
岡山	四四	一、七九九	三	一〇	六	三	一	二	一	五	一〇	—	三

第二表（其一）昭和十一年中發生小作爭議統計（社會局調、勞働時報ニ據ル）

(1) 府縣別關係人員及耕地面積

	爭件	議數	關係地主少作人 地主	小作人	關係耕地面積 田	畑	其他	計												
北海道	三八一	四〇六	一、四七六	三、八〇〇・〇一	一、四八・八九	四三・九二	五、六七一・八二	二・三二	一	一九	一〇四	七	二七〇	一一九	二	二四
東京	一	一九	二一	一	二・三二	一	二・三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
廣島	四六	二、五二	七	八	二	二	九	二	四	九	二	一	九	三	一	四
山口	二八	一、〇六二	一	五	一	一	二〇	一	一	一	一	一	七	四	一	二
和歌山	五七	三、〇二一	三	二	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
德島	一三	七七三	三	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
香川	三	八三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛媛	一六	二、二八九	一	四	二	二	二	二	二	二	四	二	二	一	一	一
高知	一四	一、〇一八	一	八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡	五七	三、九一五	九	一一	二	二	二	二	九	四	一	一	一	一	一	七
大分	四	一五五	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀	七	二五九	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊本	一〇	三六一	一	二	一	一	一	一	一	一	二	一	三	一	一	一
宮崎	三	一八一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿兒島	五	一八七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
沖繩	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、九七五	九二、七二四	四二三	二五九	三三三	五七	一九八	一〇四	七	二七〇	一一九	二	二四

京都		一七	三六三	一、四三	一、〇六六・三一	一	一	一、〇六六・三一
大阪		一五四	一、四一六	五、九九三	四、四三六・八九	一〇六・一六	一	四〇・五四五・〇五
神川	奈	一一	五八	一一六	四〇・八五	五三・〇五	一	九三・九〇
兵庫		一三五	一、一五三	二、九八六	一、五三五・三一	一三五・九一	一四・六四	一、五七五・五六一
長崎		一一	五三	六四五	一一七・八一	一三四・九一	一	一三一・七四
新潟		一八八	六六三	三、一五四	二、〇六六・八六	三七・四一	八・六〇	二、一一一・八七
埼玉		一〇四	一六八	九一五	一〇四・九四	七八・九三	七・五四	一九一・四一
群馬		一一三	一五一	一一五	一一一・五四	一一・五四	六・五四	一六一・六一
千葉		一六六	一七	一五九	一〇六・四一	一〇・七七	〇・一一	一一七・四〇
茨城		一七八	一九一	四一九	一一七・一四	九五・四七	一・四一	一一四・〇一
栃木		一一四	五一九	六八四	一五四・一九	七八・八七	五・一九	一一一・四五
奈良		九六	一、〇一七	一、一一一	一、六一七・四一	一一六・六五	一	一、六五一・〇七
三重		七六	一一九〇	一、〇五〇	五〇一・九九	一・一六	〇・一一	五〇四・一八
愛知		一一	一一九	五七五	一〇〇・七六	一〇・六五	〇・一九	一一一・六〇
静岡		一一五	六九	四一七	一九九・九一	一八・六八	一・一五	一一九・八五
山梨		六一六	八六七	五、一八八	一、五四九・一九	一六七・一一	四一四・五五	一、一四〇・八五
滋賀		一四	一八四	一、〇五九	一、〇一六・九一	〇・一一	〇・五五	一、〇一七・五九
岐阜		六四	四一一	一、五八一	一、一六六・一四	四・六四	〇・一一	一、一四〇・八九
長野		一〇九	一九〇	一一五一	一一〇・四四	一六九・〇五	一四一・一〇	四〇一・六九
宮城		一一一	一一五〇	六八一	一一九・一五一	一〇・〇一	四・八四	一〇六・四〇
福島		四七六	一、四一五	一、〇四六	一、〇〇〇・一一	六九・六四	八・七〇	一、〇七八・六六
岩手		一一一	八一	一六一	五六・一八	一一六・四一	一一六・一六	一一六・〇五
青森		一七四	一八一	四九九	一一八・七一	一一八・〇八	一一・一〇	一一九・一〇

山形	三三五	三三三	三五八	一〇四・一一	三・五四	二・四四	一一〇・〇九
秋田	一七九	二四九	八〇三	三四三・九五	一・九五	一・〇一	三四八・九一
福井	一五	一二九	五五八	五四五・四四	—	〇・〇三	五四五・九九
石川	一	一	一九	三・〇五	〇・三三	〇・一三	三・五一
富山	二八	六八一	一、五三九	一、五三八・四四	九・三九	一・三三	一、五四九・三五
鳥取	一〇	三九	一一九	三一・六九	四・九八	〇・四〇	三〇・九五
島根	六五	三三八	一、〇九一	九〇九・一三	一・三四	〇・三〇	九〇八・九八
岡山	一三三	八六五	二、九八一	一、三三八・〇一	〇・九三	二・二五	一、二二九・〇一
広島	六四	一六二	九八〇	一五〇・九三	一八・六九	三三・三五	一九〇・九九
山口	五六	八三	四〇四	一五一・九〇	一・三三	一・三三	一五五・三五
和歌山	二一	二八	一一五	二九・八九	〇・〇九	—	一二九・九六
徳島	二九二	四九九	九三三	二三〇・〇九	一九・九〇	一・九四	二四九・三一
香川	二一	五二	一六五	四二・三三	一・〇二	一・二一	五五・四五
愛媛	一九	六六	二六一	一八八・八九	二・一九	—	一九一・〇四
高知	四六	四八	六九	一〇・五〇	三・三三	〇・〇一	一三・八四
福岡	二四一	一、六五六	五、八四四	三、九一九・五六	二九・〇三	一〇・一九	六九四・九六
佐賀	一九	一九	二〇	四・一二	二・一六	〇・〇三	六・三一
長崎	八四	一八九	三三三	八九・三五	一〇・二三	三・〇八	一〇〇・六六
熊本	九	九	一〇	二・〇九	—	—	二・〇九
大分	四六	五二	一四八	八・三二	一五・〇五	〇・二二	一〇二・五五
宮崎	四六	五二	一五五	八九・三一	一五・〇〇	〇・二二	一〇二・五五
鹿児島	八六	四九八	一、九九八	六〇四・四六	八五・三四	三三・三八	八二三・一八
沖縄	—	—	—	—	—	—	—
計	五、九四	一六、六五八	五五、三四	三一、八一八・一五	二六、六九八・六二	一、三六九・九四	五八、八八四・九一

(2) 府縣別爭議要求事項數

	小作料減額	小作料一時免除	小作料永久減額	小作料増額反對	納表就緩	米裝テ格制等下ニ限和	奬勵他之ス給付ル米又モニ其類ハノ額増	小作人ニナ特別出ス支ル補償ノ	小作契約継續	小作契約確認又ハノ永小作權獲得賠償	其他
北海道	一三五	一〇	九	四		一		一	一七〇	一六	五五
東京											
京都	二								二	一	一
大阪	一三六		一	二					六	六	三
神奈川	二								七	二	一
兵庫	二九		九	六		二		一	四八	二五	六
長崎	四	一	二	一			二		一〇		二
新潟	六二		五	六		一			九九	二	*七(二)
埼玉	五		三	六			一		六八	二五	
群馬	四一	三	二	二			一		一五八	五三	二
千葉	一	一		一					三四	二	九
茨城	一〇			五					一五一	一	一五六
栃木	五〇	三	四	四					二一七	一	一
奈良	八一	一	二						七	四	一
三重	三二		二						三三	三	四
愛知	五		一			一			一	一	二
靜岡	一一九	四	一八	五					三七〇	一四	
山梨	一九		二						七	一	一
岐阜	三六		五						九	五	
小時	一三五	一〇	九	四		一		一	一七〇	一六	二
計											五五

長野	四	二	四	二	｜	｜	一	八二	八	｜	三〇
宮城	二四	二	二	｜	｜	｜	｜	二〇〇	｜	一	一一
福島	七八	三	八五	六	｜	｜	｜	二二九	二	｜	五六
岩手	三	｜	｜	｜	｜	｜	三	六〇	四	｜	七
青森	七四	三	三	三	｜	｜	｜	二七一	六	四	三
山形	四	｜	一	二	｜	｜	｜	一八二	四	一	二八
秋田	二〇	｜	九	二	｜	｜	一	一三一	六	｜	一一
福井	九	｜	｜	｜	｜	一	｜	二	一	｜	二
石川	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
富山	二四	一	三	一	｜	三	一	六三	二	｜	二六
鳥取	七	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	｜	｜	｜
島根	二六	一	三	｜	｜	五	一	二三	｜	｜	一〇
岡山	六五	一	二	二	｜	一四	｜	二六	七	二	一四
廣島	八	一	二	一	｜	｜	｜	二五	九	｜	九
山口	三	｜	｜	一	一	｜	｜	二七	七	｜	三
和歌山	二	二	一	一	｜	｜	｜	一一	一	｜	六
徳島	四〇	八	一四	二	｜	一	一	一六五	一三	｜	七五
香川	二	｜	｜	二	｜	｜	｜	一一	四	｜	五
愛媛	六	二	一	｜	｜	｜	｜	三	一	｜	三
高知	六	｜	一	｜	｜	｜	｜	三〇	五	｜	九
福岡	三七	二	七	一	｜	｜	二	一二五	一八	一	四九
大分	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一三	｜	｜	九
佐賀	一三	｜	一	三	｜	｜	｜	四七	五	｜	一八

第二表（其二）小作爭議統計累年表（農林省調）

	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
熊本	—	—	—	—	—
宮崎	二	—	—	—	—
鹿兒島	七	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—
計	一、二九〇	五三	一九	三六	一六
備考 其ノ他ノ括弧内數ハ込米廢止要求件數ヲ再示ス。					
爭議件數	五、七六九	六、八二四	五、八二八	四、〇〇〇	三、四一四
參加人員 地主	一七、五二三	二八、五七四	三四、〇三五	一四、三一二	一六、七〇六
參加人員 小作人	五八、六七五	一二三、一六四	一三一、〇三一	四八、〇七三	六一、四九九
關係耕地（町） 田	二八、七六七・四	六四、一八一・〇	七三、九二三・三	二三、四一三	三一、六九四
關係耕地（町） 畑	二、一三七・五	六、〇六三・六	九、三七四・三	六、二三五	七、〇三〇
關係耕地（町） 其他	九三六・三	五〇〇・五	二、五四〇・四	九四九	三〇四
關係耕地（町） 計	三六、八四一・二	七〇、七四五・一	八五、八三八・〇	三〇、五九七	三九、〇三八
小作料値上	一五〇	一一五	一一四	八六	六〇
小作料有期改定期間滿了	三〇	二〇	二〇	一九	二五
風水旱害病虫害其ノ他ノ不作	一、〇五六	二、四五一	一、九四〇	六四六	一、〇五七
小作料高率	一三一	六六	八五	九九	七四
米麥其ノ他農産物價下落	二	一三	三一	一八	五〇
勞賃多ク收支不償	九	六	七	一六	一四
小作農薄益生計困難	七	一三	一三	六	一〇
計	三五五	一三	一一	一一	一一

原因別件數				要求事項件數			
小作料不統一	一	一	一	永久的小作料ノ減額	一四三	九六	九六
產米檢査込米奬勵米關係	三六	八	七四	小作料統一又ハ改定	三三	九	一三
小作權關係又ハ小作地引上	三、二四四	三、〇三一	二、七〇四	納米ノ格下又ハ俵裝ノ改更	一	一〇	一〇
耕地區劃整理關係	九	一四	一六	込米廢止	二	一	二
前所有者ノ小作申込ヲ拒絕	四二	四七	四一	奬勵米又ハ賞與金ノ給與・增加	三三	一三	六五
小作料過徵又ハ小作地面積相違	三	一三	一一	肥料代耕作費及立毛ノ賠償	三三	一三	二四
小作料滯納	七六〇	七三四	五〇五	小作契約繼續	三、〇二八	二、八六二	四二一
小作人ニ小作地買取ヲ要求	三四	二六	八	小作權又ハ永小作權ノ確認	六五	四五	四四
調停條項不履行	一五	二	一二	小作權又ハ永小作權ノ賠償	一五三	一三三	一六六
契約不履行	二四	二四	一六				
小作證書・保證關係	七	八	七				
其ノ他	二二	二七	二三				
小作料値上反對	一四八	一四	一二				
小作料有期改定期間延長	一〇	一一	一三				
一時的小作料減額	一、二五三	二、六一六	二、一六八				

原因別件數				要求事項件數			
小作料不統一	三五六	四	二	永久的小作料ノ減額	一〇五	九六	九六
產米檢査込米奬勵米關係	二六	五七	二六	小作料統一又ハ改定	二三	一三	一三
小作權關係又ハ小作地引上	一、五二〇	二、二七五	二、〇九七	納米ノ格下又ハ俵裝ノ改更	五	一〇	一〇
耕地區劃整理關係	二一	二〇	一六	込米廢止	三	二	四
前所有者ノ小作申込ヲ拒絕	三三	一八	一六	奬勵米又ハ賞與金ノ給與・增加	四八	一三	一六
小作料過徵又ハ小作地面積相違	一六	九	一六	肥料代耕作費及立毛ノ賠償	二〇	一三	一六
小作料滯納	三三一	四八五	五〇五	小作契約繼續	四九	四五	四九
小作人ニ小作地買取ヲ要求	一三	一〇	八	小作權又ハ永小作權ノ確認	一三〇	一三三	一〇一
調停條項不履行	二四	一三	七	小作權又ハ永小作權ノ賠償	六六	一六六	一〇一
契約不履行	一六	二四	六				
小作證書・保證關係	一〇	一六	一三				
其ノ他	一三	一九八	一三一				
小作料値上反對	六〇	七二	一二二				
小作料有期改定期間延長	二〇	一七	一三				
一時的小作料減額	九五	一〇五	一、二六七				

結果

未解決	自然消滅	要求撤回	要求貫徹	妥協	其他	小作料延納並ニ分割支拂ノ件	契約又ハ調停條項ノ履行	過納小作料ノ返還	小作地買受	前所有者ヨリ小作申込
一、三七五	三四	一三	三三	四、〇〇九	四〇九	三三	一四	五	七三	四三
一、〇九〇	八三	一六〇	三八一	五、一三一	三八〇	三八九	二一	七	五八	四七
九〇九	七六	一五七	九三	三、七六四	二九四	二七四	四	一五	五三	四一
七六一	五六	九二	五三	二、五六八	一七四	一七三	一	七	三七	一八
八一七	五三	六一	二二	三、一六三	一四五	一三六	八	一一	二二	三二

第三表　勞働組合（社會局調）

（產業別）

	組合數					組合員數				
	昭和十一年末	同十年末	同九年末	同八年末	同七年末	昭和十一年末	同十年末	同九年末	同八年末	同七年末
總數	九七三	九六五	九四三	九三一	八一八	四三〇、五八九（三四、六八五）	四八、六六一（三三、九三七）	三八七、九六四（三一、〇四九）	三八四、六一三（三一、五三三）	三七七、六三五（二七、〇三七）
機械器具製造工業	七八	八六	八〇	八〇	九三	九五、九三九（一、九四八）	一〇〇、四四六（一、八二八）	九〇、一九〇（二、〇五二）	八八、五五九（二、〇五三）	九二、六八九（一、五七九）
化學工業	一〇七	一〇五	八九	八四	八一	二六、三四六（三、一〇六）	二七、八三一（四、二六一）	二四、三一〇（三、六三九）	二三、〇六一（二、四三〇）	一九、四八七（一、五七四）

産業別	職業別	總數	聯合加盟團體（種類別）	聯合一團體數（組織別）	單一團體數（組織別）	其他
土木建築業	二六	四七三	二六六	六六九	五九三	三六〇
染織工業	四七	一九三	三五	六六	五四	三七〇
飲食物製造工業	二四	一九九	一四〇	七〇	五〇二	三五〇
雜工業	二五	一八五	一三五	一六	五四	三七〇
鑛業	一六	一六	一〇	一〇	九	一四
瓦斯電氣業	一六	一六	一〇	一〇	九	一四
運輸交通業	二五	二五	一〇一	九四	七	一〇九
通信業	二七	二七	一五	七	五	九
商業	二六	二六	一四	一四	一〇	三
公務	四七	四七	一四	一四	一〇	三
自由業	四五	四五	一八	一四	一〇	三
家事	四六	四六	一四	一四	一〇	三
合計	四六九	四六九	一四九	一四九	九三	三七
不明	四六九	四六九	一四九	一四九	九三	三七
總計	四六九	四六九	一四九	一四九	九三	三七

一般勞働者　三〇一　三一七　三二七　三二四　四一、二六七　三六七、九一八　四一、七〇〇　四二、四六八　四一、九〇三

備考

第四表　小作人組合累年表（農林省調）

	組合數					組合員數				
	昭和十一年末	同十年	同九年	同八年	同七年	昭和十一年末	同十年	同九年	同八年	同七年
總數	三、九一五	四、〇二一	四、三九〇	四、八一〇	四、六五〇	二三九、二〇九	二四二、四二三	二七六、二四六	三〇二、七三六	二九八、八三九
北海道	三一	三四	四八	六四	五五	一、一八七	一、四四一	二、〇一七	二、五〇四	二、一三〇
青森	三〇	二九	四三	四二	四二	八七五	八六二	一、六八九	一、七九七	一、七九七
岩手	六	六	八	六	五	二〇三	二〇三	三七二	三三七	三二二
宮城	四三	四三	四一	四一	二六	一、一六九	一、一六九	一、五〇八	一、四二六	一、一一〇
秋田	一〇九	一〇九	一三三	一四九	一四三	四、三一二	四、三一二	四、七八五	五、一四四	六、一〇六
山形	四三	七一	六九	七六	七五	二、六六七	四、八三六	四、六二四	四、五九九	四、六二一
福島	一一〇	一三〇	一〇一	八三	七一	六、五〇五	六、九三六	四、三三七	三、八八〇	三、八六八
茨城	八五	八一	八七	九四	九三	三、五一四	二、九五九	三、一七二	三、四一八	三、三八〇
栃木	九〇	八九	一〇四	一〇三	一〇三	四、六九〇	四、七三二	五、二五〇	六、一二〇	六、〇三六
群馬	八一	八二	一四九	二〇一	二〇四	七、五八七	七、六八四	一三、八五七	一八、二七七	一九、九一〇
埼玉	一一三	一一三	一四九	一六〇	一六一	一〇、七三一	一〇、七三一	一四、一四九	一五、三二六	一五、七七七
千葉	一五七	一八五	一五五	一二六	一二六	九、七二〇	一〇、七〇一	一〇、五二〇	七、三〇一	七、三〇一
東京	一九	二〇	一八	三二	三二	一、四三〇	一、四五八	一、三〇六	二、三三六	一、六二七
神奈川	四〇	三九	三九	三九	三四	二、五三一	二、五〇三	二、五〇三	二、一八二	二、五五〇
新潟	五八一	五三九	五三一	六七九	六七七	二九、一二四	二七、二七五	二八、〇七三	三二、八一二	三二、〇七八
富山	一四五	一三五	一三五	一三六	一三六	六、七七七	六、六七四	七、五七三	七、五四八	七、五四八
石川	四三	四三	三三	三三	三〇	二、一四〇	二、一四〇	一、六七三	一、六七三	一、六一一

福井	四七	四八	五三	五五	五六	一、五四七	一、五四五	一、六四五	一、七四七	一、七八〇
山梨	二五八	二七一	二五四	二五九	二五〇	一、一一七	一、二四六	二、一七六	二、六九九	二、七一四
長野	一二二	一二二	一六五	一六八	一五八	九、七二七	一〇、一一七	一一、八六二	一一、四八一	一一、六九一
岐阜	一九九	二〇五	二一一	二二二	二一九	一一、七五七	一二、一六六	一一、九〇二	一二、二九九	一二、八〇〇
静岡	一〇七	一〇七	一〇七	一一六	一〇二	七、五九五	七、五九五	七、八二二	七、六二二	七、五九二
愛知	一二八	一二七	一五九	一五〇	一四八	一四、〇六九	一二、九八四	一五、九二八	一五、二二七	一五、一〇一
三重	四八	四九	九七	一〇〇	八六	二、〇五二	二、一六八	七、四二五	七、二二五	六、六九二
滋賀	六六	六七	七二	七六	六九	四、二〇九	四、二一九	四、五〇二	四、六一七	四、一九四
京都	九二	九二	一〇二	一二七	一四	五、九八八	五、九八八	六、一八七	七、五〇五	五、八一二
大阪	一一一	九四	一〇四	一〇二	九五	二、八四	二、四五八	二、八一一	四、〇六九	二、八一六
兵庫	一六八	一五四	一五四	一五八	一六一	九、一六九	一〇、〇一九	九、四五八	一〇、九六一	一〇、九四七
奈良	四六	四〇	四五	五八	五六	一、九四七	一、七二一	一、九一〇	一、〇六五	一、九九一
和歌山	五五	五五	五九	七一	六九	一、一五一	一、〇六九	一、四三五	一、八五三	二、〇六一
鳥取	一〇〇	一〇〇	八〇	八二	八二	二、一一四	二、一一四	四、一一四	四、二七七	四、二〇五
島根	七二	七一	七七	一一四	一一〇	四、一〇七	二、七七四	四、〇九四	六、七一五	六、六一四
岡山	一二〇	一一九	一八八	一八〇	一八四	八、六七二	八、八六一	一一、八八五	一一、六二五	一二、六九四
広島	九九	一八	五〇	四九	四九	二、六五八	二、八五七	四、二一一	四、二四七	四、二四七
山口	六	六	一二	一八	一五	一一六	一一六	七一二	一一、六五七	一一、四八五
徳島	七七	一一一	一〇五	一〇五	九六	一一、八四八	一〇、一一八五	九、二八六	九、七七六	九、一一一
香川	一一	一一	一六	一六	一六	一六〇	一六〇	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一
愛媛	四九	四九	四九	五〇	五六	二、六七七	二、六六四	五、〇八一	五、〇八一	五、一一四
高知	二二	二二	二二	四五	五〇	一、九一二	一、九一二	一一、〇五六	五、七九〇	六、六八四
福岡	二〇二	一八六	一八七	一八六	一八二	八、二九九	七、八八七	八、〇〇六	一〇、一一九	一〇、一一〇
佐賀	八	二四	一九	一九	一八	七〇八	一、一四七	一、一二一	一、一二一	一、〇五七

第五表　消費組合統計（産業組合中央會調）

	組合數	組合員數	出資 口數	出資 總額	出資 拂込濟額	諸積立金	購買品賣却高	預金（×餘裕金）	借入金	剩餘金
				圓	圓	圓	圓			
長崎	一	一、八八七	一、一三九	一、一三九	一、一三九	一、一五九	一、一九五		一、一三九	一、一九五
熊本	七	七七七	四二三	四二三	四二三	四二三	四二三		四二三	四二三
大分	一四	一三九	一〇〇	一、〇四九	九八九	九八九	九八		一〇四	九八
宮崎	三七	三七	三一	四、九六一	四、六三七	四、四一二	四、四一二		四、四一二	四、四九八
鹿兒島	八	五	五	五七八	九〇七	九〇七	七九九		七九九	七九九
沖縄	—	—	—	—	—	—	—		—	—

	組合數	組合員數	口數	總額	拂込濟額	諸積立金	購買品賣却高	預金（×餘裕金）	借入金	剩餘金
昭和六年	一六三	一三八、一六九	二九一、三九四	三、〇四六、二〇七	二、〇三五、八七〇	一、二〇三、四五六	一七、一八八、四一二	一、九五五、五六六	一、九二一、九〇七	三九二、五四三
同七年	一八五	一八九、〇一四	三一四、三二八	三、二五六、六五〇	二、四三八、五〇九	一、二一三、五三三	一八、四一一、八九六	×二、三三一、八八七	一、七四三、〇四一	四三六、一一〇
同八年	一七七	一九九、二八一	三三一、二六七	三、三八〇、八二七	二、六三三、〇二一	一、三三三、八八四	二、一一九、三六五	×四、一六九、二三四	二、二三四、四九四	四八七、五四四
同九年	一九〇	二一三、〇九一	三七九、二三四	三、六九九、九五四	二、五〇八、四〇五	一、五七四、六五〇	二五、七六二、七三八	×四、六五四、五四二	二、〇九八、五五七	四、三七一
同十年	一七八	三二、九九四	三五六、七七〇	三、〇三六、三二四	二、三六七、〇七〇	一、六三七、五四五	三〇、一〇三、四八五	×三、八二六、七九三	二、一九四、七八一	六五四、四〇三